

## 第2回定例会会期・議事日程及び付議事件

平成23年6月20日 奄美市議会第2回定例会を招集した。

会 期 22日間

議事日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
6月20日	月	本会議	1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定 (22日間) 3 報告第1号～7号 (7件) 上程 説明 質疑 討論 採決 4 議案第40号～47号 (8件) 上程 説明 5 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
6月21日	火	本会議	1 一般質問 - 師玉議員, 竹山議員, 三島議員, 蘇議員 (質問順)
6月22日	水	本会議	1 一般質問 - 栄議員, 崎田議員, 奥議員, 戸内議員 (質問順)
6月23日	木	本会議	1 一般質問 - 与議員, 多田議員, 関議員 (質問順)
6月24日	金	休 会	
6月25日	土	休 会	
6月26日	日	休 会	
6月27日	月	本会議	1 議案第40号～47号 (8件) 上程 質疑 付託 付託区分 { 総務建設 - 議案第42号, 43号, 46号, 47号 (4件) 厚 生 - 議案第41号, 44号 (2件) 産 業 経 済 - 議案第45号 (1件) 文 教 - 全委員会 - 議案第40号 平成23年一般会計補正予算 (第1号) は, 所管する各常任委員会に付託 請願・陳情付託報告 (前議会からの継続審査事件を含む) 総務建設 - 陳情第3号 (1件) 厚 生 - 陳情第2号 (1件) 文 教 - 請願第1号 (1件)
6月28日	火	休 会	各常任委員会審査 (厚生・産経)
6月29日	水	休 会	各常任委員会審査 (総建・文教)
6月30日	木	休 会	報告書整理
7月1日	金	休 会	報告書整理
7月2日	土	休 会	
7月3日	日	休 会	
7月4日	月	休 会	報告書整理
7月5日	火	休 会	報告書整理
7月6日	水	休 会	報告書整理
7月7日	木	休 会	報告書整理
7月8日	金	休 会	報告書整理
7月9日	土	休 会	
7月10日	日	休 会	報告書整理
7月11日	月	本会議	1 議案第40号～47号 (8件) 上程 報告 質疑 討論 採決 2 陳情第2号 (1件) 上程 報告 質疑 討論 採決 3 請願第1号 (1件) 上程 報告 質疑 討論 採決 4 議案第48号～50号 (3件) 上程 説明 質疑 討論 採決 5 議案第51号 (意見書) (1件) 上程 説明 質疑 討論 採決

		6 議案第52号 (意見書) (1件) 上程 説明 質疑 討論 採決 本会議終了後、議場にて永年在職議員表彰状の伝達 全員協議会 (伝達式終了後) 【議題：「奄美人・もの交流プラザ (道の駅) 事業の概要について】
--	--	--

付議事件は次のとおりである。

番号	議案等番号	件名	議決年月日	議決結果	付託委員会
		平成22年度奄美市一般会計予算繰越明許費繰越計算書			
		平成22年度奄美市一般会計予算事故繰越し繰越計算書			
		平成22年度奄美市公共下水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書			
		平成22年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書			
		平成22年度奄美市水道事業会計予算繰越計算書			
		専決処分の報告について (専決第2号～5号 市営住宅明渡し等請求に係る訴訟の提起について)			
		専決処分の報告について (専決第6号 損害賠償の額を定めることについて)			
(1)	報告第1号	専決処分の承認を求めることについて (専決第7号 平成22年度奄美市一般会計補正予算(第8号)について)			
(2)	報告第2号	専決処分の承認を求めることについて (専決第8号 平成22年度奄美市老人保健医療特別会計補正予算(第2号)について)			
(3)	報告第3号	専決処分の承認を求めることについて (専決第9号 平成22年度奄美市笠寿園特別会計補正予算(第3号)について)			
(4)	報告第4号	専決処分の承認を求めることについて (専決第10号 奄美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について)	H.23.6.20	承認	本会議
(5)	報告第5号	専決処分の承認を求めることについて (専決第11号 奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)			
(6)	報告第6号	専決処分の承認を求めることについて (専決第12号 奄美市税条例の一部を改正する条例の制定について)			
(7)	報告第7号	専決処分の承認を求めることについて (専決第13号 平成23年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について)			
(8)	議案第40号	平成23年度奄美市一般会計補正予算(第1号)について	H.23.7.11	原案可決	全委員会
(9)	議案第41号	平成23年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について	H.23.7.11	原案可決	厚生
(10)	議案第42号	平成23年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	H.23.7.11	原案可決	総務建設
(11)	議案第43号	平成23年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について	H.23.7.11	原案可決	総務建設

付議事件は次のとおりである。

番号	議案等番号	件名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(12)	議案第44号	奄美市飼い猫の適性な飼養及び管理に関する条例の制定について	H.23.7.11	原案可決	厚生
(13)	議案第45号	奄美市企業立地等促進条例の適用の特例に関する条例の制定について	H.23.7.11	原案可決	産業経済
(14)	議案第46号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	H.23.7.11	原案可決	総務建設
(15)	議案第47号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	H.23.7.11	原案可決	総務建設
(16)	議案第48号	奄美市人権擁護委員候補者の推薦について	H.23.7.11	承認	本会議
(17)	議案第49号	奄美市人権擁護委員候補者の推薦について			
(18)	議案第50号	奄美市人権擁護委員候補者の推薦について			
(19)	議案第51号	30人以下学級実現，義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書	H.23.7.11	原案可決	本会議
(20)	議案第52号	薩南諸島における米軍離発着訓練移転案及び米軍射撃場移設案に反対する意見書	H.23.7.11	原案可決	本会議
(21)	請願第1号	30人以下学級実現，義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択要請についての請願	H.23.7.11	採択	文教
(22)	陳情第2号	腎臓機能障害者旅費助成金交付に関する陳情	H.23.7.11	採択	厚生
(23)	陳情第3号	川内原発増設計画の白紙撤回などを求める陳情	H.23.7.11	継続審査	総務建設

## 第2回定例会一般質問通告

(6月21日(火))

新奄美 師玉敏代

- 1 災害後の復旧，復興の進捗状況について
  - (1) 河川・河口部の浚渫工事について
  - (2) 地滑り箇所の査定と着工は
  - (3) 土砂仮置き場の対策について
    - ア 何箇所あるか。その対策は
    - イ 奄美体験交流館建設時の土砂仮置き場を今後どうするのか
  - (4) 住用の園移転地の方向性は
  - (5) 新庁舎建設にあたり，診療所・消防分駐所の立ち居地をどう考えているのか。
  - (6) 今後の防災への重点的施策は
- 2 福祉について
  - (1) 病児・病後児保育の実施は
  - (2) 高等技能訓練促進費等事業について
  - (3) 移動支援事業について
- 3 産業振興について
  - (1) 耕作放棄地対策と土づくりについて
  - (2) 指定管理者制度の在り方について

平政会 竹山 耕平

- 1 市長の政治姿勢について
  - (1) 合併前と比較し現在の財政状況から見た各地区の均衡ある発展及び地域力の醸成，市民が表面的に理解する面，また，振興計画など更なる本市の進むべき姿への課題等について
  - (2) 人口推移（少子高齢化社会），定住促進政策，経済状況，雇用状況等の見解，及び合併時との比較，今後の対応策について
  - (3) 行財政改革中，職員の意識改革及び庁舎内の施設整備について
  - (4) 観光産業を柱とした各産業活性化への波及効果など推進政策の強化拡大が喫緊の課題ですが，各産業への具体的な波及効果等，市民経済，市民生活に直結する部分を具体的に示して頂きたい。
  - (5) 発注作業の中身について（入札時の棄権業者回避に向け）
- 2 環境行政について
  - (1) 新エネルギー推進について
    - ア 自然エネルギー推進について本市の考えは
    - イ 風力発電の調査内容，結果について
    - ウ 自然遺産登録へ向けた自然エネルギー，再生可能エネルギー推進強化へ向けた本市の取り組み
  - (2) 豪雨災害での土砂災害への対応，また，被災したサンゴ礁再生事業への緊急対策事業への取り組みについて
  - (3) 新しくなった家庭用ゴミ袋について，また，ゴミ収集の状況，適正化について
- 3 まちづくりについて
  - (1) 末広港土地区画整理事業について
    - ア 進捗状況について

- イ 8番街区の進捗状況、及び計画について
- ウ A i A i 広場の建設について。また、関連して整合性を持つ市場とは、早急な事業実施に向け将来ビジョンを示す必要があると思うが今後のスケジュールを示すべきである。
- エ 2核1モール構想、生涯学習センター構想の取組み時期との計画について
- オ 地域住民への各説明会開催の状況について
- カ 商店街をはじめ、住民市民が抱く不安の払拭に向けた取組み
- (2) 中心商店街活性化協議会について
  - ア まちづくり奄美の設立について
  - イ 具体的な目的・役割等、また、周知徹底など活性化に向けた官民一体の取組みについて
  - ウ 景観協定へ向けた取組みについて。また、ソフト・ハードを含む説明会等の実施について

## 日本共産党 三島 照

- 1 市長の政治姿勢
  - (1) 本市の経済の状況についてどう認識しているか
  - (2) 本市が取り組んだ施策の現状と成果をどう見ているか
    - ア 平成21年度一般会計補正予算(第3号)地域活性化・経済対策事業について
    - イ 平成22年度緊急雇用(重点分野・人材育成含む)各事業について
- 2 産業・経済政策について
  - (1) 指定管理者制度、施行後の現状と課題は
  - (2) 中心市街地活性化協議会の成果は何か
  - (3) まちづくり公社の見通しは
- 3 災害対策について
  - (1) 10・20集中豪雨による各河川の堆積した土砂の除去について
  - (2) 特に住用町の各河川対策を急ぐべきと思うが
  - (3) 網野子トンネル工事中におけるヒ素発生の経過と現状について(奄美市で発生した場合の対応は)

## 無所属 蘇 嘉瑞人

- 1 文化行政について
  - (1) 文化財把握モデル事業の報告者が完成しました。報告書を活かし、今年度、どんなことに取り組んでできましたか?また、これから何をするのでしょうか?
  - (2) 笠利町万屋のグスクについて
    - ア グスクが変形したとの報告がございました。詳しい経緯と市の対応についてお聞かせ下さい。
    - イ 今回のグスクが変形した出来事を通し、文化行政における課題は何だとお考えですか。また、その改善に向けてどんな取り組みが必要だとお考えですか?
  - (3) 世界自然遺産へ向けて
    - ア 奄美地域の国立公園の指定へ、県や市町村では、環境文化型国立公園を目指しています。奄美市の文化行政は、どんなことに取り組んでできましたか?また、これから、どんなことに取り組んでいくのでしょうか?
- 2 環境行政について
  - (1) 平成22年度緊急雇用事業、奄美市生物多様性詳細確認調査事業について
    - ア 調査結果をお聞かせ下さい。
    - イ 調査結果は、どのように活用するのでしょうか?
  - (2) 盗掘について

ア 未だ、希少野生生物の盗掘被害が奄美市においても絶えません、市の今後の対応をお聞かせ下さい。

イ サガリランの指定希少植物指定に関して、ご検討いただけましたでしょうか。

3 世界自然遺産登録について

(1) 世界自然遺産推進を専門に担当する係を設けてはいかがでしょうか？

4 青年団について

(1) 奄美市における青年団の役割と活動に対する評価をお聞かせ下さい。

(2) 21年度にあった補助金制度に伴う評価委員会における、奄美市連合青年団への補助金はどうか評価されましたか。

(3) 平成22年度、連合青年団への補助金を約半分に減額しました。財政課が減額を判断したのはなぜですか？

5 農業振興について

(1) 平成23年度の奄美市が目標とする農業産出額はいくらか？

(2) 台風被害、塩害、昨年の豪雨水害の影響等による農業被害の現状に対する市の見解をお聞かせ下さい。また、農業生産額への被害額はいくらぐらいだと見込んでいますか？

(3) 被害に対する市の支援等は検討されているのでしょうか？

6 福祉行政について

(1) 住用の園の建て替えについて

(2) 今年度、市において雇用をしている住用の園職員がいます。24年度以降のこの方々の雇用に対する市の見解は？

7 人件費について

(1) 第一次奄美市定員適正化計画について

(6月22日(水))

市民クラブ 栄 勝正

1 施政方針

(1) 防災対策

ア 課題 取組

イ 避難所の見通し

ウ 急傾斜地危険箇所対策

エ 防災器具 用具

(2) 県有地への本市としての取組

ア 保健所跡地

イ 工業高校

ウ 旧奄美空港

(3) 庁舎建設計画

2 観光行政

(1) イベント 情報発信の在り方

(2) 観光地 道路等の美化活動

3 教育行政

(1) 食育について

ア 基本方針

イ 栄養職員の現状

ウ 今後の課題

(2) 津波避難訓練

日本共産党 崎田 信正

1 災害対策について

- (1) 災害時の避難について住民に徹底すること
- (2) 災害対策の定期的な見直しはどうなっているか？

2 特別職退職金について

- (1) 市長などの特別職退職金についての考え

3 土木行政について

- (1) 知名瀬港の整備目的は何か。
- (2) 地名瀬港の現在と今後の活用状況は
- (3) 小宿土地区画整理事業について
- (4) なぎさ園跡地の利用計画は

4 和光園将来構想について

- (1) 現状と今後の見通しは

5 医療・福祉政策について

- (1) 平成22年度の国保会計決算の見通しは
- (2) 介護保険制度について

ア 第4期事業計画の現状と第5期事業計画の作成にあたっての考えは

- (3) 保育料減免の取扱いについて

市民クラブ 奥 輝人

1 台風2号の被害対策について

- (1) 農作物の被害状況について
- (2) 被害作物や被害農家への対応について
- (3) 今後の対策について

2 耕作放棄地対策について

- (1) 3地区において、解消された面積と解消されない面積について
- (2) 解消されない土地の問題点について
- (3) 今後について

3 認定農家の育成について

- (1) 認定農家の推移について
- (2) 育成について

4 太陽光発電について

- (1) 現状について
- (2) 普及・拡大について

民主党 戸内 恭次

1 東日本大震災について

- (1) 奄美市としての受け止め方について
- (2) 安心、安全なまちづくりについて
- (3) 避難・訓練・教育について
- (4) 小高い丘の避難場造成について

2 各庁舎建替について

- (1) 住民の意向確認について
- (2) 課題と今後の方針について
- 3 末広・港土地区画整理事業について
  - (1) 仮店舗に対する市の家賃負担について
  - (2) 事業の現状と今後について
  - (3) 世界一高齢者にやさしいまちづくりについて
- 4 おがみ山バイパスについて
  - (1) 永田橋周辺整備について
  - (2) トンネル事業の現状と今後について
- 5 台風被害対策について
  - (1) 台風1号・2号の被害について
  - (2) 強固なビニールハウスによる農家の保護対策について
  - (3) 自然被害に対する共済・保険による支援体制について
- 6 世界自然遺産登録について
  - (1) 国・県の指導について
  - (2) 現状と今後について

(6月23日(木))

公明党 与 勝広

- 1 東日本災害における影響について
  - (1) 大災害をどのように受け止めているのか又その訓練をどのように生かしていくのか
  - (2) 自主防災組織の構築は喫緊の課題ではないのか
  - (3) BCP(事業継続計画)の策定を
  - (4) 奄振予算への影響は考えられるか
- 2 福岡・奄美直行便就航について
  - (1) 搭乗率を上げるための戦略はあるのか
  - (2) 福岡との観光交流及び外貨を稼ぐ方策は
  - (3) 福岡へ常駐する職員の配置は考えていないのか
- 3 平成23年度奄美市の人事について
  - (1) 部長・課長級他一般職員の262人の人事異動がなされたが、職員の配置は何を基準に人事を行ったか。
  - (2) 本場大島紬協同組合への職員配置の最終目的は何か
  - (3) 庁舎対策準備室へ配置された職員の職務内容は
  - (4) 墓地対策室における職員の役割と奄美市墓地の将来構想は
- 4 奄美和光園の将来構想について
  - (1) 和光園の将来構想案の提出を受け、奄美和光園の現状と課題について

新奄美 多田 義一

- 1 庁舎建替について
  - (1) 各地区の現状は
- 2 中心市街地について
  - (1) 末広・港土地区画整理と中心市街地活性化について取り組みの状況は
  - (2) 各事業の成果は

- 3 企業誘致について
  - (1) 現在の状況と今後の計画
- 4 観光について
  - (1) 現在の課題は
- 5 奄美まつりについて
  - (1) 今後の展望と課題は

## 社会民主党 関 誠之

- 1 市長の政治姿勢
  - (1) 原発に対する市長の基本的な考え方
  - (2) 奄美市総合計画について
  - (3) 庁舎建設問題について
  - (4) 大島地域消防広域化検討協議会について
- 2 教育問題について
  - (1) 学校給食に関すること
    - ア 栄養職員の配置基準と実人員
    - イ 住用地区給食室のトイレ・シャワーの改善
- 3 市民生活に関すること
  - (1) 住用地区の生活環境基盤整備の推進について
  - (2) ゴミ処理有料化と焼却炉の整備改善について

出席議員は、次のとおりである。

1番	師 玉 敏 代 君	2番	多 田 義 一 君
3番	橋 口 和 仁 君	4番	奈 良 博 光 君
5番	戸 内 恭 次 君	6番	平 田 勝 三 君
7番	向 井 俊 夫 君	8番	蘇 嘉 瑞 人 君
9番	竹 田 光 一 君	10番	竹 山 耕 平 君
11番	伊 東 隆 吉 君	12番	泉 伸 之 君
13番	世 門 光 君	14番	関 誠 之 君
15番	三 島 照 君	16番	崎 田 信 正 君
17番	里 秀 和 君	18番	平 敬 司 君
19番	渡 京 一 郎 君	20番	朝 木 一 昭 君
21番	奥 輝 人 君	22番	平 川 久 嘉 君
23番	栄 勝 正 君	24番	大 迫 勝 史 君
25番	与 勝 広 君	26番	叶 幸 与 君

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	福 山 敏 裕 君
教 育 長	坂 元 洋 三 君	住 用 総 合 支 所 長	高 野 匡 雄 君
笠 利 総 合 支 所 長	川 畑 克 久 君	総 務 部 長	松 元 龍 作 君
総 務 課 長	前 里 佐 喜 二 郎 君	企 画 調 整 課 長	東 美 佐 夫 君
財 政 課 長	安 田 義 文 君	市 民 部 長	田 丸 友 三 郎 君
市 民 協 働 推 進 課 長	太 月 美 香 代 君	福 祉 部 長	小 倉 政 浩 君
福 祉 政 策 課 長	重 山 納 君	産 業 振 興 部 長	川 口 智 範 君
農 政 局 長	東 正 英 君	土 地 対 策 課 長	奥 正 幸 君
土 地 対 策 課 参 事 兼 課 長 補 佐 兼 係 長	池 畑 修 三 君	建 設 部 長	田 中 晃 晶 君
建 築 住 宅 課 長	大 石 雅 弘 君	教 委 事 務 局 長	日 高 達 明 君
教 委 総 務 課 長	白 坂 稔 君	監 査 委 員 事 務 局 長	山 崎 實 忠 君

職務のために会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	有川清貴君	次長兼 調査係長事務取扱	橋本明和君
主幹兼議事係長	前田美佐男君	議事係主査	麻井庄二君
庶務係主事	岸田賢吾君		

議長（世門 光君） ただいまの出席議員は26人であります。会議は成立いたしました。

これから平成23年第2回奄美市議会定例会を開会いたします。（午前9時30分）

議長（世門 光君） この際、報告いたします。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成22年度奄美市一般会計予算繰越明許費繰越計算書、平成22年度奄美市一般会計予算事故繰越明許書、平成22年度奄美市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書、平成22年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書、地方公営企業第26条第3項の規定により、平成22年度奄美市水道事業会計予算繰越計算書の5件について報告がありました。その内容は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

市長から、地方自治法第180条第2項の規定に基づき専決処分5件の報告がありました。その内容は、お手元に配付しました文書のとおりであります。

議長（世門 光君） 日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、伊東隆吉君、泉 伸之君、関 誠之君の3名を指名いたします。

議長（世門 光君） 日程第2、会期の決定について議題といたします。

本定例会の会期といたしまして、別紙配付議事日程表のとおり本日から7月11日までの22日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から7月11日までの22日間とすることに決定いたしました。

議長（世門 光君） 日程第3、報告第1号から第7号までの専決処分の承認を求めることについてを一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。提案理由の前に、3.11東日本大震災は、いまだ鎮まる様相にございません。その間、お亡くなりになられた大勢の皆さんの御冥福をお祈りいたしますとともに、被災をなされた方、いまだ避難を余儀なくなされていらっしゃる皆様方に、心からお見舞いを皆様とともに申し上げたいと存じます。

それでは、ただいま上程されました報告第1号から報告第7号までの提案理由を御説明申し上げます。

報告第1号 平成22年度奄美市一般会計補正予算（第8号）の専決内容についてご説明いたします。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入につきましては、奄美豪雨災害復旧経費等に係る特別交付税の確定額が予算計上額より不足したことから、地方交付税を1億8,349万6,000円減額し、その財源を補てんするため、財政調整基金から1億8,156万4,000円を繰り入れるものであります。

また、老人保健医療特別会計及び笠寿園特別会計が、平成22年度で廃止されることに伴い、両特別会計から767万6,000円を繰り入れております。

次に、歳出につきましては、総務費の総務管理費において笠寿園特別会計から繰入金758万2,000円を地域振興基金に積み立て、衛生費の保健衛生費において老人保健医療特別会計への繰出金183万8,000円を減額するものでございます。

以上、今回の専決補正予算で574万4,000円を追加することにより、平成22年度奄美市一般会計補正予算の総額は、356億6,625万6,000円となります。

報告第2号 平成22年度奄美市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）の専決につきましては、奄美市老人保健医療特別会計の廃止に伴う精算のため一般会計に繰出しを行う必要があり、歳入歳出それぞれ1,073万5,000円の減額補正を計上いたしております。

今回の補正によりまして、平成22年度奄美市老人保健医療特別会計予算の総額は106万7,000円となります。

報告第3号 平成22年度奄美市笠寿園特別会計補正予算(第3号)の専決につきましては、奄美市笠寿園特別会計の廃止に伴う精算のため一般会計に繰出しを行う必要があり、歳入歳出それぞれ270万3,000円の増額補正を計上いたしております。

今回の補正によりまして、平成22年度奄美市笠寿園特別会計予算の総額は4億4,771万2,000円となります。

報告第4号 奄美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布されたことに伴い、平成21年10月から平成23年3月までの間、暫定的に引き上げた出産育児一時金の支給額について、平成23年4月から恒久化することとなったため、所要の規定の整備を行ったものであります。

報告第5号 奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布されたことに伴い、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の賦課限度額を改めるほか、所要の規定の整備を行ったものであります。

報告第6号 奄美市税条例の一部を改正する条例の専決につきましては、東日本大震災により所得割の納税義務者の資産について受けた損失を、金額として平成23年度以後の年度分の市県民税に適用することができ、また、住宅ローン控除の適用住宅が大震災により滅失しても、平成25年度分住民税以後の残存期間の適用が可能となっております。このことから当該税制改正の影響に伴う奄美市税条例の所要の規定の整備を行ったものです。

次に報告第7号 平成23年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の専決につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、繰上充用金を計上いたしました。繰上充用金につきましては、平成22年度奄美市国民健康保険事業特別会計において歳入不足が生じ、予算の執行に急を要したため、平成23年度歳入を繰り上げてこれに充てたものでございます。

歳入につきましては、その財源としまして国民健康保険税を増額計上いたしました。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ4億9,753万2,000円の増額となり、平成23年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は70億501万4,000円となります。

以上、報告第1号から報告第7号までの提案理由を申し上げましたが、議会を招集して御審議をお願いする時間的余裕がないことが明らかでございましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、市長において専決をいたし、同条第3項の規定により報告を行い、承認をお願いする次第でございます。

何とぞ御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議長(世門 光君) これから質疑に入ります。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略いたします。

報告第1号から報告第7号までの7件について、一括してこれを採決を行います。

本案を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、報告第1号から第7号については、いずれも承認することに決定いたしました。

議長(世門 光君) 日程第4, 議案第40号から議案第47号までの8件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長(朝山 毅君) ただいま上程されました議案第40号から議案第47号までの提案理由を御説明いたします。

まず、議案第40号 平成23年度奄美市一般会計補正予算(第1号)の主な内容につきまして御説明いたします。

第1表, 歳入歳出予算補正について、まず歳出の主な内容を申し上げます。

議会費につきましては、地方議会議員年金制度の廃止に伴い、地方公共団体が負担する共済組合負担金7,230万7,000円を計上するものであります。

総務費につきましては、総務管理費において笠寿園特別会計の廃止に伴う特別養護老人ホーム事業財政調整基金繰入金を公共施設整備事業基金に2億5,934万7,000円積み立てるとともに、住用総合支所及び笠利総合支所の庁舎建設に向けた基本設計、地質調査費、その他関係費用として3,200万円を計上いたしております。また、定住促進のための建物及び用地購入費として2,390万円を計上いたしております。

衛生費につきましては、国民健康保険事業特別会計への事務費繰出金や本議会に上程する飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の施行に係る関係費用を計上するものです。

農林水産業費につきましては、林業費において木工工芸センターの木材平行台購入費などが主な内容であります。

商工費につきましては、ふれあいパークのトイレ改修工事及び企業立地等促進助成金などを計上いたしております。

土木費につきましては、都市計画費において、小宿土地区画整理事業に係る地区界測量及び設計業務委託費を計上するものでございます。

教育費につきましては、保健体育費において、太陽が丘運動公園の給水タンク改修経費1,360万円などが主な内容であります。

次に、歳入につきましては、歳出に要する財源として、国庫支出金2,290万円、県支出金1,322万5,000円、笠寿園特別会計の廃止に伴う特別養護老人ホーム事業財政調整基金等の基金繰入金2億6,122万4,000円、前年度剰余繰越金1億516万9,000円、市債5,030万円などを計上いたしております。

今回の補正で4億5,590万8,000円を追加することにより、平成23年度一般会計予算の総額は、315億2,280万1,000円になります。

次に、第2表, 債務負担行為補正につきましては、金久中学校仮設教室の借上げに係る平成24年度以降の債務負担行為について追加するものでございます。また、第3表, 地方債補正につきましては、事業の追加等に伴う起債限度額の変更を行うものでございます。

議案第41号 平成23年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の主な内容について御説明いたします。

歳出につきましては、総務費に国保事務電算共同処理業務委託料572万円を計上いたしております。

歳入につきましては、一般会計からの事務費繰入金として同額を計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ572万円の増額となり、平成23年度奄美市国民健康保険事業特別会計の予算総額は70億1,073万4,000円となります。

議案第42号 平成23年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の主な内容につきまして御説明いたします。

名瀬終末処理場におきましては、平成13年度から改築事業を実施いたしておりますが、今年度において実施を予定している事業のうち、水質保全下水道事業の一部において、平成24年度までの2年間にわたり事業を実施する必要性が生じたことから、債務負担行為を追加するものでございます。

なお、施行内容につきましては、最終沈殿池及び汚泥浄化槽の機械及び電気設備の機器の製作と設置でありまして、期間は18か月間、事業費といたしましては今年度3,600万円、来年度4,000万円の計7,600万円を予定いたしております。

議案第43号 平成23年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の主な内容につきまして御説明いたします。

まず、歳出につきましては、総務費におきまして生活扶助世帯に対する水洗便所設置費補助金に不足が見込まれることから、所要額を増額計上いたしております。事業費の維持管理費におきましては、芦良地区中継ポンプの修繕に係る所要額を増額計上いたしております。

次に、歳入につきましては、歳入に見合う財源として繰入金を増額計上いたしております。

今回の補正により、歳入歳出それぞれ150万4,000円の増額となり、平成23年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算の総額は2億5,346万4,000円となります。

次に、議案第44号 奄美市飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の制定につきましては、世界自然遺産候補地となったことに伴い、飼い猫の適正な飼養及び管理に関する事項を定めることにより、動物愛護の意識を高めるとともに、飼い猫の野生化及び放し飼いによるアマミノクロウサギその他の野生生物への被害を防止し、もって地域生活環境の向上並びに自然環境及び生態系の保全を図るため、所要の規定の整備を図ろうとするものでございます。

議案第45号 奄美市企業立地等促進条例の適用の特例に関する条例の制定につきましては、情報企業誘致を促進するため、助成要件の緩和を図ろうとするものでございます。

次に、議案第46号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定につきましては、前年度に名瀬辺地及び住用辺地における総合整備計画が終了いたしました。継続して辺地債を適用するためには、新たに5か年の総合整備計画の策定が必要であることから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

議案第47号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきましては、笠利辺地における総合整備計画の施設において、実績等に伴い事前計画書より増減が見込まれます。継続して辺地債を適用するためには、総合整備計画の変更が必要であることから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第5項の規定により準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

以上をもちまして、議案第40号から議案第47号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上、議決していただきますようお願いいたします。

---

議長(世門 光君) 日程第5、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員は、県内全市町村の長及び議員のうちから市長区分6人、市議会議員区分6名、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されております。現在の広域連合議会議員が、平成23年7月1日をもって任期満了となることから、選挙の告示を行い、候補者の届け出を締め切ったところ、市議会議員の選挙すべき人数を超える7名の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により選挙を行います。

この選挙は同条第4項の規定により、すべての市議会議員の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び告知は行いません。

そこでお諮りいたします。

選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数まで報告することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

したがって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

それでは、ただいまの出席議員は26人であります。

候補者の名簿を配付させます。

(候補者名簿配付)

候補者の名簿配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票は単記無記名で行います。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

ただいまから投票を行います。

点呼に応じて順次投票を願います。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に戸内恭次君、大迫勝史君を指名します。両君の立会いをお願いします。

(開票)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数26票、これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち、有効投票24票、無効投票2票、有効投票のうち世門 光君19票、持留良一君5票、以上のとおりであります。

以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

明日21日午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。(午前10時08分)

出席議員は、次のとおりである。

1番	師玉敏代君	2番	多田義一君
3番	橋口和仁君	4番	奈良博光君
5番	戸内恭次君	6番	平田勝三君
7番	向井俊夫君	8番	蘇嘉瑞人君
9番	竹田光一君	10番	竹山耕平君
11番	伊東隆吉君	12番	泉伸之君
13番	世門光君	14番	関誠之君
15番	三島照君	16番	崎田信正君
17番	里秀和君	18番	平敬司君
19番	渡京一郎君	20番	朝木一昭君
21番	奥輝人君	22番	平川久嘉君
23番	栄勝正君	24番	大迫勝史君
25番	与勝広君	26番	叶幸与君

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市長	朝山毅君	副市長	福山敏裕君
教育長	坂元洋三君	住用総合支所長	高野匡雄君
笠利総合支所長	川畑克久君	総務部長	松元龍作君
総務課長	前里佐喜二郎君	企画調整課長	東美佐夫君
財政課長	安田義文君	市民部長	田丸友三郎君
環境対策課長	高崎義也君	福祉部長	小倉政浩君
福祉政策課長	重山納君	福祉政策課参事兼室長	浦口一弘君
高齢者福祉課長	泉賢一郎君	自立支援課長	桜田秀勝君
自立支援課参事兼係長事務取扱	永井健二君	産業振興部長	川口智範君
商水情報課長	則敏光君	紬観光課長	元田政重君
農政局長	東正英君	農林振興課長	山下修君

住用産業建設課長	柳	齊	君	笠利産業振興課長	朝	野	平	三	君		
建設部長	田	中	晃	晶	君	都市整備課長	上	島	宏	夫	君
土木課長	砂	守	久	義	君	水道課長	義	岡		出	君
会計管理者	福		和	久	君	教委事務局長	日	高	達	明	君
教委総務課長	白	坂		稔	君	文化財室長	山	田	和	憲	君
住用地域教育課長	重	久	春	光	君	農委事務局長	澤		修	平	君
選挙管理委員会 事務局長	圓		和	之	君	監査委員事務局長	山	崎	實	忠	君

職務のために会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	有	川	清	貴	君	次長兼 調査係長事務取扱	橋	本	明	和	君	
主幹兼議事係長	前	田	美	佐	男	君	議事係主査	麻	井	庄	二	君

議長（世門 光君） ただいまの出席議員は25人であります。会議は成立いたしました。  
これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

議長（世門 光君） 本日の議事日程は、一般質問であります。

日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

この際申し上げます。

一般質問は個人質問として、各持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。

なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますようお願いいたします。

当局におかれましても、できるだけ時間の制限もありますので、簡潔明瞭に行われますよう、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に新奄美 師玉敏代君の発言を許可いたします。

1番（師玉敏代君） 議場の皆様、おはようございます。一般質問初日のトップバッターを務めます新奄美の師玉敏代です。与えられた1時間精一杯頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

第2回定例会開会に当たり、一般質問に入ります前に、一言述べさせていただきます。3月11日、東日本大震災で多くの方が犠牲になられました。お亡くなりになりました皆様に衷心より哀悼の意を表します。残された遺族は、時が経ってもいつまでもいえぬ深い悲しみに、掛ける言葉もありませんが、一日も早く悲しみから一歩ずつ前に踏み出し、日常の暮らしが取り戻せるよう、心からお祈り申し上げます。また、人災とも言われる福島原子力発電所の大量の放射線物質の放出、前代未聞の事故に発展しました。地震が頻繁に起こる地震国日本に54基もの原発が存在する。先日原発事故の終息の見通しも立たない状況で、今は安全ですと、再稼働の議論が浮上、小手先の対応ではもう通用しないと思います。根本から安全対策を考え直す必要があると思っています。原発は要りません。小さな島国で引火する爆弾を抱えているようなもの。日本の許容範囲ではないと私は思っています。この世に生を受けたばかりの赤ん坊から、未来を担う子どもたちの環境、安全・安心を守り、次世代に受け継いでいくための他の方策を早い時期に示すべきであると思っています。

毎日辛い暗いニュースに気持ちが滅入る中で、再建のめどもつかないと諦めずに、瓦礫の中から手元に残ったわずかなもので明るく立ち上がる人たちの姿、残った船で漁獲に出る人たち、住宅を提供しようと、困っている人たちに災害跡地に不動産業を営む人、長いこと途切れた新聞地元紙を発行し、情報を提供する人たち、一人でも多くの笑顔に出会いたいと助け合い、踏ん張っている被災者の姿を通して、奄美の結いの精神は日本人誰もが備え、息づいているものだと感じました。自ら復興に取り組む被災者の行動に、逆に私たちはどれだけ勇気づけられ、励まされているか分かりません。私にできる防災、その時私に何ができるのか。傍観するのではなく、いつか我が身に起きることとして、日本全体の教訓として今後取り組むべきことだと思います。

では、通告いたしましたとおり、順次質問をいたします。災害後の復旧、復興の進ちょく状況について。22年度12月議会において住用川河口域のマングローブ域、東城内海の川内川河口域の調査としゅんせつ工事は、県、市に要望したところです。住用川河口沖の一面は土砂で埋まり、山間集落の沿海はいつも潮の引いた現象が起こっています。東城内海も同じような状況です。これだけ海、川の河床が上がることは、水をはけない危険な状況は、誰が見ても一目瞭然です。今後どのような計画で進んでいくのか、お尋ねします。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（世門 光君） 答弁を求めます。

建設部長（田中晃晶君） おはようございます。まず、河川河口部の堆積土砂のことについて御答弁申し上げます。

住用地区の2級河川の河口部にありますマングロープ内の堆積土砂や、内海の出口部の堆積土砂の撤去等に関しまして、管理する大島支庁のほうにお伺いをしましたところ、現在各河川の河口部の堆積土砂が、今後河川氾濫の直接的な要因になり得るか、また、どの程度の影響があるかなどを含めまして、総合的に判断するために、氾濫対策等についての調査をただ今実施中であるとのことでした。

次に、内海の出口部の寄洲除去につきましては、お伺いしましたところ、今年の1月に寄洲除去工事を実施してるところであるということでした。また、河口部以外の各河川の部分的な寄洲除去につきましても、昨年度末から緊急性の高い箇所より順次行っており、今年度も引き続き除去工事を実施していくということになります。

1番（師玉敏代君） はい、昨年12月議会にですね、その前に県の大島支庁県知事あてにも、この件については、私は新奄美と共に県議の先生を同伴いただきまして、要望を出したところです。

はっきり申し上げて、河川の氾濫の要因となるのか、やはりその辺はですね、私たち素人が見てもですね、今集落の大小なり、沢があるんですね。沢を流れる水路は、今回台風が去った後も、私古見方とか住用見た限りでは、すごくきれいな、きれいに土砂が除去されて、スムーズに水が流れていました。気持ちがいいものでした。その水が河川に流れるわけですね。その河川も今はまだ今測量の段階であり、優先順位の中でやっていらっしゃるのだと思いますが、まだまだですね、寄洲もありまして、今のように5月に台風が来るというこの気候のですね、変動、もう温暖化によってこのような状況が起きると思いますけども、やはり住民にとってはですね、特に住用にとっては河川、そしてそのマングロープ域、東城内海というのは、やはり一番のその水の流れる溜り場、そこが一番はけないというのは、もう私は見て分かりますし、住民もそのことを一番強く早く要望してるわけですね。だから、先ほど言ったその学術的に専門的に世界の自然のですね、そのメカニズムですか、そういったいろんな様々な視点からですね、今いろんな方の学者も入ってますけども、やはりそのどうしてこれだけ四方八方海に囲まれて、その時は満潮でもなかったんですよ。その時の満潮は5時です、夕方の。干潮でありながら、なぜ水がはけなかったのか。その辺もですね、専門的分野からも、今調査はしています。それは各、特に西仲間、石原の集落に入っているいろんな大学の先生方が入ったりして、独自で調査してますけども、その中で住民もそれぞれに自分の思い、これまでの過去の歴史をたどってですね、これまでなかったこの水害にですね、すごく訴えているものがあります。

やはりですね、その確かに調査をしながらですね、この事業というのは、私から言えば膨大な予算、そしてまた、相当期間もかかることは重々承知しております。今市のほうが、市港のほうが生かす工事をして沖合のほうに捨てるという工事が進められています。戸玉港も浅瀬、つまり船着き場が土砂が溜まって船が着きにくい。山間港はもっとそれ以上にひどいんですね。そういう状況がずうっと起きてますので、実際に漁業で生計を立てている人も大変なんですね。もうこれが水害だけでなく、生活にも不安を抱くような要因になってますので、やはりですね、そういったことも含めてですね、やはり行政がですね、その所管、担当はですね、その現場をですね、どうですか、何回か見たことありますか。行ったことがありますか。お伺いします。

建設部長（田中晃晶君） おっしゃる山間港、我々管轄する山間港、それから市港、その他につきましても、それから今おっしゃる県管轄でございますが、内海周辺につきましても、担当課のほうでは確認をしております。

1番（師玉敏代君） 一番こういう災害後はですね、いろんな住民がいろんな面で日常にですね、その不安なりいろいろ生活に支障を来してますので、できれば私としては、いろんな問題に取り掛かる前に、

住民との説明会というのも大事ではないかと思っています。長年ですね、様々な要因で土砂が堆積し、昨年の集中豪雨尋常でない雨量では、当然起こり得る水害だと思います。ここ10年間の気象による短時間に激しく降る大雨の回数が、明らかに多いなど異常なものが見られ、気候変動による豪雨や台風の一層の増大、海面水位の上昇などにより、過去の統計や経験が通用しなくなると言われています。相当な予算期間を要することと思いますが、この状況では尋常でない雨量でも、同じようなことが起きる、災害が起きるとして、是非ですね、奄美市の強い積極的な姿勢で県に働き掛けてほしいと思いますが、いかがですか。

建設部長（田中晃晶君） 防災面につきましては、同じような思いでございますので、県のほうにも、要望してまいりたいというふうに考えます。

1番（師玉敏代君） はい、是非よろしくお願いします。

次に、地滑り箇所の査定と着工について。いまだにですね、状況は変わらず、いつ着工するか住民は不安な毎日を過ごしています。本市でですね、地滑り等は2か所だと聞いておりますが、いつ査定し、着工するのか、その時期をお伺いいたします。

建設部長（田中晃晶君） 御質問の地滑りが原因で被災箇所等についての復旧時期についてでございますが、議員御指摘のように、本市では地滑りによる被災箇所が名瀬地区に平田 - 朝戸線、住用地区に神屋 - 石原線の2か所ございます。平田 - 朝戸線につきましては、地滑り対策用のボーリング調査等も終了いたしまして、現在県及び国との工法協議も終えております。今月の末29日、30だったと思っておりますが、その前後に国土交通省の現地査定が予定されておりますので、査定後早急に工事を発注し、完成に努めたいと考えているところであります。また、神屋 - 石原線につきましても、現場での地滑り対策用のボーリング調査については終えております。現在そのボーリング調査等のデータ結果の分析を行っている段階でございます。この結果を基に、県及び国との工法協議を行い、早期に現地査定に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

1番（師玉敏代君） この地滑りについてはですね、やはり他の工事方法が違うということと、既にこういう梅雨前線ですら常に雨が降って、まだ動いているという状況の中で、このように工事査定、着工が遅れているということは私も聞いて、一応住民には説明はしてるんですね。だけど、その特に石原線のあちらはですね、皆さんもご存じのとおり、その下には住家があります。農地もあります。そして、そこにそこを通らないと石原集落に行けないんですけど、今はちょっと迂回路をして、農道からですね、集落に入るんですけども、その集落の皆さんがいつも私に言うことは、これいつ着工するのと。私もそのような説明はしてますけども、その土砂の下には5、6台の車も埋まったまんまです。大変危ない危険箇所なんですけども、そういったところはですね、私から言わせれば、これだけ皆さんに生活に支障を来し、生活の生活道路として大変迷惑を掛けてるわけですので、その辺の住民への説明を今後する気はありますか。

建設部長（田中晃晶君） 議員御指摘の関係住民の方々に対する説明につきましては、先ほど申し上げましたが、県と今、国の中で協議を進めておるところでございますが、我々もある程度と申しますか、ある一定の方向性と言いますか、時期を含めた方向性等が出た段階で、住民の方々に説明を申し上げ、また、御協力を当然いただけないと進められない工事だというふうに感じておりますので、できるだけ早い時期に説明会等が開けるよう、進めてまいりたいというふうに思っております。

1番（師玉敏代君） 是非ですね、早い時期に住民説明会などを開いてですね、住民の理解も得ていただきたいと思います。

次に、土砂仮置き場の対策についてお伺いいたします。現在何箇所あり、その対策はどうされるのか、お伺いいたします。

建設部長（田中晃晶君） 昨年の豪雨災害で発生いたしました土砂の仮置き場は、住用地区で現在サン奄美の裏手側、それから山間港内のほうに合計8か所に約2万立法メートルの土砂が仮置きされてる状況にあります。

1番（師玉敏代君） その対策なんですけど、早急に処理するのを私としては図ってほしいと思うんですが、はっきり申し上げて、景観ももちろん悪いですけども、その捨て土がですね、逆にまた次の災害を引き起こす一つの要因になると思いますので、これはどこに持っていくんですか、その残土処理を、この処理は、もう残土処理場ですかね。

建設部長（田中晃晶君） これらの土砂処分につきましては、現在災害復旧現場の盛り土台としての流用活用をしております。現在施工中の災害復旧工事の完成が見込まれる第3四半期をめぐりに、仮置き場の土砂を名瀬の残土処分場のほうに運びたいというふうに考えております。

1番（師玉敏代君） 捨て土の上にまた捨て土というような状況がありますけども、早急にですね、やはり捨て土に残土処理というのは、農地もいろいろその辺を仮置き場にいろいろされておりますが、それを速やかにですね、処理されるようお願いいたします。

それとですね、次に、奄美体験交流館建設時のですね、土砂仮置き場、何箇所あったと思うんですが、私がここで質問するのは、個人所有者、個人所有地の住用町見里の古仁571番から573番地に長い期間、毎年ですね、賃貸契約を更新しながら仮置き場と利用しています。賃貸者は高齢者になります。早急に元に戻してほしいと希望しております。本来なら、住用村時代に解決しなければならない問題だとは思いますが、合併後に私自身が気づいたものですから、この件について今後どう処理されるのか、お伺いいたします。

教育事務局長（日高達明君） それでは、奄美体験交流館のあの建設時の土砂仮置き場を今後どう処理するかということについてお答えをいたします。議員御案内のとおり、平成14年3月に切り土造成されました奄美体験交流館建設用地の発生土砂の一部、これにつきまして、現在まで私有地に、わたくし有地に仮置きされた状態になっております。この事案は、旧住用村時代に国道58号城ルート計画がございまして、その公共工事に転用する土砂として私有地を借り受け、仮置きをしております。当初地主と平成14年度から平成18年度までの5年間の賃貸借契約でございましたが、城地区の字図混乱等の問題で、国道事業が着手されず、また、土砂を利用できる新たな事業等のめどもなく、現在毎年更新の賃貸借契約を行っているところでございます。

この件につきましては、所有者から当初契約、即ち土砂の撤去の履行を強く要望されているところでもあります。土砂撤去には多額の費用を要することなどもあり、土地の整地を含め所有者が納得いく解決方法を現在検討しているところでございます。御理解を賜りたいと思います。

1番（師玉敏代君） 早急にですね、前向きに検討していただきたいと思います。この所有者の方とですね、やはり頻繁に会って、やっぱりその人の思いをですね、聞いて、やっぱりいくことも大事だと思いますので、是非よろしくお願ひします。今後河川のしゅんせつ工事、地滑り等工事などで捨て土が大量に排出されることと思います。速やかに適正に処分されるよう要望いたします。

次に、住用の園移転地の方向性について質問いたします。昨年の12月議会では、摺勝地区を移転候補地としていると御答弁をいただきました。その後の進展、確定はされたのか、お示しください。

福祉部長（小倉政浩君） それでは住用の園の移転地の方向性についてお答えいたします。先の豪雨災害により、特別養護老人ホーム住用の園が被災されて、現在の場所での再開が困難であることから、市は新たに再建するに当たり、移転地を住用町摺勝地区の未利用地を有償で貸し付けることで決定いたしております。

1 番（師玉敏代君） すみません、その時期はまだ明確ではないということですかね。

福祉部長（小倉政浩君） この施設の再建につきましては、国の災害復旧事業でのその査定が3月の中旬とのことでしたが、3月11日に発生しました東日本大震災のため、国のほうもその対応に追われまして、現在のところ決定が遅れているとのことでございます。事業所側としては、平成24年の4月に再開という予定でしたが、この影響によりまして、数か月再開が遅れるというのがあります。

1 番（師玉敏代君） あのですね、市もですね、県知事の名で国のほうに要望してると。後は財政ですかね、財務局ですかね、その答申を待ってるということをお伺いしてるんですが、今のところそれ以上に進展がないということですね。

福祉部長（小倉政浩君） そうですね、事業者側も我々もその決定を今待っているという状況でございます。

1 番（師玉敏代君） 是非ですね、入所されていた皆さんはですね、もう名瀬地区、龍郷町のほうにですね、それぞれに皆さん特老の施設に分散と言うか、施設に入所されています。やはりできれば住用の園は住用村にあってしかるべきで、やはり住用村に施設がないということは、大変そこを利用されていた方も不便を来しております。いわば年寄りの皆さんの一つの安住の場所と言いますか、皆とゆらうところ、本当に皆が元気でいられる、お互い交流の場としてですね、住用の園は大変私は一日も早くですね、候補地は決まった、後お金の問題だと思っんですけども、是非ですね、今一度ですね、市もですね、やはり県とですね、もう1回、もう一度連携を取って、強く改めて要望することはできないんでしょうか、市長、すみません、よろしく願いいたします。

市長（朝山 毅君） お答えいたします。経緯につきましては、ただいま福祉部長からお話があったとおりでございます。私も所管する県の福祉部長とは何回となくお会いしております。住用の園の経営者、県の考え、また、市の考えは、同一でございます。したがって、厚生労働省並びにその議員がお話しになりました財政的な面の財務省において、事務作業が今錯綜していると。原因は3月の3.11の震災における事務作業が錯綜しているというふうなことで、厚生労働省並びに財務省においての事務作業が遅れてるという話であったことは事実であります。しかしながら、やはり災害以後もう約8か月も過ぎておりますし、雇用者、従業員については、それぞれ市の緊急雇用対策事業等で雇用いたし、また、入所者については、議員がお話しになりましたように、それぞれの施設に分散入所していただいているという不便を困っておりますので、それらのことを踏まえて、早急に結論が出せるように再度強く県のほうも申し添え、また、国のほうにもその旨伝えていきたいと思っております。

1 番（師玉敏代君） どうぞよろしく願いいたします。もう災害からちょうどですね、もう約8か月間、やはりそこを運営管理する管理者の方もですね、やはり人間は体力が続かないと思うんですね。3、4か月、半年はとにかく頑張ろう、それ以上続くと、もうちょっと諦め、人間、私自身もですね、やっぱりそうなると思うんですよ。やっぱりその施設の管理者、その職員の皆さんは、今体験交流館を一部利用して、デイサービスなど給食サービスなども続けております。その人たちがですね、早い時期に

またこの再建のめどが付くように、是非当局も県と一緒に力を合わせですね、今一度声を上げていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、今後の防災へのですね、あ、すみません、新庁舎建設に当たり、診療所、消防分駐署の立ち居置をどうお考えになっているのか。庁舎検討委員会、また、地域協議会等で新庁舎の建設に当たり、活発に審議されておりますが、診療所、消防分駐署の立ち居置をどのように組み込まれているのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

市長（朝山 毅君） このことにつきましては、先ほど来議員のお話の中における災害のことでございます。10月20日の集中豪雨による災害で、官公庁舎や診療所、消防分駐署などが水没したことで、住用町においては機能がまひし、住民生活に支障を来したところでございます。過去においても、同様に被災した経緯があります。新庁舎建設に当たっては、地域住民の安全性を確保するための防災機能や、多機能な庁舎建設が、地域住民から望まれております。また、庁舎検討委員会からの提言書には、奄美豪雨災害等を踏まえ、住用、笠利地区を地域住民の意見を徴し集約した上で、庁舎の位置や機能を計画することが望ましいとのことでありましたので、地域住民の代表で構成する囑託員会や駐在員会及び各地域協議会にお諮りし、庁舎建設位置について、位置や機能について議論を重ね、地域協議会から具体的に提言をいただいております。

その提言では、住用庁舎の建設位置については、地域の中心である西仲間地区で現地で建て替えが最適であり、併せて庁舎建設に当たっては、昨年の豪雨災害を踏まえ、水害時の非常時にも十分対応できる構造でかつ防災機能を有し、地域住民が避難所としても利用でき、また、市民サービスの向上や行政事務機能の効率性が図れるよう、診療所や消防分駐署を併設した多機能な庁舎づくりであってほしいとの提言でございました。市といたしましても、今回いただいたそれら提言を基に、今後の事務作業を進めてまいりたいと考えているところでございます。御理解よろしく願いいたします。

1 番（師玉敏代君） 23年度ですね、その設計の予算も計上されております。本当にですね、一番やはり住民の声、いろいろな角度、行政の視点、そしてそこに実際に被害に遭った職員、診療所の先生、そして消防の職員、その人たちもですね、その現場にいて、その地点でどうあったら良かったのというのは皆さん持ってらっしゃると思います。これだけですね、予算を投入して、新たな庁舎建設をされるわけですから、確かに本当にあらゆる視点ですべて万全、100パーセントということはないかも分かりませんが、やはり数多くですね、その現場で実際に被害に遭った方々ですね、意見も十分取り入れていただきたいと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。職員等のその辺の調査も聞いているのでしょうか。消防、診療所では野崎先生、特に住用ですね。そして役場の職員、その辺の意見はどうなんでしょうか。

総務部長（松元龍作君） ただいま市長が申し上げましたとおり、庁舎検討委員会の提言によりまして、各地域の御意見を十分聞いた上でやりなさいという御提言でございましたので、地域協議会や囑託員会などで十分意見は吸い上げられているものだと思っております。あわせて、特に消防分駐在署、それから診療所については、地域の住民の生命を守る大変大切な機能でございますので、その点も十分に生かした上で、今後の新庁舎建設には推進していきたいと、このように思っております。

1 番（師玉敏代君） 新庁舎の位置についてもですね、今の場所がですね、はっきり申し上げれば、住用の中で一番真中、やはり東城寄りになると、名瀬に近くなる。やはり市のほうから考えれば、やはりその辺が最適なのかなと、私個人は思います。やはりそういったことも含めてですね、やはりそこであれば、西仲間地区の皆さんが裏からでもですね、避難ができる、そういう庁舎づくり、そういったことも考えていただきたいし、防災センターも中にある、診療所もある、消防もある、やはりそういった形で、いざというときに連携が取れるですね、本当にこの災害に遭った地区としては、これからは本当のモデ

ル地区ですね、先駆けてですね、そういう地区になるようにですね、やはりこの辺は慎重にやはり多くの皆さんの意見も聞きながら、設計に当たっていただきたいと思います。

次に、今後の防災への重点的施策として、昨年10月20日の集中豪雨、何よりも3月11日の東日本大震災は、世界を震撼させました。今はどこが安全な安心なのか、皆目見当つきません。雨が降ればいまだに嫌なあの記憶が蘇り、奄美でも地震は常に起きています。自然災害は、私たちの予想を遙かに超え、時期外れの台風も収穫時の作物を打撃し、塩害をもたらしました。災害はいつ何時にどこで遭遇するか分かりません。先月22日奄美市一斉の防災訓練がありました。その訓練をこれから地域へどう生かしていくか、集落自治会で学校で職場で、そして家族で話し合い、繰り返しの訓練でしかないと思っております。その手立てとして、今後行政が取り組む重点的施策は何だと思っておりますでしょうか、お伺いいたします。

総務部長（松元龍作君） 奄美市では、昨年の豪雨災害を受けたことを教訓といたしまして、今年度にハザードマップの作成及び地域防災計画の見直しを予定をいたしております。特にその中で、災害別の避難所、それから避難勧告等の具体的な基準の作成など行わなければならないことが盛りだくさんございますけれども、そういったものを基本的な防災対策の在り方について盛り込んでいく予定をいたしております。議員の御質問にありました今後の防災対策として重要なこととございますが、いろんな重要な施策はございますが、特にその中の一つに、市民防災意識の向上を図ることが大事であると考えております。議員の御指摘のとおり、平常時から地域や学校、職場、家庭において、避難所の確認や避難所までの安全な経路などについて話し合っていくことが、緊急の災害時の場合に役立つものと理解をいたしております。東日本大震災のあの津波被害情報を見ますと、確かに防波堤などのハード面の整備も大切なこととは痛感をいたしました。やはり防災教育や避難訓練などのソフト面の重要性を改めて痛感をいたしたところでございます。今後奄美市におきましても、毎年度、今後まだ予算的にはまだ今のところ話してはございませんが、毎年度なるべくでしたら実施をしていきたい防災訓練、それから、各種の出勤講座などを通じまして、防災意識の高揚を更に図っていききたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

1番（師玉敏代君） やはりですね、やっぱり行政が主導しても、いざという時には、本当に市民一人一人のやっぱり防災意識というのが私も大事だと思います。いざとなると、そこにいる人で頑張らなきゃいけない、その現実も、やはり私たちは体験しています。やっぱりそういったこともですね、やっぱり含めてですね、先ほどおっしゃいましたように、予算化して定期的にやはりこういう防災デイというのを設けていくことが一番大事だと思います。最近ですね、テレビで常に特報が流れています。大雨洪水警報、地震、そして津波情報に加えて、最近では竜巻注意報が出ています。私自身ね、屋外受信機で雲の様子に注意してくださいと聞いても、どう対処すればいいのか分かりません。多分こんなことも市民から総務のほうに連絡が来てると思いますよ。私も疑問に思います。耐震性の建物の中に逃げるしかないと思いますが、津波、水害は高台に逃げる、裏山に逃げる、耐震性の高層ビルに逃げる、どこで遭遇するか分かりませんので、とにかく先ほど申し上げましたように、地域、職場、学校、家庭でですね、様々な災害を想定した日々の訓練でしか私はもう乗り越えられないと思います。そこにはですね、情報伝達の手段、備蓄など行政が先導すること、地域で住民ができること、実践に生かされる訓練の繰り返しでしか私もないと思います。それでしか方法はないと思っております。防災デイをですね、先ほど申し上げましたように、是非ですね、市民の防災の意識を高めるためにも、是非忘れないように定期的にやり、また、地域、集落、自治会で皆さんで自主的にですね、取り組めるように促進促すのも、また行政の役割だと思いますので、是非よろしくお願いをいたします。

次に、病児・病後児保育の実施についてお伺いいたします。前年度予算化したものの、受け入れ機関が困難で、今年度実施を目指していることと思っておりますが、そのめどはいかがでしょうか、お伺いいたします。

福祉部長（小倉政浩君） 病児・病後児保育施設の実施のめどについての御質問でございますが、議員御承知のとおり、当初は昨年10月をめどに開設を予定しておりましたが、医療機関との協議が整わず、現時点において開設に至っておりません。本年の第1回定例会においても答弁しましたが、現在協議中の医療機関からは、実施に向け前向きな回答をいただいております。本年度中の開設を前提に、施設の設置場所、医師や看護師、保育士の配置体制などについて具体的な検討が行われているところであります。本市としましては、本事業は子育て世帯が就労をする上でニーズも高く、また、本市が目標とする安心して子育てができる環境づくりにおいても、重要な役割を果たすものであると考えておりますので、正式に実施の発表がされるまで、もうしばらくお待ちいただきますよう、御理解を賜りたいと思います。

1番（師玉敏代君） 子どもをですね、生み育てる環境づくりにはですね、やはり今後はですね、病児、病気の時、病後の回復時期、そういった子どもさんをですね、預けるところ、一番候補とされてるところはたぶん病院、そういう機関だと思います。そのほうが行政としても安心して安全で、子どもさんを預かることができるということで交渉していることだと思います。是非ですね、一日も早くその実施ができますように、よろしく願いいたします。また、実施できるときにはですね、やはり一人でも多くのお母さん、保護者の皆さんに周知ができるようなことを広報をですね、徹底していただきたいと思います。いかがですか。

福祉部長（小倉政浩君） そうですね、正式に開始がはっきり分かった時点で、市民の皆様には周知が徹底して行いたいと思っておりますので、御理解をよろしく願います。

1番（師玉敏代君） よろしく願いいたします。子育てされてるお母さん、お父さん、保護者の皆さんにとっては、強力な子育て支援ですので、是非一日も早く実施されることを願っております。

次に、高等技能訓練促進事業についてお伺いいたします。高等技能訓練促進等事業は、母子家庭の母が生活安定のため自立し、就労するための資格取得促進として、21年度から本市で実施されています。就業期間の最後の2分の1に相当する期間とし、当該機関が18か月を超えるときは、18か月を限度とすると思っておりましたが、実際は全期間対象に今現在支給されております。実施当初からの具体的内容を改めてお聞かせください。

福祉部長（小倉政浩君） それでは、高等技能訓練促進費等事業についてお答えいたします。

議員御案内のとおり、この事業は平成21年度より実施されており、母子家庭の母の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間のうち、一定期間について母子家庭の母に対して高等技能訓練促進費又は入学支援修了一時金を支給するという事業になります。対象者は児童扶養手当受給者又は同様の所得水準である者で、対象資格となる看護師、介護福祉士、保育士等を取得するために、養成機関において2年以上のカリキュラムを修業することが支給要件となり、本市ではこの資格を取得するためには、その奄美看護福祉専門学校の看護学科又は介護福祉学科に通学していることが条件となります。支給の期間については、修業期間の最後の2分の1に相当する期間となり、2年間のカリキュラムですと、2年生時の4月からの支給、3年のカリキュラムになりますと、2年生時の10月からの支給ということになりますが、現在この期間については、平成21年度の国の経済危機対策の実施によりまして、平成21年6月5日から平成24年3月31日までに就業しているものについては、全期間が対象となっております。

高等技能訓練促進費の金額については、対象者本人若しくは生計を同一にしてる親族の市町村民税が賦課されているかで決定し、非課税の場合、月額14万1,000円、課税の場合、月額7万5,000円となり、入学支援修了一時金については、非課税の場合5万円、課税の場合2万5,000円となります。なお、この入学支援修了一時金については、対象者が卒業する際、入学時に支払った金額の一部を

助成するものでございます。

1 番（師玉敏代君） 今ですね、この対象になる高等機関というのは奄美看護福祉専門学校ですよ。その中で今何名の方がこれを利用され、その成果としてどういう形で出ておりますでしょう。それとその資格ですね、こういった資格が取得できるのか、簡潔にお願いします。

福祉部長（小倉政浩君） これまでの実績についてでございますが、平成 21 年度においてこの事業の対象となったのは、看護学科に通う 2 名の方で、平成 21 年の 6 月より訓練費を支給しております。22 年度については、前年度から継続の 2 名のみとなっており、うち 1 名の方については、看護師の資格を習得し、今年 3 月に卒業後病院のほうへ就職しております。今年度については、引き続き 1 名の方と今年 4 月に入学した 5 名、計 6 名の方がこの事業の対象として現在支給を受けております。成果については、先ほども申しましたが、今年の 3 月に卒業した方が市内の病院のほうへ就職しておりますので、成果としては上がっているのではないかと思います。

1 番（師玉敏代君） この事業はですね、同じく来年度もですね、全期間、ましてやその金額が見込めるのか、できるのかできないかだけお伺いいたします。

福祉部長（小倉政浩君） 県のほう確認しましたところ、24 年 4 月 1 日以降に入学した方については、全期間でなく後半の 2 分の 1 の期間になるということで、国のほうからもそのような通知等は来てないということでございます。

1 番（師玉敏代君） この事業はですね、資格を取ることですね、取得することで自立する、就労するというお母さんのためなんですけども、大変この辺も需要がありましてですね、できれば来年も同じようにとは思ってます。財源については、前聞いたところでは、その子ども基金なりを利用されたということも聞いてはいますが、是非ですね、このような同じような内容、金額でですね、来年ができるように要望いたしまして、次の質問に移ります。

次は移動支援事業についてですが、その中でですね、一つだけお伺いいたします。時間の都合上ですね。合併前ですね、旧名瀬市で実施してました移送サービスに寝たきり等移送サービス事業があります。サービス概要は、名瀬市より社会福祉協議会に委託事業の一つとして行い、寝たきり等の方々の自宅若しくは施設から病院、病院から自宅、施設、病院から病院などの移送に利用されてきたサービスがありました。料金はその時は無料と聞いてます。なぜ廃止になったんですか。

福祉部長（小倉政浩君） 寝たきり等移送サービス事業の廃止理由でございますが、寝たきり等移送サービス事業は、社会福祉協議会への委託事業で、外出、移動困難者を対象として移送サービスを行っておりました。その委託料が運送の対価の収受に当たる可能性があり、道路運送法第 80 条第 1 項の有償運送の禁止に抵触する恐れがあるとのことで、この事業は平成 17 年度末に廃止されております。

1 番（師玉敏代君） そうですね。その後に介護タクシー有償運送福祉のですね、事業が今あります。それはですね、移動困難な皆さんはその時は運賃、つまり介助も含めて無料だったんですね。でも、介護タクシーとこういう事業になりますと、介護タクシーの分は介助の部分は自分で払います。その介護認定によってね、出るんですね。そして運賃が自腹になるわけですよ。だから、本当にですね、利用したい人、寝たきりで外出困難な人、介添え人が必要な人、そして年金が少ない人、そういう人はこういう介護タクシーを实际利用できないんですよ、今回はですね。寝たきり等の皆さんもそうですけど。やはり今の制度から言うと、確かにその後に介護タクシーとそう有償、福祉の運送事業が出てきましたけど、結局その中では皆自費ですね。高いですね。やっぱりこういう人たちですよ、介護で介護認定されて、

介護のそのサービスがもう限度額を超えて受けられない人もいますね。

一番利用したい人が利用できない、そういったことも考えてですね、他の自治体ではですね、やはりそのたんに負担するというのは、財政の負担が大きいですけども、やはりですね、枚数限定のですね、やはりチケット、利用券ですね、そういったものを発行する。例えば住用から言えば、要支援の方、要支援2の人までは介助で買い物に來たり、病院に行ったりするんですけども、やっぱりそういう人たちが行きたくても、月に1回行くんですね、大体病院に。やっぱり頻繁にはないんですよ。やっぱりそういう人たちの負担ですね、本当に利用したくても、介護タクシーで介助の分、そして運賃として払わなければならないというものが負担が出てくるわけですから、やはり本当に移動困難な人、そして先ほども言いましたように、寝たきり等の方を含めてですね、そういった方への枚数限定でですね、そういう利用券を発行する、負担をするという考えはないですか。ちょっとお伺いします。

福祉部長（小倉政浩君） ではお答えします。要支援者など外出困難者の移動手段については、障害者向けの移動支援事業や介護保険制度における介護タクシー又はその福祉有償運送などと言われるものがございまして、その移送運賃の支援ということに関しては、財政的な問題などがありますが、他市の状況なども勉強させて頂いていただき、今後の課題とさせて頂きたいと思っております。

1番（師玉敏代君） もう障害者、要支援、要介護、その高齢者の皆さんもですね、やはり今は移動手段というのは、大変もう皆さん移動手段に困難を来しているんですが、結局買い物にも行けない、病院にも行けない、移動ができない。家族がいて乗せて行ってくれる人はいいいんですけども、独居老人、一人で生活してる方、年金が相当額もらっておればいいんですけど、年金も少ない。一番生活困難者が、生活支援者ではですね、皆無料なんですね、介護タクシーも。だけど、その介護支援、身体障害者にとっては、その介助の部分、介護タクシーを利用すると一部負担、そして運賃は自費、こういう状況になっています。やはりそういった負担を減らすために、今後どこまでいっても高齢者は増えます。そして、移動手段がない困難者もたくさんいます。そういった対策もですね、やはり今後考えていただきたいと思っておりますし、やっぱりその辺はどうでしょうか、市長、いかがですか、一言お伺いします。

市長（朝山 毅君） これについては、福祉全般的な問題になるかと思っております。したがって、私のほうから一事業について申し上げるわけではありませんが、先般市長会においても、国は福祉事業について法律やルールを作る。しかし、基礎自治体である我々が一番その任を背負っている。したがって、今後の福祉行政については、国の財源措置をしっかりとできないと、満足な地域の福祉介護老人、介護医療等の福祉行政を賄っていくのは、財政的にも非常に難しいというふうなことを強く国のほうにも申し上げております。そのような福祉行政のトータルした環境の中で、今後それぞれの事業について考えていかなければいけないわけではありますが、今議員がおっしゃった具体的なその事業についても、財政的なこと、また、実態というのをより把握した上で御検討させて頂きたいと思っております。

1番（師玉敏代君） 一番利用したい外出困難者との現在の問題点はですね、各制度にて支援できないということ、また、金銭的問題で利用できない者へのですね、やはり今後の支援対策をですね、前向きに検討していただきたいと思っております。

次にですね、1番の耕作放棄地対策と土づくりについては、次の会で一般質問したいと思っております。

次2番の指定管理者制度の在り方についてお伺いいたします。この制度が実施されて6年に入りますが、導入された意義は何ですか。簡潔に説明してください。

総務部長（松元龍作君） 指定管理者制度のメリットといたしましては、公の施設に民間事業者の民間力と申しますか、その手法を活用することによりまして、管理に要する経費を縮減することが可能となり、その結果、公の施設の利用料の低料金化又は市から指定管理者に対する支出金の低減が図られるという

ことが期待をされております。また、利用者の満足度を上げ、より多くの利用者確保しようとする民間経営者の発想を取り入れることで、利用者に対するサービスの向上が図られるということが大変期待されるということでもあります。あわせて、今まで行政において行っていた管理業務を民間に移すことによりまして、雇用創出の効果が期待できると、このように思っております。

1 番（師玉敏代君） やはりこの指定管理者制度はですね、小泉内閣の時に構造改革の中で行政改革と、官から民ということで、民にできることは民にしようと。民の要するに企業努力ですね、経営努力、そして住民への福祉のサービスの向上ですね、そういったことが目的、そして更に、各自治体の経費の節減、これが目的、私はだったと思います。どうでしょうか、この導入の意義に沿ってなされていると思いますか。

総務部長（松元龍作君） 自治法が改正によりまして、平成17年度より制度の導入をスタートさせていただきまして、現在は観光施設、スポーツ施設、公民館など76か所の公の施設において民間企業による指定管理者の管理運営が行われております。市の施設においても、制度導入によりまして、民間への新たな雇用の場が提供されるなど、運営面、また、運営面では、利用者の増加やそれに伴う利用料金の増収が図られるなど、所期の導入の効果が概ね発揮されているものではないかと思っております。

1 番（師玉敏代君） 指定管理者の方にはですね、指定期間、また、指定管理料も違います。その辺の査定根拠は、それぞれの過去の実績でですね、算定されていると思いますが、指定管理者は、指定管理料をいただく人、納める人、指定管理料をいただかないで指定管理者として施設を管理している、この三つに分けられると思います。やはりですね、指定管理者、この経費節減が一番であり、当然その業務報告書というものを四半期に1回なり提出義務があると思います。その中身についてですね、深く検証、検討されているのか、その辺をお伺いいたします。

総務部長（松元龍作君） おっしゃるとおり、年間の指定管理料をお支払いしてるケースもございませば、使用料金だけでやってるケースもございませば。三つに分けられると思います。それに関しまして、私どものほうでチェックと言いますのは、年間に一度事業報告書を求めております。これの精査ということでございませば、いろいろ確かに76施設もありますので、その中ではなかなかいろいろ問題のある施設もあるかとは思いますが、私どものその精査の方法が十分とは言いきれていないのも実情でございませば、今後の精査の方法などは、今各事業所でチェックシートなど現在作っておりますので、その辺も生かしながら、今後の検討課題と、緊急の検討課題とさせていただければと、このように思っております。

1 番（師玉敏代君） それだけ76ですか、指定管理する管理者がいるわけですね。確かに大変な作業ですけども、やはりこの初心に返ってですね、この指定管理者制度の在り方をもう一度ですね、私は見直す必要があります。年々ですね、指定管理料が高くなったりですよ、それ自体おかしいんですよ。私から言わせば。今の民間はですね、商店街にしても本当に資金調達、経営難、大変な中で事業を行っています。指定管理者はですね、公的な施設で公的な財源でですね、税金で運営を任されているわけです。その中で毎年ですね、指定管理料が高くなっている例もあると思うんです。それ自体ですね、それをこの間の3月の予算委員会で聞いたら、これは利用料が少なかったから、利益が見込めなかったから、そこをやるのが私は指定管理者の度量であり、もしそうであれば、逆に人件費を削る、その努力も必要じゃないかと。上げる中身の雇用状況、何名の方を雇用して、どれだけ福利厚生をしているのか、その初年度からですよ、その辺の前年対比、前々年度対比として、それぐらい指定管理料を出せばいいもんじゃないんですよ。私からすれば、本当にこのお金というのはですね、一般の市民から見れば、本当に不公平な話だと言ってらっしゃる方もいっぱいいます。やはりですね、この指定管理者制度、やはりこの今

からですね、こういったのを見直して、市民に納得がいく、公平で公正な指定管理者制度でなければ、私はならないと思っています。是非ですね、今後もう一度見直す時期に私もあると思いますので、是非積極的にですね、1件1件大変でしょうけど、特に財源を投入している指定管理者に対しては、厳しく今後糾弾とも言いませんけども、その辺をしっかりと精査検証していただきたいと思います。以上で終わります。

議長（世門 光君） 以上で新奄美 師玉敏代君の一般質問を終結いたします。  
暫時休憩いたします。（午前10時30分）

議長（世門 光君） 再開します。（午前10時45分）  
引き続き一般質問を行います。  
次に、平政会 竹山耕平君の発言を許可いたします。

10番（竹山耕平君） 市民の皆様、議場の皆様、おはようございます。平政会の竹山耕平でございます。  
初めに、3月11日東日本大震災で被災された皆様に対し、御冥福とお見舞いを申し上げますとともに、日本は一つのチームです。固い絆、強い団結力の下、オールジャパンで一刻も早い復興を目指して頑張りましょう。また、これまで多くの市民が募金、義援金、義援物資に御協力をいただいたこと、その他様々な方法による支援活動に対し、心より感謝申し上げます。また、奄美でも集中豪雨の復旧が進められている中に、台風2号によって特に農作物への甚大な被害を受けました。第一次産業振興政策への新たな充実強化を図ろうとする年だけに、不安を抱いておりますが、自助、共助、公助による取組に期待をいたします。

それでは質問に移らせていただきます。初めに、市長の政治姿勢についてお伺いします。合併当初の財政状況、そして、現在の財政状況をはじめ、行財政改革がこれまでも示されてきました。更には、本年度より総合計画においても、市の将来像が示されましたが、目指すだけの数値目標にならずに、目標を達成させなくてはならないという体制で臨まなければなりません。もちろん、これまでの改革においても、高く評価する面も多くあることも理解をしています。しかし、最も大切なことは、奄美市民が合併して良かったと感じ、理解を示すことでもあります。そのようなことから、合併前、合併時と比較し、現在の財政状況から見た各地区の均衡ある発展及び地域力の醸成を市民が表面的に理解する面、じかに肌で感じる部分をどのように認識しているのでしょうか。また、振興計画など更なる本市の進むべき姿への課題等を具体的に示していただきたいと思います。市長の政治姿勢をお示してください。

次の質問より発言席にて行います。

議長（世門 光君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、早速竹山議員に答弁させていただきます。議員御案内のとおり、平成18年3月20日の合併から5年が経過いたしました。大変厳しい財政状況が続く中、行財政改革を進めながらも、市民サービスの低下を招かないよう、3地域の均衡ある発展、活性化に取り組んでまいったつもりでございます。特に住用地域の自然、笠利地域の農業、名瀬地域の都市機能など3地域の特徴を生かしたまちづくりを進めているところでございます。そのような中、地域力の醸成という観点では、地域間交流拠点施設、笠利の用、打田原、名瀬の有良や住用の和瀬水産加工物センターの整備、地域の貴重な資源や特性を生かした一集落1ブランドの認定と、その活用に対する支援、他にも、地域コミュニティの強化や、自発的な活動への支援策として、紡ぐきよらの郷（しま）づくり事業が実施されてきたことなど、3地域や各集落などの地域力が発揮されつつあるものと感じているところでございます。また、合併したことにより確保できる合併特例債や、合併特例交付金等の財源を活用して、各地区の小中学校の耐震補強や改修工事などが計画的に実施できたこと、更には、昨年10月の奄美豪雨災害時に

において、各地域間の職員が連携して機動的に災害支援や通常業務に対応できたことも、合併のスケールメリットを生かした取組だと思っております。その他、行財政改革の推進に伴い、使用料や保険料など各地域の皆様にも御負担をいただかなければならないこともございましたが、就学前児童に対する医療費の助成を行う子育て支援や、住用、笠利地区にFMディの中継局を増設した地域防災行政情報ネットワークへの支援などは、直接市民の皆様にも還元できた合併効果の一つとして御理解いただいております。

本年度は将来にわたって進むべき道を示した奄美市総合計画のスタートの年でございます。本市ではいまだ厳しい財政状況であります。地域経済の活性化、雇用機会の拡大、人口減少対策などの一つの課題に着実に取り組み、将来目標に掲げた人口の5万人、交流人口の45万人、総生産額1,400億円が達成できるように、市民並びに議会の皆様の御理解と御協力をいただきながら、誠実に取り組んでまいりたいと思っております。

10番（竹山耕平君） ただいま市長から示された市民サービスの向上や、地域間交流施設、そして、一集落1ブランドの擁立、そして、更なる一集落1ブランドの認定を目指す。そして、そういった中で、また地域力が発揮されつつある状況であるというふうなことで、先ほども申し上げましたように、やはりこれを奄美市民がどのように理解を示しているか、肌で感じているか、そういったことなどをまた地域懇談会や、また、各支所の職員の方々が各地域に出向いて、そのような状況を知ること、情報収集をすることも、そしてまた、課題等への政策についてもですね、施策についても、今後の奄美市の発展につながると思います。そういった中で、是非ただいま申し上げましたように、この地域懇談会を大事にすると。そしてまた、職員の方々のその各地域へ足を運ぶ、そしてまた、駐在員、嘱託員、そして、自治会ですね、の方々へのそういった意見の収集、それを重く受け止め、また、議会においても議会報告会を更に活発的に開催し、市民への協力、そして、理解を求めたいというふうに思います。分かりました。ありがとうございます。

次にですね、この人口推移、定住促進政策、経済状況、雇用状況等への認識はどうでしょうか。及び合併時との比較をした場合に、本市は住みやすい、住みたいまちづくりがこれまで推進されてきたのかどうかについて。また、総合計画でも示されましたが、政策推進する中で、特に力を注ぐべき対応策についてお示し願います。

総務部長（松元龍作君） 本市の経済状況並びに雇用状況につきましては、議員も御承知のとおり、国内の景気低迷や、東日本大震災などの影響を受けまして、いまだ厳しい状況にあるというのは、御案内のとおりでございます。そのような中、合併当初と比較をいたしますと、行財政改革の推進化による組織のスリム化や、財政力の強化を図ることに加えまして、国の緊急経済対策事業を活用したプレミアム商品券事業導入などによる地域経済対策の実施、さらには、緊急雇用創出事業の積極的な導入を図りまして、平成21年度には66名、22年度には263名、また、今年度には約200名の雇用を予定して、特に雇用機会の拡大に努めてきたところでございます。また、合併以降の産業経済の核となる施策について申し上げますと、産業振興面では農業の地産地消と果樹ブランド化を推進する奄美市卸売市場や、奄美大島選果場の整備、情報通信産業の活性化に向けたインキュベーター施設の整備、観光交流面では、交流人口の拡大に向けた横浜ベイスターズ秋季キャンプの実現など、さらには、先の6月の10日に締結をされました空想科学株式会社との企業立地協定など、奄振計画にも掲げる重点3分野であります農業・観光／交流・情報の重点分野に着実に取り組んできてるものだと考えております。

この他にも、少子高齢化対策といたしまして、認可保育所のない住用地区の保育受け皿を整備する家庭的保育事業の実施や、病児を抱える保護者の子育てと就労を支援する病児保育事業の実施、また、人口減少対策としましては、今年度にU、Iターンの受け皿となる定住促進住宅を名瀬、住用、笠利のそれぞれの地区に計18戸整備する予定といたしております。今後は総合計画の中にも、重点プロジェクトとして位置付けた各分野の施策を着実に実施していくとともに、名瀬、住用、笠利それぞれの地域の

資源や、特性を生かした観光の振興に重点的に取り組んでまいりたいと考えております。いずれにしても、奄美市に住みたいというまちづくりをいろんな面で総合政策として掲げて頑張っていきたいと思っております。

10番（竹山耕平君） はい、分かりました。部長が最後におっしゃいました言葉、本当に奄美市に住んで良かった、住んでみたい、そういう言葉は、常日ごろ結構いろんな方がお聞きしてると思います。私もですね、また奄美市であったり、また、隣の龍郷町であったり、そしてまた、瀬戸内、宇検村、大和村のＩターン、Ｕターン、方々に話を聞いても、やはり奄美に住んで良かったと、もうそういった言葉を皆さんおっしゃってくれます。そういった中で、やはりその地元のその地域が持つ力をもっともっと十分に発揮できるようなその施策、この今の重点3分野の。そしてまた、緊急対策へのこの雇用、そして経済、そういった分野においても、もっともっとですね、先ほど来申し上げましてとおり、やっぱり奄美市民がどう感じているか。奄美自身がどう思っているか。それと、その市民が思ってることと、この行政側が把握をしている、そして、その形が重なり合って同じ方向性を向くということが大事ではないのかなというふうに思いますので、今後もですね、この当局の方々にはいろいろ御苦労を掛けるとは思いますが、一生懸命今後ともますます頑張りたいと思います。

それでは次に移ります。次に、行財政改革中から、職員の意識改革及び庁舎内の施設整備についてお伺いします。以前特に市民の来館が多い1階部分において、職員のアイデアから改善を行い、市民にも好評だということでしたが、その後の取組についてお示し願います。また、同じく、予算の要らないあいさつ、接遇の在り方についてもこれまで取り上げてきました。しかし、これまでも同僚議員が指摘するように、改善されているということは感じることはできないと感じています。このことは市長並びに管理職の皆様、併せて職労幹部の皆様に対してもですね、強く要望をさせていただきたいと思います。

2点目に、庁舎内の施設整備ですが、今回は高齢者から子ども、赤ちゃんを抱っこして訪れる方、また、妊婦さんやけがをされた方など、最も市民が訪れる1階部分と地下部分、このトイレについてお伺いします。これまでも要望により改善されたというふうに聞いておりますが、まず手すりが付いておりません。付いているのは地下のユニバーサルトイレだけでございます。また、赤ちゃんを抱っこして訪れるのは、お母さんだけではございません。お父さんやおじいちゃん、おばあちゃんの場合もあります。そのようなことですが、まだスペース等問題があるとは思いますが、ユニバーサル化をされていないというふうに感じております。そして、授乳を行う場所がございません。そのようなところから、改善策、今後の取組についてお伺いします。

総務部長（松元龍作君） まず、職員の意識改革ということでお答えをさせていただきたいと思っております。

職員に対しては、かねてからコスト意識を持つこと、あるいは、市民目線で業務を行えよと申しております。特に接遇面におきましては、来庁舎へのあいさつ、電話、面接対応時における言葉遣いなど、細心の配慮をするように指導はいたしております。平成21年度には、窓口サービスステップアップ研修を行いまして、窓口業務に携わる部署の接遇マナーの向上や、市民の立場に立った業務の見直し、職場環境の改善に努めてきたところでございます。これらの取組の成果として、もう議員も御承知のとおり、1階や地下を中心とした窓口業務に携わる職員が、自主的に各課の業務内容を表示した案内板を設置するなど、また、来庁した市民にすぐ気付き、声掛けができるよう、各課の机の位置を配置を変更したり、電話を受ける際にも、課名、氏名を名乗り、親切丁寧な対応がなされているという評価もいただいているところでございます。この研修以降は、この研修で出された改善点や、実践項目を全庁的に取り組む事項と位置付けまして取り組んでまいりました。その結果として、教育委員会事務局でも、市民目線に立った机の配置の見直しや、案内版の設置などがなされているところでございます。また、電話対応にいたしましても、電話を受ける際に課名、氏名を名乗る職員が全庁的に増え、親切丁寧な対応に心がけていると感じているところでございます。一方、この全庁的な取組事項には、笑顔であいさつ、声掛けに心がけるなども掲げられておりますが、来庁された市民に対しまして、声掛けやあいさつがなかなかでき

ない職員がいることも事実でございます。引き続き研修指導を通じまして、職員の意識改革、市民サービスの向上に努めてまいりたいと考えておりますので、今後とも御指導、御指摘をいろいろお願いをいたしたいと思っております。

続きまして、庁内の施設整備につきましてでございますが、先の議会で議員から御提言のございましたとおり、市民が多数集まれる地下、それから1階廊下部分の蛍光灯をLEDにもう既に替えたところでございます。また、トイレの便座を一部和式から様式に替え、おむつ替え用の台を設置するなど、市民の利便性の向上を図るために、庁舎内設備の改善を努めているところでございます。議員御提言の授乳室の設置につきましても、そのような観点から、今後設置箇所や他につきまして、各課と協議して前向きに検討をさせていただきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。なお、地下のユニバーサルトイレ以外の地下1階トイレの手すり設置などにつきましては、トイレ内の手すり設置スペースの問題等もありますので、これからの検討課題とさせていただきたいと思います。なお、現在進めております新庁舎建設においては、議員御指摘のような件につきましては、当然のこととして取り組んでいく予定はいたしております。

10番（竹山耕平君） はい、分かりました。これまでもその接遇の在り方、あいさつの在り方というふうのことを向上を行っているということを今おっしゃいました。確かに本当にそうだと思います。しかし、その電話での対応などに関してですね、やはり差が出てくるなあと、個人差ですけどね。そういった部分も実際あることも確かですし、その庁舎内を歩くと、必ず基本的にはほぼですね、全部とは言いませんが、ほぼあいさつをするにしても、私のほうから声を掛けることがまずほぼです。それはやはりその市民に対しても同じだと。そういった中で、これは市民が声を掛けなかったら、多分声は掛けないでしょう。というふうなことをやはりこの肌でちょっと見て感じてしまいます。そういったことをですね、今後ですね、是非この在り方について是非今この世の中この市に、そしてまた、市民がですね、何を行政に何を求めているかというふうなものを、やはりこの予算のかからないそういったもので、中でまた予算も少ないもので済む中で、是非いろいろ御検討いただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

また関連してですね、このちょっとお伺いしますけど、今5月から10月までクールビズでの対応を行っていますが、この基準と言いますか、このルール、また、この最低限これはやってはいけないというようなこのルールを定めているのか。例えばただノーネクタイ、ネクタイ、またこの羽織、まあジャケットという簡単なものなのか。そして、今ですね、この節電ということから、このスーパークールビズというものがこの全国広まってきています。そういったクールビズ、そのスーパークールビズが提案されておりますが、この本市の取組はどうか、お伺いいたします。

総務部長（松元龍作君） 職員のクールビズの状況につきましては、市民の皆様の御理解をいただきながら、毎年5月1日から10月31日までの間ノーネクタイなどの軽装化で業務を行い、電力の需要を抑えております。お尋ねのクールビズの具体的な基準等については、特に定めはおりませんが、来庁された市民の方々が不快な思いをされないよう、派手すぎず軽装化すぎない服装となるよう職員には通知をいたしているところでございます。議員御指摘のとおり、国や一部の自治体におきましては、東日本大震災の影響から、夏場の電力不足に対応するため、Tシャツ、ポロシャツ、ジーパン、サンダルといったクールビズをより一層進めたスーパークールビズというものが導入され始めております。本市におきましては、先ほど申し上げましたが、クールビズと言いましても、来庁される市民の方々の感情を害しないように、清潔で清楚な服装や身だしなみに努めているところでありますので、現在のところ、スーパークールビズなどの導入については、検討はいたしておりませんが、今後の対応につきましては、他市の状況なども参考にさせながら、検討していきたいと思っております。

10番（竹山耕平君） はい、分かりました。指宿市のアロハですね、それでまた沖縄のかりゆしなども

ですね、派手ではあるんですけど、清潔で清楚です。これはその常識が一般化されたものではないのかなと。だからその都市に例えば試験的にこの何かを着て、例えばスーパークールビズと言われるものを作って、試験的にやったとしても、その年はだめかもしれないですけど、それから徐々に徐々に一般化されてきて、それがこの奄美市においてのこの風物となるような状況も作ることができるのではないのかなというふうに私は思いますので、そういった点をまた是非この紬の一部使用、紬を使用した形ですね、この奄美市のまた風物となればというふうに考えますので、また御検討をお願いをしたいと思います。そして次に移ります。

次に、朝山市長が掲げる本市の重点施策、この観光立島を目指すための観光産業の活性化を推進しております。そこで、観光産業を柱とした各産業への活性化、この波及効果など推進政策の強化、拡大が喫緊の課題であり、また、各産業への具体的な波及効果等は何でしょうか。どう見ているでしょうか。市民経済、市民生活に直結する部分を具体的に市民へ示さなければならぬと思いますので、御見解をお願いします。

産業振興部長（川口智範君） 観光産業の発展による各産業及び市民経済、市民生活に与える効果についての見解はということでございますので、答弁させていただきます。

観光産業は、近年多様化を極め、様々な分野との関わりが出てきております。市の総合計画では、五つの大きな柱の一つ、観光立島を目指した多様な産業連携のまちづくりとして掲げられ、また、鹿児島県でも観光立県鹿児島県民条例に基づき、鹿児島県観光振興基本方針を定めております。このように、関連する産業のすそ野の広さから、総合産業として位置付けられております。観光産業は、サービス産業であり、産業分類の中では第三次産業に位置付けられ、観光産業が活性化することにより、交通、運輸、飲食業など他の三次産業をはじめ、第二次産業や第一次産業の活性化も促されることとなります。

具体的に申し上げますと、観光交流人口が増えると、来島者が島内での交通や食事、お土産等の購入を行うことで、まず島内での直接消費が増加いたします。その影響で、第二次産業であるお土産品など加工製造業も生産が増え、また、加工品の原料となる第一次産業の農水産業等への需要も高まることとなり、その結果、地域経済への波及効果が発生することとなります。さらに、地域経済が活性化することで新たな雇用創出や、労働者の所得向上により二次的な消費活動が活発化し、更なる経済活動への波及も期待できます。多様化する観光産業は、関連する産業分野が広範囲に及ぶことから、先ほど申し上げましたように、総合産業と呼ばれているところです。市といたしましては、観光を中心に交流人口の拡大を図り、人、カネ、モノの流れを太く、そして活発化することにより、地域経済の活性化を実現いたしたいと存じますので、議員の御協力よろしくお願いたします。

10番（竹山耕平君） はい、分かりました。この観光についてはですね、私もずっと申し上げてきましたが、ちょっと時間の都合上ですね、この割愛させていただきますが、この観光産業、トータル産業、総合産業ということで、もっともこの施策に対して、力強いですね、施政方針でもありましたように、進めていっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

次に移ります。この発注作業の中身についてお伺いします。これは入札時においてですね、この入札資格を持つこの指名業者が、棄権をしなければいけないような状況になってもいいのかというふうなことについて、なってもいいのかということなので、あったというふうにちょっと僕は理解をしているんですけど、この同じく複数の業者が棄権をするような状況に陥るような発注作業をしていないかということでもあります。この件に関して、この入札状況をお示しください。

総務部長（松元龍作君） 入札作業のときに棄権をするというのは、私どもの行政のほうのかしがあった上で棄権、もしくは辞退をされているということで質問の理解をさせていただきたいと思いますが、それでございますれば、推薦委員会を開催をいたしまして、発注したものについてはそういう事例はございませんが、業務委託などでそういう案件があったというのは、一部あったというのは伺っております。

教育事務局長（日高達明君） 教育委員会のほうから、実は該当する事例1件ちょっとお答えをしときたいと思います。平成22年度奄美市の小・中学校教育用パソコンリース事業がございました。指名通知から入札まで期間を5日間しか取れなかった事例がございました。これにつきましては、取り掛かりがちょっと遅れたこともありましたが、学校の2学期の供用開始に間に合わさなければならなかったなどの事情等がございました。指名通知から入札までの期間につきましては、奄美市契約規則第22条第1項の規定の中で、少なくとも10日前までとなっておりますが、急を要する場合において5日前までの採用設定も可能ということになっております。しかし、間に土曜日、日曜日が入っていたこともございます。指名業者11業者中約半分の業者が辞退をしております。このことも辞退要因の一つであろうと反省をしております。今後このようなことがないように、十分配慮をしましてまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

10番（竹山耕平君） はい、分かりました。行政側としては、その行政かしという部分で見るとないということではありますが、この業務委託で学校教育の現場とのこのリースというところ、パソコンリースというところではあったというふうなことから、今後もですね、このパソコンリースという、また、その普通の行政が発注するその入札においてもですね、この地元零細企業、中小企業のこの雇用の確保という観点からですね、しっかりとした発注の作業であってほしいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に移ります。次に、新エネルギー推進についてですが、この新自然エネルギーについての本市の考え方を示し願います。

産業振興部長（川口智範君） 太陽光や太陽熱、風力、水力に代表される自然エネルギーにつきましては、名瀬市及び住用村において策定した地域新エネルギービジョンを基に、地域の資源を生かすべく取り組んでおります。これまで民間による風況調査への協力や、風力発電所建設・運営のための第3セクターの設置の他、地域グリーンニューディール基金事業を活用し、平成22年度に奄美振興会館へ太陽光発電を設置しております。国におきましては、二酸化炭素濃度の上昇による地球温暖化対策という観点から、化石燃料を減らして自然エネルギーの割合を増やしていくという方向性を示しておりましたが、先般の原発事故後、より安心・安全なエネルギーへの転換を図っていくとする新たな動きも出てきております。本市といたしましても、奄美市総合計画基本構想に示した自然に囲まれた快適な暮らしのまちづくりの実現に向け、自然エネルギーの活用を促進していく必要があると考えているところでございます。

10番（竹山耕平君） はい、分かりました。今の答弁を踏まえてですね、次の質問に移ります。

これまでも何度も質問してきましたが、この風力発電の低周波調査についてお伺いします。昨年11月に低周波を、そして風車を、そして振動の調査を行い、5月には結果が出るということでございましたので、その結果についてお示しください。また、その内容及び結果が、この周辺施設、ゴルフ場関係者やその建設時においてのですね、各関係団体等への説明がされたのかどうか、そこまで併せてお示しください。

産業振興部長（川口智範君） 昨年NEDO（独立行政法人新エネルギー産業技術総合開発機構）の次世代風力発電技術研究開発事業として実施された風力発電の調査については、調査内容としては、低周波を含む風車音及び振動を測定し、風車音低減対策の効果を検証するものでございました。事業者であるNEDOに確認したところ、事業成果の公表については、当初5月予定でしたが、若干作業が遅れており、7月頃の公表を予定してるとのことではございました。御理解を賜りたいと存じます。

10番(竹山耕平君) はい、分かりました。この7月頃結果が来るということで、残念ではありますけど、遅れているとことではどうしようもありませんので、改めてお伺いをいたします。

それではですね、ちょっと関連して2点簡単に簡潔にお答えをいただきたいと思いますが、まず1点にはですね、この風力発電の状況、管理運営状況についてを簡潔にお答えいただきたい。そして2点目にはですね、これは環境教育、そしてまた、これまでも申し上げましたように、この環境意識高揚への啓発というふうに捉えております。そしてまた、本市のですね、一つのシンボルになり、その観光の場でもあるというふうに私は考えております。そのようなことから、これまで学校教育やそれ以外でどれだけの人が、風力発電所を見学したり、それ以外の例がまたあるのか。私はこの件については、また大切なことだというふうには思っていますので、もう簡単に簡潔にお答えください。

産業振興部長(川口智範君) 奄美大島風力発電の運営状況といたしましては、法人設立年度である平成19年度期が純損失87万3,000円、平成20年度期が純損失163万1,000円、営業運転を開始した平成21年度期が、純利益232万4,000円の黒字、平成22年度が純利益1,597万6,000円の赤字となっております。この要因といたしましては、点検等による計画外の運転や、風況が平年に比べ低かったことにより、設備利用率の計画値28.2パーセントに対し実績値が18.1パーセントとなっております。事業者からは、計画外の停止をなくすため、ソフト導入やメンテナンス時間の効率化などにより、設備利用率の向上に取り組むとのことでございました。

また、風力発電による発電量は、平成21年度期が計画154万8,000キロワットに対し、実績は106万1,010キロワットで、達成率68.5パーセント、平成22年度期が計画491万2,000キロワットに対し、実績が315万7,390キロワットで、達成率64.3パーセントとなっております。これまで学校教育やそれ以外での風力発電の見学の回数でございます。これまで出前講座等による見学会での説明会は5回あり、その参加人数は163名となっております。

10番(竹山耕平君) はい、分かりました。この管理運営状況があるんですけど、以前のその何ですかね、啓発のそのパンフレットの中には、550万を排出すると、そういった文言も書いてありましたので、目標が今491万とありましたが、是非ですね、この550万以上のまた数値を目標にしまして、またその550万を平常時に運営ができるようなこの体制状況を作っていただきたいなというふうにも思いますし、やはり163名の方々が何かしらでこの風力発電に関心を持ったというふうにありますので、これはまた本市だけではなくですね、この世界自然遺産を目指すですね、という観点から、是非この奄美群島の皆さんへこの風力発電を見学していただく、そして、勉強していただく。そしてまた、このやはり笠利からこの瀬戸内までの子どもたちに、また、その教育者に対しても、また、事業者に対しても、この自然エネルギーを推進、これまた啓発をする意味では、更なるこの教育という観点から、是非お願いしたいというふうに思いますので、よろしくお伺いいたします。

次にですね、この結果がそうでしたので、この自然遺産登録へ向けたこの自然エネルギー、再生可能エネルギー推進導入へ向けた本市の取組ということですが、このただいま申し上げたこの風力発電の最大出力数には関係してきますけど、2,800キロワットでございます。そして、現在のやつが1,990、約2,000ということは、残り800ということになりますので、今後の増設の見込みはほぼゼロに等しいなというふうには私は認識しております。これではですね、この国の政策の動向にも今後は左右されることではないのかなというふうには考えますので、そしてまた、この九電さんのこの電力会社のこのコスト、また、電気料金にもこの市民直結する部分でございますので、大変難しい問題でもあるのかなというふうには思います。しかし、現在風力発電だけではなく、この水力発電、小水力発電ですね、そしてまた、以前この潮力発電に対する調査が行われたともいうふうにも聞いております。そしてまた、バイオマス、太陽光、以前から平議員からお話をされておりますジェットロファ、そして、今後話題になりそうな藻からの新エネルギーなどの開発など様々な可能性が見えてきておりますが、この本市の自然エネルギー推進に対する方向性、取組についてお伺いします。

産業振興部長（川口智範君） 世界自然遺産登録に向けては、資源循環型社会の構築と、自然環境の保全、保護は重要な項目でございます。まず、資源循環型社会の構築に向けては、地域新エネルギービジョン平成13年度名瀬市、14年度住用村、奄美市バイオスタウン構想平成23年4月公表を策定し、地域における資源の保存量や利活用の方向性を示し、その実現に向け可能性調査などを行っております。また、自然環境の保全・保護に関しては、名瀬市省エネルギービジョンや奄美市地球温暖化防止活動実行計画を策定し、二酸化炭素排出削減への取組も進めているところでございます。これまでも化石燃料の枯渇対策、地球温暖化防止につながるCO<sub>2</sub>削減や、環境効果も期待できる自然エネルギーや再生可能エネルギーの利活用が求められてきておりましたが、なかなか進んでいない状況にあります。この原因の一つとして、自然エネルギーの出力不安定性や、費用対効果の問題が掲げられております。また、今年度から地域バイオマス利活用交付金が廃止されるなど、民間企業に対しての財政面での支援メニューがほとんどない状況と現在となっております。こういった原因が考えられているところです。しかしながら、今回の原発事故により、国のエネルギー政策の大きな転換が想定されることから、今後国の動きを注視し、自然エネルギー及び再生可能エネルギーの促進が図れるよう取り組んでまいりたいと考えております。

10番（竹山耕平君） はい、分かりました。今部長からの答弁があったようにですね、是非市長にですね、是非舵を取っていただきたい、先頭に立って旗を振っていただきたいというふうに今答弁を聞いて思いました。これはですね、先ほども申し上げましたが、この自然エネルギー、そしてまた、この世界自然遺産を目指すこの奄美群島を含んでですね、この自然エネルギーの考え方、そして、推進をどういうふうにするのかというのは、今費用対効果というふうなこともありましたが、そしてまた、この費用対効果というのが、結局電力料金が高くなって、それが市民に戻ってくるというふうになると、これはまた問題でございます。そういった中で、この自然エネルギー、そのコストというところでの設備に対しても、かなり今後の課題が残されてはおりますが、この市長に対しては、この市町村長会において、この群島を目指すこの自然遺産登録を目指すこの奄美群島の中で、しっかりと奄美群島の方向性、自然エネルギー、そしてまた、推進、そして、環境保全、保護に関する考え方へのこの推進についてを是非市長に担っていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に移ります。前回は質問提言を行いましたこの豪雨災害での海中への土砂災害、先ほど師玉議員からもございましたが、また、被災したさんご礁再生事業への取り組むべき緊急対策事業ということですが、前回私は総務部長答弁で、大変もう前向きな御答弁をいただいたというふうに私は認識しております。その後の取組についてお示し願います。

また、先日開催された群島さんご礁保全対策協議会の総会では、さんごやオニヒトデの駆除の状況、再生試験の着床率が報告をされておりました。将来の奄美の大切な宝を守り、育てるための次のステップにつなげられる最も関係する専門家の意見が収集できる絶好の機会ではあったというふうに私は思います。沖縄県では、恩納村、慶良間諸島の海域に、7年間事業でさんごを約9万本植え付ける他、さんごの種苗生産施設の整備委嘱、技術の確立を目指しているというふうにあります。沖縄の海だけが特別ではございません。奄美の海も、鹿児島県にとって、また、日本にとっても同じく大切な資源、宝でございます。自然遺産への取組同様十分に力を注ぐべきだというふうに考えます。今後の取組についてお示し願います。

市民部長（田丸友三郎君） おはようございます。ただいま御質問のありました豪雨災害での土砂災害への対応ということでお答えをさせていただきます。

平成22年10月20日に発生しました奄美地方における集中豪雨により、被災地周辺の海域では泥土の流出によるさんごの群集への影響が懸念されたため、22年11月2日から11月15日までの間、奄美群島さんご礁保全対策協議会において、緊急に奄美大島沿岸海域5地点で泥土の堆積状況及びさん

ご礁の被害状況調査を実施いたしました。奄美市におきましては、笠利町、佐仁、住用町和瀬、住用町トビラ島の3か所で行い、笠利町佐仁では、被害はほとんどありませんでしたが、住用町の2か所については、泥土が10センチから20センチ程度堆積し、場所によっては70パーセントほどのさんごが影響を受けております。今回の事業取組についてであります。大切な資源である美しい海を守るために、奄美のさんご礁を保全することは極めて重要であると考えております。そのため、さんご礁保全対策事業として、オニヒトデ等の駆除を実施しており、近年はさんご礁の再生事業も行っております。沖縄の規模には及びませんが、引き続き事業を継続して実施をしております。

次に、議員御指摘のさんご礁の再生事業への緊急対策事業につきましては、今後更に実施計画を関係部局と協議する中で検討し、関係機関との連携を強化しながら、導入可能な事業メニューの調査研究、情報収集を行ってまいりたいと考えているところでございます。

10番（竹山耕平君） はい、今の答弁からですね、最後のほうにありましたこのどうやったらさんごを再生できるかというふうな意見、情報収集を行いたいというふうなものはありましたが、先ほど申しましたように、このさんごのこの前総会があった中では、やはり高崎会長がおっしゃっていましたようにですね、世界自然遺産同様取り組んで頑張っていこうというふうなものを記事で読みましたが、その場が意見を収集できる場じゃなかったのかなというふうなものが、私はそういう思いです。そういった中でですね、是非どうやったらさんごを増やして今後いけるかという専門家の方から意見を招集し、後は以前も申しましたが、それを県、そしてまた、国に呼び掛け、また、そういった国、県の事業でそういったものがあるのかどうかというのを探して、その事業を対策事業を行うのが、行政の役割だというふうには思っていますので、是非ですね、まず対策事業があるのかということもありますが、沖縄県はやっておりますから、そういった中では、是非この行政の役割、その担っているこの役割ですね、それをしっかりと考えて、また、今後もこのさんご礁の再生に向け頑張りたいというふうに思います。

次にですね、新しいごみ袋になりましたが、私が言った意見の中から破れやすい、破れやすくなった、小さくなった、小さくて家にある既存のバケツにはもう入らないと。新しいごみバケツを買わなくちゃいけないのかというふうなですね、そしてまたですね、ごみ収集所ですが、以前はカラスが多く、また、そしてまた地域の頑張り、マナー向上、また努力、そういったことによって、カラスがいなくなったというふうなところ、地区がですね、新しいごみ袋になって、またカラスが戻ってきたというふうな話ですね、私はちょっと苦情の部分だけしか聞いておりません。こう良くなったよというふうなのは、なかなか言ってくれませんので、苦情の部分だけ聞いておるのですが、当局に対してもですね、いろんな意見が持ち込まれているというふうに思います。この色という黄色になりましたが、変更理由について何があったのか。また、あとですね、このごみ収集マナーについては、これまでも多くの議論を重ねておりますが、いまだに改善策が必要です。自然遺産を目指すには、自然の恵みだけではなく、奄美に住む人々の心のマナーも大切です。ごみポイ捨てや猫適正飼育条例制定に向けても、そのような大切なことへの啓発活動だというふうには私は思います。このごみ収集の現状及び取組についてお示し願います。

市民部長（田丸友三郎君） 本年4月1日から大島地区衛生組合におきまして、いわゆるごみの処理費用を加算するための方策としまして、有料指定袋を導入いたしました。当初旧指定袋の在庫見積りの甘さなどにより、品不足が生じ、市民の皆様大変迷惑をお掛けいたしました。このことにつきましては、深くお詫びを申し上げます。また、議員御指摘のように、多くの市民の皆様から、新しい指定袋に対する様々な御意見、要望、提案をいただいております。今回大島地区衛生組合に問い合わせいたしましたところ、色の決定につきましては、特に理由はないとのことでありました。この指定袋は、大島地区衛生組合において入札を行い、発注いたしますので、今後材質、形、大きさ、色などについて、可能な限り市民の皆様がより使いやすい指定袋を提供できるよう要望し、大島地区衛生組合と協議をしております。いずれにいたしましても、今回の有料指定袋導入に当たりまして、準備等の不手際などから、市民の皆様にはご迷惑を掛け、多くの苦情などいただきましたが、導

入から2か月余りが経過した現在は、適正に運用されていると考えております。市民の皆様の御理解、御協力に対し、心から感謝を申し上げたいと思います。

次に、ごみ収集の状況についてでございますが、議員の御指摘のとおり、いまだに一部ではございますが、住所地以外の地域からのごみの持ち込みや、分別ルールが守られていないごみの排出などがあり、残念ながらごみ出しのルールが守られていない現状がございます。ごみのない清潔できれいな町並みを保持することは、世界自然遺産登録を目指す本市にとって、大変重要なことであると認識をいたしております。市におきましては、現在単独で家庭ごみステーションでのごみ出し指導を実施して、ごみ出しマナーの指導や啓発に努めております。これらの取組と併せまして、今後とも粘り強く広報誌やごみ出しルールのチラシなどを活用し、啓発に努めてまいりたいと考えております。

10番（竹山耕平君） はい、分かりました。ごみ袋も新しくなるごみ袋の初期の段階でのいろんな苦情等、また、その準備不足ということに関しては、今後が大事ということで、先ほども申しましたように、部長がおっしゃいましたように、この意見、要望、提案をしっかりと改善、そして、また、この市民の声を大事にさせていただきたいというふうに思います。色については、今後のその中で含まれてることだというふうに思いますので、またお願いします。そしてまた、このごみに対してのこの奄美の方々のマナー向上に対しては、おっしゃいましたように、粘り強くしっかりとこの目指して頑張っていたいただきたい。この世界自然遺産があるこの例えばもう近場で言うところ屋久島、他のところでも多くあるんですが、その地域に行きますと、本当にごみが落ちていません。もうそこがまず目につきます。ごみが落ちてないことが目につきます。そういった状況なので、しっかりとですね、この奄美の方々へも粘り強く頑張って啓発活動、行政、そして議会、頑張っていきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それでは次にまちづくり、末広・港事業について何点か質問いたしますが、このすいません、ちょっと時間の都合上ですね、このアの進ちょく状況については、大きな進ちょく状況については、ちょっとすいません、割愛をさせていただきます。この次のイ、8番街区の進ちょく状況についてお伺いします。まちの中心で解体工事が進められており、いろいろな意味で特に注目をする8番街区の進ちょく状況についてお伺いします。当初の計画からの進ちょく状況はどうなっているのか。また、これまでも何度も質問している商業集客拠点施設の構想は、どのようになっているのか。これまでも答弁がいくつかありましたが、市民からはですね、商店街、市民からはですね、この取り壊し後には早急に着工してほしいと。この地域の皆様も望んでいるようであります。今後の見通しについてお示し願います。

建設部長（田中晃晶君） 8番街区の進ちょく状況について申し上げます。移転対象となります12棟中4棟の移転補償契約が完了しております。現在も移転交渉を継続しているところでございます。移転交渉において、まだ御理解や御協力を得られないところがありますが、今後とも権利者の皆様の御理解と御協力をいただけるよう、誠意をもって取り組んでまいりたいというふうに考えております。この街区は、核となる商業施設の整備予定地でありまして、商店街のみならず、地域住民の生活拠点となる重要な街区だというふうに考えておるところでございます。関係地権者の皆様の御理解と御協力をいただき、できる限り早期に完成できるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

10番（竹山耕平君） はい、もう何年か前のこの当初のこの計画案でございましたが、海側から山側からどちらか端側からというふうな話でございましたが、この8番街区、港側とその中心、そしてまたA i A iひろばの周辺というふうな計画に変わりました。その中でもですね、いろんな理由があったと思います。そしてまた、計画があったというふうに思います。そのことから、そのまちの中心でのあの解体工事が先に進められたものだというふうに理解をしておりますが、今部長答弁でございましたが、この理解協力が得られてない部分がある。それはやはり例えば時が過ぎていったら、また人の気持ちも変わりますし、考え方も変わりますので、現在は仕様がないかもかもしれませんが、その当初においてはですね、この計画がこのように進んでいくだろうという確証の下進めるのが当然だというふうに私は思う

んですよ。例えばその商業集客拠点施設についても、この集客拠点施設が建つと、しっかりと構想があると。そしてまた、建設においても、着々と進んでいるというふうな建設の目的があるからこそ進むのではないのかなというふうに思います。しかし、この理解と協力が得られていないということは、今この状況はこの商店街にとっても、この不安材料の一つではございますけど、ここをしっかりとですね、是非この行政と民間、そしてまた、地権者、またテナントの店主の方々としっかりともう理解、協力を得られるよう足を運んでいただき、何が問題なのか、何を要望しているのか、それができるのかできないのか、しっかりとですね、判断をしていただいて、この計画どおりにこの計画を推進することをまず第一に考えていただきたいというふうに思います。この商店街の再生に向けですね、やはり他の地区に比べると、以前も三島さんもおっしゃいましたが、他の地区に比べると、まだまだ奄美は元気です。まだまだこれから大事な時です。そういった中で、この事業がですね、足かせにならないようしっかりと推進をお願いしたいというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。

次に、このA i A iひろばの建設は、4月に入札を行いたいというふうに答弁が前回ありました。しかし、依然本体建設工事は入札が行われていません。確かにこの地盤改良であるこの杭工事については、入札は終了し、この着工へと進んでおります。本体工事はなぜ遅れたのか。また、関連して質問いたします。ワークショップなどでも取り上げられ、意見も集約されて、このA i A iひろばと高い関連性を持つ市場の活用方法、整備についても早急な事業実施に向けた将来ビジョンを示す必要性を感じています。今後のスケジュールをお示しく下さい。

建設部長（田中晃晶君） 先にA i A iひろばの建設について、時期についてのお答えを申し上げます。議員御指摘のように、本体工事の入札が予定よりずれ込んでおります。理由の一つといたしましては、建設予定地の街区を含めまして、周辺街区の移転調整の一部に遅れを生じたことに伴うものでございます。なお、本体工事並びに施設整備工事の入札を来週の28日に執行いたします。請負業者が決定次第、建設業者の全面的な協力を得まして、当初計画でございました来年の24年2月末には建設工事を完成させまして、4月の供用開始に向け努めてまいります。

産業振興部長（川口智範君） 市場の将来構想についてお答えいたします。現在の市場につきましては、平成19年度に開催したワークショップにおいて、奄美らしさの残る施設としてA i A iひろばと一体とした整備を求める意見が出されているところです。本市といたしましても、市場とA i A iひろばを一体として整備することで、観光客を含めた集客効果のにぎわいの創出が期待できるものだと考えておりますので、中心市街地活性化基本計画案において、公設市場整備事業として位置付けているところです。平成26年度を目標に整備を行いたいと考えているところであり、具体的な計画はまだ策定してありませんが、平成19年度のワークショップで出された意見として、市民の台所としての機能、観光特産拠点としての機能、奄美の食文化の発信機能が掲げられておりますので、本来の市場としての再整備が基本となるものと考えております。生鮮食料品を中心とした物販販売施設や、特産品の販売、地場産の食材を活用した飲食スペースなどが、沖縄の公設市場をイメージしているところです。今後関係者や中心市街地活性化協議会などの御意見も伺いながら、具体的な構想策定に取り組んでまいりたいと考えているところです。

10番（竹山耕平君） はい、分かりました。時間がちょっとございませぬので、このすいません、のですね、中心市街地活性化協議会について、このまちづくり奄美についてはですね、そのお昼から三島議員がですね、また同じ同様な質問を行いますので、回しまして、この私がちょっと大切にしている部分についてちょっとお示しをお願いしたいというふうに思います。計画書のブロックごとや、この進ちょく状況など、地権者や地域住民に対しての各説明会状況についてお示しを願いたいんですが、まずですね、まず、その前に、この本事業は、前平田市長が掲げられてこられた事業でございます。これをこれまでの10年来の経緯、そして、議会で承認を得たこと、そして、その衰退する中心商店街の再生に向

け、朝山市長は推進しなければいけない大切な事業であるというふうな形で、継続するとおっしゃっています。また、朝山市長は、就任当初から、本事業を進める上で住民との対話を大切にすると申し上げてきました。そのようなことから、本事業に対する朝山市長の思い、この将来ビジョンに対してお聞かせ願いたいというふうに思います。そして、その市長の思いを説明会などを通してですね、市民、住民へ訴えてほしいと私はそう思います。市長、よろしく願いいたします。

市長（朝山 毅君） 時間がありませんので、簡単に申し上げます。私の思いは、その予算の中に表れていると御理解をいただきたいと存じます。今議員がおっしゃいましたように、その予算の実行について、かりそめにも遅れているとすれば、私の責任を自覚しながら、今後その対話を求めてやっていきたいとします。職員ともよく話すわけではありますが、その対話の機会を常に模索しながら、相談をしてやっているつもりでございます。御理解いただきたいとします。

10番（竹山耕平君） 私は時間が短いということで、本当に私の不備でございます。また、改めてですね、また市長の思いをしっかりと時間に余裕がある中でお聞きしたいとします。これはですね、1分なので最後なんですけど、やはり商店街のですね、この進められていない状況の中で、何も説明がない、そういった中で、その計画が変わったとか、今このまちがどうなっていくのかというのを随時いろんな形でこの情報を知りたいわけでありまして。そういった中で、情報が知りえないまま、そういった中でこの不安、そしてまた、うわさ話を耳にして、もう自分のこの再答申に対していろんな形で不安を感じてですね、また、いろんなこう事業に対する不満も出てくるということでございますので、しっかりとこの足を運んでいただき、しっかりと対話をして、先ほど来申し上げますようにですね、この住民とのお願いいたします。

議長（世門 光君） 以上で平成会 竹山耕平君の一般質問を終結いたします。  
暫時休憩いたします。（午前11時45分）

議長（世門 光君） 再開いたします。（午後1時30分）  
午前に引き続き一般質問を行います。  
日本共産党 三島 照君の発言を許可いたします。

15番（三島 照君） こんにちは。奄美市議会クールビズの第1号です。よろしく。私は日本共産党の三島 照です。昼からの1番に目覚ましのつもりで皆さん聞いていただきます。

3月の11日のあの東日本大震災で災害が発生して3か月が過ぎました。恐らく今放射能被害や、いつ帰れるか分からない被災者の皆さんは、大変な苦勞と精神的悲痛を感じてることとします。そういう被災者の状況をそっちのけで、国会では自民党、民主党の主導権争いとでも思われるような醜い争いが続いています。日本共産党は今やるべきことは、被害者、被災地の一日も早い復興、何よりもこれを大切にすべきだと思っています。

質問に入ります。奄美市が合併して5年が過ぎました。当時は合併をすれば市の財政規模が大きくなり、予算も財源も大きくなって、まちが良くなる、よく聞かされたものでした。そして、市民も期待をしていたとします。しかし、合併後、人口は約4,000人近く減っています。商店街は売上が減り、商店数も減り、通行人も流入人口も減っていった。何とかしなければと市民は今必死です。この間4月末、5月以降商工会議所をはじめ、いろんな団体の総会に出席をする機会がありました。ほとんどの財界人の方々を含め、この冷え切った奄美経済、いつ抜け出すか分からないような経済不況を何とかしてほしい。これが今多くの市民の必死の声ではないかと思します。そういう中で、当局も21年度は、地域活性化経済対策事業で臨時交付金事業などで合計約8億8,685万5,000円、そして平成21年度には、緊急雇用重点分野人材育成事業で約1億6,842万7,000円など政府の地方主権の

立場からの支援の結果、本市の財政もあの合併した時の第2の夕張と言われた時期からくれば、回復しつつあることは事実であると思います。しかし、さっきも言いましたように、市民経済は一向に良くならない。3月議会でも指摘しましたように、奄美市の自主財源は、財源比率は20パーセントを切り、生活保護受給世帯は、約2,100世帯を超えました。12市町村では、瀬戸内町の73パーミルに次いで高い比率です。質問いたします。こういう奄美の実態経済を市長は、本市の市民経済の現状をどのように認識しているのか、伺いたいと思います。次からは発言席で発言します。

議長（世門 光君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、三島議員にお答えいたします。

議員がおっしゃるように、国内経済、また、地方においては、特に厳しい経済環境にあることは、議員がお話しになったとおりであります。国が去る5月24日に発表いたしました月例経済報告では、景気は東日本大震災の影響により、このところ弱い動きとなっている。また、失業率が高水準にあるなど、依然として厳しい状況にあると発表しております。併せて、生産活動が回復していくのに伴い、海外経済の改善や、各種の政策効果などを背景に、景気が持ち直していくことが期待されるが、電力供給の制約や、立て直しの遅れ、原子力災害及び原油価格上昇の影響等により、景気が下振れするリスクが存在する。また、デフレの影響や、雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることにも注意が必要であると発表しております。

本市においても、国全体の景気低迷に影響を受け、厳しい経済状況、雇用状況にあると認識いたしております。平成23年度当初予算において、国の経済政策、雇用対策事業を積極的に導入し、雇用創出に向けた取組、更に高卒ルーキー雇用奨励補助事業など、市単独事業としての雇用対策を実施いたしているところであります。さらに、県におきましても、緊急雇用創出事業を活用し、奄美群島地域振興基金協会で、平成22年度に2名の高卒者を半年間雇用し、平成23年度も1名の高卒者を雇用してると伺っております。これらの取組により、名瀬公共職業安定所管内の有効求人倍率を数字で示しますと、平成22年前半は0.3倍前後で推移しておりましたが、昨年11月には0.41倍となり、以後平成23年4月は、0.47倍と0.4倍を超える推移となっております。平成20年度からの国の経済対策や、雇用創出事業、更に、平成21年度からの緊急雇用創出事業など、雇用対策に積極的に取り組んだ結果、平成20年度から23年度にかけて、783人の新規雇用が創出され、その成果として、国・県との有効求人倍率も格差が縮小してきたものと考えております。また、去る6月10日に、空想科学株式会社と立地協定を結ぶことができ、新たな雇用を生む企業が本市に移転してきたことは、嬉しいニュースではなかったかと思えます。今後も農業・観光/交流・情報の重点3分野を中心に、島内及び群島内の他市町村と連携を図りながら、新たな雇用創出に向け努力をしまいたいと考えておりますので、議員の御理解を賜りたいと存じます。

15番（三島 照君） はい、今市長のほうから783人の新規雇用で、求人倍率が高まっているというお話ことでした。しかし、私はこれを出したのはですね、次の質問と併せて、本市がこの間取り組んできた施策の現状、その成果、どう見てるんかということが一つあります。これはなぜかと言いますと、先ほどの竹山議員の質問でもありましたように、市民から見れば、その良くなっていった現状がね、見えないんですよ。商店街歩いてても、どこ行っても見えないんです。しかし、奄美市は、さっきも言いましたように、この間国の交付金事業などを受けてですね、平成21年度の一般会計補正予算3号で、地域活性化対策事業として約8億8,000万円取り組んでます。その中で特にこれの経済効果やそういったものが、どういうふうに出てるかという点では、少なくとも朝の答弁にもありましたからあれですけど、デジタルテレビの6台と、学校ICT環境整備事業ですね、こういう事業だけでも3,500万円、そして、市民球場改修や文化センターの改修で1億9,500万円と1億9,000万円などが活用されています。こういった事業が、本来なら今言われるように、市民の暮らし、経済の活性化のため

にですね、もうちょっと見えてきてもおかしくないのではないかと。両方一緒にお聞きしますが、平成22年度の緊急雇用でも、大きな問題として奄美セラピスト育成事業で人件費だけで約720万円、ICT人材育成事業でも人件費が約617万円、ソフトウェアで258万円、情報処理で638万4,000円、コールセンター人材育成事業では4,320万円、これは人件費だけですよね。事業費はもっとあります。テレワーク人材で1,493万円などですね、出ています。もう一つ1点では、バイオディーゼルの関係でも540万円、奄美ロケーション体験観光創出事業などでは1,077万円など、多くの人件費が組まれて、そこで今言われてる雇用の創出事業の中で多くの雇用が生まれてこなければおかしいと思うんですけど、ほとんどこういったところが見えてこないということについて、こういう取り組んだ事業の成果、経済対策事業などのこの二つの事業の成果をどういうふうに見てんのか、示していただきたい。

教育事務局長（日高達明君） それでは、平成21年度経済危機対策臨時交付金事業について、教育委員会所管の分を報告いたします。学校ICT整備事業につきましては、事業費総額3,483万3,949円でございます。事業内容、それから成果については、デジタルテレビ6台を3地区の公民館及び分館に設置しました。設置により、デジタル放送に向けた整備ができ、市民の利用に供されております。パソコン整備といたしまして、教育用を2台、公務用を120台、計122台を28校に整備しました。特に教員用として120台整備したことにより、日常業務はもとより、授業の活用が図られていくものと考えております。学校校内LAN整備によりまして、未整備でありました特別教室のネットワーク構築を実施しております。特別教室のネットワーク構築により、インターネットを活用した授業が可能になりました。また、周辺機器の整備としまして、28校全校の校長室にプリンターなどを設置しております。特に当事業によるパソコン配備と校内LAN整備によるネットワークを活用することにより、児童・生徒の授業に供していくものと考えております。

奄美文化センター改修事業につきましては、総事業費1億8,501万8,430円ございました。事業内容といたしましては、奄美振興会館における空調、防水、舞台設備改修、奄美博物館における空調、昇降機改修となっております。振興会館、博物館ともに開館から20年以上経過した上、名瀬湾の入口に立地しているため、施設設備とも塩害等によります老朽化が目立っております。今回の事業を導入することにより、市民の安全を確保するとともに、よりよい環境で同施設を利用していただけるのではないかと考えております。

名瀬運動公園、市民球場改修事業につきましては、総事業費1億9,494万2,000円でございます。事業内容といたしましては、市民球場の管理棟の改築工事、それに付帯する電気、水道工事を行っております。名瀬運動公園の野球場は、完成後35年経っており、施設の老朽化も著しく、また、施設が手狭で機能も十分でないため、不便を来しておりました。今回の事業を導入することにより、安全で機能的かつ利便性の高い施設を市民に利用していただけるとともに、スポーツアイランド構想によります社会人野球、それから大学生野球、それぞれのチームの合宿をはじめ、プロ野球のキャンプなど一層の拍車がかかるものと期待をいたしております。

総務部長（松元龍作君） 緊急雇用創出事業につきましては、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を財源といたしまして、県が鹿児島県緊急雇用創出事業臨時特例基金を造成したものを活用いたして、離職を余儀なくされた失業者の方々へ次の雇用までの短期の雇用、就業機会を創出提供して、生活の安定を図ることと目的はいたしております。各市町村ごとの事業費総額については、市町村ごとの配分が示されるのではなく、各自治体が提案した事業について県が対象事業であるかどうかを判断した上で、県全体の配分枠の範囲内で決定することとなっております。平成22年度本市は県内市町村において最も多くの61事業を提案し、実施をいたしております。事業費2億6,700万円、新規雇用者243人も上位に位置しており、このことは本市の雇用の下支えになっており、大きな成果であると考えております。しかしながら、緊急雇用事業創出事業は、先ほども申し上げましたとおり、緊急的な短期の雇用を

目的としてることから、事業における雇用対象期間が、基本的に1年以内となっております。したがって、継続的な雇用となりますと、対象外となることから、この点については今後の課題であると考えておりますが、現況としまして、平成23年度におきましても、河川敷内の雑木の伐採除去などの軽作業、ケアマネージャー、ソフトウェア開発など多分野にわたる46事業を実施し、新規で171人の雇用を見込んでおることから、引き続き本市の地域雇用に与える影響は大きいものと考えております。いつも議員がおっしゃるとおり、この緊急雇用につきましても、今も申し上げましたとおり、短期のものでございますので、これが正規雇用につながっていくことが一番重要な点であろうかと思っております。それで22年度の緊急雇用事業の実績を申し上げますと、正規に企業が正規に雇用した人数が55名でございます。これはコールセンターなどが主でございますけれども、いずれにいたしましても、この緊急雇用を創出し、使用したことによりまして、55名の正規職員の雇用が図られたということは、非常に大きなことだろうと考えております。

産業振興部長（川口智範君） 順不同で事業を説明したいと思っております。奄美ロケーション体験観光創出事業の成果について、まず御説明いたします。この事業は、鹿児島県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の重点分野雇用創出事業の一環として実施いたしております。自然豊かな奄美大島において、そのロケーションを活用したパラグライダーを新たな観光分野としての成長を目的として、平成22年7月から業務委託し、実施いたしました。雇用の成果といたしましては、パラグライダーインストラクター及び補助スタッフを含め、7名の方を新規雇用いたしました。現在の雇用状況といたしましては、7名中1名が継続雇用となっておりますようでございます。

次に、住用地区着地型観光システム構築事業につきましては、地域集落住民と連携し、着地型観光システムを構築し、地域資源を活用した新たな観光メニューを生み出し、住用地区における観光産業を確立し、同地域を活性化させることを目的として、平成22年7月から株式会社マングローブ公社へ業務委託し、実施いたしました。雇用の成果といたしましては、事業内容を遂行するスタッフとして2名の方を新規雇用いたしました。事業終了後現在も着地型観光の確立発展と、地元産業の活性化の目的で、2名とも雇用を継続いたしております。

次に、コールセンター育成事業につきましては、コールセンター業務に必要な知識と考え方や、テレポイントメント技術の習得した人材の育成を目的として、平成22年7月から株式会社A I S - J A P A Nへ業務委託し、実施しております。平成23年度におきましても、この事業は継続して業務を委託しております。22年度の雇用の成果といたしましては、38名の方を新規雇用いたしました。この38名のうち、現在の雇用状況でございますが、正社員として14名、アルバイトとして10名の方が継続雇用いたしております。

次に、テレワーク人材育成事業につきましては、情報サービス産業の核となるデータ入力、テレワーク業務に必要な知識、技能の習得した人材を育成を目的として、平成22年7月から株式会社南西テレワークセンターに業務委託し、実施しております。この事業につきましても、平成22年度も継続して業務委託をいたしております。雇用の成果といたしましては、10名の方を新規雇用いたしました。現在の状況といたしましては、10名中アルバイトとして6名の方が継続して雇用されております。

15番（三島 照君） 今それぞれ出していただきました。この中でちょっともうちょっと何点かお聞きしたいんですけど、例えばコールセンター、この事業そのものの性格は、それぞれ補助金が1年間ですよ。それで1年経ったら、ここに雇われた人たちは全部悪く言えば首切られる、辞めさせられても何も言えないという状況で、本当にこういう事業がせっかく取って8億円からの事業を起こして喜んで、当初私も喜んで、良かった言うて一般質問でやったと思ってるんですけど、しかし、これ今コールセンターの場合34人が引き続き雇用されているということですよ。あ、24人が雇用されているということですけど、これ言うたら新規で50人の雇用を見込んで、人件費が約4,032万円、今のテレワークは、これは6人もアルバイトとは言え継続されているということは、結構続いて効果あるなという思いはして

るんですけど、こういう事業の性格が、やっぱり基本的にはこれが継続して奄美で事業が起こせていけて、たとえその中で1人でも2人でもね、雇用が継続されることが大事だと思うんですよ。そこら辺についてしっかりと補助金やから県が決めんのかからということになるんですけど、この事業始める際に、そこら辺の細かい指導とか、そういうもんがされているのかどうか。ただ書類が出て来て、じゃ、よろしくということで補助金の申請をやってるだけなのか。で言うのは、同じやるなら性根入れてやってほしいと思うのがもう1点は、郵便局のところに観光センターの案内所を作りましたね。いつも女性が1人座っています。同じなら、ああいうところを継続させる意味でも、もっとあそこに奄美大島観光案内所みたいな看板ができるかですね、そういう性根を入れた本気になった対応が必要と思うんですけど、そこら辺のこの事業が下れた後の相談とか、その事業主との話し合いとか、そこら辺がもしされてるところがあれば、ちょっと聞かしてください。

産業振興部長（川口智範君） 具体的な話し合い、その後の話し合いについては、確認はいたしておりませんが、ただ私ども事業が終わりましたら、当然に実績報告を徴します。実績報告を徴する際に、私どもがお願いするのは、今回こういう形で雇用を、雇用促進を図っていただきました。これまではそれぞれの企業が、なかなか自己の資金では手を出せなかった分野に手を入れたわけでございますので、その成果を踏まえて次なる部分へのステップということでの聞き取りはしていきたいというふうに考えております。

次に、観光案内所の件でございます。おっしゃるとおり、腰を据えてやっていかなければならない事業でございますので、ちょっと4月からには間に合わなかったわけなんですけど、案内所の看板、おっしゃるとおり、ちょっと見苦しい格好になっておりますので、それを作るように先日発注したばかりですの、ちょっとあと1週間から2週間程度時間をいただければと考えております。

15番（三島 照君） 私がこれを出したのはですね、こういう緊急雇用対策、これは職業安定所を通じてということになると思うんですけど、今ね、やっぱり皆さんにしっかり考えてほしいのは、いろんな方が私ども共産党の生活相談に相談に来ます。特に生活保護やらの相談に来られて、40代、50代のそれこそちょっと動けると思うような方々も含めてですね、なかなか仕事が見つからない。できない、けど、生活保護申請に行けば、やっぱりそういう指導をしなければならぬから指導されてます。しかし、私はこれ見て、これは時々感じるのは、こういうところに雇用されて行ってる人たちがね、何かもう最初からこの人ありきといわんばかりの決まり方が、やっぱりやられてるんちゃうかな。これは市役所とは別ですからいいんですけど、私この間、瀬戸内やら回ってても、奄美市内でもいろんな方に道でよう会うんですよ。何か言うたら、地デジの調査員ですわ。こうほとんどが公務員退職者とか、銀行やとか、それなりの人がやってるんですよ。こういうことこそ、期限が決まってんのに、なぜそういう人たちに指導できないのか。それで特に生活保護やら受給してくる人たち、たとえ3か月でも半年でも、そういう事業を紹介し、やってもらうということがね、その人たちかって好き好んで生活保護を申請に来る人はいないんですよ。あればやりたいということがあって、私はこの問題を取り上げたのが1点あります。

それともう1点はですね、この申請は県が受け付けるということだと思うんですけど、ものすごく簡単にやられてるという問題。一つだけ私の耳に入ってることで話しますと、奄美ロケーション体験観光創出事業について、この事業は7人の新規雇用を明確にされてます。1,476万3,000円の総事業費で、1,070万円はこれ事業費なんですよ、1年間で。もちろんこれで7人が常時雇用されるかいうたら、分かりません。しかし、本当に7人がここで雇用されたんかどうか。そういう後の経過などはどういうふうに役所として対応されてんのかいうことをまず1点聞かしてください。

産業振興部長（川口智範君） 奄美ロケーション体験型観光創出事業での雇用のお話でございましたが、私どもとしては、先ほど申し上げた実績報告、そのお金を出す際に、大体4回ぐらいに分けてお金を支

出すわけなんですけども、その際に実際に給与が払われたという受取等各証明書を確認した上ですべて行っております。もし仮に、議員がおっしゃるようなことがあれば、これは大変ゆゆしき問題でございますので、早速にでも調査はいたしますが、私どもとしては、そういうことはないものだと思います。

15番(三島 照君) 私はこれは今私の手元に資料があるとか、ね、証明出すもんがないから、例えばの話をしていきます。私が聞いている範囲だけでも、この1,000万円を超える人件費が遅延していると。今現在も、私は今、幸い代車乗ってる関係で、誰も私が行っても気づかない人が多いから、そのまま入り込んでいろいろ話聞いたことあるんですけど、実際には人件費すら遅延している。貰えていないと。職安を活用してね、雇用対策で皆さんがやったこんだけの事業で、こういうことが1か所であるということは、私は他にもあると違うかと。もっと言えば、その金を活用して、備品という名の下に、他のもんをいろんなもんを買われてるとかいううわさも私が走れば耳に溶け込んでくるんですよ。そこら辺は資料を持たないから言いません。けど、この事業の中で人件費すらもこういう緊急雇用対策事業で遅延しているとなれば、私はこれは議会としても、調査団組んででも、こういう事業所を調査するべき課題ではないかと思ってるくらい大変なことだと思うんですけど、そういう点では、今後こちら辺を各事業所を含めてですね、各担当部局で調査すべきだと思うんですけど、市長、市長が命令すれば皆できるんですから、しっかりと調査していただきたいと思うんですけど、どうですか。

産業振興部長(川口智範君) 議員おっしゃるのは、うわさに基づくものだというお話です。私どもとしては、正式な公文書として実績報告、あるいは、給与支払いの報告を、給与を貰いましたという領収印を付いた報告書等私どもとしては貰っております。その上で議員うわさってということでの議論というのは、私としてはこの場ではできないんじゃないかと思っておりますので、もうちょっと正確な部分のお話をいただければ有り難いと思っておりますし、私どもそういううわさが出たという情報が入ったものから、実際にその業者さん、議員がおっしゃる業者さん等呼んで確認をいたしているところでございまして、全くそういったことはないものだというお話伺っております。一つのこと、そういううわさだけで全体を疑わせるようなことについては、大変残念に思うところでございます。

15番(三島 照君) あのね、確かにだから私は今ここで資料を出せないから、それ以上は言えません。ね、しかし、そういううわさがあるところによっては、内部告発が来るとかいう状況まで生まれてくるんですよ。もちろん1か所のために全部を疑うということは問題だと思います。しかし、議会でこういうことが問題になってるという立場から、せめて人件費がちゃんと払われてるくらいはね、私は問い合わせできると思うんですよ。そして是非調査をしていただきたい。呼んで調査くらいはできますでしょう。誰、部長があれだったら市長、市長、お答えください。

市長(朝山 毅君) このただいま部長等が述べた事業については、奄美における現下の雇用状況、経済状況を考え、職員が積極的に提案をし、事業を導入してきたわけでありまして。その公務に携わる我々が、善意として地域経済の浮揚をと図ってきたこのような事業が、かりそめにも今議員がおっしゃるようなことがあったとすれば、ゆゆしき問題であります。したがって、責任ある者として、その実態調査については当然疑義があれば調査するのは当然のことでありまして、詳細については調べた上で結論を出していきたいと思っておりますので、御理解をください。

15番(三島 照君) 本当にこういう雇用促進事業で、せっかく職員が知恵を絞っているいろいろやってもらってるのに、片方でそういうことがずれるようなことがあってはね、やっぱりこれは一事業者のために、真面目にやっているとこまでが疑われるんですから、是非関係部局でそれは調査するいうたら、慎重にしならんと思えますから、しっかりと見た上で是非調査していただきたい。議会でどうするかはまた

後で相談します。

次にいきます。次にですね、これも今日師玉議員がだいぶやっていただいたんで、私はどうしようかと思いつながらやってるんですけど、指定管理者制度、これはもう私は多くは言いません。朝言われましたように、この制度ができた経過や理由はもう言いません。しかし、これができて約2順目が終わって今3順目に入ってますね。そういう中で、総務省の調査でさえ指定管理者の指定取り消した事例が672件、費用対効果やサービス水準の検証によってできた。指定管理者制度による管理を取りやめた事例が1,420件と。問題が出てきているということで、総務省も今この制度の見直しを図るべきではないかというような議論も今されています。そういう中で、本市の現状と課題、成果があるとしたら、成果などについて示していただきたい。特に三儀山運動公園スポーツ施設、住用体験交流館や名瀬公民館など幾つかの主なところで、各部局ごとにあると思いますけど、全部言ったら時間ありませんので、主なところだけその成果、当初の目的どおりいっているのか、財源が縮小できたのか、運用はちゃんと図られているのかいったことを分かるだけ示してください。

総務部長（松元龍作君） この指定管理者制度の意義などにつきましては、もう午前中申し上げましたので、重ねて申し上げませんが、その中で特に全体としての経費の負担軽減とか、それから導入施設の新たな活用など、そういったことについて若干述べてみたいと思っております。本市においては、自治法の改正が施行された平成17年度より、制度の導入をスタートさせ、現在は観光施設、スポーツ施設や公民館など市内76か所の公の施設において民間企業との指定管理者による管理運営が行われております。市の負担経費の軽減効果につきましては、公民館施設を例にとりますと、施設職員や配置転換による人件費の縮減や管理経費の効率化による軽減効果が見られる他、制度導入により民間への新たな雇用の場が提供されているところでございます。また、導入施設での新たな活用や工夫につきましては、名瀬運動公園や奄美体験交流館での指定管理企業に雇用されたインストラクターによる各種スポーツ教室の開催、名瀬公民館での年中無休化や未広駐車場において指定管理者による利用料金体系の見直し、利用者数の増加につながるなど、各指定管理の強みを生かした自主事業の企画実施等により、効果が生まれているものと考えております。実際に名瀬公民館では、負担軽減につながる効果約200万円の負担軽減となっております。

それから、新たな活用の具体例としては、三儀山でスポーツ教室の開催、これが利用者数が平成18年度が20万人程度でございましたのが、21年度は20万6,000人、利用料収入につきましても、18年度が1,400万円が、21年度は1,495万円、名瀬公民館につきましては、開館日が347日でございましたのが、364日に拡大をして、利用者数も10万5,000人から14万5,000人などに増加をいたしております。そのようなことで、各施設については全部申し上げませんが、いろんなところで施設の経費の軽減や、それから新たな活用の具体例があるというのは、御承知おきいただきたいと思っております。

15番（三島 照君） それじゃですね、いわゆるこの指定管理者においては、協定料金、例えば三儀山なら3,400万円ほどの協定委託指定管理料が払われています。しかし、協定書の中では、30万円以上の修繕費、改修費、必要経費については、甲、乙は協議して決めるというふうになってると思うんですよ。そこでその先ほど効果は発揮してると。経費も安くついていますということなんですけど、しかし、私はこの間議会にもよく出てくるこの30万円以上の協定内容、これは守られているのか。ちゃんと本当に協定して止むを得なしという判断で出費しているのか。請求されたらそのまま出してんのかですね、そこら辺がどのようになっているのか。そういうものも含めて、全体経費は安くなってんのかという問題が1点。続けて言います。そういった状況を判断して、今国も同じことを言ってます。そういう点で見直しも含めて次回、恐らく24年3月での切り替えの施設が20何か所あります。25年もあります。そういったところを全体を本当に収支報告取って総括してやられているのかどうか、そこら辺について、特に全部言いたしたら切りないので、特に三儀山運動公園スポーツ施設、住用体験交流館、名

瀬公民館などに行って、この協定事項がどのようにされているのか、聞かしてください。

教育事務局長（日高達明君） まずは教育委員会関係でございまして、名瀬運動公園、三儀山のほうは協定によりまして、先ほど議員からお話があったとおり、管理施設の改修、これにつきましては、協定の中で1件につき30万円というのがございまして、この施設の30万円以上については、市のほうの費用だと。30万円以下については、指定管理者の費用で行ってるということでございます。それで年間市のほうが支払っている修繕費について確認をしましたら、大体160万円ぐらい年間市のほうが支払ってるという結果が出てきております。

それから、名瀬公民館につきましては、協定の中でうたってございませんが、指定管理料の中に80万円ほど指定管理料の中に支出をしております。その範囲で指定管理者のほうで電気とガラス窓とか、窓ガラスとかそういう軽微なものを修繕をしております。と言いますのは、市のほうでやってますと、いろいろ入札やいろいろございまして、指定管理者のほうですぐ即対応できるような形でしてるということでございます。

それから、体験交流館については、細かなそういうものがちょっと報告として上がってきてませんので、御理解をいただきたいと思います。

総務部長（松元龍作君） 指定管理者の見直しのことでございますが、今後平成23年度末をもちまして、多くの施設が見直しの時期に入ります。市といたしましては、指定管理者の選定に当たりましては、原則公募によるものだと考えております。例外的に指名による選定を行うものについては、奄美市行政改革推進委員会に諮り、意見を伺った上で決定をすることといたしております。また、次期指定管理者の選定作業に当たりましては、今年の8月頃をめどに制度導入からこれまでの間の指定管理運営状況などについて、利用者からの意見や指定管理者の自己評価を踏まえた総合的な評価検証を行うように準備を進めております。こうした評価検証を踏まえて、今後とも指定管理者制度の趣旨が最大限に発揮されるように努めたいと考えております。いずれにいたしましても、原則公募という考え方でございますので、よろしく願いいたします。

15番（三島 照君） 基本的に原則公募ということはですね、私らもそういう認識でこの問題は見てきました。しかしですね、やっぱり物によっては、形だけ公募と言いながら、ありきでやってるんじゃないかというような声も聞こえてくるんですよ、多く。だから、やっぱりさっき言ったその指名って何があって指名が分かりませんが、やっぱり基本的には市民にきちっと早々と公募してね、新しく参入しようという事業者が入れない日程じゃなくて、十分な余裕をみて、やっぱり誰でもがもちろんこういう景気の悪い時代ですから、一人でも多くの業者が代わることで、また新たな雇用や管理がいくと思えますので、そこら辺では次回の切り替えの段階ではですね、市民などにそういう疑惑を与えないようなきちとした公募を各担当のところではきちっとやっていただきたい。そして、やっぱり見直すべきは見直す。でないと、ただ資料や申請用紙だけ見て、それでやるようなやり方は、やっぱり見直してほしいというふうに思いますので、それは要望だけしときます。

次にですね、中心市街地活性化の問題です。この間中心市街地活性化協議会が作られて、いろんな議論がされてきました。まず、この協議会の成果は何だったんか。当局が受け止めてる成果は何だったんか、示してください。

産業振興部長（川口智範君） 中心市街地活性化基本計画につきましては、8月に申請、今年11月の認定に向け現在内閣などとの素案を基に調整を行っているところです。中心市街地活性化協議会は、この活性化計画を策定する際には、中心市街地活性化協議会は、その計画に対し意見を述べることができますとございまして、そのため協議会では、平成22年10月から半年をかけ、協議会で5回全体的な協議を行い、その下部組織である作業部会では、住宅・福祉部会において市街地の整備改善及び居住環

境の向上について協議を行いました。また、観光・商業部会におきましては、商業活性化について交通・業務部会では、総合的かつ一体的推進に関する事項についてそれぞれ協議を行ってまいりました。御質問の成果でございますが、各界各層の代表者が一堂に会し、中心市街地の活性化という一つのテーマについて議論がなされ、旧基本計画の課題の整理を踏まえて、今後の方向性や活性化の事業に対する意見をまとめていただいたことが大きな成果だと考えております。なお、協議会からの意見書につきましては、3月16日に提出がなされているところです。今後ともこの意見書を基に活性化計画を可能な限り早い時期に国の認定を受けて、各種の事業を実施することにより、少しでも早く中心市街地の活性化に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、御理解よろしくお願いいたします。

15番(三島 照君) 簡単に言えば、3月に申請する、国へ申請する書類を作ったと、議論したということに活用したということだと思います。そこでできた一つがですね、まちづくり奄美公社、まちづくり奄美だと思うんですよ。そもそもこのまちづくり奄美公社の設立はされてんのか。設立の規約や規則そういうもんはあるのか。どういう形でこれが設立されたのか、聞かしてください、その形態も含めて。

産業振興部長(川口智範君) 御質問のまちづくり会社につきましては、中心市街地活性化協議会の中核的構成員として、本市及び奄美大島商工会議所が出資し、株式会社まちづくり奄美として4月11日に会社設立登記を行ったところでございます。この会社の役割としましては、まずは法的な役割としまして、中心市街地活性化協議会の中にあって、都市機能の増進を推進する役割を担います。具体的な事業では、中心市街地の活性化を推進していくこととなります。会社設立の際に登記を行っております。会社の定款を登記行ったところでございます。

15番(三島 照君) はいじゃ、この会社設立の規約や形態、社長はようになって、専務はようになってというこの目的や名称、名称はまちづくり奄美公社ということかと思うんですけど、ちゃんとしたこの株式会社の会社規約や規則があるのかどうか。であれば、その出資金や代表取締役やらは誰になるのか、示してください。

産業振興部長(川口智範君) 規約は当然定款がございまして、定款についてはございます。会社としての出資金は、奄美市は50万円、商工会議所は10万円で合計60万円の株式会社の設立でございます。役員につきましては、奄美市側から私と商水情報課長、財政課長、財政課長は監査役でございますが、取締役2名、それと商工会議所側から専務理事1名という形で設立登記を行っております。

15番(三島 照君) 皆さん、聞きました。奄美市が株式会社作って活性化事業をやるんですわ。しかも50万円の資本金で。市長、ちゃんと聞いてますか。今の聞きました。市長はこのことを承知で決裁を下ろしてるんですか、これ。あのね、商工会議所の経済公社とどこが違うかというのも聞きたかったですけど、時間ないのでやめますけど、この計画はほとんどの商店街や連合会、これ以上出資する気持ちは誰も持っていません。市長が当初から言ってきた市民との協働、会話を大切に、市民の声を市政に反映という言葉とはかけ離れた信じられない決裁なんだと私はそれぐらい思ってます、これは。やっぱりもっと時間かけてちゃんとやらなければ、この活性化事業そのものが私は成功しないと思ってますけど、そこんところはもうどういふ思いで決済されたかだけ聞かしてください。いや、市長に言わして。

市長(朝山 毅君) この会社の経緯については、確か平成20年度に当議会において設立に伴う経費等を計上し、1年間流れたと伺っております。その後昨年予算を計上し、昨年中にこの設立に向けての準備委員会等を経て現在に至っております。もちろんその経緯については四つの通り会、商工会議所、それぞれの関係の皆様方が集まって協議会を作ったと。結果として代表取締役、定款登記簿においてはそのような形で経営参画者の責任がそういう形になっておりますけれども、私はその経緯から見て、通り

会の皆さんの御意見等々を含めて、私は協議されたものと伺っておりますし、そう理解をいたしております。また、商工会議所と応えた公社というお話でありましたが、果たして民間の公社若しくはが、各種の事業をこの景気の中において導入できる方法、手段があるであろうか。むしろ公的な立場のほうからあらゆる事業を導入しやすい、そういう諸々のことから、やはり中心市街地活性化協議会の中においてを活性化していくために、あらゆる各種の事業を導入する一つの組織として私は設立したものと位置付けて考えているところであります。

15番(三島 照君) ごめんなさい、下のやつが質問ができなくてあれですけど、市長、私はね、この事業はね、こういう形で国へ申請をする日程が決まっているために、それに間に合わすような今回の会社設立のやり方というのはね、あ、何遍もずっと一貫して市長も言うてきましたように、まちづくりは商店街やその地域の人たちが一緒にならなければ、絶対進みません。そのことを商店街回ってみてください。ほとんどの商店街がこの計画を見てあきれ返ってます。役所が勝手に自分らの言い分も聞かずに、最後は時間合わせのために作ったとしか思われていません。

議長(世門 光君) 以上で日本共産党 三島 照君の一般質問を終結いたします。  
暫時休憩いたします。(午後2時30分)

議長(世門 光君) 再開いたします。(午後2時45分)  
引き続き一般質問を行います。  
無所属 蘇 嘉瑞人君の発言を許可いたします。

8番(蘇 嘉瑞人君) 皆様、おがみんしょうらん。ありがとうございます。8番無所属蘇 嘉瑞人です。  
3月10日に発生しました地震、大津波に被災された方々に哀悼の意とお見舞いを申し上げます。また、いまだ行方不明にある方々の所在が一日でも早く分かりますこと、原子力発電所の事故が終息することを心より願っています。

奄美において発生した豪雨災害においても、奄美内外から奄美市へ5月31日現在で4億5,570万5,582円の義援金が寄せられました。義援金に対し、市では既に配分した義援金と合わせ4億5,367万9,119円の支出案を示しています。非常に大きな善意をいただいたことに感謝するとともに、これから未来に向かう勇気が湧く力になりました。10月に大きな災害を受けた奄美が復旧、復興し、災害をばねに新たな産業創出なども経て、豊かな市民生活と元気な経済を作り出していくことが、今日本各地で不安な生活を送る方々に、少しでも安心を届けることができると思います。議会においても、活発、元気に議論できるよう、私自身気合いを入れていきたいと思っております。1時間皆様お付き合いお願いいたします。

それでは質問に入ります。文化行政についてです。さて、23年3月に文化財把握モデル事業の報告書が完成いたしました。今年度報告書を生かし、どんなことに取り組んできましたか。また、これから何に新たにに取り組んでいくのでしょうか。次の発言からは、発言席にて質問いたします。

議長(世門 光君) 答弁を求めます。

教育事務局長(日高達明君) それではお答えいたします。

文化財総合的把握モデル事業は、平成20年度から文化庁が募集・選定した全国20件のモデル地域において、歴史文化基本構想を策定し、その指針を作成するに当たっての方向性や課題を明らかにすることを目的として実施したものでございます。本事業は、宇検村、伊仙町、奄美市が相互に関連性のある広域市町村圏として共同で取り組み、奄美群島全体を視野に入れて検討し、3箇年にわたり文化財の基本的な把握と、文化財の適切な保存と活用を推進していくための歴史文化基本構想のモデル策定に取

り組んでまいりました。取組といたしましては、保存活用区域と保存活用計画の策定を行い、赤木名地区におけるまちづくり景観事業と連携を図った事業を推進しているところでございます。今後他地区におきましても、歴史的風致向上の計画の策定と重点地区の設定、そして、重点地区における各種補助・助成事業を活用したまちづくりの推進を行ってまいりたいと考えております。

また、昨年度から文化庁の補助事業、地域伝統文化総合活性化事業、これを導入し、古い資料から学び継承する活動支援事業、シマウタ・伝統芸能映像記録保存活用支援事業、年中行事における伝統料理継承活動支援事業を実施いたしました。今年度も同事業を継続して実施すべく申請中であります。文化財総合的把握モデル事業成果報告書は、教育委員会のみでの活用だけでなく、他部署及び民間企業等にも活用していただきたいと思っております。この文化財総合的把握モデル事業につきましては、今年の2月10日に文化センターで成果報告会を開催し、およそ500人余りの市民が集まっております。今後とも地元市へのパブリシティや市のホームページを活用して周知を図ってまいりたいと考えております。

8番（蘇 嘉瑞人君） 今の答弁に関してなんですけれども、その重点的に取り組んでいくために、地区を決めていくなどの取組をされるということだったんですけれども、今まで話し合いとかされたんですか。それともこれからなんですか。

教育事務局長（日高達明君） この話し合いにつきましては、5月に笠利地区のほうで関係部署集まって、5月の中旬頃に話を一度行っております。

8番（蘇 嘉瑞人君） その際は赤木名地区のみ具体的に名前が上がったという理解でよろしいんですか。

教育事務局長（日高達明君） 現在のところはそのとおりでございます。

8番（蘇 嘉瑞人君） 以前のその議会からですね、私のほうでそのおがみ山をその文化財として認め、それを市民のそのまちづくり等に活用していただきたいという要望もありましたが、そういったこともまた今後図っていただければと思っております。このようにですね、この報告書などを作成し、生涯学習やまちづくり、産業振興において歴史文化を生かすために、奄美群島が一体となり、奄美遺産という仕組みを作ることを報告書において提案しています。奄美遺産に関して報告書において、各市町村は遺産審査委員会を設置すること、また、文化財担当課が委員会での審査結果を踏まえて、市町村遺産リストを作成することを実施方針として掲げています。更には、その実現に向けた課題として、市町村リストの事前確認と、文化財担当課との事前調整を行う仕組みの導入について、条例化等の行政措置の必要性を踏まえて、庁内での合意と周知を図ることが必要とあります。報告書にあるこの条例化の条例とはどんな条例を想定したものなのでしょうか。

教育事務局長（日高達明君） 文化遺産の保護条例という形で、総合的な条例にすべきじゃないかということで今協議を進めているみたいでございます。

8番（蘇 嘉瑞人君） 協議を進めていると聞いて安心しました。先日のですね、23年度の予算審議委員会において、前教育事務局長は、奄美遺産についての条例等の措置は想定していないとの発言をされておりました。教育委員会においては、このお考えを転換して、条例等の設置も検討しているというふうに理解してよろしいんですかね。

文化財室長（山田和憲君） この歴史的景観事業の推進に当たっては、条例等の制定の必要性を考えております。今度7月にこれらの審議会の委員の先生方を招いて協議をする予定でございますが、その後総

務部関係との諸調整を行って、条例制定に向けて鋭意努力してまいりたいと思っております。

8番（蘇 嘉瑞人君） いや、かなり安心しました。私はこの奄美市、宇検村、伊仙町が取り組んできた今回の報告書など歴史文化を市のあらゆる事業に反映させていくための取組に賛同しております。ですので、尚更奄美群島の外から客観的に見ても、その価値を証明するための奄美遺産という仕組みを構築することを是非とも応援したいと考えております。そのためには、報告書にあるように、各市町村レベルでの遺産を確立し、その活用例を作り、現在取り組んでいる3市町村以外の地域も、導入しやすい環境を作ることが重要であると考えております。市において今条例を進めていくということでしたので、遺産の基準や選考、審査及び登録方法、その保存活用方法などをまとめた奄美市遺産条例を作るべきだと考えます。市長、今のいろんな議論を聞いてどうお考えでしょうか。

市長（朝山 毅君） 奄美群島12市町村には、それぞれオンリーな文化、伝統、芸能があるかと思えます。それらを検証しながら、互いに責任を持って後世にその遺産を残していくという統一の認識を持つということは素晴らしいことだと思っております。

8番（蘇 嘉瑞人君） 今の質問ではですね、それに際して奄美市が先陣を切るために、奄美市遺産という概念を導入するということですね、報告書にあるようにですね。そのための奄美市遺産条例を作るという提案だったんですけど、それについてはどうお考えですかね。

市長（朝山 毅君） それについては、今教育長部局のほうでお話がありましたように、専門的な立場の委員の皆様方、また、関係者の皆様方の意見を集約しながら、そのように後世に遺産として残すような条例であり、ルールが作れるということはいいことであろうと思っております。

8番（蘇 嘉瑞人君） 是非ともですね、条例化早期にできることを願っております。

次の質問に移ります。地元紙の一面にもなりました笠利町万屋のグスクの変形についてお伺いします。グスクの変形について詳しい経緯と、市の対応についてお聞かせください。

教育事務局長（日高達明君） 6月2日付けの地元新聞記事に、議員御指摘の報道がございました。これ以前に議員から前文化財室長に万屋グスク遺跡開発行為で行為が行われてるとの情報提供をいただき、職員とともに現地の確認を行っております。6月2日新聞記事掲載当日でございますが、所有者に確認した結果、当該土地のハブ予防対策及びソテツの採取のために樹木の伐採とソテツの摘出を行った。今後すぐには砂の採取や掘削を行う予定はない。しかしながら、ゆくゆくは整地をして畑として活用したいとのことございました。所有者の方は、万屋グスク遺跡の存在についてご存じでありましたが、詳細な範囲までは知らなかったとのことでした。今回の行為が文化財保護法に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地の開発行為には必ずしも抵触するとは限りませんが、重機等を使用した作業であったため、今後このような行為を行う際には、市に相談すること、掘削を行う場合には、法に規定された届け出を行うよう要請をしたところでございます。また、県の文化財課へも連絡を取り、詳細について説明をしておりますが、同様の見解でございました。

8番（蘇 嘉瑞人君） 端的に確認なんですけど、あのグスクをこれ以上壊したりするということはないと聞いていいんですか。

教育事務局長（日高達明君） はい、当分の間は、しばらくの間はそういうことはないという確認を得ております。

8番（蘇 嘉瑞人君） その件に関して少し御質問申し上げるのは、その上のソテツ等を取ってから、その市が気付くまでどれぐらいの期間がかかったかというのは分かってらっしゃるんですかね。

教育事務局長（日高達明君） その議員のほうから情報提供をいただきまして、すぐ次の日には現場のほうに駆けつけたわけですが、取ってから何日目に現場に行ったかというのは、ちょっと確認できておりません。

8番（蘇 嘉瑞人君） 重ねて質問なんですけれども、この今回のグスクが変形した出来事を通して、文化行政における課題は、これは何だと考えていますか。また、その改善に向けてこれからどんな取組が必要だとお考えでしょうか。

教育事務局長（日高達明君） 市内には文化財指定にはなっていないものの、今回の万屋グスク遺跡同様、周知の埋蔵文化財包蔵地、周知の遺跡として登録された遺跡が名瀬地区72か所、笠利地区84か所、住用地区30か所、合計186か所と数多く存在しております。所有者への周知及び開発関係機関への周知に努めてまいりましたが、不十分な面もあったのではないかと考えております。今後この遺跡の分布マップ等を作成し、小・中学校の学習、それから、一般の生涯学習講座や、観光PRに向けて何らか活用できないか検討してみたいと考えております。更に開発行為を行う場合には、相談や必要に応じて届け出が必要なことも併せて、広く市民をはじめ島内外に周知を図ってまいりたいと考えております。

8番（蘇 嘉瑞人君） 様々な施策を講じられるようで安心しました。しかしながらですね、この現場を見たところですね、切って1箇月ぐらいいは経った後であろうことが分かるような状態でした。切った木が枯れてる状態でしたので、なので、今回私とその課題だと感じた部分は、その周知であった遺跡が、その形が変わった状態で1箇月以上行政把握ができなかったということが大きな課題だと思っております。そのためにも、今おっしゃったように、その所有者であったり、業者さん、プラス地域近隣住民の方々、子どもたちにその啓発活動を図っていくことは確実にやるべきことだと思いますし、もし、予算が許すなら、月1回でもいいので、文化財パトロールなど今発見しているその文化的に重要な場所や物の保全方法を再点検すべきだと考えておりますので、今後の取組を是非ともよろしく願いいたします。こういうふうにはせきか 奄美遺産などですね、魅力的な文化行政に踏み出した奄美市です。停滞することなく、担当課をはじめ市役所全体で取組をよろしく願いいたします。建設部長もその遠い話じゃないのですよね、何か作るときには、そういったものにも気を付けていただきたいと思います。

続きまして、次の質問に移ります。鹿児島県のホームページによりますと、平成21年1月、環境省は奄美地域の自然資源の保全活用に関する基本的な考えを発表しました。環境省は、奄美地域の自然資源の保全活用に当たっては、保護措置として国立公園の指定が有効であるとし、亜熱帯照葉樹林を中心とする生態系全体を管理する生態系管理型国立公園、人間と自然が深く関わり調和してきた関係そのものを対象とする環境文化型国立公園という、これまでにない国立公園を目指すこととしております。この中で、環境文化型国立公園とありますが、奄美市は環境文化型をどういった概念でとらえているのでしょうか。また、環境文化型を確立するためにどのようなことに取り組んできましたか。また、これからどのようなことに取り組んでいくのでしょうか、お聞かせください。

教育事務局長（日高達明君） 答弁いたします。環境文化型国立公園登録に関わる文化行政について答弁をいたします。

教育委員会では、文化財室を中心に、環境文化型国立公園登録に向けて取組を行っております。直接自然保護に関わる部分といたしましては、文化財保護法に基づいた国・県指定の天然記念物保護等の業務を重点的に取り組んでおります。環境文化型という部分で言えば、奄美大島における文化の特徴について、博物館が所有する衣食住から伝統芸能、精神文化まで資料収集や情報提供を常に行い、幅広く基

礎研究に努めてまいりました。人間と自然が深く関わり、調和してきた関係そのものが、御専門の先生方から環境文化型という枠組みの提案がなされたものと理解をいたしております。多くの研究成果を踏まえて、博物館では企画展、講演会、シンポジウム、十五夜唄アシビのような舞台発表やコンサート、写真展など自然、歴史、文化の各分野にわたり市民を対象にした行事を開催してきております。これらの行事を通して、奄美の文化が独特の自然環境に適応して暮らしてきた人々の知恵の結晶であることを市民に、そして関係機関に向けて更に発信してまいりたいと考えております。

8 番（蘇 嘉瑞人君） その様々なことに取り組んできたというのは分かるんですけども、この環境文化型国立公園というものを考えたときに、何だというその具体的なイメージがほぼ湧かないというのが、ぼくの個人的な感想であったので、こう例えば八月踊りだったら八月踊りでもいいですし、その大島紬を作る過程で奄美の自然を活用しているという部分があるのであれば、そこを生かした公園づくりでもいいんですけども、その環境文化型の国立公園というのであれば、具体的にその奄美にある文化的事象をその具現化していくというのが必要だと思っています。じゃあ、奄美は何を武器にして環境文化型というのを島の外から見ても分かるように証明していこうとして文化行政に取り組んできたんですかね。

教育事務局長（日高達明君） ちょっと私のほうの答弁も抽象的になりますが、その奄美の自然の中にその人間と自然が深く関わりあっていくという、その自然の中に人間が調和していくというその正にその状態が、環境文化型の国立公園ということになるのかなあという私の今の個人的な考えですが、そこをうまくどういうふうにして一つ一つ形を作っていくのか、今後また一生懸命勉強していきたいと考えております。

8 番（蘇 嘉瑞人君） こう環境省も含めて、その環境文化型というのを提案されてもう1年以上経過しているんですね。ですので、環境省も含めてまだこう抽象的で、こうぼやけているのであれば、奄美で具体的なものを打ち出して、奄美市がやりたいような形での国立公園化というのがすごくチャンスが多いと思いますので、そこら辺は担当部局も含めていろんな方々と話をしながら、その環境文化型を本当に地元の人発信で作っていけるような体制づくりをお願いしたいと考えております。では、関連なんですけど、今までの説明であれば平成23年度で国立公園というのは、その指定を受けるまでのめどを付けるというのが今まで報道されてきたものです。まだその平成23年度内で確立するはずなのに、環境文化型についても、ここまで曖昧ということは、その国立公園自体の指定が遠くにずれ込んでくるということはあるんですかね。

市民部長（田丸友三郎君） 環境省の報告では、最速で平成24年度中に目指すということですので、今議員の御指摘のとおり、いろんな経過がありまして、その中で最速で24年ですけども、遅れる可能性もあるということです。

8 番（蘇 嘉瑞人君） 部長として感覚として遅れそうですか、それとも、思ったようにいけそうですか。

市民部長（田丸友三郎君） 個人的な考えは控えさせていただきたいと思います。

8 番（蘇 嘉瑞人君） 奄美市として国立公園化はいつぐらいを見込んでいますか。

市民部長（田丸友三郎君） 我々としても、国・県の要請に応じて、いろんな活動を共にやりたいと思いついて、できるだけ早めに22年度中でも23年度中でもという希望は持っておりますけれども、国の事務事業のスケジュール、今与論から始めていろいろ説明会などをやってるようでございますので、そういったものに合わせて、市町村広域圏内でバックアップをしていくというような形になるうかと思ひ

ます。

8番（蘇 嘉瑞人君） このまま続けても長くなりそうなので、次に移ります。

主題の2、環境行政について引き続き御質問いたします。平成22年度緊急雇用の9月補正事業として、奄美市生物多様性詳細確認調査事業として、1,000万円計上しています。今年の3月1,000万円をかけて作成した報告書は完成いたしました。調査結果及びその活用方法をお聞かせください。

市民部長（田丸友三郎君） 奄美市生物多様性詳細確認調査事業についてでありますけれども、本調査は、平成22年11月1日から平成23年3月31日までの間、奄美市住用町や金作原一円を中心に、国・県の天然記念物や希少野生動植物の分布状況について、平成22年度の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用し、調査事業を実施いたしました。その調査結果の主な内容といたしましては、昨年10月20日の豪雨水害直後の調査で、貴重な希少動植物への被害が心配されましたが、多くの動植物の生息が確認され、特に近年アマミノクロウサギが確認されていない地域において、住用町の山林全域で生息が確認されるなど、貴重な成果が得られたものと考えております。続いて、どのように活用するのでしょうかという御質問であります。調査結果の活用方法につきましては、報告書を200部作成いたしましたので、本島内の関係機関や、奄美市内の小・中学校及び高等学校へ配布をいたしました。今後、学校現場において環境教育の教材として、また、奄美の自然環境保全の参考書として活用していただき、国立公園、世界自然遺産登録推進につながるものと期待をいたしております。

8番（蘇 嘉瑞人君） 部長の答弁にもございましたように、今回の調査は、期間も限られている上に、豪雨水害直後の環境で行われているものですので、それが特殊な時期の特別なサンプルになってしまわないかというのが懸念しているところではございます。それについてどういった見解をお持ちでしょうか。

市民部長（田丸友三郎君） 確かに議員おっしゃる面もあるかと思いますが、我々といたしましては、豪雨にも耐えてたくましく生きている種も多く見受けられたということで、逆にこういった厳しい環境でも生息しているということが確認されたことが大きなことだと思っております。

8番（蘇 嘉瑞人君） かなり前向きな御答弁ありがとうございます。奄美の自然は強いんです。で、それですね、ただ、その今認めていらっしゃったように、その期間も限られていますし、その生態系調査も特別な事情かもしれないということも含んだ中での報告書です。もちろんこの報告書を活用していくことも大事なんですけども、その世界自然遺産登録の中で、奄美自然がどういった部分で重要かというのは、やはり多様性にあるということが多く言われてるところですので、その奄美市、県や全体でやってるものもございますけれども、その奄美市の中でも、そういった多様性をこう1年を通したものをしっかりと作って、で、それがいつ何時見ても平均的にこう参考になるようなそういう資料を作っていくことが重要だと思っておりますので、これを緊急雇用でとどめず、そのしっかりとした調査を業務としていけていただけないかなというのが個人的にあるんですけども、そういった辺要望として伝えておきますので、よろしく願いいたします。

続いて盗掘についてお伺いします。4月16日付けの南海日々新聞を御紹介します。見出しは、絶滅危惧種奄美エビネまたも盗掘奄美大島とあります。奄美大島の山中で絶滅の危機に瀕している奄美エビネ（ラン科）が、約30株にわたって根こそぎ盗掘盗採されているのが15日分かった。同島の固有種県稀少野生動植物に指定されて、採取が禁止されている。現場を確認した環境省自然公園指導員らは、次代へ引き継ぐべき世界的な宝、盗掘は犯罪であり、恥ずべき行為と指摘。県は警察を含む関係機関でパトロールを強化したいとしている。こういった記事が載ったんですけれども、奄美稀少野生植物の盗掘被害は、いまだ絶えずにどんどんどんどん続いている状況にあります。何度か本会議上でも質問した

んですけれども、市はこれに対してこういった取組を今されているのでしょうか。また、ここに県がパトロールを強化したいというふうにあったんですけれども、市のほうでもそういったパトロール等も含めて、その盗掘盗採を未然に防ぐような取組はされているのでしょうか。

市民部長（田丸友三郎君） 御質問の盗掘についてであります。いまだ稀少野生植物の盗掘被害が、奄美市においても絶えません。市の今後の対応といたしまして、奄美の植物は、その希少性から愛好家の需要が増し、インターネットなどによる売買が横行し、大変危機的な状況であると認識をいたしております。議員御承知のとおり、大島本島内の国、県、市町村、警察署及び民間の関係団体が一堂に会する奄美群島稀少野生生物保護対策協議会において、その対策を協議しておりますが、昨年度は協議会全員による初めての合同監視パトロールを実施し、市民の啓発を行ったところであります。また、奄美警察署、瀬戸内警察署におきましても、警察独自のパトロールを強化してと伺っており、夜間パトロールや検問等も実施してるようでございます。議員お尋ねの当市の対応ですが、現在職員による独自のパトロールを名瀬地区と住用地区で、主に金作原及び中央林道などで週1回から2回程度巡回監視を実施しております。議員御提言の他の機関との連携についても検討を行い、盗掘防止の取組を強化してまいりたいと考えております。

8番（蘇 嘉瑞人君） 以前御指摘しましたが、奄美市稀少野生動植物の保護に関する条例において、指定稀少野生動植物の指定を奄美市はしたことがありません。私はこの条例を飾り物にしておくのはもったいないと考えております。本会議でも、こんなにも盗掘や不正売買が横行しているので、奄美市稀少野生動植物の保護に関する条例において、指定稀少野生動植物を指定することによって状況改善を図ることを御提案しました。具体的に申し上げますと、サガリランを指定しモデル事業を行うことです。その際も申し上げましたが、市が主体となって行動を起こさなければ、この悪い状況は変わりません。以前の質問からの検討の経過をお聞かせください。

市民部長（田丸友三郎君） サガリランの稀少指定種についてであります。奄美市において自生していることが確認されております。これまでも確認されてる個体種が少ないことなどから、県へ種指定の要望などを行っております。種の指定につきましては、今後他の希少種などの検討も含め、引き続き国・県へ要望させていただきたいと思っております。市としましては、規制の強い国立公園化の指定を強く心待ちをしておりますが、それまでの間は、先ほど来申し上げております独自パトロールなどを強化し、盗掘の監視強化に努めてまいりたいと考えております。

8番（蘇 嘉瑞人君） 今回その作成したその報告書において、そのサガリランは調査自体されていませんでした。今こうお話あったんですけれども、サガリランについて本当に検討図られたのかどうかというのが、すごく不安に思ったところではあります。その辺どうなんですかね。

市民部長（田丸友三郎君） 今回の報告書の中にはですね、特に絶滅の危険度の高い種は、生息域も示さなかったというふうに書いてあります。実際に調査に当たった中では、そのような確認をされてると伺っております。

8番（蘇 嘉瑞人君） 今の答弁にあったその確認されたが、場所は非公開のものはそういうふうに記載されているんですけど、サガリランについては情報不足というふうに書かれてあるんですけど、その件どうなんですかね。

市民部長（田丸友三郎君） 報告書の中身は皆さん見られた方もおられるかと思っておりますけども、確かに今議員御指摘のとおり、情報不足ということで掲載をされてるということは承知しております。

8 番（蘇 嘉瑞人君） この調査をされた奄美野鳥の会の方々も、サガリランの場所についてはご存じです。ですので、市が一声掛ければ調べることはすぐだったと思うんですけど、たぶん調査された範囲の中に入ってございますので、そこら辺たぶん声をかけなかったとしか思えないですので、また忘れていたのであれば、今後また思い出していただいてですね、しっかりこういったものに取り組んでいただきたいと思います。このサガリランというのは、本当に数が限られた上に、ただし、その奄美市にしかないものなんですね、今確認されているものが。ですので、奄美市が主体となって指定稀少野生動植物のこの保護事業のモデルを作るにはもってこいのものだと思いますので、今後検討お願いいたします。

次に、世界自然遺産登録についてお伺いします。国立公園指定の時期も迫り、登録についても重要な時期になっております。琉球弧の世界自然遺産登録においては、環境文化両面での理論構築だけでなく、県や国、ユネスコとの協議、各種産業団体、地権者など個人や団体との交渉など多岐にわたる業務に携わることになります。皆既日食の際にも設けたように、奄美自然遺産登録推進を担当する専門の係をそろそろ設ける時期になってきたのではないのでしょうか。設けていただきたいと思いますが、市の見解をお伺いいたします。

市長（朝山 毅君） 議員御承知のとおり、奄美群島を含む奄美琉球諸島は、平成 15 年に稀少野生動植物の生息の自然価値が高く評価されまして、世界自然遺産候補地に選定されております。ただし、実際に世界自然遺産に登録されるためには、自然資質の基準を満たすことに加え、その自然資質を保全するための保護的措置が取られていることが前提になるようであります。そのため、環境省では、平成 21 年 1 月に、奄美地域の自然資源の保全活用に関する基本的な考え方を発表し、また、同年 10 月には、有識者や国、県、関係市町村等で構成する奄美地域の国立公園指定及び管理に関する検討会が設置され、国立公園の具体化に向けての検討が進められているところであります。市におきましても、平成 21 年度から環境対策課に自然遺産登録担当を発令した特命職員を配置し、自然遺産登録の推進に向けて取り組んでいるところであります。また、広域事務組合においても、その担当を備えておりますので、連携を図りながらやっていきたいと思っているところでありますので、御理解いただきたいと思っております。

8 番（蘇 嘉瑞人君） 市長の答弁までありがとうございます。これを担当を置いたほうがいいと申し上げたのは、確かに環境対策課には設置されてはいらっしゃるんですけど、その環境文化型にも見られますように、環境対策の枠を超えてしまうのがどうしても多くなってしまおうと。そうなったときに、質問を投げ掛けても、結局誰が責任者なのか分からないという状態が、担当を回る中で多く発生するという事例があったので、是非とも企画なり何なり、もっと多く網羅できるところにしっかりとした責任者を設けて、その世界自然遺産登録推進に取り組んでいくことが重要であると考えておりますので、是非とも早い時期にですね、この担当を設けられるよう要望いたしたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。青年団についてお伺いします。この質問において明らかにしたいのは 2 点です。1 点目は、青年団の活性化を促すための予算の在り方をただしたいということです。2 点目は、ちょっと脱線はするんですけども、奄美市の補助金制度に伴う評価委員会の在り方をただしたいということです。それではまず、奄美市において集落自治会、町内会などで青年団活動が行われています。市における青年団の役割と活動に対する評価をお聞かせください。

教育事務局長（日高達明君） 奄美市における青年団の役割と活動に対する評価についてお答えします。

奄美市の青年団は、平成 18 年に名瀬、住用、笠利の 3 地区の青年団が合併して、奄美市連合青年団を組織しております。団員は 35 歳までの者が加入することになっておりまして、現在の団員は約 65 名となっております。青年団は、奄美市の各種イベント開催時や、災害時におけるボランティア活動の実践により、本市の各種事業活動に貢献されている団体であると評価してるところでございます。また、各種のイベント開催、音楽イベント等の参加及び各地区の青年団員との交流事業等により、奄美市の青

少年の健全育成につきましても貢献をされている団体であると評価をしており、本市の教育行政の充実を図るため、青年団活動の更なる充実が必要であることを考えてるところでございます。

8 番（蘇 嘉瑞人君） 60名ちょっとというふうに奄美市連合青年団の構成員が60名ちょっとという回答ではあったんですけども、青年団というのは、その連合青年団だけではなく、様々な集落で活動されているところもありますので、そういったところに対する把握等はされているのでしょうか。重ねてですね、今連合青年団の更なる活性化というふうに申し上げたんですけど、具体的にはどういったものをもって活性化というふうにおっしゃっているのでしょうか。

教育事務局長（日高達明君） ちょっと今私の手元には、その各青年団の資料はございません。それぞれの質問の要旨がちょっともうちょっとすみませんが。そうですね、この各種イベント開催、いろんなまた地域行事への参加、そういうものを支援していければいいなという思いがしております。

8 番（蘇 嘉瑞人君） これですね、青年団活動において、地域をその主体として人が集まっているんですけども、集落やったり自治会、それでほとんどの名瀬についてはほとんどの自治会、町内会でその青年団の組織自体がございません。そして、住用、笠利においては、青年自体がほとんどおりません。そういった中で、こう青年団活動をどう活性化させていくというのは、すごく難しいところではあるんですけども、例えば各地域、地域にその青年団のような組織をこう作っていくことも重要だと思いますし、連合青年団自体の人数を増やしていくようなことを促すような支援もしていくことも重要だと思っていますので、そこら辺御検討いただければと思います。それですね、市ではその青年団活動に対する予算が少しあります。具体的に申し上げますと、連合青年団の活動に対して補助金を支出しています。その金額は平成18年度23万円、平成19年から21年まで18万8,000円、22年度から10万円となっています。予算は減額に次ぐ減額を続けています。この金額の推移は何によるものなのでしょうか。

教育事務局長（日高達明君） 21年度に評価委員会における奄美市連合青年団への補助金の評価についてお答えいたします。

評価委員会では、公募委員5名、学識者1名の委員の皆さんが、青年団の決算等を資料として、連合青年団の補助金について評価を実施しました。生涯学習課は、奄美市連合青年団の補助金につきまして、青年団活動の充実、活性化が本市の教育行政の充実につながることを説明して、補助金の継続を要望したところでございます。しかしながら、最終的に決算書の会議費、交流会費等の割合が大きすぎるとの理由により、平成22年度から青年団の補助金を先ほど議員がおっしゃったみたいに8万8,000円減額して10万円にするという評価がなされております。評価委員会といたしましては、青年団の組織の存続、存在意義については十分評価をしており、残すべきであるとの評価でございます。生涯学習課としましても、補助金の減額を受けて、青年団の活動が低下することがないように、更に充実した事業運営活動ができますように、助言、協力をしていきたいと考えているところでございます。

8 番（蘇 嘉瑞人君） 今、答弁にございましたその評価委員会なのですが、こちら3年に1回開かれております。こちら平成18年度は、市のこれ単独事業を評価されているものなんですけど、平成18年度は97事業審議したのに対して、平成21年度は単独その補助事業自体は前回と同じように100ぐらいの数があるにもかかわらず、28事業しか審議対象になりませんでした。なぜこのようにこう数を絞った状況での審議になったのでしょうか。

総務部長（松元龍作君） これはあくまでも補助金評価委員会のほうで決定したものでございますので、そのものだけを申し上げますが、確におっしゃるように、90何事業ございました。それでその中で

法令制度等に根拠があるもの、他の財源があるもの、政策性が高いもの、こういったものは今回の評価対象にはなっておりませんで、残りの28事業を対象にしたと、このように承っております。

8番(蘇 嘉瑞人君) こういうふうですね、こう絞った状態で審議して、その評価委員に見せるということでは、この何かしら市の意図が働いてるんじゃないのかというふうに見えてしまうんですけど、そういったことはなかったんですかね。減額ありき、増額ありき、そういったものはなかったんですか。

総務部長(松元龍作君) ただいま申し上げましたように、これは評価委員会のほうでこういう方向性でやりますということでありましたので、事務局としてはそのままやりましたということでございます。

8番(蘇 嘉瑞人君) これですね、私の意見なんですけれども、こちら総数で100ほどしかないにもかかわらず、事業を絞って審議に入るということは、こう3年に1度の評価委員会において、しっかりこう審議していくことについてちょっと疑問を覚えると。その行政予算の硬直化をこう是認してしまうような評価の在り方になってしまうと思います。ですので、あえてこういったふうに事業を絞ってやるのではなくて、こう問題ないように見えるかもしれないんですけども、全事業をこう評価するという中で展開していかないと、こう誤解を招く場合もございますので、平成24年度評価委員会を開催する際は、全事業を丁寧に審議することを提案したいんですが、市長、どうでしょうか。

総務部長(松元龍作君) この件につきましては、補助金評価委員会を先ほども教育事務局長のほうで答弁しましたとおり、公募5人、それから学識者1名で成されておりますが、この補助金評価委員会は、22年度で一応終結をさせていただきまして、行政改革推進委員会のほうに移し替えました。それでまだ1回もこういう評価をしておりませんが、議員のおっしゃるようなことも含めて、今後の在り方についてはその行政改革推進委員会の中で判断をしてみたいと、このように思っております。

8番(蘇 嘉瑞人君) それでは、話を青年団の予算に戻しますが、その評価委員会において組織の重要性は認めるものの、予算の用途に改善を求めたいとの旨の評価があり、減額すべき事業だと判断したようです。私は組織の重要性を認めつつ、使い方に改善を求めるのであれば、すぐに減額するのではなく、まず据え置きで経過措置を取ることが望ましいと考えております。なぜこういった手が取られずに、すぐにもう次の年から減額という対応を取ったのか、その理由をお聞かせください。

教育事務局長(日高達明君) 先ほども答弁いたしました、平成21年度に連合青年団の補助金についての評価委員会が実施され、平成22年度から8万8,000円減額して10万円にするという評価がされました。その評価に基づいて22年度から連合青年団の補助金は10万円となるところです。生涯学習課におきましても、補助金の減額に伴い、先ほども申し上げましたが、青年団の活動が低下することがないように、努力をして協力をしていきたいと考えております。

8番(蘇 嘉瑞人君) こちら財政課においても、その平成22年度にその半額、半額と言うか、予算を半減したその判断理由というのは、もう評価委員会のその決定が絶対だというふうに思って枠を決めたんですかね。

総務部長(松元龍作君) 教育事務局長のほうでも話がございましたが、連合青年団としては、組織としてはもう残すべきであると。これは間違いなくそういうことでございます。それで補助金ありきではなく、補助の在り方が正しいかどうかを考えさせるべきであると。それで正しいと思わせる活動をさせるべきであると、こういうふうに定義付けておまして、それはどういうことかと申しますと、市の補助

金交付基準でございますように、公益性、適格性、補助対象経費等々をこれに該当するものであれば、当然補助金としては出しますよと。ただし、活動面によって先ほど申し上げましたような補助金の在り方ではなくて、補助の在り方が正しいかどうかを考えさせるべきであるということで、評価委員会の結果が出ましたので、それに基づいて予算措置をしたということでございます。

8 番（蘇 嘉瑞人君） 先日の企画で直接お話した際に、その21年度減額にまで判断に至る理由というのが、18年度その評価委員会を開いた際に、その減額の条件付きでその評価を、減額もあり得るといふ条件付きで評価を下したというふうなことをおっしゃってましたね、課長。で、その件どうなんですかね。

企画調整課長（東 美佐夫君） その18年度のときはですね、総量性補助金全体の90何件を総量性の評価をしたと。93件に対して1割、全額2割カット、その中で評価をしたポイントで2割した分にプラスマイナスをするということで作業をしています。その結果、そのときに今の青年団のほうも、評価の在り方をちゃんと提示してますので、評価についてはそのときに今部長がおっしゃったとおり、ちゃんと活動、運営費だけじゃなくて、活動経費の中で評価をされてますよということもちゃんと提示してますので、その結果がこのようになったということで受け止めております。

8 番（蘇 嘉瑞人君） これがあればいいんですけど、その22年度の減額においては、18年度の評価は関係なく、21年度の評価のみで判断されたということでもよろしいんですか。

企画調整課長（東 美佐夫君） そのとおりということで考えてよろしいと思います。

8 番（蘇 嘉瑞人君） 住民に話聞いたのはだいぶ違っはきたんですけども、それであれば話がしやすいんですけども、今回の質問は、連合青年団の役員の方とお話したことがきっかけです。役員の方は、何の前触れもなく22年度から突然補助金が減額されたと認識していました。用途に改善点があるなら、前もって指導なりあれば行動できます。決定事項のように今回突然減額を伝えられた市の連合青年団活動に対する対応が悲しかったとおっしゃっていました。生涯学習だけでなく、協働のまちづくりを推進していく上でも、青年団活動はまだまだ活性化を促進する必要があると思います。24年度はまず18万8,000円に金額を戻し、その使い方を指導していく経過措置が取れないでしょうか。どうでしょうか、今までの話聞いて、市長、予算の見直しを御検討いただけませんか。

総務部長（松元龍作君） 先ほども申し上げましたように、行政改革推進委員会を24年度に開いた際に、議員の御提言の件も含めて御相談をさせていただきたいと思っております。

8 番（蘇 嘉瑞人君） 御答弁いただけないんですかね。

市長（朝山 毅君） 青年団は、各地域において先輩と後輩とをつなぐ大切な役目を担っています。その活動としても、地域における各種行事、伝統行事、スポーツ活動等々においていろんな活動をやっていることも事実です。また、地域に行きますと、青年団活動の中においては、いわば八月踊り、家探しなどの伝統行事で集める浄財を集落からいただいて、それを事業活動にしている青年団もあります。したがって、3地域の青年団の活動、行動自体は同じような活動をしていらっしゃると思いますが、その活動の原資たるものについてはまちまちの部分もあると思います。65名の青年団ということで、私もびっくりいたしました。昔は各集落でそれぐらいの青年団、壮年団がいた時代もありました。したがって、ずいぶん時代が変わってまいりましたが、それだけに青年団活動は地域においてなくてはならない組織でありますので、ただ、その行動、事業計画、その成果などについては、やはり検証のことは必要であ

ろうと思います。それは青年団に限らず、すべての事務事業においてその精査をし、検証するということでもあります。この制度については、いわば俗に言われる事業仕分けの一つの形であったかもしれませんが。そういうことを踏まえて、お互いに緊張感を持ちながら、無駄のない予算を執行していくということの中において、検討をしていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。また、その経緯に至ることについては、私も理解をしているつもりでありますから、御理解をよろしく願いたします。

8番（蘇 嘉瑞人君） 是非ともよろしく願いたします。市長は感じていらっしゃるように、青年団自体はたぶんその連合青年団に登録されてる以上の人数が間違いなくいますので、そこら辺を連合青年団というのはその各青年団のリーダーが集まって交流を図って、奄美市全体として動いていくものだと思っておりますので、そこら辺やっぱりこう活性化していくことでもっと大きな動きになると思っておりますので、御検討方よろしく願いたします。

時間も短くなってきましたが、農業振興についてお伺いいたします。こちら奥議員がこうたぶん詳しくすぐやると思うので、なかなかどこをしようかと思えます。端的に申し上げます。こちら台風で大きな被害がたくさん出ているんですけど、その支援策についてお答えいただければ有り難いです。更に農業共済において、タンカン、マンゴー、パッションフルーツは共済の対象になっておりません。ですので、最終的に長期的に果樹の生産額を向上させていくためには、農業経営の危機管理の面から考えても、これらの作物の共済ができることは、奄美のためになると考えます。是非ともその促進を図るよう検討いただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。

農政局長（東 正英君） お答えします。今回の台風2号では、収穫前のパッションフルーツやスモモが大きな被害を受けました。現在は市独自で台風等による被害額を補てんする制度はございませんが、災害関係の農業制度資金などの融資制度による支援で対応していきたいと考えております。また、農畜産物への被害に対する直接補償につきましては、ただいまありましたように、農業共済制度がございます。その中で台風など災害時に補償を受けることができる対象品目につきましては、サトウキビ、肉用牛、スモモの3品目が該当すると伺っております。また、施設の補償につきましては、ビニールハウスや牛舎が対象になっております。しかし、その共済制度には、今回被害の大きかったパッションフルーツ等は対象になっておりません。今後対象品目について栽培農家へ農業共済への加入を促進を図りながら、対象外作物については、概ね90パーセントの出荷先が分かることや、共済加入者を見定めること、更には過去の出荷実績が把握できることなどが加入の基準となっております。このようなことから、今後選果場が整備されること等により、共販が伸びてくるものだと考えておりますので、その時に新規の加入作物等については検討していきたいと考えております。

8番（蘇 嘉瑞人君） こういった水害から続いて台風災害と様々こう被害にこう直接的な被害に遭ってこう農家さんたちがですね、意欲を失わないように、これからも市の支援等しっかりしていただきませう願いたします。

時間がなくなってきたので、この住用の園の質問に移りたいんですけど、こちらもう師玉議員がほとんどされたので、1点だけその今奄美市で25名、大島支庁で5名の人員を奄美市は雇用しております。先ほどの部長の答弁により、来年の4月をずれ込んでのその住用の園の完成だというふうに答弁お伺いいたしました。ですので、その間の雇用等についてその市にはどういった見解を持たれているのか、その点お伺いいたします。

福祉部長（小倉政浩君） それではお答えします。平成24年度以降の職員の雇用につきましては、市の財政状況から見て、単独での支援、これは大変難しいものと考えておりますが、ハローワークなど関係機関とも連携しまして、職員の就労支援を行い、また、国・県などの補助事業等が活用ができる場合は、

検討してまいりたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

8番（蘇 嘉瑞人君） これで質問は次回の機会に回しまして、私の質問は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（世門 光君） 以上で無所属 蘇 嘉瑞人君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

明日午前9時30分本会議を開きます。

どうもお疲れ様でした。（午後3時45分）

出席議員は、次のとおりである。

1番	師玉敏代君	2番	多田義一君
3番	橋口和仁君	4番	奈良博光君
5番	戸内恭次君	6番	平田勝三君
7番	向井俊夫君	8番	蘇嘉瑞人君
9番	竹田光一君	10番	竹山耕平君
11番	伊東隆吉君	12番	泉伸之君
13番	世門光君	14番	関誠之君
15番	三島照君	16番	崎田信正君
17番	里秀和君	18番	平敬司君
19番	渡京一郎君	20番	朝木一昭君
21番	奥輝人君	22番	平川久嘉君
23番	栄勝正君	24番	大迫勝史君
25番	与勝広君	26番	叶幸与君

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市長	朝山毅君	副市長	福山敏裕君
教育長	坂元洋三君	住用総合支所長	高野匡雄君
笠利総合支所長	川畑克久君	総務部長	松元龍作君
総務課長	前里佐喜二郎君	企画調整課長	東美佐夫君
財政課長	安田義文君	市民部長	田丸友三郎君
環境対策課長	高崎義也君	健康増進課長	嘉原孝治君
市民課長	元勝君	国民年金課長	倉井則裕君
福祉部長	小倉政浩君	福祉政策課参事兼 政策室参事長	浦口一弘君
高齢者福祉課長	泉賢一郎君	住用保健福祉課長	村山則文君
笠利いきいき健康課長	朝郁夫君	産業振興部長	川口智範君
商水情報課長	則敏光君	紬観光課長	元田政重君

細観光課参事 兼係長事務取扱	圓	順次君	農政局長	東正英君
建設部長	田中	晃晶君	都市整備課長	上島宏夫君
土木課長	砂守	久義君	笠利建設課長	中秀喜君
会計管理者	福和	久君	教委事務局長	日高達明君
教委総務課長	白坂	稔君	学校教育課長	福永朗君
生涯学習課長	榊原	孝昭君	笠利地域教育課長	重井浩一郎君
農業委員会会長	前山	重一郎君	農委事務局長	澤修平君

職務のために会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	有川	清貴君	次長兼 調査係長事務取扱	橋本明和君
主幹兼議事係長	前田	美佐男君	議事係主査	麻井庄二君

議長（世門 光君） おはようございます。ただいまの出席議員は26人であります。会議は成立いたしました。（午前9時30分）

御報告申し上げます。三島 照君から6月21日の議会における発言について、会議規則第65条の規定に基づき、不適切との理由により一部訂正したい旨の申出がありましたので、議長において訂正いたします。また、同様昨日の会議における産業振興部長の答弁においても不適切な部分がありますので、議長において会議録から削除いたします。

議長（世門 光君） これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、一般質問であります。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、市民クラブ 栄 勝正君の発言を許可いたします。

23番（栄 勝正君） おはようございます。市民クラブの栄 勝正です。質問に入る前に少し所見を述べたいと思います。

新年度に新しく部課長に昇任、就任されました皆さん、就任、昇任おめでとうございます。お喜びと同時に、置かれている責任の重大さをひしひしと感じていることでしょうか。健康に留意され、長年の行政経験を生かし、慣例にとらわれることなく、新しい発想や知恵を最大限に発揮され、市民の幸せと市勢発展のために御尽力されますよう、心から祈念申し上げます。

さて、平成18年3月、3市町村が合併して早や5年が過ぎ、6年目を迎えています。あらゆる面で一体感が進みつつあるようですが、まだまだ課題が山積しているのが現状じゃないでしょうか。合併10周年目には、市民誰もが合併して良かったと言えるように、市長を先頭に職員一人一人が意識を改革して、一つ一つの事業に全力で取り組まれるよう、強く望むものであります。

さて、去る3月11日、東北地方を中心に発生しました東日本大震災、死者、行方不明者2万4,000名余、避難者12万4,000名余、亡くなられた方に心から哀悼の意を表し、行方不明者が一人でも多く見つかりますように、また、被災された方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、政府においては一日も早い復旧、復興を全力で取り組まれるよう、強く望むものであります。

さて、我が奄美群島、台風常襲地帯であり、地震も多発しております。昨年10月20日の集中豪雨、住用地区、古見地区、知名瀬、佐仁集落などに大きな被害をもたらし、住用地区においては尊い2名の命が奪われました。このように全国各地、世界各国で災害が発生し、住民を不安がらせています。市民が安心して安全で生活するためにも、日ごろから避難訓練や防災対策は不可欠であります。5月22日に市民一斉の防災訓練が行われたようですが、3地区合わせて1,552名の参加であり、あまりにも少なさに驚いているところでもあります。その避難訓練や昨年の集中豪雨などを踏まえて、どのような課題が発生し、今後その課題に対しての取組、対応、防災対策に生かそうとしているのかお聞かせください。次の質問からは発言席から行います。

議長（世門 光君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。それでは早速栄議員に答弁させていただきます。

去る5月22日に実施いたしました防災訓練の課題と自主防災組織、防災無線、職員の震災に対するマニュアル等についてもお答えさせていただきたいと思います。

防災訓練につきましては、これまで5年ごとに総合防災訓練を実施いたしておりました。前回は平成21年11月に実施いたしましたので、今回は平成26年の予定でございましたが、議員おっしゃるとおり、昨年の豪雨災害を踏まえ、台風や大雨が予想される梅雨時期後半の前に、集中豪雨を想定し、住民の避難訓練を中心に実施いたしました。

29自治会、1,658名の方に参加していただきました。また、これと並行して警察、海上保安部、

消防等の各関係機関や市役所の関係課を連携して、情報伝達訓練、広報訓練、避難所開設訓練、負傷者搬送訓練を実施いたしました。防災訓練実施後、各関係機関や庁内関係各課と意見交換を実施いたしましたが、その中で参加した自治会が少なかったという意見が寄せられました。その原因は、訓練実施についての準備期間が短かったことと考えております。防災訓練参加の呼び掛けをいたしましたのが4月の初めでございます。その時点で既に公民館講座の開講式、また各種学校行事等が予定されていたということが大きな原因だと思っております。準備期間が短かったという反省を踏まえ、今後は準備期間を十分確保し、より多くの自治会の方々に参加していただくよう努めていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、自主防災組織でございますが、3月末現在、奄美市の自主防災組織率は34.1パーセントでございます。地区別の組織率は名瀬地区が23.2パーセント、住用地区が41.8パーセント、笠利地区が97.3パーセントでございます。なお、これについては現在はその数値が上がっております。名瀬地区が低い組織率となっておりますが、今回の防災訓練をきっかけに、自主防災組織を立ち上げたいという自治会があることも伺っております。現在のところ奄美市が実施する防災訓練参加への呼び掛けや、自治会、町内会長の連絡会での防災組織の説明等を実施するなど、自主防災組織の設立を呼び掛けております。

防災無線につきましては、先日の未明に竜巻注意報が発令された時や、それ以前にも防災無線の近くにお住まいの方から、音が大きいとか、方角によっては聞きづらいなど、様々な苦情が寄せられて苦慮しているところでございますが、防災無線の役割は市民にいち早く情報を提供し、災害を未然に予防することが目的でございますので、御理解をいただきたいと思っております。このことにつきましては、今後広報紙等を活用して、市民への周知を図ってまいりたいと考えております。

防災無線の設置場所等につきましては、今後、防災行政無線のデジタル化の計画を予定いたしておりますので、その中で改善を図ることができないか、検討していきたいと考えております。

職員の震災に対するマニュアルにつきましては、奄美市地域防災計画で策定いたしておりますが、東日本大震災の教訓を踏まえ、今年度中に計画の見直し等を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

23番(栄 勝正君) 3月の20日の阪神大震災を踏まえてですね、このような防災訓練が行われました。すみません。まちがえました。3月11日の東日本大震災を踏まえての防災訓練だったと思うんですけれども、昨年の集中豪雨で、今回は集中豪雨に際しての防災訓練と聞いておりますけれども、しかしながらその、まだあのような毎日映し出されている光景を見ながらの奄美市の防災訓練だったんですけども、このようにまだ認識が低いのかなと。なぜこの分の1、500名余りの人数だったのかなと、私は大変びっくりをしているんですけども、その根本的な原因は何かと、今、市長から自主防災組織の話なども出ましたけれども、やはり私は去年の集中豪雨、そして今年の東北地方の震災を見てですね、自主防災組織というのは不可欠であると思っております。それで今、パーセンテージも市長のほうから示されましたけれども、笠利においては97.3パーセントと、ほとんどの集落が自主防災組織ができているということなんですけれども、旧名瀬市街地がほとんどできていないところが多いわけですね。なぜできないのか、その辺を検討したことがありますか、どうですか。

総務部長(松元龍作君) まずは自主防災組織の基本になります名瀬市街地におきましては、自治会組織がなかなかできにくいということがございます。入込みの市民もたくさんいらっしゃいますので、その辺の地域の連帯感がまだ薄いのかなというふうにも感じておりますし、やはりこの連帯感を高めて、地域コミュニティを高めていくことが自治会組織の設立につながっていくものであろうと、このように思っております。その上で、更に併せて自主防災組織は喫緊の課題でございます。今までの震災、それから豪雨災害を見ましても、やはり近所隣りのそういうつながりが大変必要だということも十分認識をいたしておりますので、自治会組織の設立と併せまして、自主防災組織の率の向上にも是非頑張ってい

きたいと、このように思っております。

23番(栄 勝正君) 市長ですね、やはりあのような急に災害が発生した場合は、市役所の職員も先ほどマニュアルも聞きましたけれども、それぞれいろいろな配置されるだろうと思います、職員はですね。市長を先頭に災害対策本部もできるだろうと思います。しかしながら、やはり一番身近にいる町内ですね、やはり組織が一番物を言うんじゃないかなと私は思っております。例えばその自治会で、一番把握しているのは町内会であると、市役所の職員よりか、その町内会の自主防災組織、あるいは自治会であると、私は思っております。どこに誰がいるのか、あるいはどういう年齢の人がいるのかまでですね、自治会があればそういうことは分かるだろうと思います。そこで、やはりいつ災害というのは起こるか分かりませんので、奄美にもしあのような津波がきたらですね、この旧名瀬市街地は私は2、3か所残して全滅するんじゃないか、壊滅するんじゃないかなと思っておりますので、そのためにも自主防災組織というのは急務だと思っております。

今、総務部長から話がありましたように、自治会組織の確立ということなんですけども、その自治会が増えていくどころか、また今年になって減っていくというような状態も続いています。なぜ自治会ができないのか、なぜ自主防災組織ができないのかと、何遍も私、この場から質問もしたりしておりますけれども、やはり私は最終的には笠利や住用の駐在員や嘱託員のようなものを、旧名瀬市にもですね、是非配置してもらいたいと、そうしたならば、やはりそこで町内のまとめ役が必ずやいるだろうと、出るだろうと私は思っております。なる人がいるだろうと思っております。そしたらその人を中心にして自治会ができ、自主防災組織もできるんじゃないかなと思っておりますけれども、嘱託員制度の問題も何遍も言っておりますけれども、なかなか実現できていないというのが現状であります。あの東北地方の大震災を踏まえて、是非、今年度中にですね、この嘱託制度の在り方というものを、是非検討して下さい、実現してもらいたいと思っておりますが、いかがですか。

総務部長(松元龍作君) これは以前からも何度もそういう御質問を受けて、非常に私どもも苦慮しているところがございますが、こういう話も部内でもいろいろ出されておりますし、今回は旧三方の、失礼しました。自治会連合会の市が主催する会議があるときには日当を出すなど工夫はいたしておりますが、まだまだ根本的に解決はいたしておりません。それぞれ所管部で十分に検討をさせていただいておりますので、今しばらく時間をお貸しいただきたいとこのように思っております。

23番(栄 勝正君) 嘱託員制度は、これはこれで終わりますけども、是非ですね、やはりこの自主防災組織の立ち上げのためにも、自治会組織の確立というのは必要でありますので、前向きにですね、是非検討されて、来年度ぐらいから嘱託員制度を導入されるよう、私は強く要望いたしたいと思っております。

それから、防災無線なんですけど、この間の竜巻で大変苦情が多かったということなども新聞に出ておりましたけれども、やはりこの防災無線の役割も大きいんじゃないかなと思っております。例えば私が住んでいる長浜町は2、000人余りの人が住んでおりますけれども、ただ1か所しか防災無線はありません。私の家の1階におるとほとんど聞き取れません。2階に行くと聞き取れるんですけども、そういうことですね、やはりあの広い長い1、000メートル余りある町内ですね、一つというのは馴染まないんじゃないかなと、私は思ったりもしております。近くに住んでいる方は大変やかましいとか、そういう苦情も私のところにもありますけれども、やはり大きな地震が起き、津波の恐れがあるときなどは、あの防災無線はその効力を発揮するものだろうと思っておりますので、今一度ですね、旧名瀬市街地も、例えば井根町やこの辺も、この本庁から出る無線しかないと思っておりますけれども、やはりその辺もきめ細かにですね、検討願えたら有り難いなと思っておりますので、是非お願いいたします。

時間がありませんので、次々と進んでいきたいと思っております。

それから、職員のマニュアルも聞きましたけれども、是非、大きな災害が起きた時には、どの職員はこういうことをするんだというマニュアル、配置もですね、きちっと整えてもらいたいと思っております。

それでは、次に避難所の見直しということであります。今までの避難所は、一つ一つ申し上げませんが、旧市街地あるいは笠利、住用でも避難場所が設定されております。この間の津波を機にですね、この見直しは急務じゃないかと、これも思っております。この避難所の見直しについてどのような考えをお持ちか、お聞かせください。

総務部長（松元龍作君） 避難所の見直しにつきましては、昨年の豪雨災害の際、浸水をした避難所や避難所までの経路が冠水した場所などがございました。また、防災訓練の打ち合わせの際に、これらの地域の方々から避難所の見直しの要望が寄せられております。このことを踏まえまして今年度の地域防災計画の見直しに併せまして、見直しをしていく予定でございます。また、今回の大震災におきましても、多くの方が津波の被害に遭われましたので、津波時の避難所についても対策を講じる必要があるものと痛感をいたしております。現在の避難所では、例えば長浜で申しますと金久分館を避難所にいたしておりますが、これが津波に際しては全く逆の方向でございますので、そういうところも多々あるかと思っておりますので、その辺も含めて見直しをしていきたいと思っております。また、民間の高い高層ビル、そういったものも津波の際の避難所として利用できないかどうか、その辺も検討していきたいと思っておりますし、それから高台、高台がどのようにどれくらいあるのかも調べまして、その辺も避難所として、一時的な避難所ですが、そういうところもできないのかどうか、今度の地域防災計画の見直しの中で十分していきたいと思っておりますが、先日の台風2号の際にも、浦上のほうで、ちょうど浦上のほうに砂防堤がございまして、砂防堤がもう満水になりました。その下に避難所がありましたので、そういったところも変えるような工夫もしていかなければなりませんし、それぞれ今度は旧三方ですと、それぞれの先ほども申しております駐在員、嘱託員の皆さんが一番中身はご存じですので、その方にも十分御意見等を聞きながら、一番近い経路、それからいい避難所、そういったものをまた探していきたいと、このように思っております。

23番（栄 勝正君） 見直しも急務だと思います。例えば、今、長浜の話が出ましたけど、長浜は金久分館であります。あるいは小浜町は伊津部小学校、東ヶ丘の町内の人が津波がきて伊津部小学校に避難するのかと、避難場所を設定して。そういう疑問も多くあります。例えば、平田、真名津ですか、あそこの山田団地は、あそこの人もですね、名瀬中学校が避難場所となっていますので、津波がきて下に逃げるのかと、公的に避難場所と定められていますので、そのような言い方をすることもたくさんあります。是非ですね、きめ細かな避難場所をですね、市内では何か所しかありませんので、集会場あるいは今部長が言いましたように、ビルの屋上とかですね、そういう場所もお願いをして、津波対策の避難場所を是非やってもらいたいと思っております。

それともう一つは、避難場所を設定してもらおうと同時に、その避難場所まで行く道路というか、そういうこともですね、同時にやらなければいけないと私は思っております。例えば末広町や幸町に住む人が、津波が来たら私たちはどこに逃げればいいのかと、素朴な疑問を投げ掛けて来る人がいます。おがみ山じゃないですかとか、私は言うんですけども、あるいは柳町の人はどこに逃げればいいのかとかいう人もいます。そういうことですね、是非その町内町内で、昔の里道はないのか、昔の小さな道はないのか、あるいはその道が利用できないのか。できなかつたらできるようなですね、方策も進めてもらいたいと思っておりますが、その件までいかがですか。

総務部長（松元龍作君） 先ほども申しましたが、避難経路につきましては、一番近くて一番安全な経路をやっぱり求めるのが最適だろうと思っておりますので、やはりそれぞれの地域に精通していらっしゃる方の御意見も十分聞きながら、そういった避難経路についても十分精査をしまいたいと、このように思っています。

23番（栄 勝正君） 是非、先ほどの一番目の課題と、自主防災組織の課題とこの避難所の見直しはで

すね、早急にやってもらってですね、市民に安心で安全で暮らせるように、一日でも早くですね、お知らせを願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、急傾斜危険箇所対策ということで、昨年の集中豪雨によって市内でもあちこちでがけ崩れが起きております。そのままになっているところがほとんどであります。しかしながら、その近くに住んでいる人たちは、やはり雨が降るたびにまた崩れはしないかと、毎日心配の種であります。いろいろと県の事業でありますので、順番とかいろいろ、あるいは緊急を要するとかいうことがありますけれども、是非ですね、雨が降るたびに心配をしているという方たちがいる中で、この実情を踏まえてですね、一日でも早く慣例にとられることなく、この危険箇所をですね、補修してもらいたいと、がけ崩れ対策をしてもらいたいと私は思っていますが、いかがですか。

建設部長（田中晃晶君） 今、議員のおっしゃるように、人情的にはそのようなことでございます。簡単に、簡単と申しますか、結論だけ申し上げますと、この事業は住民の生命、財産を守るための事業でございますので、今後とも急傾斜地危険箇所の解消のために、県と連携し、事業が推進できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

23番（栄 勝正君） 相当の箇所がありますので、もういちいち一つづつは聞きませんが、是非ですね、その近くの住民が安心して安全で暮らせるように、県の事業とはいえですね、市長、先頭に立って県に御要望も強くお願いをしたいと思っております。

次に、最後に防災器具用具の件で質問をいたします。これはもし災害は、去年も起きているんですけども、起きた場合に本市としてどのような用具やあるいは器具をですね、備蓄をして準備をしてあるかということなんですけれども、いろいろな災害が起きると、家ごと流されたり、いろいろ、あるいはそういう自分で備蓄したものがなくなったりするときもあります。そこで、市としても最小限度の用具や器具の備蓄は必要じゃないかなと私は思っておりますけれども、どのような考えでおられるかお聞かせしてください。

総務部長（松元龍作君） 議員おっしゃるように、災害の際の備蓄品は非常に大切なものでございます。現在、私どものほうで、これは名瀬地区でございますけれども、懐中電灯が48個、それから毛布類が161枚、それから土のう袋は水防倉庫のほうに備蓄はしてございます。それから被服品、洋服などは先日たくさん各地からいただきました支援物資がたくさんございますので、それを準備はしてございます。それから備蓄品の中で、どれが備蓄品でなければならぬというのはございませんが、すぐ必要なものは水、それから食料品、こういったものでございますけれども、こういう賞味期限のあるものにつきましては、我々が買って備蓄しておくのではなくて、例えば大手のスーパーさんと協定を結んで、災害が起こった際にそこから搬出すると、それは名瀬の場合はいろんなあります。笠利の場合も赤木名に大きなのがあります。住用がちょっとないものですから、その辺をどうするのか、まだ判断ができませんが、それと併せてこれを備蓄の場所をどうするのか。例えば3支所に全部置いておくのか、それともそれぞれの避難所に備蓄品を配置をするのか。それなども今から検討しなければならない課題でございますので、この備蓄品のものについても十分検討させていただきたいと思っております。併せまして備蓄品が今のところ十分ではございませんので、今後、財政当局との相談をしながら、備蓄品のことについては検討させていただきたいと、このように思っております。

23番（栄 勝正君） 自主防災組織ができておればですね、例えばその組織の中でハンドマイク、あるいは懐中電灯とか、ラジオとか、ブルーシートとか土のうとか、備蓄ができるんじゃないかなと思っております。そういうことでもですね、自主防災組織等は必要だと。そしてそこに何らかの補助でですね、そういう備えるように、そういうことをですね、今言ったような土のうとか、ブルーシートを含めてですね、いろんなものを最小限度、その町内で使えるようなものはですね、備えるように指導もできるん

じゃないかなと思っていますので、やはりさっきから言いますように、この自主防災組織というのは急務だと思います。そして、できているところには、今言ったような最小限度のハンドマイクとか、あるいは懐中電灯とかですね、ブルーシートとか、土のうとか、最小限度、何百というぐあいにはいきませんですけども、幾らぐらいが必要か、その地域の広さ、あるいは山の裾とか、いろんな場所によっても違うんじゃないかなとおもいますけれども、随時そのような指導、あるいは予算が足りなければそういうところにも、少しは補助を出してですね、地域に備えさせるような対策を講じてもらいたいと、強くお願いをいたします。

次に移りたいと思います。県有地の本市としての取組ということなんですけども、まず、保健所跡地から質問をいたします。前々からこの件を何名かの議員が議会で質問もいたしております。今現在、市当局はどのように、この保健所跡地のことについて考えているかどうか、まずお聞かせください。

総務部長（松元龍作君） 保健所跡地は先の議会でも市長からも答弁がありましたように、私どもは購入の方向で考えております。その理由につきましては、現在のところ水道庁舎を、仮に水道庁舎をこちらのほうに移転をしていこうというふうに考えております。これは本市の名瀬庁舎が、これをどうするか検討する際に、もし仮に水道庁舎を本庁舎内に入れるとすれば、保健所跡地が空きますので、その跡地利用はその後、考えなければいけないことではありますが、今現在は水道庁舎を向こうのほうに移転をさせようということ考えております。ああいう広大な敷地はもうこの辺にはございませんので、あそこしか場所は今のところないのじゃないかと思っております。

23番（栄 勝正君） 保健所跡地は購入する予定と、ここではっきりと明言しましたので、その点が市民にもですね、やはり一番、ある程度中心市街地でもありますし、やはり公的な施設ができると、できればですね、相乗効果も、あるいは経済効果も大きくなるんじゃないかなと私は思っておりますので、是非、そのような相乗効果、経済効果が出るような施設を造ってもらいたいと思っております。

それから工業高校跡地なんですけども、今日の地元紙新聞にもでかかど載っておりますけれども、44年で工業高校が閉校するということでもあります。非常に上方地区、浦上地区においても残念なことであろうと思っております。また、私ごとですけども、私にとっても私は工業科卒でありますので、残念に思っております。そういうことで、あの広大な工業高校跡地、あの建物、グラウンド、どうするのかと、本当に考えたりいたしております。この件についても何遍となく、あるいはたくさんの議員が質問をいたしておりますが、いよいよもう来年の3月31日で閉校であります。今までいろいろと庁内で検討、あらゆる面から検討してきたことだろうと思っておりますけれども、今、どのような検討がなされているかお聞きしたいと思っております。

総務部長（松元龍作君） 県立大島工業高校につきましては、自然豊かな周辺環境と十分に整備された施設を有しまして、閉校後も地域振興の拠点としての活用が見込まれるものと認識はいたしております。現在、県下各地における学校跡地利用の事例を踏まえまして、議員御提案の、議員がおっしゃるような跡地利用につきましては、今、様々な検討はいたしておりますが、まだ具体的な結論は出るに至ってはおりません。なお、近くの例でございますが、2008年に閉校いたしました旧徳之島農業高校跡地においては、幅広い活用が図られておりますので、資料を取り寄せた上で事情をお聞きするなど、検討材料として参考にさせていただきたいと、このように思っております。

今後は、教育現場に十分配慮し、できるだけ多くの関係者からの意見集約に努めまして、地元にとって最大限有益な活用策を県の県立学校跡地活用検討委員会に要望していく予定にいたしております。

23番（栄 勝正君） 2005年からこの鹿児島県の高校の再編が始まりまして、幾つかの学校が統合されております。今、部長からもありましたように、徳之島農業高校もその一つであります。先だって私たちの、先月ですか、群島議員大会がありまして、伊仙町に行ってまいりました。その時の場所が農

業高校の体育館でありました。そして、教室とか、私たちはグラウンドを見たんですけども、閉校されたにしては、いろいろ活用されているもんですから、十二分にその役割を果たしているなど、伊仙町にとって果たしているなどという気がいたしました。伊仙町の伊仙の役場の近くにあります、やはり利便性とか、あるいはまた施設とかというのが、その地域に合っておったのかなと思ったりもしておりました。しかし、この工業高校跡地はこれは上方地区の中心的なところにありますけれども、本当にもう、3年前から、あるいは5年前ぐらいから閉校と言われているわけですから、今からまた検討して、県との話し合いをするということなんですけれども、やはりこの辺で何かの具体的なですね、案をやっぱり出すべきじゃないかなと、私は思ったりもいたしております。

私たちは去年、今年ですか、樋脇高校と入来商業が合併したところを見てまいりました。樋脇高校跡地を見てまいりました。その時に、その樋脇高校が大変きれいな場所にあるんですけども、学校も大変きれいな学校だったんですけども、校門に入った時から荒れ放題で、伐採もしてなくてですね、こんなきれいな建物、こんなきれいな体育館がですね、荒れ放題になって、非常にこれは何かに利用できないのかなと思ったりもしました。そこには県営のホッケー会場があるもんですから、樋脇高校の中にですね、そこだけはきれいにされているんですけども、そのホッケー場に行く、校門から入って行く道すらも、草ぼうぼうで、これが学校だったのかなと思うほど無残でありました。工業高校がそのようなことにならないようにと思っているんですけども、是非ともですね、やはりもう来年の3月は終わるわけですから、4月からやはり何かの形で少しでも活用できるように方策を立てるのが、私は筋だと思えますけれども、いかがですか。

そして、もう一つ提案したいことは、職業訓練校、いろいろ機械も揃っております。奄美高に行くかもしませんが、そのうちの何台かはですね。いろんな機械も、いろんな設備を、教室も揃っております。そういうことで、職業訓練校、県・国そういうことはできないのかなと素朴に思ったりもしているんですけども、いかがですか。

総務部長（松元龍作君） 確におっしゃいますように、徳之島農業高校の例を見ますと、相当いろんなものに活用されております。したがって、私どもも何か活用方法がないか、一生懸命今、考えているところでございますが、先ほど申し上げましたように、今、結論は出ておりませんが、早急にまた、そういう判断はしていきたいものだと思っております。

それから、職業訓練校につきましては、ほかの法律との、恐らく職業訓練法とか、いろんな絡みがあるうかと思いますが、それはちょっと、その中でまた検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

23番（栄 勝正君） 上方地区の人たちが、運動場だ、あるいは体育館など借りてですね、親睦も深めているようでありますので、来年の4月から閉校されましたら、また、その学校側から借りるということがなくなるわけでございますので、県のほうにいろいろ申請をしたりして、借りるほうが面倒くさくなりたくないのかなと思ったりもいたしております。やはり、無償でですね、あの徳之島農業高校は体育館など借りているようでありますので、普通の体育館とか、運動場だけでも、せめてですね、ちゃんとした跡地利用ができなければ、そのような方法でもして、地域住民にですね、便宜を図ってもらいたいと思っておりますが、その辺の要望はできるわけですかね。ちょっとお聞かせください。

総務部長（松元龍作君） その利用方法については、先ほど申し上げました県立学校跡地活用検討委員会のほうに要望はできますので、その点は大丈夫だと思っております。

23番（栄 勝正君） 全体的な像が見えない間はですね、是非、グラウンドや、あるいは体育館がですね、地域の人たちがもし利用する場合には便宜を図るよう、皆さんのほうからも是非お願いをしてもらいたい、県のほうをお願いをしてもらいたいと思っております。

そして、市長はじめですね、是非、閉校ならないうちにですね、あの工業高校を一回、何回か見てみると思いますけども、正式にですね、幹部の皆さんもいろんな福祉部門、あるいは産業振興部門も含めてですね、やはり見聞をしてもらって、どのような施設が一番いいかをですね、検討してもらいたいと思います。

次に移りたいと思います。奄美空港跡地は、新聞等などでも出ております。そして私たちも請願で、全会一致でですね、グラウンドゴルフ構想ということで決議もしておりますけれども、その後、奄美空港跡地の利用問題で県の動きなどはどのようになっているか、市として情報がありましたら聞かせてください。

総務部長（松元龍作君） 県のほうからは、この空港跡地の利用については、こちらのほうにも相談がございまして、それをどのような方法にするかを今、詰めているところでございます。その中では、利用方法の候補といたしましては、世界自然遺産関連中核施設用地、それから企業立地用地、高等教育機関設置用地、それからスポーツ関連施設用地、高齢者向け保養施設用地などが、今のところ、現在候補に上がっているところでございます。

23番（栄 勝正君） 私たちの議会から出たものもですね、スポーツ用地として今、上りましたので、是非、その辺からも取り組んで、この件についてはもう長く、時間がありませんので、話しませんが、私はやはりその、体験型というのの観光はですね、このごろどんどん進んでいくものだろうと思っておりますので、やはりグラウンドゴルフとか、ゴルフとか、あるいは舟こぎとか、いろんな体験をするためにですね、観光に来るといようなものを合わせても、スポーツ用地としてもですね、是非、真剣に市のほうも取り組んでもらって、要望を上げてもらいたいと、これも強く、時間がありませんので、要望をしておきます。

それでは、庁舎建設計画ということで質問をいたします。昨日からも質問がされておりますけれども、住用、笠利、名瀬と三つの庁舎建設を予定をいたしております。今年の補正予算にも予算がついて、地質調査、設計業務委託などがありますけれども、そして、地域協議会からの答申などもあって読んでおります。もうそれは詳しいことは申し上げませんが、やはり三つともですね、住民の、私はコンセンサスが必要であると思っております。そしてこの庁舎というのは、50年も100年もやはり、そのまちのシンボリックな私は庁舎というのは存在であるだろうと思っております。ですから、やはり相当ないろんな人の意見を聞いてですね、建設をしないと後で何でこっちに造ったのとか、また同じところに造って、また災害が起きたらどうするかというような反省の色がですね、出ないようにするためにですね、地域住民の声を聞くべきだと、私は思っております。地域協議会、嘱託員会、駐在員会などでもいろいろ意見を聞いておるとは思いますけども、やはりきめ細かにですね、笠利町29ですか、住用14、奄美市、旧名瀬市は70幾つの自治会があります。大変なことだろうと思っておりますけれども、ある程度は校区別でもいいですから、その地域に下りて、この庁舎建設は私は聞くべきだと思っております。どのような考えか、そして場所はこの答申に出たとおりなのか、その点二つ合わせてお聞かせください。

総務部長（松元龍作君） 議員御提案のとおり、御提言のとおり、地域住民の意見を聞くというのは当然のことでございます。庁舎検討委員会からも十分に各地区の意見を聞いた上で建設をしていただきたいということがございましたので、それぞれの笠利、住用におきましては、今、議員も申しあげましたような各地域協議会や駐在員会、それから嘱託員会でその御意見を伺っております。また、嘱託員会、駐在員会におきましては、それぞれの集落にそういう話を下げておりますので、その話の結果としてこの前のような提言が出たものだと、私どもは認識いたしておりますので、それが地域の総意だと考えております。

それから、一番問題は名瀬地域でございますが、ここには今も申しあげましたような地域協議会や嘱託員会や駐在員会とかそういうものがなかなか全部ございませんので、その意見をどのように反映して

いくかが、非常に今後の大きな課題となるんだらうと、このように思っております。いずれにいたしましても、地域住民の意見を十分に聞いた上で、庁舎建設は進めてまいりたいと、このように思っております。

23番(栄 勝正君) この間の答申によりますと、笠利地区、住用地区、今の位置がベターだというようなことだったと、答申だったようですけども、笠利地区においては、やはり少し高台のほうも望ましいんじゃないかなということもあります。私としては、やはり津波対策を考えればですね、ある程度は高台に、そして避難場所としても機能が果たせるような庁舎じゃなくてはいけないと私は思っております。そのためには、太陽が丘ですか、のことなどもですね、是非、考えて、笠利町民に笠利の町内の町民にですね、やはり示してもらいたいと。今の現在の場所の、赤木名の中金久の場所ありきじゃなくてですね、その辺も是非そうした後にですね、やってもらいたいと思います。また、住用地区においては、今の西仲間地区は、この間の、去年の集中豪雨であのように水に浸かりました。ですから、あの場所で、今のままで建てたら、また万が一、あのような大きな集中豪雨が起きたら、また同じようなことが繰り返されるんじゃないかなと懸念をしているんですけども、敷地内のかさ上げとかですね、あるいはまた高台とかいうようなことも考えていいんじゃないかなと思いますけどもいかがですか。

そして名瀬はですね、本庁は、やはり今、市内の人の会えばですね、すぐ市役所はどこにできるの、保健所後ね、あるいは埋立地ね、そしてまた津波が来たらどこに逃げるの。もう私たちしょっちゅう聞かれます。ほかの議員も聞かれていると思いますけども、やはり関心の的であります。庁舎建設についてはですね。場所はまだ定まっていないと思いますけれども、やはりその辺もですね、是非、住民の意見も十二分に聞いてもらいたいと、私は思っておりますが、今、さっき言ったようなこと、どのように思っていますか。高台に。

総務部長(松元龍作君) 確かにそれぞれの御提言の中に示されておりますが、住用地区におきましては、西仲間の今の現在地がベターであると、ただし諸要件でそこが難しいとなると、マングローブパークの敷地でもいいんじゃないかという意見もございました。ただし、大勢においてはやはり現在地で建て替えるというのが多うございましたので、私どもはその方向で進めさせていただきたいと思っております。

それから、地震対策等につきましては、その中にもございますが、防災に強い庁舎を造っていただきたいという御提言がありますので、その辺は今後この議会で議決をいただきましたならば、その辺のプロポーザルをかけてまいりますので、その辺の技術提案を受けた上で、是非そのような災害に強いまちづくりをしていきたいと思っております。

それから、笠利地区におきましては、おっしゃるとおり太陽が丘でもいいんじゃないかという意見もございましたが、住用と同じように、大勢は現在地ということでありましたので、そのような方向で進めていかせていただきたいと思っております。

笠利も併せまして、やはりこの前の大震災、水害などに強い施設をとということでございますので、そういうつもりで業務は進めさせていただきたいと、このように思っております。

23番(栄 勝正君) 当局の決定は、今聞きましたけれども、是非ですね、最終的な決定かもしれませんけれども、やはりもう少しですね、庁舎建設までは時間がありますので、今業務委託とか、地質調査でありますので、もう少し掘り下げてですね、やはりいろんな、さっきから駐在員や嘱託員会で、集落の会で集約した件が、そのところに出ているということなんですけども、私は直接行って話すべきじゃないかなと思ったりもしております。

名瀬の本庁の場合も、是非、そうしてもらいたいなと思っております。

生活保護もうなぎ上に奄美市も増えております。これは日本全国一緒なんですけど、そのような奄美市の貧困の状態の中で、豪華な庁舎が要るのかなという方もたくさんいます。そのようにも私も思ったりもしております。それでですね、やはりこういう何十億という庁舎を建設する場合は、耐震補強が

できないのであればですね、やはり住民投票などして、本当に庁舎が必要か、耐震補強で、これは危ないということであればですね、それはそれなりに考えもありますけれども、そういうのなどもやった上でですね、この庁舎を建設する場合は、やはり住民投票、そしてどのような庁舎が必要かというのが必要じゃないかなと思うんですけど、その見解はいかがですか。

総務部長（松元龍作君） 私のほうからは今の耐震補強の件について申し上げさせていただきたいと思いますが、まず、現在の庁舎の耐震性を高めまして使用するためには、約、いろんな内部改修や空調工事、それから耐震補強工事なども合わせて20億円ぐらいかかるんじゃないかなと、想定をいたしております。しかしながら、耐用年数というものがございまして、本庁舎は昭和42年に建設をされております。それで昭和56年に改正された建築基準法の基準にもう既に合わないものに、今の現在の耐震性は合わないものになっております。耐震性は確保されるかと思いますが、耐用年数はどうしてもきてまいりますので、その点から申し上げますと、やはりこれは建て替えるほうがいいのではないかと、このように庁舎検討委員会のほうでも結論が出た次第でございます。

住民投票については、私のほうでちょっと差し控えさせていただきますが、とにかく市民の皆様の御意見は十分に聞いた上で庁舎建設は進めたいと、このように思っております。

23番（栄 勝正君） 市長、その住民投票の見解はどのような考えですか、ちょっと見解があればお願いいたします。

市長（朝山 毅君） 総務部長が大方お話しなりましたが、やはり住用地域、笠利地域においても、いわばパブリックコメント、住民の意見はその中に集約された形で提言をいただいていると認識いたしております。御案内のとおり、議員がおっしゃるとおり、笠利においても、住用においても、代替地の話も出たということではありますが、それは豪雨災害、そして津波災害等を想定し、現況においてどこがベターかベストかと考えた場合は、やはり現在地がベストであるという2地域の話であったということであり

ます。そういう意味において、住民の意見はよりよく反映された形で提言をいただいたということでもあります。特に、名瀬地域においてはそのような意見を集約する機会が住用、笠利に比べると乏しいというふうな意見でもありましたが、どういう形でパブリックコメントを多くの市民の意見が反映されるか、その手法については、今後じっくり考えて、やはりいきたいと思っております。住民投票というお話もありましたが、こういうものを住民投票とするのか、それが適正であるのかも考えなければいけません、いずれにいたしましても、庁舎は先の住用の災害、今回の東日本の災害、あの災害を見て、市民共有の大きな財産であります。したがって、その財産はみんなで守っていくと。しかも市民のあらゆる資料等を抱えている大切な役所でもありますので、やはりそういう組織は、施設は、頑強でしっかりしたものでないと、市民に不安を逆に与えるということにもなるかもしれない。今回の両方の災害をとおして、じかに公的施設、特に役所はしっかりしたものでなければいけないと、改めて教訓をいただいたところでもありますので、今後、それらを生かして、市民に御理解いただくような庁舎建設にまい進していきたいと考えているところでありますので、御理解ください。

23番（栄 勝正君） 是非ですね、やはり住民の説明会、あるいは住民のコンセンサスが得られるようですね、鋭意努力をして、やはり今、市長が説明するように、必要不可欠なものであります。そして機能もですね、やはり避難場所とか、持ったような機能が果たせるような庁舎にもしてもらいたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

時間がありませんので、2番と一緒に聞きます。イベント情報発信の在り方、観光地道路の美化活動ということでお聞きしたいと思います。いろいろな去年の緊急雇用対策やら、いろんなことで観光面に対してイベントが開催されております。その中で、昨日も市長からありましたような職員の英知を絞っ

てやったイベントだということなどもありましたけれども、いろいろなイベントを開催するに当たって、どのような根拠でですね、そのイベントを開催するのか。私たちも、私も何遍かいろんな提案をするんですけども、私が提案したのはほとんど取り入れられていません。今、検討中だということが多いんですけども、その中で、この緊急雇用とか、もう一々申し上げませんがいっぱいありますので、時間がありませんので、昨日、三島議員もいろいろ言っておりましたけれども、このような事業の中でですね、いろんな事業がなされております。しかし私たちが言う、私が言うのはなかなか取り上げてもらえなくてやっていますんですけども、どのような根拠でですね、そして費用対効果ということで、どのような効果があるということで、このイベントを開催するのか。あるいは観光地と道路の美化作業ということなんですけども、本土のあちこちのいろんな公園を回っていますと、いっぱい花が咲いております。植えられております。どこ行ってもほとんどあります。この間、高知に行ったけども、高知の本通りでもいっぱい花が咲いておりました。あるいは4月に私、霧島に、国分に行ったんですけども、上野公園というのがありまして、そこに行ったら、ずっと道路の両側に花が咲いておりました。桜の下にですね。ということで、この奄美市はマングローブパーク、あやまる公園などもありますけども、ほとんど花がないようであります。あるいは博物館とか文化センター、やはり是非、こういう花いっぱい運動とかすべきじゃないかなと。予算がなければ予算を付けるべきじゃないかなと思っておりますが、その両方お願いいたします。

産業振興部長（川口智範君） イベントの立ち上げ目的、費用対効果をどのように見ているかとの御質問ですが、直近の福岡の例で申し上げたいと存じます。福岡での音楽イベントを企画するに至った、まず経緯でございます。今年の2月、観光鹿児島大キャンペーン推進協議会主催の福岡地区旅行エージェント、メディア向けの観光プロモーションがありました。その際、福岡 - 奄美路線の開設を知らない旅行エージェント、マスコミも多数おり、また、奄美の魅力も十分浸透していない状況でございました。こうした状況を踏まえ、奄美豪雨災害からの復興をアピールするためのキャンペーンや35年ぶりに開設した福岡 - 奄美路線の継続維持のため、奄美の魅力を発信するイベントを行い、早い時期に開催すべきではとの要望が奄美大島観光物産協会や観光協会から出され、県・市を含めた実行委員会を組織し、議論をいたしました。その議論の結果としてイベントの開催に当たっては、費用対効果として広告効果が最も期待できる3月末に、奄美集中豪雨からの観光復興、九州新幹線、

（発言する者あり）

こうしたものを関連づけた観光キャンペーンを開催実施することとなりました。このような形で各種団体含めて、すべての合意の上でこうしたイベントは打っております。

そのような中で、3月11日の大震災があって、延期せざるを得ない状況となりました。その後、再度関係者との協議を行いました。

（発言する者あり）

実施会場と出演者の予定が合う最短の6月、福岡 - 奄美路線の搭乗率を考慮し、また奄美集中豪雨災害の際、全国からの多くの支援を受けた恩返しの意味を含め、東日本への支援につながるイベント開催ということになった次第でございます。

このイベントを通じ、新聞等の掲載はもとより、テレビ・ラジオ等の出演等も含め、奄美の観光物産PRに寄与したものだと思っております。

（発言する者あり）

そのような形で奄美には他の地域と異なる文化・伝統・歴史があり、これらは大きな観光資源になるということでの周知PRが大変図られたものだと思っております。

今後のイベントの企画に際しましては、必要性、目的、集客、費用対効果を十分勘案し、今後とも実施してまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

次に議員御提案の観光地において緑化整備は、訪れたお客様に旅行地のよりよい印象を与えるものであり、これは議員と同様に観光地として重要だと認識いたしております。市内の公共観光施設であるマ

ングローブパークや大浜海浜公園などでは、施設管理者が緑化整備を行っております。特に昨年度から本年度にかけては、全国都市緑化鹿児島フェアの一環で緑化活動を進めたところでございます。残念ながら、このときに植栽した花、こういったものが被害を受け、十分な効果は表せなかったところでございます。その上で、奄美大島観光物産協会、あるいは観光関連団体などと協力して、クリーンキャンペーンを私どもは年間平均4回実施いたしております。観光地の美化活動に今後とも取り組んでまいりたいと存じますので、よろしくお願いたします。

23番(栄 勝正君) 私、産経に属しておりますので、また機会がありましたら委員会で質疑をしたいと思っております。私が質疑したのは、このイベントの在り方の根拠というのが今一、私のはっきり分からないもんですから、どういう背景でいろいろなイベントを計画しているのかなと、この緊急雇用対策もいろんなイベントが事業があります。それをどのような根拠だったのかなと思ったから質問いたしました。

3番目に教育行政、最後にやって終わりたいと思っておりますけれども、食育について、県の学校、公立学校は県の方針だと思っておりますけれども、奄美の市内で栄養職員が各学校からいなくなっております。それで大変、やはり学力と同時に食育も私は大変、育ち盛りの子どもたちにとっては必要なことだと思っておりますので、この食育について教育長として基本方針、栄養職員の現状はどうなっているのか。そして今後の課題、最後に、先ほどもありましたけれども、学校で津波の避難訓練は、是非年に1回か2回するべきだと、義務づけるべきだと思っておりますけれども、いかがですか。

教育長(坂元洋三君) 食育についての御質問にお答えいたします。

食育の基本方針は、学校における全教育活動を通して、食に関する知識、食を選択する力、望ましい食習慣を身に付けさせ、健全な食生活を実践できるようにすることと捉えております。

次に、本市の栄養教諭についてですが、名瀬地区に4名、住用地区に1名、笠利地区の1名の計6名が配置されております。年11回、市栄養教諭研修会を開催し、栄養教諭の資質向上を図っております。その中で、市内のすべての学校が活用できる学校給食参考献立表の作成等も行っております。今後の課題といたしましては、奄美ならではの優れた献立の工夫と、その共有化及びデータベース化なども視野に入れて、更には学校間の連携による食に関する指導の充実が必要であると考えているところであります。これを踏まえ、今年度既に文部科学省委託事業栄養教諭を中核とした食育推進事業に取り組んでいるところであります。今後、関係機関との連携を図りながら、食育の充実に努めていきたいと考えているところでございます。

続いて、津波の避難訓練についての御質問にお答えします。いわゆる東日本大震災の発生及びその状況等を踏まえて、去る4月に行われた第1回市校長研修会において、地震、災害、津波等の自然災害発生時の避難訓練の実施や危機管理マニュアル等の確認・修正等について実施したところでございます。

(発言する者あり)

大変、避難先となるいろんな高台についても、今後総務課と連携を図って頑張っていきたいと、こう思っているところでございます。

23番(栄 勝正君) 時間がありませんので、是非、小学校の、中学校の避難訓練を、津波避難訓練を年に2回ぐらいやってください。強く要望いたします。

それから、栄養職員はですね、奄美小、伊津部小、朝日中、それから小宿小ですか、300人を超す大規模校でいません。大変必要でありますので、何かの配慮ですね、臨時的に雇うか、あるいはまたほかの先生で栄養の免許を持っている先生がおればですね、活用するかするなりしてですね、是非やってもらいたいと強く要望して終わります。

議長(世門 光君) 以上で市民クラブ 栄 勝正君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。(午前10時30分)

議長（世門 光君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き一般質問を行います。

次に、日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

16番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。

さて、3月11日に東日本を襲った大地震と大津波の災害、そして人災、政治災害の状況が明らかになった福島原発事故から、今日で103日目を迎えます。この災害による被害者数は20日現在で死者が1万5,467人、行方不明者7,482人に上っており、更に避難、あるいは転居した人は12万4,594人に上っています。この12万人という人数は、奄美群島民、鹿児島県のホームページでは11万7,430人ということになっておりますから、奄美群島がそっくりいなくなった数をも上回るという、正にみぞうといわれる言葉が実感されるものであります。今もなお、がれきの処理や懸命な捜索が続けられており、毎日のように亡くなった人が見つかっています。行方不明の身寄りを探してなお歩き続ける人、亡くなった人を悼みながらも生活の再建に取り組もうとしている人、いずれにしても私たちは毎日テレビでの報道でしか伺い知ることはできませんけれども、議論をされている状況を見れば、被災者への国や自治体の支援はまだ不十分だと感じないわけにはいきません。文字どおり血の通った対策で被災者を支え、希望を示していくことが急務だと感じます。この人たちが、本当に元の生活に戻れるということはありません。しかし、一日も早く、安定した生活を取り戻せることを強く願うものであります。更に地震国日本では、このような災害はいつ、どこで発生するか分からないものでもあります。そこで、災害対策について伺いをしたいと思います。

東日本大震災では、保育所で預かっている子どもたちに被害者が出なかったというテレビの報道で知りました。感動をもってその報道を見てきたわけですが、これは日頃より避難訓練を徹底し、避難時のルートを事前に調査して、テレビの報道では通常この道路で行けば渋滞にかかるから、事前に私有地を通ってもいいという許可を受けていたということがいわれておりました。これが大きな要因だったと報じられております。今回の被害がみぞうの規模になったのは、大津波によるものであり、根こそぎの被害ということで拡大になったということになります。東北三陸のように、常日ごろから地震、津波対策に心がけている地域でも、この被害であります。衆議員も述べられましたけれども、私たちの地域では同等規模の地震、津波が来れば、壊滅的な被害は免れません。しかし、このようなこれまでに経験しなかった大津波でなくても、被害の拡大が心配をされるのが奄美市の現状ではないかと思えます。

まず自分たちで避難が難しいのが乳幼児であります。乳幼児を預かる保育所は、避難訓練が当然義務づけられていると思えますけれども、どのような形でどのように実施をされているのか、最初にお伺いをしたいと思います。次の質問からは発言席で行います。

議長（世門 光君） 答弁を求めます。

総務部長（松元龍作君） 確かに被害が発生いたしますと、自らの避難が難しい幼児や高齢者などの災害時要援護者が被害に遭いやすい現状がございます。御質問の保育所等のことにつきましては、これは児童福祉施設は児童福祉施設最低基準において、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならず、特に避難及び消火に対する訓練は、少なくとも月1回は行うことが義務付けられております。現在、保育所では防災対策マニュアルを策定いたしまして、月ごとに火災や台風、地震等を想定した訓練を実施をしております。今回の東日本大震災を受けまして、本年度からは津波を想定した訓練も実施することといたしております。

16番（崎田信正君） 津波の対策の訓練もすると言いますが、こういった内容であるかというのはこれからきちっと研究をしていただきたいということです。奄美市のホームページですけれども、ここでは

避難の仕方、あるいは避難場所一覧が地域ごとに紹介をされておりますけれども、具体的ではないんですね。避難の仕方についても、3行か4行程度で示されているだけです。しかも今回、東日本の各地域に壊滅的な打撃を与えたのは、何回も言われるように大津波です。奄美市の避難所は、地形の関係もあって、これも栄議員が言われましたが、その多くが平地の施設が避難場所となっております。今回のような津波には対応できないと思いますけれども、現在の津波対策と今後の整備計画についてお伺いをしたい。

また、高台への避難経路についてですね、各自、現在はそれぞれの日常生活上での経験に任されているというのが実態ではないのかなと思いますけれども、この実情はどのように認識をされているのか、お示しをいただきたいと思います。

総務部長（松元龍作君） 議員ご指摘のとおり、現在の奄美市の避難所は、これまでの災害に基づいて指定を行ってまいりました。これは台風や土砂災害などの二次避難所を想定したものでございまして、津波に対して有効な避難所とは言い難いと認識をいたしております。奄美市といたしましては、ソフト面で自主防災組織の設立と活動を促して、津波を含めた災害への防災活動の啓発を行っているところでございます。もちろん、それだけでは不十分でございますので、今年度内にハザードマップを作成する予定であり、その中に津波に対する避難所を記載する予定でございます。場所につきましては、公営施設をはじめとして、民間のビルや高台なども検討をしてみたいと思います。

また、避難の実情に関しましては、議員がおっしゃるとおり各自の経験に任されているのが現状でございます。最終的な判断は個人で行うことが必要となりますが、事前に津波発生時の避難マニュアルを作成いたしまして、併せて避難所までの避難訓練を呼び掛けるなどの周知を図り、避難経路等の確認を行ってまいりたいと思います。

それと、先ほど議員がおっしゃいましたように、民間の土地を借りてと言いましょか、承認を得て避難経路にするというのは、私どもも初めてお聞きいたしましたので、非常に勉強になりましたので、今後の避難計画の中ではそういうことも含めて生かしてまいりたいと、このように思っております。

16番（崎田信正君） 津波対策というのは、非常にお金も掛かるしね、また、徹底するのは大変だと思いますが、これはやっておかなければいけないことなので、今回の地震でも3月11日ですね、午後3時過ぎ、奄美地方への津波警報、これ、2メートルというものでした。実際の津波というのは、小湊で1メートル足らずで、大事に至らなかったわけですが、ちょうどあの時、干潮だったんですね。名瀬港を見ても下のほうでなっていましたので、路面までは2メートル近くあったという状況ですが、仮にですね、これが満潮時だったら、ほとんど水面が変わらない高さにまで海面がきますよね。その時に津波が押し寄せた場合、仮に同じ2メートルですね。被害状況はどうなるのかというのが、シミュレーションなどされているのかということでお伺いしたいと思います。

総務部長（松元龍作君） 東日本大震災では、奄美市への津波が約1メートルほどの観測でございまして、幸いにも民家への被害はございませんでした。津波は地形や潮の満ち干きなど、様々な要件により被害状況へ影響を及ぼすものでございます。市では実際に2メートルの津波が押し寄せた場合に被害状況等の正確なシミュレーションは行っておりませんが、3月11日時点での最も被害が大きくなる場合を想定した、要するに満潮時による津波での被害を、簡易ではございますが想定をいたしております。満潮時の場合、海面の水位が海拔2メートル以上にまで上がっている状況でございます。その中で更に2メートルの津波が遡上した場合には、およそ海拔5メートル付近までは浸水する可能性があったと推測をいたしており、それを基に避難勧告を発令した経緯もございまして。その場合の被害状況としましては、海に面している海拔5メートルまでのほとんどの地域で被害が発生すると予想されます。津波に対する被害想定や対策等につきましては、喫緊の課題であると認識をいたしております。市民の生命、身体及び財産を災害から守ることは市の責務でございますので、今回の大震災を教訓とした国や県の防災指針

を参考にしながら、詳細な津波シミュレーションを含みまして、今後の検討課題にさせていただきたいと思っております。

16番(崎田信正君) 詳細な検討をしていきたいということで、是非やってほしいと思うのは、津波というのは、一瞬で来る場合があるんですね。10分、15分で来る場合、それからある程度余裕があって、余裕があっても1時間も2時間もないわけですがけれども、そういった時に、津波の高さですね、それによって先ほど衆議員の答弁の中でも、民間の高層ビルを利用するとかいうのがあるけれども、それがどのビルが有効なのかというようなのを覚えておかなきゃいけないですね。そこに何人が本当に避難できるのか。一遍やったらあふれるわけですから、その時に我を押しつけてというようなことになってもいけないわけですから、そういったところを含めた詳細な検討、2メートルであったり、津波警報も3メートル、5メートル、7メートル、一番高いのが10メートル以上ということになります。それに合わせたような状況ですね、是非、ここまでだったら安心だと、なかなかそうはならないですがね、そういったことも含めた時間との勝負、それから建物の強弱というようなものについても、詳細に検討をしていただきたいというふうに思います。

更に地震などの災害ですが、日中に起こるとということには限りません。夜中、深夜に起こることも想定をしなければならないわけですが、そんな時に一瞬の判断が明暗を分けますね。よくテレビ等報道で見ても、その時の決断ということが助かった場合の決断が美談として出てきますけれども、間違った決断で失敗したというのは、ずっと多いと思うんですよ。そういった間違った状況というのは、被害を大きくしますけれども、そういった時に具体的にその状況に置かれた時に、どういう判断、決断をするのかというのは、日ごろの訓練というか、意識でしかないと思うんですよ。そういうことも想定した訓練、対策が必要だと思っておりますけれども、御見解をお伺いしたいと思います。

総務部長(松元龍作君) 議員が御指摘のとおり、災害が日中に起こるとは限りません。私ども防災担当部局といたしましても、住民の皆さんも常にこのことを意識して、災害に備えておかなければならないことだと思っております。災害の際の防災担当者の努めは、住民の皆さんに正しい情報を速やかに伝達することだと思っております。地震や津波に関して申し上げますと、市は大規模地震や津波の発生時などの緊急的な災害時に、住民の皆さんに迅速に情報を伝達するために、J-ALERT、これは全国瞬時警報システムと申しますが、を設置をいたしております。このシステムは、防災行政無線を活用いたしまして、国から災害発生時に短時間で住民の皆さんへ情報伝達を行うもので、近海で発生した地震や津波など、急を要するケースも想定し、自動的に昼夜を問わず放送できるシステムとなっております。先日は竜巻注意報の発令に伴いまして、大変お騒がせをいたしました。その後、作動方法の改善を図りましたので、今後、あのように頻繁に放送が続くことはないと思っておりますので、システムについての御理解を広報紙等を通じて、広く周知をさせていただきたいと思っております。

このような行政からの災害情報を基に、住民の皆さんが行う判断も、自らの命を守る大切な岐路になるものと考えます。その判断力は繰り返し行われる訓練などで培われていくものだとも考えております。今後は、ホームページや広報紙で防災に関する事項や先ほども申し上げました広報システムに関する事項の掲載を増やすことや、防災訓練をなるべく毎年実施することで、そういった判断力や防災意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

また、災害時には個々の判断もさることながら、自主防災組織の果たす役割も非常に大きなものになってくるものだと考えております。日中でなく夜中、深夜に起こる災害であればなおさらのこと、更には災害時要援護者の避難支援を考えます時に、自主防災組織の皆さんの判断や支援が重要になってくると思っておりますので、奄美豪雨災害以後、喫緊の課題となっております自主防災組織率の向上に向け、更に取り組んでまいりたいとこのように考えております。

16番(崎田信正君) 一瞬の判断ということですよ、先ほど教育長、子どもさんの被害がなかったと

いう、その時、逃げる時ですね、もちろん車で移動するんですが、その時に、乗せられるだけ乗せていったというわけですね。軽四だったら定員4名ですよ。通常道路交通法では違反ですよ。もしああいう災害がなくてね、飛び出した時に、やった場合、警察からね、捕まるというような状況だったわけです、本当はね。だけれども、今回はその判断が正しかったということになるわけですから、そういったことも含めたきめ細かな一瞬の判断でどうするのかと、テレビでいろいろな九死に一生を得た場合とかいうのがありますけれども、ああいったのが非常に参考になるのかなと思いますけれども、逃げる時に横に逃げるのか、後へ逃げるのか、どうするのかと。逃げるよりは高いところを目指したほうがいいのかとか、それは一瞬の判断が生死を分けるということになりますので、そういったことも想定していただきたいというふうに思います。

それと災害対策の定期的な見直しはどうなっているかということですが、災害対策については、先ほど5年に1回防災訓練をやるということですが、地形の変更とか、高齢化の進行や人の移動などがあってですね、これらの条件に対応するための対策が随時変更を求められるというふうに思います。一度決めればいいというものでは、当然ありませんから、この対策は進んでいるかと思えますけれども、実際どのようにされているのか、対策会議等の名称とか、関係団体、関係者など、どういう規模で、どうしていくのか、お示しをいただきたいと思えます。

総務部長（松元龍作君） 近年の地形や環境の変化に伴いまして、災害も少なからず変化が生じてきております。また、高齢化の進行もあり、地域内での防災対策も非常に難しくなっている現状がございます。市といたしましては、消防、警察、海上保安部、大島支庁、測候所、コミュニティFMなどと連携し、防災訓練の実施や防災点検などをとおして、常に情報の共有を行っているところでございます。また、昨年の豪雨災害を受けまして、大島支庁では不定期ではございますが、大島本島防災連絡会議を開催をいたしております。これは大島の各市町村の防災担当と消防や警察をはじめとする各防災関係機関により行われるもので、豪雨災害の復旧に向けての課題や取組を協議し、そして今後の災害発生時に的確な対応を図ることを目的といたしております。また、これに併せましては、先ほど申し上げておりますような津波や地震対策もこれに含まれているということでございます。

奄美市では、平成18年度に奄美市地域防災計画を策定をいたしました。この防災計画には災害防止の推進や災害発生に対する対応業務、危険箇所や指定避難所のリストが記載されております。ただ、作成時と現在では状況が変化しており、災害の規模や形状も変化しておりますので、避難勧告の基準や避難場所、災害時の所掌事務など、現状に即してない箇所もございます。そこで昨年の豪雨災害を受けまして、その教訓を基に水害をはじめとする災害の想定を改めて見直し、今年度内に奄美市地域防災計画の改定を予定をいたしております。

また、先ほども申し上げましたが、ハザードマップや避難マニュアルを作成し、併せて各防災機関と更に連携を図ることで、災害に強いまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

16番（崎田信正君） それで、高齢社会が進行しますし、人口の減少はまちの中に数多くの廃屋が生じてくるわけですね。当然、廃屋というのは人の手が加わらないだけに、シロアリなどで少しの地震でも倒壊する危険が増しているのではないかと思います。これは、台風でも同じことが言えるわけですが、廃屋が出現した場合、いつまでも放置することは防災上好ましいことではないと思います。避難の妨げになるんですね、倒壊した場合ですね。二次災害の引き金になりますから、これらへの対策はどのように考えているのかお伺いをしたいと思います。

総務部長（松元龍作君） 御指摘のとおり、廃屋は防災上、防犯上、好ましいことではございません。特に台風常襲地帯である奄美では、家屋の一部が飛ばされ、別の民家が被害を被るという事例もございません。また、火災などの発生にもつながる可能性もございますので、近隣住民の方々は不安が募っているかと思われます。奄美市といたしましては、所有者の判明した廃屋に対し、解体や改修などの安全管理

についての要請を文書で行っているところでございます。先ほど申し上げましたとおり、二次災害の恐れがございますので、個人財産であることから行政による解体などの対策を講じることができないのが実情でございます。これは、昨年の8月の23日に平成22年度第2回県市町定例会における要望にもそのようなものがでておまして、やはり各地区におきまして、この市民の所有する廃屋の問題については、非常に苦慮しているところでございます。市民の財産でございますので、勝手に私どもが手を掛けることもできず、対応に苦慮しているのが実情でございます。したがって、こういうことも処理ができるように、国・県や関係機関に要望していきたいと思っておりますし、また、併せまして引き続きこの点については今後の検討課題にさせていただきたいと、このように思っております。

16番(崎田信正君) これは奄美だけじゃなくて、全国的な課題だと思いますので是非国のほうにも要望して改善されるようお願いをしたいと思います。

次に、特別職の退職金について、市長など、特別職の退職金についてどう考えているのかということでお伺いしたいと思います。奄美市長の退職金は、鹿児島県市町村退職手当組合の規定により、1期4年ごとに支給されることになっております。その支給額は一般職員と比べてかなり優遇だと私は思っていますが、勤続1年で月額4.8倍で計算をされております。ですから1期4年間勤めれば1,476万円余りが支給されることとなります。今、全国各地の自治体で、特別職の報酬や退職金への取組が注目をされており、選挙で減額を公約に掲げるケースも目立ってきました。しかし、鹿児島県の場合は、退職手当組合の規定により、市独自の減額ができないのか一週お伺いしたい。

私は今回の市長退職金は減額しろという質問ではないんですね。これは来るべき時期に取り上げたいと思っておりますけれども、各自治体の財政力は違ってあります。当然、住民サービスも差があるわけですね。今回の災害でなくても、政策の立案、実現への財源として退職金カットが必要となる場合があれば、対応できるようにしておくことが必要だという思いからの質問なんですが、この点についての認識もあれば、併せてお伺いしたいと思います。

総務部長(松元龍作君) 議員もおっしゃっていましたが、本市は鹿児島県市町村総合事務組合に加盟をしておまして、市長などの特別職の退職手当については、組合条例に基づいて支給がなされます。その額は、給料月額に市長等としての在職した任期ごとの在職月数及び支給率を乗じて算出されます。この支給率というのが、今おっしゃいました100分の480ということでございます。お尋ねの加入自治体が独自の判断で退職手当を減額する方法につきましては、総合事務組合に確認をいたしましたところ、組合条例で定められている加入自治体の支給率を個別に改正して対応することは例がなく、難しいということでした。ただし、各自治体の条例で定められている市長等の退職時の給料月額を減額改正することで退職手当に反映させる方法は可能であるということでございます。したがって、加入自治体の事情により、市長等の退職手当を減額する必要がある場合は、この方法により対応ができるものと考えております。したがって、先ほど2点質問がございしますが、答弁としてはこの方法がございましてということで答弁をさせていただきたいと思っております。

16番(崎田信正君) 減額ができる方法はあるということだけ確認をして、次の質問にいききたいと思います。

土木行政についてですが、知名瀬港の整備目的は何か。知名瀬港の現状と今後の活用状況ということですが、知名瀬港は名瀬港の補完港、あるいは避難港として平成12年から整備されたものと認識をしておりますが、今のところその役割を十分果たしているのかというのが1点疑問に思いますので、具体的な整備目的は何だったのかについて、まず最初にお伺いしたい。

2番目に知名瀬港の現在と今後の活用状況についてですが、平成15年の第4回定例会の会議録を改めて見ました。同僚議員の質問に対して港湾施設の背後に港湾関連施設用地として埋め立て、1万2,500ヘーバーというまとまった用地ができますことから、公共施設や公営施設、港湾関連施設、それ

から観光施設また民間企業の誘致などなど、いずれかの地域活性化に寄与できるものとして用地の造成を進めてきております。当時の建設部長が答弁をされているわけです。平成15年4月にワーキングチームを発足させ、3回検討したということになっております。できる限り早めの有効活用ができる方策を検討してまいりたいとの答弁です。既に7年が経過をしておりますので、どのような有効活用策が打ち出されたのか、地域活性化に寄与できるということですから、地元の方々の懇談会や意見聴取の結果はどのようになったのか、お示しをいただきたいと思っております。

建設部長（田中晃晶君） 知名瀬港につきまして御答弁申し上げます。

ただいま議員のほうからお話がありましたような経緯を経ております。平成2年度から着手をしまして、平成18年度に整備を終えております。お尋ねの港の整備目的でございますが、一つに地元漁民の利用度を高め、漁業振興を図ること。もう一つに荒天時、つまり海が荒れた際の小型船舶などの避難港としての整備がなされております。

次に、港の背後用地の現状と今後の活用計画でございますが、お尋ねの背後地には港湾施設用地として約1万2,000平方メートルの整備を終えております。整備後の活用ですが、短期的なものとしましては名瀬港湾整備の中で消波ブロックなどの製作ヤードとして利用したり、現在は災害時の崩土の仮置き場としての利用を図っているところであります。先の議員がおっしゃったように、15年度からこの利用計画につきましては、15年度に庁舎内での検討委員会におきまして知名瀬港地域の活性化に寄与する民間企業の誘致などの利用計画なども検討してまいりましたが、最終的にはまだ方針が出ていないというのが現状でございます。平成22年度にこの土地の登記が完了しました。今年度中にでも地元の方々と御意見、御提言などを伺った上で、市としての土地利用を検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

16番（崎田信正君） 平成15年からもう既に7年が経っているということで、地元の方々の懇談会、意見聴取の結果はどのようになったかという質問だったんですが、してないということですね、まだね。まだできていないということではないんですか。

建設部長（田中晃晶君） 15年に先ほど案内のようなことで検討し、それから18年、それから3年後、18年ごろに一度地域住民との協議会を、協議会と申しますかお話を聞く懇談会を設けた経緯がございますが、それ以後はございません。

16番（崎田信正君） 意見聴取の結果はどうだったんですか。平成18年ということですが。

建設部長（田中晃晶君） この新しくできました約1万2,000ヘーベのこの土地の処分委員会と申しますか、その検討委員会等の検討委員の中に地元の代表も入れるようにというような要望等ございました。

16番（崎田信正君） 利用計画については、もうこれからがスタートみたいな感じですね。7年間何だったのかなという感じがしないわけではありませんが、答弁の中でできる限り早めにとという言葉を使っているわけですから、これから抽象的な言葉じゃなくて、何年までに、何年後にはということにしないと、答弁の意味がなさないというのが今、一番感想です。

次に、小宿土地区画整理事業についてお伺いですが、これまでの説明では、平成25年度から本格的な工事着手ということで、それまでに都市計画決定、事業計画、実施計画、あるいは仮換地の指定を行うということになっておりますが、具体的な日程等について現在どうなっているのかお伺いしたい。併せて下水道整備は区画整理事業との関係で進めるということがこれまでもいわれておりますので、この状況についてもお伺いしたいと思っております。

建設部長（田中晃晶君） 小宿土地区画整理事業につきましては、平成20年6月の議会におきまして、早期実現に関する要望書を採択をいただいている経緯がございます。平成21年度に基本計画を作成いたしまして、平成22年度には事業の内容等について住民や町内会役員に対する説明会などを実施してきたところでございます。現時点での事業スケジュールにつきまして申し上げますと、今年度は都市計画決定、平成24年度に事業計画の決定を行い、25年度には換地設計を実施しまして、平成26年度には本格的にと申しますか、移転工事に着手したいというふうに考えているところでございます。

次に下水道計画についてお答え申し上げます。下水道工事につきましては、事業につきましては、区画整理事業の進ちょくに併せて行う予定としております。現段階では計画を申し上げますと、平成25年度に事業認可を受けまして、平成26年度から工事に着手したいというふうに考えております。いずれにいたしましても、早期に事業を実施し、地域に係る課題の解消と生活安全性や利便性が図れるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

16番（崎田信正君） 1年ちょっとずれているみたいですけどね、当初24年ということでしたから。土地区画整理事業は当然地域住民の合意がなければ進められないものです。小宿の場合は地域の人の要望も強いものもあるわけですが、区画整理事業では減歩がつきものになります。小宿の場合、平均3割ということも聞いておりますが、平均ということは3割を超える人もあるということになります。道路をどのように通すのか、仮換地の形がそれで決まってくるかと思えますけれども、行政が事業を進める上で大事なことは、いざその時になって自分の思いとは違っていたという人が出ないようにすることだと思ふんですね。住民の皆さんへの説明、あるいは話し合いは今後どうするのかということについて計画があればお伺いします。

建設部長（田中晃晶君） 今のような区画整理事業の設計、道路がこの位置にというような、公園がこの位置だとか、そのような素案については、今もう持っていますし、この間もお示したところです。これらに対して御意見等については、当然お伺いし、修正などを行いながら、大多数と申しますか、事業に向けての合意が得られるように、今後とも説明会並びに事務説明会等については順次行っていくというふうに考えております。

16番（崎田信正君） 大多数といわず、一人残らず皆が納得した形で進めるようお願いしたい。

次はなぎさ園跡地の利用計画ですが、これについては私も反省があるんですね。なぎさ園に建て替え問題になった時ね、現在地の建て替えが我々も当然だというふうに話をやっていたけれども、いざ申請をすれば、あそこは津波の心配があるから、だめだということで、県が許可をしなかったということなんです。それだけこちらでの津波対策が、ほとんど皆無だったという証しでもあったということで、我々もその立場で話をしてこなかったということで、非常に反省をするわけですが、どっちにしろなぎさ園は近々移転することが決まっております。土地は貸与しているということですが、移転した時に、現在なぎさ園は更地にして土地が利用されるということになるかと思いますが、その土地利用について、どう計画をされるのか、お伺いをいたします。

市長（朝山 毅君） なぎさ園の件につきましては、正に今、崎田議員がお話になったとおりでございます。この土地につきましては、当初、現在の場所で建て替える予定でございましたが、海岸線に近く、津波等の危険性が高いということから、県のほうでの許可が得られなかったと、そのための知名瀬地区へ移転をし、建て替えるということになりました。その竣工が今年の8月ごろ予定しているようであり、このことにより、なぎさ園につきましては、知名瀬地区への移転後に社会福祉法人蒼寿会により解体撤去後更地にして、撤去後に更地にして奄美市へ返還することになっております。この土地はなぎさ園の建て替えによる有償貸付地としておりましたので、その後の土地利用については確定されておら

ず、今後、関係各課と協議をしながら検討してまいりたいと存じます。したがって、現在のところまだ白紙の状態であるということをご理解いただきたいと存じます。

16番(崎田信正君) 有効活用について、是非御検討をお願いしたい。

次、和光園の将来構想についてですが、和光園の将来構想については、国家賠償訴訟の勝利判決によって、大きな転機を迎えました。国賠訴訟というのは、平成10年に始まっておりますけれども、熊本地裁で原告勝訴の判決が出たのが平成13年の5月です。旧名瀬市議会は、判決が出る前の平成12年6月議会で国立ハンセン病療養所奄美和光園を国立の医療福祉機関等として存続することを求める意見書を提出しております。この文面の中には、政府厚生省はこれまでのハンセン病政策の中で役割を政策医療に固定化し、使命を得ることを目的とする従来の政策を続けようとしており、入所者の減少により将来は施設の統廃合による閉鎖なども予想されますというふうに意見書で指摘をされております。この懸念は、私たちが取り組んだ署名など、多くの方が尽力された結果、元患者さんが最後の一人まで救済するための法整備としてハンセン病問題の解決を促進する法律、いわゆるハンセン病問題基本法が成立し、平成21年4月から施行されたことにより、そういう心配はなくなったのかと思えば、どうもそうでもないなという感じがするわけです。

懸念は完全に払拭されていないというのが現状だと思いますが、平成12年に意見書を提出して以来11年が経ちます。その間に、平成15年9月に奄美和光園の将来構想検討委員会が設置をされ、平成16年6月に国立長寿検診センターの併設を要望しました。要望して4年半後の平成20年12月に国としては設置の計画はないという回答になったわけですね。先ほど紹介しました平成12年の意見書には入所者も高齢化し、平均年齢も76歳と記述をされております。国からの回答までの4年半の歳月は、何ともむなしなものとなるわけですが、平成22年1月の入所者数は50名、去年はね。現在は42名まで減少しているということですね。今回奄美市になって新たに再建された将来構想検討委員会では、作業部会を立ち上げ、将来構想の最終案をまとめ、国に提出したようでありましてけれども、前回のようになっている猶予はないのが実態であります。そこで、和光園将来構想の現状と、今後の見通しについてですが、国からの返事というのはいつ頃を想定しているのか。また、それまでどうするのかですね。毎年5人程度減少するのは、これはもう客観的事実なんですね。5年後には入所者は想定すると17名前後になると予想されるわけですが、これについて、どのように考えているのかお伺いをしたいと思います。

市民部長(田丸友三郎君) 和光園の現状と今後の見通しについてはという御質問でございます。

御承知のとおり、昨年の8月から作業を進めておりました和光園の将来構想につきましては、今年の3月に策定を終えたところでございます。また、懸案事項でありました平成21年12月から休診中の皮膚科の一般外来診療が、今年の4月に1年4箇月振りに再開できたことは、入所者や地域の方々はもちろん、多くの人たちが喜んでいただいております。国からの返事はいつ頃かということですが、将来構想は検討委員会で策定し、和光園自治会を通して全国ハンセン病療養所入所者協議会へ提出したところでございます。将来構想には入所者や退所者、また地域の方々の意見が反映されており、「医療・看護・福祉」「社会とのつながり」「啓発」の三つのテーマ別に、具体的な取組を掲げており、個々について要望したものではありませんので、国からの返事というものは想定はいたしておりません。その実現には、国・県、民間など多くの関係団体との連携が重要となってまいります。本市といたしましてもできることを継続して取り組んでまいりたいと考えております。

また、5年後には入所者が17名になると予想され、これらについてどのように考えているのかということですが、確かに入所者の高齢化が進み、入所者が減っていることはそのとおりでございます。将来には、統廃合になるのではと危惧されているようでございますが、議員ご承知のとおり、国は新しい法律の中で、意思に反する退所及び転所を禁止しており、最後のお一人までしっかりと対応すると明言しておりますので、そのような心配はないものと考えております。

16番(崎田信正君) 国の返事は必要ないということですよ。ここに将来構想のものがありますが、短期、中期、長期というふうに取り組の主な例ということが記述されております。これらについては、じゃ、どこが主体になって進めていくということになるのでしょうか。

市民部長(田丸友三郎君) 御指摘の主体性はもちろん国のほうで主体的に中心的な役割を果たしながら進めていくということで御理解をいただきたいと思います。

16番(崎田信正君) じゃ、この短期、中期、長期というふうに出ているのは、国が主体になって一つ確実に実行、実践していくということで理解していいわけですか。

市民部長(田丸友三郎君) そのとおりでございます。ただ国ができること、実際に現在やっていることと、それから地域で行えること、また行政として支援できることというそれぞれの役割分担というのは出てくるかと思しますので、御理解を賜りたいと思います。

16番(崎田信正君) 今の和光園というのは、国立ですよ。ハンセン元患者さんがいなくなれば、最初の意見書にも言ったように、使命が終わるというふうに国が判断した場合に、それは国立として残るのか残らないのか。その時にその建物をどのように利用していくのか。これで進めていいということで判断していいんですか。

市民部長(田丸友三郎君) 先ほども言いましたように、国の施設管理、それから国の職員の管理とか、国でできるものは国でやっていただくと、我々ができるのは、啓発と地域とのつながりを模索しながら、和光園のつながりを支援していくということでございます。

16番(崎田信正君) 将来構想ですからね、あの建物が、じゃ、解体をして、新しい施設を市が造るのかとか、どういうことになるか分かりませんが、医療・福祉の関係施設を国立が引き継いでやるのか、そういったことまで想定をしなければ、具体的な対策というか、できないと思うんですが、どうでしょうか。

市民部長(田丸友三郎君) 先ほども御答弁申し上げましたように、まだ最後の一人になるまで国が面倒を見るというふうなことをいわれておりますので、その入所者がいる間に我々のほうでその将来検討の中であってもですね、国の施設に対してこれを要望とかそういったのはできるかもしれませんが、活用方法とか、そういう提言をしても国の財産の処分案が決定してない限りはできないというふうを考えております。

16番(崎田信正君) いろんなところでね、将来構想をいつているのは、多摩全生園もそうですし、沖縄でもいろんな将来構想を出して、やって、自治体が積極的の出しているわけですね。そこでことが進んでいますので、自治体としてしっかりやってもらいたい。それと最後の一人ということになると、今、平均年齢が83歳ぐらいということですが、若い人は60代の方がおられるんですよ。その方がずっと入所されるということになると、平均年齢でいくと、まだ20年近く、和光園として存立するということになるかと思いますが、しっかりとした対策を今後、いろんなところで協議をしていく必要があるかと思いますが、進めてもらいたいということで、ほかの課題がありますので次に移ります。

次に、医療・福祉のことですが、国保会計の件についてですが、国民健康保険事業については大変御苦労させているというふうに思いますが、今度の22年度の決算、5月の出納閉鎖で国保会計の決算の見通しが出ているかと思えます。繰上充用金で4億9,000万円ということですから、これが累積赤

字の額かなというふうに思いますが、まずは赤字か黒字なのか、単年度ですね。その額とその主な要因は何かということをお伺いをしたい。また収納率は今回アップをしたのか。前年度は下がり、交付金7パーセントカットのペナルティを実は受けるところでしたが、これは制度としてなくなったということですが、これによる効果と申しますが、額は幾らになっているのか、お示しをいただきたいと思えます。

市民部長（田丸友三郎君） 平成22年度国民健康保険事業特別会計の決算につきましては、1億9,021万4,236円の単年度赤字となります。その要因といたしましては、歳出における保健給付費の伸びが1億2,934万2,410円、国保直営診療所への繰出金が5,182万1,000円と増え、歳入においては徴収率は昨年87.55パーセントから88.02パーセントと、0.47パーセント改善されましたが、個人所得の減少や被保険者数の減少等により税収が昨年より8,172万8,969円減ったことによるものでございます。また、国の進める広域化対策の取組としまして、鹿児島県が保険税収納率向上対策支援方針を策定したことにより、調整交付金の7パーセントのペナルティが平成22年度からなくなり、その効果額は5,165万7,000円となります。

16番（崎田信正君） それでは、1億9,000万円の赤字ということで、せっかく平田市長がですね、6億円余りの累積赤字をゼロにしたけれども、この3年間で4億9,000万円ということで、毎年1億5,000万円は赤字かなと思いましたが、それを4,000万円も上回る状態ですね。これは突発的なことじゃなくて、担当者がそれでいろんな手立てをして、頑張った結果が赤字が増えたということに、この国保会計の深刻さがあると思えます。今、多くの市町村が国保税の高騰を抑えることと併せて、自治体独自の減免制度を進めるために、一般会計から国保会計に国の基準額以上に繰入れを行っております。奄美市でも当初予算で5,000万円を計上しておりますが、昨年の5月19日、先ほど部長が言いかけても、厚生労働省保険局長名で都道府県知事あてに広域化と支援方針の作成についてということで、一般会計繰入れによる赤字の補てん分については、保険料の引き上げ、収納率の向上、医療費適正化策の推進等により、できる限り早期に解消するよう努めることとする通達が出されたと聞いておりますけれども、県からこのようなたぐいの指導はなかったのか、お伺いをしたいと思います。

市民部長（田丸友三郎君） お尋ねの国から都道府県への通知につきましては、議員の御質問のとおりでございましたが、鹿児島県の鹿児島県市町村国民健康保険の保険税収納率向上対策支援方針を策定する中におきましては、目標徴収率とその徴収率を達成するよう指導・助言を行うことになっております。ただいま議員が質問されましたことにつきましては明記をされてないようでございます。

16番（崎田信正君） このことをお伺いするというのは、国が国保の広域化を進めようとしておりますね。進めた場合、この間、当局の答弁でも広域化に期待するようなニュアンスの発言が聞かれるわけですが、しかしこれは全国知事会は、今のままで広域化しても巨大な赤字団体をつくるだけだというふうに批判をして意見を提出しておりますが、奄美市としての広域化に対する考えはどうなっている、どう考えているのかお伺いします。

市民部長（田丸友三郎君） 国保の広域化につきましては、これまで答弁で申し上げているように、国の施策であり、市町村国保の保険者といたしましては、国の動向を見守っていくということになります。

16番（崎田信正君） 国の動向を見守っていくというような悠長なことを言ってもらえないのが、今の奄美市民の実態ではないのかなと、88.02パーセントに国保の収納率が上がったけれども、その前々年は88.05だったんですね。まだここには回復してないというのが実態です。それで心配するのはね、広域化になった時に、一般会計からの繰入れ、これは国のほうでもするなというのを知事に出して

いるわけですね。そのために保険税を上げるとか、それから収納率を高めるとか、医療費の適正化ということになりますが、言葉自体は我々にそう言うんですよ。収納率を高める。ただその収納率を高める時に、どうするかということで、今全国各地で行われているのが強権的な取立て、給料が振り込まれたらそこを差押えするとかね、そういった形での収納率の向上とか、それから医療費の適正化では、もう病院に行かさないというようなことをやってきているわけですから、こういったことが広域化になった時に、どんどんやらせると。奄美市民の状況というのは、窓口に、いろんな相談来られるから、担当者のほうがよく分かっているんですよ。もうこの人は本当に大変だというような状況は分かっていますから、簡単に国保税の値上げを言えないというのが当局の苦しい、勝手に値上げしてね、それがそのまま保険税になればいいわけですけども、そういう実態じゃないというのは、担当者はよく知っているわけですよ。そういった時に、広域化になった時に、今の水準の国保税が保てるのかということが心配になるわけですから、そういう立場で当局は対応してもらいたいと。国の出方待ちだというような市民の悠長な生活実態ではないということだけは言っておきたいというふうに思います。

それで、ささいなことで申し訳ないんですが、国民保険のパンフレットを全戸に配付していますよね。奄美市国保の将来のためにということが出されて、なかなか立派なパンフなんですけれども、これを見てるとね、医療費が上がって大変だと。検診を受けるというのはこのとおりだと思うんですが、このパンフだけを見ていると、私の思い過ごしかもしれませんが、何か病院に行くのが悪いようなね、感じを受け取れかねないんじゃないかなと。1人当たりの医療費は年々増加しています。医療費が増えて国保が大変になると聞きますが、どうしてですか、というようなことが先に出てくるんですね。そしてたら簡単な風邪とか、そういうようなのは受診をやめようかというようなことになれば、国保の皆保険制度が目指した早期発見、早期治療というものにはちょっと外れてくるんじゃないかなということで、一つ一つ中身はそのとおりだと思いますよ。そこに早期発見、早期治療、具合が悪いと思ったら遠慮せずに病院にかかっていくというようなニュアンスの記述があってもいいのではないだろうかというふうに感じましたので、その辺りの見解があればお示しをいただきたいと思います。

市民部長（田丸友三郎君） 先ほどの併せて御答弁を申し上げたいと思います。

全国知事会の意見は、現在の国保制度の在り方は、今後の国保運営が厳しいという制度そのものに対する意見だと考えておりますが、制度が疲弊しているということでは、議員と同じ意見でございますので、それは御理解いただきたいというふうに思います。

税法上、また国保法上の財源が裏付けられているものについては、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。しかし、一般会計や国保税収に負担を及ぼすことにつきましては、慎重な判断が必要だと考えておりますので、併せて御理解をお願いいたします。

なお、国保のパンフレットの件についてでございますが、検診の重要性と健康づくり、予防対策を理解していただくために作成し配布をいたしました。議員もおっしゃられておりますように、それぞれパンフレットを見て感じ方は千差万別だと思います。ささいなことだという御発言がありましたけれども、作成を担当しました職員の思いは、決して議員の発言のような医療にかかるのが悪いなどと思って作られておりませんので、趣旨を御理解いただきたいと思います。

16番（崎田信正君） それは分かるんです。一生懸命やっている職員というのは私も理解しておりますから、ただそういう指針が抜けちゃっているというふうな指摘です。

次の介護保険について、第5期事業計画に当たっての考え方があれば、もう時間ありませんけれども、お示しください。

福祉部長（小倉政浩君） それでは第5期事業計画についてでございますが、第5期事業計画の課題目標については、昨年実施しました高齢者実態調査の分析などから見えてくるものだと思いますが、介護保険サービスの適正かつ円滑なサービスの提供、そして介護保険料が高齢者にとって大きな負担とならない

ような保険料の設定、そして認知症、高齢者の問題等が考えられます。これらの課題について、介護予防事業の充実、包括的支援事業の推進、認知症の早期発見や治療に向けた普及啓発事業の推進などが目標と考えられます。

議長（世門 光君） 以上で日本共産党 崎田信正君の一般質問を終結いたします。  
暫時休憩いたします。（午前 11 時 45 分）

議長（世門 光君） 再開いたします。（午後 1 時 30 分）

午前中の発言において、市民部長のほうから発言の訂正がございますので、申しあげましたので、これを許可いたします。

市民部長（田丸友三郎君） お疲れ様です。午前中の崎田議員の答弁に対しまして、主体性を市がという旨の発言を行いましたけれども、主体性は国のほうにあるものと御訂正をお願いいたします。

議長（世門 光君） 午前に引き続き一般質問を行います。  
市民クラブ 奥 輝人君の発言を許可いたします。

21番（奥 輝人君） 議場の皆さん、市民の皆さん、ひんまんきやうがみしゅうら。皆さん、こんにち。元気ですか。一般質問の7番目、市民クラブの奥 輝人です。昼間の時間帯ですが、1時間のお付き合いのほどをお願いしたいと思います。

あらかじめ通告してあります一般質問を行う前に、少々私見を述べたいと思います。新年度から新しく部・課長・局長に就任されました職員の皆さん、誠におめでとうございます。今後の御活躍となお一層の御尽力を期待しています。奄美市の更なる飛躍のために頑張ってください。

さて、3月の11日に発生をしました東日本太平洋大震災、被災された方々や亡くなられた方々、そしてまだ帰らぬ人となっている行方不明者の方々に心からお見舞いとお悔やみを申し上げます。予期せぬ想定しない大震災の発生、本当に贈る言葉もないほどに残念でなりません。一日でも早く、その悲しみや寂しさ、辛さがなくなるように祈念いたします。

さて、今、世界各国において自然災害が頻繁に発生している状況であります。地球温暖化やマグマの異変、そして海水温の上昇など、今、地球に異変が起こりつつあるように思われます。この奄美地方においても昨年の10・20に集中豪雨が発生しています。これも気象の異変であろうかと考えます。また、この奄美地方においては、専門家の話では、今後30年間の間に大地震の発生、大津波の発生が予想されると警告しております。この警告は現実的な警告のようであり、心配や不安がなお一層強く感じられるところでもあります。このような警告を真に受け止めて、避難訓練や避難所生活の訓練等に万全を期したいものであります。世の中、一寸先は闇というように、人生この先何が起こるか分からない、だから安心・安全な地域づくりに努めたいものであります。

次に、TPPの問題についてであります。菅内閣は当初6月にはTPP参加への是非を判断すると公言していましたが。この度の震災に影響で結論が先延ばしとなったわけであります。しかし、菅内閣最近までの情報では、TPP参加に向けての前向きに検討していくというまた示しております。先行きどのように動いていくのか、動いてくるのか、油断禁物の状態であります。そういう中で、最近の情報では、菅内閣の早期の退陣論が浮上しているところでもあります。とにかく早期に対応していただき、TPPとともに菅内閣を去っていただきたいものであります。

さて、平成23年の上半期もあと1週間ちょっとで終わろうとしております。あっという間の半年という感じでありました。7月からは下半期に突入します。願いは明るい元気な話題が多い下半期になってもらいたいものであります。

では、一般質問に入りたいと思います。1 台風2号の被害対策について、農作物の被害状況につ

いて伺います。5.29, この数字は今後忘れることのできない数字となりました。5月の29日, 午前1時ごろから午前4時ごろまでの3時間の間に, 奄美地方を直撃して足早に通り過ぎ去った台風2号であります。まさかこの時期に, そして5月の月に, 誰一人とも予想もしていない, また想定もしていない台風の直撃でありました。普通, 本来の台風は, この時期は奄美地方に近づくにつれて, 勢力も徐々に弱まり, 熱帯低気圧へ変わるか, または中国大陸方向へ向かい, 自然消滅するのが通常でありました。今年も台風の1号と3号が発生していますが, あまり気にもならない, また台風対策もいらない程度で記憶に薄いのでありました。しかし今回の台風は予想をはるかに超えて, 農家はなすすべもなく, ただ茫然と立ち尽くす, 見ているだけでありました。やはり自然の威力はすごい, 農家にとって台風は油断禁物である。これから更に夏場から秋口まで台風の常襲地帯といわれている中で, 更に台風への備えを万全にしていきたいものであります。

さて, この台風2号の影響による農作物の被害状況や, 被害金額はどのようにあるのかを伺います。次の質問からは, 発言席で行います。よろしくお願ひしたいと思います。

議長(世門 光君) 答弁を求めます。

農政局長(東 正英君) 台風2号におけます農作物の被害状況についてお答えいたします。

台風2号の農作物の被害といたしましては, スイカ等の野菜で約5,700万円, サトウキビで約3,200万円, パッションフルーツとスモモは収穫直前で約3,900万円を超える被害が発生いたしました。また, 施設の被害につきましては, ビニールハウスで全壊が16棟, 一部損壊が50棟で, 被害額が約950万円, 牛舎で屋根の一部破損等26万円, 農産物集出荷場でシャッターの破損になりますが, 約100万円の被害が発生し, 被害額全体といたしまして約1億5,000万円になります。農作物の被害発生要因といたしましては, 台風による潮風害の影響が最も大きかったと推察しております。

21番(奥 輝人君) ただいま台風2号の被害状況やら, 被害金額等も示されました。1億5,000万円相当の被害が出たということでもあります。その中でも, スイカ, 露地物等についてはですね, 本当に被害が甚大ですね, 今度収穫予定であった夏場の収入源も断たれたということで, 農家にとっては本当にダメージが大きな被害となりました。この台風は, 台風はですね, 一応先ほど当初の話をしましたけど, この時期にきて, くるというのは誰も予想していなかったということで, 何ら対策もなかったというのが実情であります。そういった中でですね, この作物を見ますと, 笠利地区のほうでは露地物ですね, なり物等に, 本当, ほとんど打撃が受けられ, そのつるも全部枯れてしまい, 本当, 無残な姿形になっているのが今の現状であります。そういった中で, 被害作物のその状況を今, 示されましたけど, 今後のですね, この被害作物に対する対応ですね, 支援といいますか, そういったものを奄美市, どのように今, 考えられているのかをちょっと伺いたいと思います。

農政局長(東 正英君) 昨日の蘇議員にもお答えいたしましたが, 市が直接被災者に補償する制度はございませんので, 農業制度資金等による支援で対応を考えているところでございます。また, 農業共済制度では, パッションフルーツやスイカなどは対象品目になっておりません。今後, 対象品目のサトウキビやスモモ等の生産農家の方々にも, 農業共済への加入の促進を進めるとともに品目対象になっていない作物を対象品目にするために, 農協の共販率を上げること, 共済への加入の促進を図ることが条件等になりますので, この制度が活用できるよう, 農家の方々と一緒に取り組んでいきたいと考えております。

21番(奥 輝人君) はい, 分かりました。昨日の蘇議員の答弁にもありましたように, 共済保険に掛けられる作物がですね, サトウキビと牛と, そして施設, あとスモモということで, 昨日答弁がありました。そういった共済保険が掛けられているわけでありまして, その共済保険が今, 掛けられている

加入状況ですね、その加入状況等が分かればちょっと示していただきたいと思います。

農政局長（東 正英君） 農業共済加入対象作物につきましては、サトウキビ、スモモ、肉用牛、園芸施設のビニールハウス等でございます。その中で、サトウキビにつきましては、栽培農家が495戸でそのうち35戸の方が共済に入っております。加入率といたしましては7.1パーセントでございます。スモモにつきましては栽培農家が200戸ございまして、そのうち5戸の方が共済に加入しております。加入率といたしましては2.5パーセントになっております。2.5パーセントです。肉用牛、飼養農家が46戸で44戸の方が加入をいたしております、95.6パーセントとなっております。園芸施設のビニールハウス等につきましては、施設農家が131戸ございまして、19戸の方が加入をいたしまして加入率といたしましては14.5パーセントとなっております。

21番（奥 輝人君） ただいまですね、共済の加入状況等が今示されましたけど、やはりこの奄美地方において、共済の加入状況は本当に低いというのが、今、分かりました。これは農家の判断で入るわけでありまして、これは農家がもう任意で入るわけでありまして、これはもう仕方がないのかなという気持ちもしております。その中でですね、肉用牛についてはですね、私は100パーセント入っているとばかり思っていたんですけど、95.6パーセントということでもありますけれど、やはりこれぐらいの加入者がですね、増加する、今度のような場合、増加していただきたいなという気持ちもあります。しかし、私たち笠利のほうでは、サトウキビの加入状況等も今示されましたけれども、7.1パーセントということでもあります。これは自分もそうなんですけど、サトウキビの場合は、台風が強いということで、何ら問題はないということ加入者が若干低いようになっております。

私もですね、平成3年までは加入していたんですけど、台風がきても何らメリットもない、共済保険を掛けても、そういった補償もされないということで、そういった農家が増えてきたから、こうやってサトウキビの共済の加入率が低下している要因となっております。サトウキビについては、ほかの作物もそうであろうかと思っておりますけど、やはりこういった大きな台風がいつくるかも分からない状況ですね、来年度以降、またくるかもしれないという中でですね、やはりこのサトウキビのほかのまた露地物野菜等ですね、そういったものにやはり共済の加入を促進していかなければいけないのかなという思いがするわけでありまして。

今後は、やはり災害というのを、台風はもう本当、奄美地方においてはですね、避けては通れない災害だと思っております。平成の3年から5年にかけての台風19号とか、そういった台風がきた時ですね、その時は9月から10月にかけての台風ということで、そういう農作物に対しての被害はあまり発生してないんですけど、今の気象状況とか、海水温の上昇のそういった変動でですね、早まってしまったら、この農家の収入源が断たれてしまうと、ましてや5月から6月にかけて台風がきた場合は、本当、断たれてしまうというので、農家の夏場の収入がないということで、本当、農家はもうダメージが大きいわけですので、できれば昨日の答弁の中でもあったようにですね、加入者の促進ですね、そこら辺りを推進してもらえたら有り難いなと思っております。そういった意味でですね、共済保険への加入がされていない作物についてはですね、昨日答弁があったように、いろいろ共販率の関係とか、いろいろ要件があるかと思っておりますので、そこら辺りを今後どのようにしてですね、農家のほうに周知徹底をしていくのかをちょっと、局長、示していただきたいと思っております。

農政局長（東 正英君） 今ありましたように、災害はいつあるか分かりません。農家の方々が一生懸命作ったものが、一瞬にして失われるということは、本当に見るに忍びないところがございますので、何かの機会のあるごとにですね、共済への加入というのを促進していきたいと思っております。

21番（奥 輝人君） ありがとうございます。それとですね、今、ハウスとかで被害を受けているのが、やはりトマトのハウスとか、パッションのハウス等が見受けられます。笠利のほうでもですね、トマト

ハウスがビニールをかけたままですね、そのまま夜中の台風で何ら対策ができなくて、ビニールごとですね、押しつぶされてべちゃんこになってしまい、そのトマト農家は本当、その中から収入が200万円ほど目標にしていたんですけど、何らないということで、本当、肩を落としていたのが印象に残っているわけでありまして。そういった今後、その農家に聞いてみますとですね、やはり自分は農業しかやっていけないということで、ハウスの新規ハウスを建設して、やはりトマトとか作っていきたいという話もしております。そういった意味ですね、ハウスの場合は、今後新規に建てる場合は、3名以上の組合員を作っていかなければ、そういった補助事業を取れないということもあります。そういった中でですね、個人的に建てていくということでもありますので、そういったハウスに対しても利子の補給ですね、機械には農業近代化資金とか、あと限定農家に関してはスーパーL資金の無利子とかがありますので、そこ辺りを一応進めていますけれど、今の農業近代化資金については、奄美市も利子補給をしているわけでありまして。今回、特別な待遇ということでもありますので、そこ辺り、農業近代化資金への更なるですね、上積みとかできないのか、無利子に近いほどの融資はできないのかをちょっと伺いたいと思います。

農政局長（東 正英君） 今、議員おっしゃったように、災害につきまして融資制度が農業近代化資金をはじめ、それと農業経営基盤強化資金、それと農林業セーフティネット資金等がございます。その中で、近代化資金につきましては、市のほうで利子を補給しておるところでございます。今回の台風で被害を受けた施設を復旧する農家が、資金を借りる際に利子の補給について、利子をなくせないかとのことではございますが、これまでの台風時におきましても、利子の補給の提言についてはそのような措置をしておりますので、利子をなくして市の負担を上げることについては、困難であるかと思っております。今後は、ビニールハウス等につきましては、先ほども言いましたように、農業共済制度において補償物件になっておりますので、農家の方々が農業共済制度に加入するような形で我々も進めていきたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

21番（奥 輝人君） なかなか利子の補給ということで、農業近代化資金は利子補給しているんですけど、厳しいということでもありますけれど、そうであれば、局長が言われたようにですね、できれば農業共済保険に加入していただき、こういった台風被害に対処できるように、農家にですね、進めていくのがもっと早いのかなという思いがしますので、是非、そこ辺りを推進していただきたいと思っております。

それからですね、台風対策への備えについてですけど、ここ数年ですね、大きい台風も奄美を直撃することもなくですね、台風の怖さとかを、本当、農家の皆さんもちょっと油断していたのかなという思いがします。テレビとか新聞等ではですね、台風2号のコース等がきめ細やかにですね、情報が発信されておりました。しかしながら私もそうでしたけど、奄美に近づくとつれて、本当、弱まって、すぐ抜け出していくのかなという甘い考えが持っておりました。今後はですね、そういった台風対策、前言ったように、台風の19号とか、そういった頃の台風を思い浮かべたらですね、本当に忘れられた頃に台風がくるという、災害がやってくるという、そういう形になっておりますので、やはり台風対策、農家への周知徹底とか、やはりしなければいけないのかなという思いがします。

今後ですね、農家への対応をどのように考えているのか、また行政側の指導はどうあるのかをちょっと伺いたいと思っております。

農政局長（東 正英君） 台風の対策につきましては、台風前に大島支庁農政普及課より台風に対する農作物への事前事後の対策や、施設の補強方法等について通知があります。それを基に、農家の方々や関係機関、団体等への周知指導を徹底しているところではあります。農家の皆さん方には十分な周知が図られていないようですので、今後、広報の方法等について検討してまいりたいと考えております。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。この奄美地方は台風の常襲地帯でもあり、台風の銀座とも

いわれておりますので、行政そして農家がですね、台風被害が最小限に食い止められるような方策、対策を講じて推進していただきたいと思います。ということで、台風被害についての質問はこれで終わりたいと思います。

次にですね、2番目の耕作放棄地対策について伺いたいと思います。耕作放棄地ということでありまして、全国でですね、今、耕作放棄地が本当、増加している、増えているというのが農業新聞等いろいろな拝見します。しかしながらですね、この奄美市内においてはですね、この耕作放棄地が多分、いろいろな事業やら個人の導入事業等でですね、少しは解消されていっているのかなという気もしますけれども、まだまだ奄美市3地区において耕作放棄地が目立っているのが実情だと思っております。そういった中でですね、3地区においてのですね、解消された面積と、また解消されていない面積、どのようになっているのか、全体の耕作放棄地の面積等もあわせてですね、お示しをしていただきたいと思っております。

農業委員会会長（前山重一郎君） ただいま耕作放棄地の面積ということですが、昨年度農振農用地区において、耕作放棄地が解消された面積は奄美市全体で約8.7ヘクタールでございます。またその地区ごとの内訳としまして、名瀬地区で約8.0ヘクタール、住用地区で0.3ヘクタール、笠利地区で0.4ヘクタールとなっております。また、農振農用地において、解消されていない耕作放棄地は約3,300筆で218.5ヘクタールあります。その内訳は名瀬地区で1,600筆の134.3ヘクタール、住用地区で約1,100筆の50.7ヘクタール、笠利地区で約600筆33.5ヘクタールとなっております。

21番（奥輝人君） やはり耕作放棄地、まだまだ解消されていない面積が、本当、多いという数字から見てですね、感じます。特にこの名瀬地区のほうとか、住用地区のほうが、本当、多いのかなという気がしております。そういった中でですね、こういった耕作放棄地が解消されない理由ですね。いろいろあるかと思いますが。私もちょっと調査をしていますけど、地権者との折り合いが合わないとか、そういったこともあるかと思いますが、こういった問題点があるのか、耕作放棄地を解消する上でですね、どのような課題等があるのかをちょっと伺いたいと思います。

農業委員会会長（前山重一郎君） 解消されない土地の問題については、3地区とも同じような要因によるものだと思います。このことについては不在者地主や不良農地により流動化が進まないことが最大の要因だと思います。このため農業委員会においては昨年から3地区それぞれに耕作放棄地解消最重点地区を策定いたしまして、農地パトロールなどを実施し、その原因について地区農業委員全員で検討し、その解消に努めているところでございます。

21番（奥輝人君） 今説明があったように不在者地主さんが、分からないということですかね。そういった点もあるということですか。そういった地権者が分からないとなれば、それはその土地自体は、やはり親戚関係とか、そういった方々が管理していると思われると思うんですよ。そこら辺りが一応訳ありの土地で、賃貸契約も結ばれない、農地流動化も結ばれない、耕作放棄地を解消できないと、そういった問題点につながっていると私は理解しているんですけど、法律の下でですね、こういった不在者がいない土地について、法律の下で、何らか行政のほうから、農業委員会のほうからでも、足を運んでですね、耕作放棄地の解消に向けて協力していただけないでしょうかとか、この耕作放棄地を解消することによって農作物の増産も見込めるとか、そういった理由を付けてですね、農業委員会のほうでも取り組んでいると思いますが、農地流動化等を推進する意味でですね、農業委員会の取組状況ですね、そこら辺りまでちょっと伺いたいと思います。

農業委員会会長（前山重一郎君） 法の下での賃借契約や農地流動化への推進ができないかということで

すが、農地制度の改正によりまして、農業委員会が遊休農地の地権者に対し、利用に関して指導を行い、その指導に従わなかった地権者には農地の利用計画に関する勧告ができるようになりました。それでもそれに従わなかった場合は、県知事による裁定が行われ、農地利用集積円滑化団体による農地の流動化が図られることができる制度ができました。しかしながら、個人の財産への勧告等ということになりますと、実施に向けてはなかなか難しいことだと思われています。今後とも地権者への農地利用や農地流動化への理解を求めていきたいと、農業委員会としては考えているところでございます。

21番(奥 輝人君) 分かりました。なかなか難しい面も多々あるように思います。できればやはり農地は農家にとって財産でありますので、やはり作物の増産、増収を見込むのがやっぱり農地であります。やはりそういった耕作放棄地が荒らされないようにですね、法の下でどうにか解消できる方策をですね、農業委員会一丸となってですね、また農政のほうも協力し合ってですね、1ヘクタールでもですね、解消できるように頑張っていたきたいと思えます。

それではですね、次にですね、今の耕作放棄地に関連するんですけど、笠利地区においてですけど、笠利地区においても先ほど解消面積が0.4ヘクタール、本当40アールですか、40アールしかまだ解消されていないというのが、本当、少ないのかなと思っております。しかしながら、笠利の場合はですね、東海岸地帯はほとんど耕作放棄地、遊休地等は、本当、目立たないというのが東海岸のほうであります。しかし、西海岸に行けばですね、まだまだ耕作放棄地が見えるのが実情であります。そういった中でですね、今後笠利地区において、何らかの対策ですね。耕作放棄地、もしくは遊休地を利用した畑総整備とか、そういった農地造成ですね、そこら辺りの今後の計画ですね、そういったのがないのか。今は屋仁地区のほうで3.2ヘクタールですが、県単の事業で、あれは耕作放棄地じゃなくて、今客土事業とか、畑総整備やっていますけど、それと違った形の畑総整備事業の計画等がないのかを、そこら辺りをちょっと伺いたいと思えます。

農政局長(東 正英君) 笠利地区においての今後の耕作放棄地の解消の見込みはないかということでございますが、昨年の耕作放棄地解消面積は、先ほどもありましたが0.4ヘクタールでありました。当地区では年次的に畑地帯総合整備事業が進みつつありますので、着実に解消されていくものだと思っております。今後も引き続き耕作放棄地解消に向けて、農地流動化及び耕作放棄地対策関連事業等を推進してまいりたいと考えております。

21番(奥 輝人君) 私の見た限りですね、笠利の西海岸のほうに行けばですね、やっぱり水田地帯がやはり荒れていると。これも本当、訳ありの土地で貸してくれないという状況があります。そこ辺りをどうにか解消するのが法律で何かできたらいいのにねという思いがしております。なぜならばですね、今、笠利のほうでは、本当、Uターン、Iターン、また新規就農者、そして大規模農家というのが、本当、増えてきております。特にですね、建設業を営みながらですね、サトウキビに進出したりですね、あと、名瀬のほうでは牛に進出したりしている大規模農家が増加しているわけであります。サトウキビも今年は3万2,000トンという収穫物がありましたけれど、年々ですね、そういったサトウキビの畑と、そういった草地畑が競合してあってですね、本当、サトウキビが減収していくのは草地畑が増えていく、そういった反比例の構図が成り立っております。自分もですね、草地畑を約3町歩持っております。サトウキビ畑が約2町以上持っていますけど、本当、牛を飼うには草地畑がなければいけないということで、笠利の畜産農家は本当に牛を増頭したいにもかかわらずですね、草地畑を確保できないということで、購入した飼料をですね、コストをかけてでもいいからということで、購入飼料を取りながらですね、畜産農家は頑張っている状況であります。

そういった中でですね、今後は奄美市の耕作放棄地の現状を見ますとですね、生産牛に関しては、この名瀬の古見方とか大川地区までですね、一応出向いてでも、出向いてですね、ここら辺りの耕作放棄地の草地畑を増やしてですね、どうにか笠利の畜産農家がここまで来てですね、年に4回ぐらいの収穫

物がありますので、そういった畑を利活用しながらですね、取り組まなければいけないのかなという思いがしております。この件については、畜産の総会とか、意見交換会の中でもよく話をしております。しかしながら、笠利の畜産農家の方々は、名瀬まで行って、機械とかまで持って行って、暇とあわないとか、距離が遠過ぎるとか、そういった問題点を指摘はしております。機械を持って行くのにもユニツクの4トンとか10トンとか、そういったのが必要でありますので、そういった距離とコストを考えれば、できれば地元が本当はいいと言っていますけど、奄美市耕作放棄地がこうやって、名瀬とか住用にあるのであればですね、そこまで開拓していかなければいけないのかなという気もしております。そういった場合は、やはり畜産農家の優遇、畜産農家にメリットを持たすためにもですね、この名瀬の研究センターにですね、大型機械でも奄美市単独で導入していただき、ロールベラー一式ですね、置けばですね、私も小湊のほうまで来て、草地管理をしたいと、私も思っております。そのぐらいの気持ちでやらなければですね、この笠利地区における土地の確保、本当に厳しいものがあるかと思えます。

またサトウキビについてもですね、この前の振興大会があったようにですね、やはり今回は3万2,000トンでありましたけれど、3万トンを超えたらどうにか製糖会社は成り立っていくと言っていますけど、やはり4万トンは確保していきたいなと思います。その4万トンを確保するにもですね、土地が必要ですので、サトウキビ農家もやはり土地が必要ということで、まだまだ大規模農家にしたいという意気込みも増えております。この前の表彰の中でも、節田の方々が節田の方が表彰されたんですけど、800トン作ってございました。本人に聞いたら、自分はハーベスタを3台持っているんだから、1,000トンでも作りますよと、子どもも来ているからいっぱい作りたいんだけど、土地がないもんだからという、そういった、もう本当、土地の、畑の問題ばかり気にしているもんだから、やはりサトウキビ農家、畜産農家、競合しながらですね、この奄美市の土地を有効活用できるようにですね、していかなければいけないという思いがしております。

これは私の一応、余談でもあるし、また要望でもありますけれども、今後はそういった大型機械を名瀬地区に導入してですね、笠利の農家が利用できるような体制づくりですね、そこら辺りまで考えてみたらですね、サトウキビ農家も畜産農家も名瀬まで行こうぜと、そういった気持ちが湧いてくると思うんですよ。これから農業を推進していくということで、観光もありますけど、私は農業振興ということで考えていますので、そこ辺りも一応市長の考えの中で受け止めてですね、今後の対策等に生かしていただきたいと思えます。

この前の畜産の競り時でもですね、今回は東局長も来てですね、一応競りを最初から最後まで見てですね、勉強しておりました。これはいいことだなと、私も感じたところであります。そういった農家との付き合いも必要でありますので、やはり農家の私だけの意見じゃなくて、外の農家の方の意見も聞きながらですね、私は一応代表でこうやってやっているという感覚で言ってますけど、自分と同じような意見がいっぱいいるといって、受け止めていただきたいと考えております。

余談になりましたけれど、今後の農業振興のためにもですね、農地の確保について耕作放棄地を是非1アールでも10アールでも解消できるように、行政側、本当、農家と手を組んでですね、解消に向けて頑張ってくださいと思います。

次にですね、小湊地区のほうですけど、小湊地区のD団地というのがあります。これはですね、私も過去に質問しました。また、同僚議員の戸内議員さんのほうからもですね、質問した経緯があります。その小湊地区のD団地がですね、県単事業で客土事業をしたんですけど、その後、何ら変わることなく、草ぼうぼうでですね、耕作放棄地の姿に今なっております。もう合併して5年ですけど、平成18年度からだから約4年、丸4年ですね。4年以上荒れたままの状態のままです。本当に私、見た限りもったいないなと、何でこんな、遊ばせるのかなということで、その流動化の方々とも話しているんですけど、なかなか折り合いがつかないという件があります。そういった意味でですね、その小湊のD団体について、農地流動化が結ばれているわけでありまして、今後どのような対策を講じていくのかをですね、伺いたいと思えます。

農政局長（東 正英君） お答えします。小湊地区の約6ヘクタールの畑につきましては、平成17年度から18年度に県営中山間地域総合整備事業により、客土事業を実施しております。このうちD団地の約1ヘクタールにつきましては、事業導入をする際に、地権者の了解を得た上で、近くの水田跡地の表土を客土として利用したところ、表土が固結をし、また砂れきが多かったことから、砂れきを除去したり、地権者などの立ち会いのもと、試験施工を行い、合意の上、深耕耕転を実施し、地権者代表の方に確認を取っているようでございます。このようなことを踏まえまして、先日現地を確認したところ、現在この畑は耕作放棄地となっているようでございます。今後、その対応策につきましては、農業委員会と緊密に連携を取りながら、その解消に努めつつ、そしてまた事業主体であります県のほうへ対策を要望していきたいと考えております。

21番（奥 輝人君） 何ら進歩がないのがこのD団地でありますので、是非、今の説明の中でもありましたように、県と、検討じゃなくて、鹿児島県とですね、意見交換してですね、これをどうにか解消できるようにしてもらいたいと思います。その近辺にはですね、この前の奄美豪雨災害で発生した土砂とかもあります。農地流動化をしている農家の方は、そこにそういった土砂ですね、土ですね、土を持って来てくれて客土をやって、表土をならしてくれたら自分はやれるんだけだなという話も聞いておりますので、そこら辺り、土を表土ですけど、表土を持って行けるような方法をですね、是非考えていただき、畑にしてください。そうしなければ、本当、見苦しいですので、この畑自体が。それはもう皆さんももう分かっていると思いますけど、是非、検討・協力していただきたいと思います。

それとですね、この前の私たち総務建設委員会、この前勉強会ということで災害の復旧復興の状態をちょっと調査したんですけど、その中でですね、名瀬勝ですね、名瀬勝の上のほうの名瀬勝から向こうに行く崎原線ですよ、向こうが今崩れておって、向こうのほうの工事をしていたんですけど、それを下の畑のほうから見て、あの土は赤土だったんですけどね、あの土なんか、ここら辺りの畑に、畑で利用できないのかなという思いで、ちょっと総建のメンバーとちょっと話したんですけどね、その時の担当の職員は建設部だったんですけど、一応、契約されていて、その土地は全部大熊の残土処分場まで持って行かなきゃいけないという、そういった契約も交わされているということで、もうできないという話をその職員は言っていました。そういった条件があって、条件があってですね、残土処分場に持ち運んでいるんですけど、大熊まで捨てるよりもですね、近場のですね、畑に持って行ってですね、使えば、本当、素人考えの私から見たらですね、何で向こうまで持って行って、10トントラック遠くまで持って行くより、その5分か10分しかかからない畑の中にこぼして、農家がほしいと言っていますので、そういった要望を聞いていますから、農家の要望どおり、そういった赤土を近くの畑に客土用ということで利用したいという方もいますので、そういったことが、本当、可能にしていきたいなという思いがあります。これからそういった災害とかで出た赤土とか、また、これから工事するおがみ山でもなんでも、いい土が出た場合は、そういった方法でですね、客土事業用に利用できるように体制ですね、そこら辺りはつくれるのか、どのようになっているのかをちょっと伺いたいと思います。

農政局長（東 正英君） 今は、奄美豪雨災害の土砂の利活用についての御質問ですが、確かに議員御提言のとおり災害の土砂を客土利用すれば、建設残土が減らすことができ、距離が短い場合には災害復旧費の縮減になるかと考えられますが、ただその残土がですね、客土に適した土質であるのか、そしてまた工事を発注しますので、工事請負者の工期等もあります。残土の受入れ時期の調整が図られるのかどうか。そしてまた、公共工事の発生土を個人の土地に利用してよいのかとか、いろいろな問題点もございまして、今後、残土の有効活用については、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解下さい。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。残土の有効活用ですけど、土地造成ということでありますので、やはり農家が赤土を見てですね、これだったらいいですよとなった場合は、是非農家の要望どお

り畑にダンプをしてくれるとか、そういったことまで農家のほうにも情報を知らせて、情報をですね、知らせて、今、ここで工事していますので、この工事の土があなたが欲しいのであれば、見てみて、ほしいとなれば土をですね、自分の畑まで持って行ってくださいと、そういった交渉とかもできるんでしょうかね。今、ちょっと思ったことなんですけど。

農政局長（東 正英君） 先ほども答弁しましたが、我々も公共工事が出る土をですね、個人の方にそういう形でやると収拾も付かないようなところも出てくるかと思えます。この辺につきましては、私ども農政局単独ではちょっと検討できませんので、奄美市全体でちょっと検討していきたいと思えますので、御理解ください。

21番（奥 輝人君） 是非、検討していただき、農家の方が喜ばれるような方策を検討していただきたいと思えます。耕作放棄地については、終わりたいと思えます。

次にですね、認定農家の育成について伺いたいと思えます。今、合併をしてですね、認定農家が奄美市でどのように増加しているのか、減少しているのか、その推移ですね、認定農家の推移を伺いたいと思えます。

農政局長（東 正英君） お答えいたします。認定農業者の推移につきましては、合併後の平成18年度末は、名瀬地区で31名、住用地区で11名、笠利地区60名の合計102名でございました。現在は、名瀬地区で28名、住用地区10名、笠利地区65名、合計103名と横ばい状態となっております。以上です。

21番（奥 輝人君） 分かりました。やはり認定農家になるには、やっぱりそれなりの担い手農家からの研修とか、いろいろあると思えます。認定農家になるためにはですね、奄美市の市長の承認が必要となっておりますけれども、今後ですね、この認定農家の声や要望とか、この前も私のところでですね、アンケート用紙がきていたんですけど、認定農家の声や要望とか、アンケートの内容ですね、こういった要望等があったのかをちょっとお聞かせください。

農政局長（東 正英君） 認定農業者の要望等が届いているかとのことですが、現在、認定を受けてから3年目と5年目の認定農業者へアンケートを送付し、状況調査を行っております。調査表の中に、要望等の記入欄を設けており、今年度の調査につきましては、3年目、5年目の対象者が36名おりまして、そのうち返ってきたのが15名で、その中で3名ほどアンケートに要望がございました。要望の内容でございますが、一番目に東京や大阪等に規模の小さい農家の農産物の低い手数料で引き受けてくれるアンテナショップの開拓をという、次に、後継者や若手農業者に対する現場の研修をということ、そして笠利地区での農地確保が困難という要望等がございました。また、アンケート調査以外にも現場等で要望等を聞いておりますので、今後につきましては、各関係機関と連携を図りながら、要望について検討していきたいと考えております。

21番（奥 輝人君） 分かりました。一応、今のアンケートの要望等がありましたけれど、その中でですね、やっぱり認定農家が一番望んでいるのは、やっぱりメリットがだんだん少なくなっている。メリットというのは、認定農家になってもですね、大型機械の導入やらトラクターの導入、それがなかなかできないと。自分たちは認定農家になってですね、大型機械を導入して大々的にやりたいという農家が今、増えてきていますので、しかしながら、要望を出しても、申告をしてもですね、大型機械を取るには3名以上の組合が必要とかですね、そして今は、政権交代する前まではですね、5割補助だったのが、今は3割補助になったりですね、政権交代の事業仕分けも絡んでいると思うんですけども、本当、認定農家のメリットがないというのが今の現状であります。そういった中でですね、今後の認定農

家を育成する上でですね、やはりこの認定農家に対してメリットを持たさなければ、これは本当、今、横ばいというような形になっていますけれど、聞くところによりますと、もう認定農家になっても何のメリットもないから、別に加わらなくてもいいんじゃないのという、そういった声まで今、聞かれている状況ですので、是非ですね、このメリットというの必要なのかなという思いがします。先ほど要望の中で、一つだったけど、農地の確保が厳しいという要望があったということでありましたけど、そこもやっぱり認定農家に対してのメリットが薄いのかなという気がします。今後は、この認定農家を育成する意味でですね、いろんな研修の場を設けたり、意見交換会で設けたりですね、是非認定農家の声が生の声を聞いてですね、こういった要望があるということ、やっぱり行政のほうも知ってもらってですね、対応していただきたいなと考えておりますので、そこら辺りどう思いますか。

農政局長（東 正英君） 今後の認定農業者に育成についてでございますが、今後、奄美市の農業を担う農業者でありますので、市のほうといたしましても平成27年度を目標に定めております120名の認定農業者の育成に努めていかなければならないと考えております。大型機械等のハード的な事業導入については、厳しい現状となっておりますが、今後の方向性として、関係機関と連携を図りながら、技術向上のための研修会や経営相談会、資金相談会の開催や、土づくりのための堆肥の支援等を引き続き実施して認定農業者の育成に努めてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

21番（奥 輝人君） 是非ですね、認定農家が夢を持って農業ができる環境づくりをですね、構築してください。今から農業の時代ですので、是非、認定農家、その下にまた担い手農家もいますけれど、是非、認定農家の意見、要望が反映されるような研修の場とかも設けていただきたいと思っております。局長のほうからそういった説明がありましたので、必ずやそれが実現できると思って、信頼しておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それではですね、最後になりましたけれど、太陽光発電について伺いたいと思っております。この毎日の現状についてですけど、福島第一原発のですね、事故を受けて、太陽光や風力発電など、自然エネルギーへの関心が本当に高まっています。奄美群島における一般住宅への太陽光発電の導入実績は、194件、4年前の3倍に増加しているようであります。これは地元紙に掲載されておりました。普及を推進している国の補助や余剰電力買取制度の導入でですね、増加しているようであります。奄美市でですね、導入数はまだ少ないですが、今後のエネルギー政策の見直しや環境問題に対する住民意識の高まりでですね、需要が増加すると期待しています。このように、太陽光発電への期待が高まっている中でですね、奄美市は太陽光発電についてどのように考えているかを伺いたいと思っております。

市長（朝山 毅君） 奥議員にお答えいたします。

おっしゃるとおり、福島第一原発の事故により、エネルギーに対する国民の関心は大きくなっております。その中で、自然エネルギーに対する期待も強まっていることは御案内のとおりです。太陽光発電について、本市での普及率ということではありますが、本市における太陽光発電の普及状況は、10キロワット未満の住宅用で62件、10キロワット以上の規模が5件あるとのこととあります。また、昨年度から奄美カントリークラブ隣接地に2,000キロワット級の風力発電設備も運転開始をしております。今後も太陽光発電だけでなく、再生可能な自然エネルギーの普及拡大を望んでいかなければいけないと、改めて思うところでございます。

21番（奥 輝人君） ありがとうございます。太陽光についてですけど、実は私もですね、平成21年度にですね、導入しております。4キロワットで契約しているんですけど、太陽光をつけるに当たってですね、本当、高価な品物であります。約200万円から280万円ぐらいの施設であります。そういった中でメリットもあります。メリットはですね、売電が1キロワットで48円、買い取ってくれます。昼間は太陽光発電で賄えるけど、夜は電気を買うんですけど、その電気を買う場合はですね、1キロ1

6円で買っております。私、ちょっとデーターがあるですけど、私もですね、22年の1月から12月まで太陽光、自分の我が家ですけどね、一応まとめましたので、ちょっと報告したいと思いますけど、一応、使用料、まずは売電ですけど、売電で約2,703キロワットで12万9,744円の収入がありました。そして私が使った使用料、私が使った使用料の請求はですね、3,133キロワットで、5万2,900円を電気会社に支払っております。差し引きですね、12万9,744円の収入引くの、5万2,900円の支出で、7万6,844円が1年間の私の収入となって表れております。それもですね、一応7月から8月、9月、10月というのが一番売電が多くて、300キロワットを超えている状況で、本当に売電の効果が出ているなという思いがしております。そこでですね、この高価な太陽光をつけるためにはですね、国の支援の補助金等がありまして、約27万円ぐらいが補助されておりました。これから太陽光を普及拡大させる意味でですね、奄美市も何らかの補助等があればですね、太陽光についての興味を湧いてくると思うんですよ。そこら辺り、補助等がないのか、今後の見解ですね、今後の普及拡大に向けての見解を伺いたいと思います。

産業振興部長（川口智範君） 本市における助成制度の創設につきましては、必要性は議員同様感じております。ただ、現在の本市の経済状況や雇用状況を勘案し、施策の優先順位を含め、今後の検討課題とさせていただきたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

21番（奥 輝人君） 是非、検討課題にさせていただき、補助金が出るような仕組みを作っていただきたいと思います。以上で私の質問を終わります。

議長（世門 光君） 以上で市民クラブ 奥 輝人君の一般質問を終結いたします。  
暫時休憩いたします。（午後2時30分）

議長（世門 光君） 再開いたします。（午後2時45分）  
引き続き一般質問を行います。  
民主党 戸内恭次君の発言を許可いたします。

5番（戸内恭次君） 市民の皆さん、議場の皆さん、こんにちは。民主党の戸内恭次です。

初めに、東日本大震災で亡くなられた方の御冥福をお祈り申し上げます。また、御遺族の皆様のお心をお察し申し上げます。被災された方々の一日も早い復旧を願うところであります。さて、中央のほうでは菅総理の迷走により、国民の皆様にお心配をお掛けしておりますことを心からおわび申し上げます。こんなはずではなかったと、多くの国民が思われていることには同情を禁じ得ません。過去の根本はマニフェストをしっかりと守ろうという意識が希薄であったということに起因していると考えております。すなわち国民目線を失ってしまったと考えております。ところで、ここまで粘りに粘っている菅総理に、最後にやり遂げてほしいことがございます。それは、再生可能エネルギー法案を通していただき、電気事業の自由化ということをしていただきたいと思っております。電力の独占体制を崩すことが、新たなビジネスチャンスを産み出すこととなり、我が国の活性化になるものだと考えています。アメリカテキサス州の例が報道されておりましたけれども、大いに参考すべきであると考えております。ヨーロッパではドイツ、イタリアに見るように、脱原発へ大きく方向転換をしております。チェルノブイリ、スリーマイル島、福島と原子力発電の危険性を、人類は学習しながらも、それでもこの危険なものに頼ろうとする思想は、思考は、到底理解できるものではありません。早い時期に原子力発電は全廃すべきであると考えております。より安全・安心な生活ができるように配慮することが政府の大切な役割であると考えております。脱原発を唱えて、解散する手段もあるようではありますが、私はこういう点については賛成でございます。

ところで、5月の初旬、私は被災地石巻を視察してまいりました。テレビで見るがれきの山はそのま

まで、魚の腐敗したような、また焦げた臭い、被災から2か月経っているにもかかわらず、住宅地に残っている海水が混ざった異臭がありました。自然災害の非情さや言葉で表わし難い衝動を受けました。

そこで、第一番目の質問であります。東日本大震災について、市としての受け止め方についてお尋ねいたします。次の質問からは発言席で行います。

議長（世門 光君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） 戸内議員にお答えいたします。

今般の3.11大震災に関しては、正に議員がお話いただいたとおり、私も同感の思いでございます。奄美市は昨年の豪雨災害を受け、全国の方々から義援金や物資の支援、温かい激励の言葉を賜りました。あの時の有り難さは、言葉に尽くせないほどございました。この全国からの多くの善意に応えるためにも、一日も早く復旧、復興することが私どもに与えられた責務であろうかと考えております。この度の東日本大震災に際しましては、同じ災害に遭った者として、奄美の心を被災地の皆様方にお送りしたいと考えております。その現れとして、市の部課長会の皆さんや、また議会の皆さん方が合同で募金活動を早速行ったのも、その気持ちの現れ的一端だろうと私は理解をいたしております。そのほかにも、義援金、支援物資、人的支援、避難所の受入れと、いろんな形で支援をさせていただいたところであります。また、鹿児島県市長会においても、1億5,000万円をねん出いたしまして、被災地の県にお送りしたところであります。その市の分担分は約500万円でございます。この度の震災を教訓として、津波に対する避難の方法、避難所の在り方、訓練の在り方など、先日来申し上げておりますとおり、今後の防災対策に生かしてまいりたいと考えているところでございます。御理解をお願いします。

5番（戸内恭次君） ありがとうございます。この東日本大震災の被災を受けてということで質問したわけでございますけども、多くの議員の方が質問をしておりますので、重なるということになるかもしれませんが、私が特に申し上げたいのは、A i A iひろばですね、この大震災の前に企画されている建物でございますので、恐らくこの大震災後に、この建物をどうしようかというようなことについては、考える時間もなかったのではないかと。そこで入札がもう始まるということでございますので、まず第一にですね、緊急な課題として、この大震災を受けて大変なことだということで、いろいろこの震災から学ぶべきものが多いということでございますので、まずこの大震災後の公共施設の在り方についてですね、もっと深く震災というもの、津波というもの、地震というものを考えるべきじゃないかと思うんですが、その付近について、まずA i A iひろばについてですね、見直す気はないのかと。いわゆる建物を建てるということですが、その建物について、例えば3階までであるのを5階までにするとか、あるいは、外をいつでも避難できるようなことにしておくとかですね、あの地域の高齢者が、もう山にも逃げられない、そういう時に駆け込めるところとしてですね、そういう場所としてもう一回見直すべきではないかと思うんですが、いかがでございますか。

建設部長（田中晃晶君） A i A iひろばの件でございますが、今、議員おっしゃいましたような形のものになり得るか、当然そのその範囲になり得るものだというふうには考えております。と申しますのは、面積が920ヘーバーでございます。それと鉄筋コンクリートRCの3階建てでございますので、そのような場合には避難箇所としての利用のこともできるかと思えます。

あともう一つの変更がなるかということでございますが、それについては時期を逸しておりますので、そのような形にはならないというふうに思います。なりません。

5番（戸内恭次君） すみません。最後の部分、ちょっと聞き洩らしたんですが、もう一度お願いします。

建設部長（田中晃晶君） 例えば議員の御提案の3階建てを5階建てにとかいう変更があり得るかという

ことですが、それについては、変更についてはございません。

5 番（戸内恭次君）　そういうことであれば、この大震災から学んだことはなかったと、学ぶものはなかったというようなことに理解されるわけでございますが、それではいけないでしょうと。そういう固い頭ではいけないでしょうと。やはり、状況が状況であるということですので、そこをもう一度ですね、3階建てを5階建てにするぐらいであれば、安心した逃げ場にもなりうるでしょうと。せっかく今から投資をして造っていくわけですから、そこはですね、是非とも見直しをしていただきたいと思います。

よく行政の皆さんは、見直しということは結構やっておられると聞いておりますので、もう一度御検討をいただきたいと思います。いかがですか。

建設部長（田中晃晶君）　昨日もA i A iひろばのこと、建設のことにつきましては、竹山議員のほうにお答え申し上げましたが、来週の28日が本体工事並びに設備工事の入札日でございます。物事、タイミングというのがあるかと思っておりますので、御了解を願いたいと思います。

5 番（戸内恭次君）　それでは、災害がきたときには避難に遅れるタイプだなと思います。やはり、避難が、緊急時には緊急時の対応というのがあると思うんですね。そういう意味で、この場で押し問答しても始まりませんが、是非ともそこはトップの市長がですね、判断をしていただいて、本当に同じ投資をするんなら、幾らでも設計変更というのはあり得るんですね。割と年度末に予算が余ると、設計変更して予算をどっとうつかうとか、そういうのを聞いたりしていますので、是非とも、もう最初からこういう大震災による設計変更ですから堂々できると思いますし、予算の付け方もこの議員の皆さんも、そこら辺りは理解の深い議員の皆さんが多いわけですから、何ら文句言うこともないと思いますので、是非安心して、市民のですね、いわゆる逃げ場として確保できるような場所を造っていただきたい。せっかく造られるのであれば、そういうようなことにしていただきたいと思います。

次に、安心・安全なまちづくりについては、重なっておりますので割愛させていただきます。

次、3番目の避難・訓練・教育についてでございます。ここですね、いろいろ議員の皆さんから出ておりますので、重なることもありますが、ちょっと別の角度から述べさせていただきます。これは群馬大学の堅田教授が8年前から釜石の学校で防災教育を行っていたと、そういうことがテレビで報じられておまして、そのことを述べているわけでございますが、そのおかげで、釜石の学校にいた184人が全員無事であったと。地域では在宅の子ども5人を含め1,300人が亡くなられたと。この堅田教授が三つのことを述べておられます、1 想定に囚われるな、2 最善を尽くせ、3 率先避難者たれという3点であります。人間は、正常化のバイアス、いわゆる偏見というんだそうですが、自分だけは大丈夫だという偏見があって、逃げようとしなないものであるということだそうです。そしてまた、集団行動バイアスというものがあって、率先避難者が必要であるということだそうです。また防災教育についてのことですが、命を長らえる防災訓練が必要である。これには先生方の教育も必要で、先生方がこの防災教育の中に、例えば算数に取り入れる波の高さ、早さとか、そういったこととか、あるいはまち歩きを学習の中に入れるということだそうです。そして、親たちは危機感の風化がある。あれだけ津波常襲地帯であったところであるんですが、やはり危機感の風化があったんでしょう。津波を被害を受けた地域に住むお作法として、子どもたちから親に伝える教育をした。子どもたちに危機感を教えることによって、その子どもが親に対して風化した親の危機感を甦らせるというか、そういうことで、例えば具体例で言いますと、かねてから子どもが自分は勝手に逃げるから、万一の時にはお父さん、お母さんは勝手に逃げてくれよという話をしていたそうですね。そういうことで、親は子どものことは気にしながら、勝手に逃げたと、それがよかったと、親子助かったという例があるそうですね。そして、逃げるということは理性的なことであり、自分に打ち勝つ教育になるということだそうです。ということは、防災教育そのものが、人間教育にもつながる、命の大切さを教える教育にもなるということだそうですね。教育長にお尋ねいたしますが、こうした地域教育のことをですね、先ほどは是非やると

いうことはおっしゃられていたんですが、いわゆるその内面的なことも含めた新たな視点から、こうした教育を積極的にしていただきたいと思うんですが、いかがでございましょうか。

教育長（坂元洋三君） 議員がおっしゃるとおり、大震災、あるいはまた台風その他の災害に備えて、学校では常に安全教育を実施していると心得ているところでございますが、今までは津波に対しての安全・安心・訓練ができておりませんでしたので、先だつての学校長の研修会、あるいはまた教頭研修会等においても、再度学校の安全教育を促したところでございます。したがって、いざ災害が起こった時の避難、その他のことにつきましては、これから十分検討して備えていきたいと、こう思います。そしてまた、己の人命だけではなくて、他人の人名も尊重する行動が取れるように訓練をしていきたいと、こう考えているところでございます。よろしく申し上げます。

5 番（戸内恭次君） 一つ提案であります、テレビで見たこの群馬大学の堅田教授等をですね、是非機会を持って講演等に及びしてみたらと思ったりするんですが、いかがでございましょうか。

教育長（坂元洋三君） そのことにつきましては、予算も伴うことですので、検討してまいりたいとこう思います。よろしく申し上げます。

5 番（戸内恭次君） それでは次にまいります。

こうした避難場所をですね、従来の避難場所から新たにこれだけの被害が出てから避難場所というものを、行政の皆さんが見直されるということでございますので、いろんな山すそをですね、今までは山すそに対する管理というのはあまりなされていなかったと思うんですが、今後はそういう避難場所としてのですね、大変貴重な小高い山がですね、大変貴重な避難場所になるということがですね、分かってきたということでございますので、そこで私が一つお尋ねしたいのは、例えば奄高のグラウンドとか大高のグラウンド、こういったところは高台でありますし、いざとなれば仮設住宅の建築もできると、そういうことで、また本当に車ででも逃げ込めるような場所でございますので、こういった場所がもっとあったらいいのになというふうなことを考えておまして、大高のグラウンドの横にですね、そういう民有地といいますか、団体が持っている土地がございまして、そういうところなんかですね、造成を将来はしたいというような希望があったりするんでありますけれども、そこにたまたま市の持っている沢とかがございまして、そういうところなんかはですね、いずれそういう避難場所をつくるのであれば、そういうところも考慮し、またその他、笠利・住用地区においても同様の場所があると思っておりますので、そういうところは積極的にですね、造成なり、いわゆるいつでも使えるような場所として置いておくということもいいのかなと思っておりますので、そういうことに対するお考えお聞かせいただければと思います。

総務部長（松元龍作君） 津波対策として最も大切なのは、やはり速やかに高台へ逃げることだといわれております。平成18年度に作成をいたしました現在の地域防災計画では、避難場所について指定避難所自体が危険と認められた場合、その他の安全な避難所、高台等に避難誘導するものとするとしており、津波の際の安全な場所、高台等について具体的に明記はいたしておりません。今、議員がおっしゃいましたように、今年度地域防災計画の見直しを行いますので、その中で議員御提案の、例えば奄美高校や大島高校のグラウンドの利用についても、検討してまいりたいと思っております。

それと朝の栄議員の質問に答弁いたしました、今度の津波対策につきましては、高台が是非有効であるということも承知をいたしておりますので、奄美市内の高台がどのようなものがあるかなどは調査をしてまいりたいと、このように思っております。

それから、高台にある平地やグラウンドでの仮設住宅のことでございますが、確かにおっしゃるとおりだと思います。特に水利、電気、ガスなどの生活インフラが整備可能な地域と限定をされますが、仮

設住宅用地の可能性があることは、議員の御指摘のとおりでございますので、場所等については地域防災計画を見直す中で、選定などをしていきたいと思っております。ただし、市の所有している土地がまず先になりますので、その辺は御了解をいただきたいと、このように思っております。

5番（戸内恭次君） ありがとうございます。今回の大震災で仮設住宅がなぜできないかという、公用地がないという、本当に初歩的な理由が上がりましてね、だったら早く民間の土地を相談すればいいじゃないかと、仮設住宅ですから農地でもいいし、なんでそういうところをですね、どんどん造っていかないかと思っていましたら、大分時間が経ってから民間の土地を利用するというようなことになってきたということでございますが、要望でございますが、そういう民間からの話があり、また、そういった避難場所についての見直しがある時に、そういう候補地なんかもしっかり見ていただいて、民間と一緒に造成をすとか、その他、それはまた一つの条件をいざという時には、必ず使わせてもらうという条件を付けて、民間と一緒に民有地の造成をしてあげるとか、そういったことも含めてですね、前向きなことができればいいなと思っております。

次、質問を変えたいと思っております。各庁舎建替えについてです。これも同僚議員から質問がありましたけれども、若干聞き漏らしたところもありますので、また提案もしたいこともございますので、質問でございますが、その議員がやはりこの庁舎建替えについて大変興味を持っている。今回の議会のですね、質問書について見ても分かるかとおりでございます。回答の中で地域の方々の声は聞く。地域の方々の声は聞くというんだけれども、その地域の方々というのは、その囑託員会であったり、地域協議会であったりということで、本当に声なき声を持った地域の人たちの声は、本当に聞いているのかなというのがありまして、衆議員から住民投票をしたらどうかということについてありましたけれども、なかなかそういうこともできそうもないんでありますけれども、例えばアンケートを、本当に一人一人から取ってみる。聞き取り調査をしてみる。私も住用地区ではありますけれども、今現在、支所があるところで聞いてみますと、住民投票の話をしてみますと、怒り出しましてね、その住民の方が。とんでもない。それは自分のところから、自分の地域から、要するに役所を持って行くなということですよ。ですからそれは地域エゴですよ、地域エゴというのは、別に悪いことではなくて、それはそれでいいんですけども、ただ、地域エゴのそういった問題が出てきたのであれば、それとどう一般の人との感覚をすり合わせるかという作業をしないとイケないです。ですから、今、あの地にですね、そのまま建て替えるような、私は愚かな計画だとはっきり申し上げたいと思っております。

次、事故があった時、時の市長は誰だ、時の議員は誰だ、もう笑い物ですよ。これはもう建物がうんぬんかんぬんという理屈以前の問題でありまして、そういうことで私がああ地域を見た時に、やはり同じ造るであれば、場所はちょっとずらしてでもいいから堤防よりも高いところに、堤防よりも高く土を埋めて、そしてそこに造ってあげる。いわゆる駐車場は1階に造る、何も置かないからいい。だけど駐車場にある車も必ず被災するのが今の状態ですね。二度も大きな被災を受けているわけですから。そういうことを考えた時にですね、しかもあの狭い、私から見ると狭いあれは地域です、いわゆる敷地ですよ、役所があるところは。そういうところをぼんとかさ上げてみたってね、階段を造らなきゃいけないだろうし、かなり急激なスロープを造らなきゃいけないだろうし、それよりはちょっとずらしたところですね、安心・安全な建物を造ると、同じ予算を使うわけですから。そういうふうですね、是非考えてほしいと思っております。

地域のその地域の人、すぐそばの人たちというのは、役所のそばの人たちというのは、そこから移動することについて大変な不安感を持っておりますから、なかなか難しいかもしれませんが、その周辺の人たちですね、は意外と自分たちの意見も聞いてくれればいねと、途中でそういう外れた地域の人たちの話を聞いてみますと、それなりに意見を言っておられます。ということは、本当にこの地域協議会や囑託員会とか、そういうところだけのね、意見ではなくて、もっと広く本当に奄美市の財政、奄美市の財産でございますので、極端なことを言ったら、奄美市の市民全体に聞くつもりでやってほしいなと思っております。

そこで、議員の意見が取り入れられない、あるいは議員については、何も質問することはないのかということですが、この企画に当たってですね、議員の意見というものを参考にするチャンスがあるのでしょうか、お尋ねします。

総務部長（松元龍作君） これは予算審査の際に、議員の皆さんの御意見は十分聞かさせていただきたいと思っております。先ほど戸内議員がおっしゃいましたように、確かに考え方はいろいろあるかと思えます。これについては、各地区の駐在員会、それから囑託員会、その中で地域から話を降ろしまして、それぞれの集落のほうで常会などで話し合いをしていただきまして、地域に住んでいらっしゃる方がこの場所が一番良いということで、私どものほうに提言をさせていただいたものだとして理解をいたしておりますので、今のところ私どもはそれぞれの地域協議会か出てまいりました、住用・笠利から出てまいりましたその地がベターなものだと思っております。それから、併せて防災に強い施設を造るようという中に提言もございますので、それはプロポーザルなど、今後の設計の中で十分生かされていくものだと考えております。議員の意見につきましては、予算審査の中で十分お聞きしたいと、このように思っております。

5番（戸内恭次君） はい、分かりました。しかし、異議を申し立てます。本当にね、この議会に意見が、いわゆる皆さんが執行部が予算を付けて提案をしてきたことについて、反対したことがありますか。たった一遍だけです。もうすぐ4年間終わるわけですが、その間にたった一遍だけ、皆さんが提案したことをひっくり返したのは、こういうことができるんだなと思って、私はこの奄美市議会を見直したんですが、残念ながら、全部通ります。ですから、この議場に出る前に、私たちの意見を聞いてくださいという声もあるんですよ。市民の皆さんはそういうことが分からないもんだから、もし愚かな計画ができてきて、そしたらいや、あの時になんで議員は何をしていたのと、こうなるわけですね。そして地域の住民もそうですよ。少なくとも自分たちの声は出さしてほしいと。いずれそうなったにしても、声は聞いてほしいというのは私が聞いた住民の声です。納得したいわけですよ。こういう行政がやることについてね。納得をして、見守っていきたいという住民の声もあります。これは賛成、反対ということは別にして、やはり住民に問いかけをするという、そういう行政の姿勢がほしいということですね。その点は是非、行政の姿勢、心の在り方ということですね、住民に対する対応の仕方ということについて、是非、考えてほしいということをお願いして、次の質問に移ります。

次は末広・港土地区画整理事業でございます。私が質問をさせてもらいたいのはですね、前回、既に取り壊した2店舗の建物ですね、家賃を奄美市が支払っているわけですが、それについてこっこのこの本会議で、答弁を拒否をされましたので、再度お尋ねします。2店舗についての家賃はお幾らですか。年間幾らですか。

建設部長（田中晃晶君） 23年度の当初予算書、都市計画費の末広・港区画整理事業の14節に、使用料及び賃貸料ということで、家賃賃貸料2件918万円でございます。

5番（戸内恭次君） ありがとうございます。918万円、2件分で年間918万円の負担をするということですね。それでその時も同じように6店舗改めてこういうことが出てくるという話でしたので、お尋ねをしたんですが、もう本当に長い間計画をし、工事を実行しておりますので、分かっていると思いますのでお尋ねしますが、6店舗の家賃は幾らですか。年間。

建設部長（田中晃晶君） このことに伴いまして、若干補足説明をいたします。先ほど申し上げましたが、現在市が補償を行っている店舗については2店舗でございます。今後移転に伴う仮店舗として必要と考えられる件数が6件でございます。そのうち今年度23年度では3件の仮店舗が必要と考えております。地域の現状や標準的な家賃設定から所要額を想定し、年度予算の補償計上を行います。そのようなことを

いたしますので、仮店舗の具体的な内容については、店舗の場所や広さ、店舗を使用する建物所有者の意向、更には仮店舗を所有する大家さんの意向や賃貸借条件などを伺わない限り、今金額をここでお示しすることはできません。

5番（戸内恭次君） 私には、私に聞こえてくるのは、まことしやかに理由をつけて、答弁を拒否したようにしか聞こえてきません。この3店舗について、もう数年前から始められている区画整理事業でありますし、取り壊しをいつているんじゃないですか、取り壊しを。だから出てくれと、退去してくれというようなことを言っているんじゃないですか。とすれば、分からなきゃおかしいですよね、もう。6店舗のうちの3店舗、既に出てくれという話、私も聞いておりますが、そういう話があるわけですから。それはその予算あるいは賃料というのは家賃というのは、当然分かっている当たり前だと思うんですが、いかがですか。

建設部長（田中晃晶君） ですから、今後移転の交渉を進めて行く中で、仮店舗の場所や具体的に条件を決めてまいります。相手方がおることなんです。そのようなことで、その時点でしか店舗に関する経費的なものについては、きれいな数字は上がってこないというふうに申し上げているところであります。

5番（戸内恭次君） それじゃ、23年度3件、今から進めていくということですが、残りの3店舗についてはいつの予定ですか。

建設部長（田中晃晶君） 24年度以降というふうに計画をしております。

5番（戸内恭次君） 分かりました。じゃ、次の項目にいきます。

事業の現状と今後についてというところでございますけれども、同僚議員が聞いた中で、理解を得られない、数件あるというお話なんです。いまだに理解を得られない数件という、何件ぐらいのことを指しているんですか。

建設部長（田中晃晶君） 昨日も申し上げましたが、我々平成22年度につきましては、32棟の移転のことを計画しておりました。これが今現在30件、移転補償の契約を締結しておりますので、残り2棟分でございます。

5番（戸内恭次君） 大変恐縮ですが、もう一度今話していただけますか。ちょっと耳が遠くなったのか、聞き漏らしました。数字をもっと、もう一度。

建設部長（田中晃晶君） 平成20年度当初に32棟、棟、移転を契約を計画しておりました。そのうち現在30棟の移転補償計画を締結しております。

5番（戸内恭次君） この2棟についてでございますが、32棟のうちの2棟が残っていると。この2棟についてでございますけれども、これは何年度までに取り壊しをしなければならないというような、いわゆるスケジュールの中にある2棟ですか。

建設部長（田中晃晶君） 当然、今年度中を予定しております。

5番（戸内恭次君） 分かりました。その2棟を今年度中にやるべき2棟が、まだ許可を得られていないということでございますので、この2棟が今年度中に許可を得られないとしたら、その工事の進ちょく状況というか、今後の工事について、どういう影響があるのか教えてください。

建設部長（田中晃晶君） 言われるように、現在も地権者の方と話し合いを通じて行っているところでありまして、今後とも御理解、御協力を得られるように努力してまいり所存であります。

5番（戸内恭次君） この2棟が動かなければ、私が気にしているのは、年間918万円の奄美市が払っている家賃に影響があるのか、それとも今後発生してくる6店舗の家賃に影響があるのか、そういうことを聞きたいんですが、それについてはいかがですか。

建設部長（田中晃晶君） 22年単年度で申し上げますと、当初から申し上げたように2か年程度の予定にはしております。今後の6件につきましては、今からでございますので、おっしゃるようなことについては、懸念はないものと思われま。

5番（戸内恭次君） このまちづくりはですね、本当にこの会議会場で何遍も訴えておるんですが、一生懸命生業、業をなしている人たちがどんどん追い出されていく。不安を持ちながら追い出されていく。そして現在やっている人たちも工事が進むたびに、隣の家が取り壊されるたびに不安を持っている。そして、奄美市民もまちを通るたびに、家が壊されていく。寒々としたまちになっていく。そういうことで大変素莫としたまちづくりになっている。じゃ、そのまちを今の計画をどういうまちづくりにするかというと、6メートル道路を16メートルに拡張していく。これではとてもとても高齢者、あるいは市民が楽しめるまちにはならない。そういうことで、本当に活性化のためのまちなのか。それとも郊外の店舗の方のための素通りをしやすいまちをつくっているのか。そういうことで、この基本からこのまちづくりというのは考えなおさなければならない。人口が増える、車が増える、景気が良くなるというかつての高度成長の名残を持った時期に、コンサルタントと同時に市が考えだしたこの計画は、今、逆になってしまった社会情勢の中では、本当に愚かな計画だと。ましてやおがみ山トンネルから抜けてくる交差点、支庁通りの交差点、永田橋の交差点、その中に大きな交差点をまた造ると。

かつてタクシーの運転手をしていた人が言っていましたよ。そういうまちを造ったらとんでもないトンネルの中が渋滞するじゃないかと。一緒だということを言っておりますが、私も早くからその点を申し上げているんですが、なかなかすっきりとおがみ山トンネルが白紙に戻らないし、ストップはかかっています。政権交代後、すぐにストップはかかっております。しかし、白紙撤回ということはありませんので、その間に、区画整理事業はどんどん進んでいっていると。奄美市民が本当に喜べるような計画ではないと、はっきり私は申し上げておきます。

この区画整理事業は、早急に凍結をし、もう一度本当のまちづくりがどうあるべきかということ朝山市長の下で、根本から考えていただきたいと思ひます。朝山市長は平田市長の後を継いで、選挙上、マニフェストの中にあるということであれば、それはそれで、今まではよかったかもしれませんが、しかし、今後は、社会情勢が大きく変化して、しかも私が見たあの石巻は、自然災害によって本当に壊滅しておりました。そういう姿を見た時に、何を好んで市民の国の金を多く使ってやるんだらうかと、まちを壊すんだらうかと、あるまちを大事に使っていく、むしろ高齢者が歩いて楽しめるようなまちをつくっていく。もう価値観を大きく変化した我が国だと思ひますので、是非、もう一度見直していただきたいと思ひます。

そこで、3番目の世界一高齢者に優しいまちづくりということ提案をしているわけですが、人口が減っている。じゃ、その人口対策はなにをしているのか。市民の多くが人口対策をやっているようには考えていません。また、我々市議会議員においても、もっとそこは分かるわけあります。隣の瀬戸内町では、自衛隊誘致だとか、本格的に具体的そういった、それぞれ思想によってそのよしあしは別ですが、ただ人口を増やすということについては、真しに取り組んでおられる姿があるわけありますけれども、その点、まだまだ奄美市は、従来の流れに乗ったまま、危機感がない。市民のほうこそ危機感を持っている。そういうことで、もう一度まちづくりを見直してほしいし、世界一という大

げさな名前を付けたのは、それくらい言ってアピールしなければ、この奄美市というのは、世界から目立たないわけでありますから、是非ともにほんだけじゃなくて、世界中から高齢者が世界一優しいまちづくりをした奄美市に行ってみたくて、そういうような気持ちになれるように、私はこういうことを掲げて皆さんに考えてほしいということを言っているわけであります。総合計画、いろいろこういったことに近いことで、いろいろ言われてはおります。実際にやられようとしているのは分かりますけれども、もっとすっきりした形で絵を描いていただいて、そこにみんなが一丸となって市長を中心として走っていただきたいと、こう思うわけであります。

一般の人たちが本当に人口対策は何かないのかなということを考えておまして、その一つとして、日本一どこか世界一優しいまちなんだと、小さくても世界一優しいまちなんだ、世界一優しい、高齢者に優しい島なんだということが、訴えることができれば、また興味を持っていただけるのではないかと、ということで、こういうことを申し上げております。その点からしたときに、区画整理事業については凍結をしていただきたいし、トンネルについては白紙撤回をしていただきたいということを申し上げておきます。

次、質問、おがみ山バイパスについてでございますが、県のほうから永田橋周辺整備についてですね、県と何か打ち合わせなり、県のほうから何かお話はあったんでしょうか。トンネルについては、到底こういう愚かな計画と思っておりますが、ただもうここまでやってしまった永田橋については、あのまま景観が悪い、観光地、観光客を呼びたいと言いながら、そういう意味での優しさもない。観光客を受け入れる優しさのないまちづくりをしているわけですが、県のほうは一体いつまでこれをほったらかしておくのかと。また、奄美市の土地ですからね、奄美市であるんですから、県がほったらかしておっても、奄美市がやるように動くとかですね、県をどんどんどんどん、県知事に言っただいて、景観のいいまちづくりを、せめていろんな解決がつくまでの間でもいいですから、早急にやるべきだと思います。その点いかがでしょうか。

建設部長（田中晃晶君） ありがとうございます。御質問の永田橋周辺から末広川の用地買収が終了した箇所を整備が要望できないかという、有り難い御質問でございますが、先の議会でも答弁申し上げましたが、地権者の協力を得て用地買収が済んでいる区間、特に永田橋交差点から旧たから屋までの道路整備を優先的に着工できるようにとの要望につきましては、平成21年の12月にも有志の市民の方々から署名を添付した要望書もいただいているところであります。市といたしましても、特に朝夕、永田橋交差点付近の交通渋滞が発生をし、市民の方々に御不便をかけている状況にありますので、この課題の解消に向け、再度強く県のほうに要望してまいりたいというふうに思います。よろしく願いをいたします。

5番（戸内恭次君） 田中部長から有り難がられることはありませんので、私は立ち退きをさせていただきますとかね、一所懸命、それぞれ生きのびるために行政の皆さんと話をし、そして全く対策がないではないにもかかわらず、行政の皆さんのほうが、これは市のほうではないです、県のほうがですね、なかなかそういう住民の声を聞いてやってくれないから、それを田中部長が私が立ち退きをさせるかのように勘違いされたかもしれませんが、そうではありません。やはり個人個人ですね、生命、財産は、やはり個人個人が守っていかなくちゃいけないわけでありますので、行政の皆さんと、そこを一緒になってやっていただければ、私はそういう方たちの、それこそ温かい心をもって接してくれればですね、理解がいただけるものじゃないかと思うんですが、今の状況を聞いてみますと、とてもとてもそういうことではないということでございますから、私は頑張れと、立ち退くなよと、励ましております。

それから、県の皆さんも聞いておられるかもしれませんが、是非、そこは住民の方の気持ちを汲み取ってね、温かい心をもって接していただきたいと思います。

それから、トンネル工事のことについてでございますが、これは白紙撤回をしていただきたいんですけども、県から何かその後、連絡等ございましたか。

建設部長（田中晃晶君） この件につきまして、県のほうにお伺いいたしましたことについて申し上げます。国道58号の整備につきましては、平成22年度に新たに導入されました社会資本整備総合交付金で事業実施をしております。おがみ山バイパスは、網野子バイパスと同様、社会資本総合整備計画に事業個所として位置づけられております。社会資本整備総合交付金の中で対応するという事になっておるとのことでございます。今後、予算が必要となった場合は、その時点で奄美群島に配分されている社会資本整備交付金の中で対応していきたいということでございます。

5番（戸内恭次君） 分かりました。それでは次の質問にいかせてもらいます。

台風被害対策についてでございます。台風被害については、先ほども同僚議員からもありましたので、重ねた質問になりますので、私が特にお尋ねしたいのは、2番目の強固なビニールハウスによる農家の保護対策ということでございますが、奄美市は農家育成のために、いわゆる農地がない、そういう施設がない、技術がない、そういった人を助けるためにビニールハウス等を提供して頑張っておられるということは、大変有り難いことだし、いいことだと思っておりますが、そのことについてでございますけれども、今どういう状況でビニールハウス等の貸与をされておられるのか、その条件等をお聞かせいただければと思います。

農政局長（東 正英君） お答えいたします。現在、奄美市で一般的に建てられているビニールハウスは鉄パイプを骨組みにしたもので、設置建設費用が比較的安価で、施設の維持管理等も容易な利点がございます。しかし、一方で台風の強風に耐えられないため、耐えられないような構造となっているために、台風襲来時にはビニール等の被覆資材を張ったままにすることはできず、被覆資材を外さなければならない。そのためにハウス内の作物の被害を防ぐことはできない状況であります。現在、本市ではビニールハウスを17棟54アール貸し付けておまして、更に今年度は18棟50アールを貸し付ける予定であります。

5番（戸内恭次君） そのビニールハウスの貸し付けの条件等がちょっとお聞かせいただかなかったんですが、これは質問事項に入っていないかもしれませんが、今、分かりますかね。私が言いたいのは、とにかくいわゆる台風の時にビニールを外して、そして風に作物が当たってしまう。そんなビニールハウスを貸しているんですかという素朴な疑問なんですね。本当に大変ですよ、作物を育ててきた人たちは台風が来たらビニールを外さないで指導を受けて、野菜等がやられてしまう、果物がやられてしまう。それではたまったもんじゃ無いと思うんですが、そういう意味で、台風に強いビニールハウスを作れないのかということなんですが、それについては今後考えられることはございませんか。

農政局長（東 正英君） 台風にも耐えられるビニールハウスの建設となりますと、建設費用が大変高額となります。それに伴いまして貸付料金が高額になるために、農家の経営等を考慮すると導入は困難かと思われま。今、現在建てておりますビニールハウスにつきましては、大体径6、間口はですね6メートルで、高さが2メートル70ぐらい、延長が40メートルぐらいの平均的なビニールハウスでございます。その費用を補助事業を2分の1でやっているわけなんです、その残りの分というか、2分の1、残りの2分の1につきまして、貸し付ける際にはですね、皆さんのほうから使用料という形でもらっているところでございます。それで高額になりますので、台風にも耐えられるビニールハウスになりますと、高額となります。現在ビニールハウスを使って作物を作っている方々の収入等々を考えますと、どうしてもその収入に合わないような形になるんじゃないかなということで、どうしても台風等がきた時には、ビニールを守るためにシートを外すというような処理をしております。

5番（戸内恭次君） 台風には壊されないビニールハウスは、お金がかかってもいいから造るべきだと思

ます。それこそが奄美市民の財産であり、奄美市の財産になると思います。それが一つ一つ年々増えていけばですね、それは財産の積み重ねになっていくわけですね。ところがこの台風常襲地帯で台風が来たらビニールを開けなさい、野菜はもうどうなってもいいというような、そういう発想の下ですね、やり方というのは、どうも理解できません。高くなるということは、それは仕方ないことですね、それだけ費用がかかるわけですから。むしろそういうふうにして、補助金がいただけるのであれば、奄美市が建てて、何棟も建てて、是非、安心して、農業がやれるようにしていただきたいなど。本当にかわいそうですね、私が見ていますとね。自然災害の自然の中で、いつどうなるか分からない、台風が来るたんびにはらはらどきどきしながらやっている。台風が来る前に戸締りをし、台風が来たらまた手入れをしというようなね、本当に大変なことですよ。そういうことではなくて、ここの本会議でいろいろ議論されている膨大な公共事業があるんですから、わずかなお金ですよ、そのビニールハウス、台風のためのハウス何ていうのは。そういうのは一つ一つね、造っていくという基本的なところはやっぱり、もうこの際、認識を新たにしてですね、やっていただきたい。そうしなければね、本当、かわいそうですよ、農家の皆さんが。そういうことで、その農家がよくなれば、アルバイトも使えるし、そういう意味での地域の雇用にもつながるといことがはっきりしております。ですから、そういう意味で、ビニールハウス等もしっかりと強固なものにしていただきたいと思います。

そこでお尋ねですが、私が聞いている範囲ではですね、これは一年ごとの更新らしいんですが、本当ですか、それ。

農政局長（東 正英君） はい、そうでございます。

5 番（戸内恭次君） 私はプロではございませんが、見聞するところで土づくりが第一だといわれております、農業はね。一年更新して、土づくりできるんですか。せめて5年はしないと。普通いわせると10年と言いますよね。一生懸命高価な肥料を使って苗を植えて育てて、1年更新って、そんな、本当に大変ですよ、精神的負担は。そういう意味で5年ぐらいの貸し付けはするぐらいの余裕がほしいなと思えます。

それから、今回の場所が、提供している場所が10万円の年間の借地料ですか、使用料を取っているということなんですが、かわいそうにパッションフルーツ、もう集荷前ですね、季節外れの台風で大変ですよ。100万円とか、あるいは60万円とかかけてやったことがね、ばあになったと。こういう人たちを救済するために、公の資金を導入してうんぬんかんぬんはできないとかいう話だったんですが、奄美市が取る使用料ぐらいというのは免除していただくということとはできないんですか。

農政局長（東 正英君） 先ほどの研修期間の1年についてなんですが、現在うちの研修センターにおきまして、研修生が毎年入っております。その方々に使ってもらおうということで毎年1年ということでやっております。その研修をしまして、研修をした方は、自分で農業を新たにやるということで、1年になっております。そして今回の台風の中で使用料につきましては、その辺もですね、ちょっと検討をしなければいけないのかなということで思っているところでもございます。

5 番（戸内恭次君） ありがとうございます。本当に私は現状を見ていましてね、かわいそうだと思います。せっかく伸びた茎を切らなきゃいけない、植え替えなきゃいけない。私はそれは切らないで、切らないでいいんじゃないですかと、今から行政の皆さんに声を掛けてやってみたらどうですかと。切らなくて災害を受けた茎がですね、今度はほかのところではきれいなほはばが出て来てですね、よみがえったんですよ。それを切らなきゃならないなんていうね、むごいことを進めているようでございますので、そういうことは止めていただきたい。2年間使わせていただきたいということで大変ありがたいことなんですが、そういうことで、是非させてもらいたいし、作物を自由に使わせていただきたいし、肥料も指定しないで、是非、自由に使わせていただきたいということを要望して終わります。ありがとうございます

いました。

議長（世門 光君） 以上で民主党 戸内恭次君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

明日9時30分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後3時45分）

出席議員は、次のとおりである。

1番	師玉敏代君	2番	多田義一君
3番	橋口和仁君	4番	奈良博光君
5番	戸内恭次君	6番	平田勝三君
7番	向井俊夫君	8番	蘇嘉瑞人君
9番	竹田光一君	10番	竹山耕平君
11番	伊東隆吉君	12番	泉伸之君
13番	世門光君	14番	関誠之君
15番	三島照君	16番	崎田信正君
17番	里秀和君	18番	平敬司君
19番	渡京一郎君	20番	朝木一昭君
21番	奥輝人君	22番	平川久嘉君
23番	栄勝正君	24番	大迫勝史君
25番	与勝広君	26番	叶幸与君

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市長	朝山毅君	副市長	福山敏裕君
教育長	坂元洋三君	住用総合支所長	高野匡雄君
笠利総合支所長	川畑克久君	総務部長	松元龍作君
総務課長	前里佐喜二郎君	企画調整課長	東美佐夫君
財政課長	安田義文君	総務部参事 (消防長)	原田俊光君
市民部長	田丸友三郎君	環境対策課長	高崎義也君
健康増進課長	嘉原孝治君	住用市民課長	師玉敏司君
税務課参事兼係長	田中義人君	福祉部長	小倉政浩君
自立支援課長	桜田秀勝君	産業振興部長	川口智範君
商水情報課長	則敏光君	紬観光課長	元田政重君
農政局長	東正英君	建設部長	田中晃晶君

都市整備課長	上 島 宏 夫 君	建築住宅課長	大 石 雅 弘 君
下水道課長	川 上 一 弥 君	笠利水環境課長	里 良 也 君
教委事務局長	日 高 達 明 君	総務課長	白 坂 稔 君
学校教育課長	福 永 朗 君	住用地域教育課長	重 久 春 光 君
選挙管理委員会 事務局長	圓 和 之 君	監査委員事務局長	山 崎 實 忠 君

職務のために会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	有 川 清 貴 君	次長兼 調査係長事務取扱	橋 本 明 和 君
主幹兼議事係長	前 田 美 佐 男 君	議事係主査	麻 井 庄 二 君

議長（世門 光君） おはようございます。ただいまの出席議員は26人です。会議は成立いたしました。これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

議長（世門 光君） 本日の議事日程は一般質問であります。  
日程に入ります。通告に従い、順次質問を許可いたします。  
最初に、公明党 与 勝広君の発言を許可いたします。

25番（与 勝広君） 皆さん、おはようございます。公明党の与 勝広です。

3月11日の東日本大震災から、早いもので3か月が過ぎました。改めて被災地の皆様、そして今なお避難生活を強いられている皆さまに、心よりお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた皆様に心よりお悔やみを申し上げます。今、日本国民挙げて、この国難に立ち向かっておりますが、一番の国難は菅総理が権力の座にしがみついていることでもあります。菅総理が退陣をにおわせるような表明をして約3週間、その後も内閣延命のためにだけエネルギーを使い、何が何でも政権にしがみつこうという涙ぐましい悪あがきをしております。菅政権が存続していることが、被災地や被災者にとって、また国民にとって復興ではなく、不幸であると思えます。また、先日、菅総理は新たな延命策として再生エネルギー特措法案を打ち出しました。内政干渉といわれるかもしれませんが、再生エネルギーの前に菅内閣の再生が先ではないかと思えます。

こうした状況の下で、復興、復旧を進めるためには、何と云っても信頼に足る政治のリーダーシップが大事だと思います。私ども公明党は、5月26日に東日本大震災復旧復興ビジョンを発表し、政府に申入れを行いました。ビジョンでは復興を着実に進めるための行政組織の在り方や、担当大臣の設置、財源復興の姿など、みぞうの災害を乗り越えるための具体的な政策を提言いたしました。特に復興庁の設置と東日本復興特区の創設は、省庁の縦割りを超えて一元的に実施する権限を持つ強力な機構であります。地域のニーズにこたえることにも可能になります。その公明党の提言が盛り込まれた復興基本法が20日の参議院本会議で可決成立をいたしました。いずれにしても、今、復旧復興は待たなしの状態です。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。冒頭で述べた東日本大震災の影響についてですが、まず、3月11日の東日本大震災をどのように受け止め、また、その教訓をどのように生かそうとしているかということをお尋ねいたします。どのように受け止めているかという点については、先日同僚議員からも同じ同様の質問がありましたので、重複がなければ答弁をお願いいたします。

次からは発言席からさせていただきます。御答弁よろしくをお願いいたします。

議長（世門 光君） 答弁を求めます。

総務部長（松元龍作君） おはようございます。答弁させていただきます。

大震災をどのように受け止めているかということと、教訓ということですが、受け止め方については以前も議員のほうに御質問がいろいろございましたので、今後のどのように生かしていくかということで答弁をさせていただきたいと思えます。

本市といたしましては、この大震災を教訓といたしまして、更に災害に強いまちづくりを推進してまいりたいと考えております。災害を防ぐためのハード事業はもちろんのことですが、特にソフトの面でありまして防災に対する意識の向上、言い換えますと心の備えを持っていただくための啓発活動、防災訓練、出前講座などがございますが、これを早急に実施してまいりたいと考えております。併せて、特に避難所の見直しや津波発生時の避難所の指定、ハザードマップなどの作成を速やかに行いたいとも考えております。そういうことで、広く住民に対して周知を図ることで様々な災害に対する防災意識の向上につなげてまいりたいと、このように思っております。

25番(与 勝広君) 今回、東日本を襲ったマグニチュード9.0という大規模な震災でありましたが、この東日本震災の地震の規模、また、津波の規模が仮に本市で起きた場合のシミュレーション、被害状況等はどういうふうにシミュレーションされているのか。この一日、二日の一般質問等においても、ハザードマップはしっかり改善し、作成していくと。また、地域防災意識の高揚にも行政もしっかりと努めていくという答弁が頻繁に行われておりますが、このようなことも勘案しながら、これまでと一歩踏み込んだ答弁があればお答えをお願いしたいと思います。

総務部長(松元龍作君) 議員御質問の東日本大震災並みの地震がこの辺で発生した場合のシミュレーションということでございましたけれども、現在、本市ではそのようなシミュレーションは今のところ行ってはおりません。しかしながら、現在の地域防災計画の中では、鹿児島県が示しております想定地震を前提に作成いたしております。その内容といたしましては、奄美大島の近海で、これは喜界島沖付近を想定をいたしておりますが、マグニチュード8.0の規模の地震が発生した場合、奄美市では最大で震度6強の揺れが予想されるということでございます。津波では場所にもよりますが、最大遡上が4メートルから7メートルにも上がり、到着までの時間が遅くても10分から20分後であり、大きな浸水被害が生じると予想されております。この規模の地震、津波が発生した場合でも、地震による倒壊家屋や火災発生被害はもとより、津波により海岸線にある地域では多大な被害が発生いたします。東日本大震災規模になりますと、この想定をはるかに超えることとなりますので、更に甚大な被害が想定されるものだと思っております。

先日もいろいろ申し上げておりますが、地域防災計画の見直しやハザードマップの見直しを早急に行いますとともに、やはりこの地震に対するシミュレーションをどのようにその中で組み合わせ、その被害状況を把握をしていくかということも大事でございますので、その辺も十分勘案をしていきたいと、このように思っております。

25番(与 勝広君) あくまでも想定は想定ですので、実際、このような震災が起きた時に、どう対応していくのか、やはりそれは常日ごろからの地域住民の防災意識を高揚させることや防災訓練をしっかり徹底して、実行力の伴う防災訓練にしていくことが大変大事じゃないかなと、このように思います。

ところで今回の東日本大震災では、未来の宝、希望であります多くの子どもたちが犠牲になりました。子どもたちを災害から守るという観点から、本市の保育所、幼稚園、小学校、中学校等の危機対応マニュアルはどのようになっているのかお尋ねいたします。

総務部長(松元龍作君) おっしゃるように災害に対する考え方は、日ごろの防災意識が、高揚が大変肝心かと思っております。その意味でも、現在、奄美市内には、市が管理をいたしております保育園、幼稚園、小学校、中学校が全部で54か所ございます。すべての学校施設などでは、必ず避難訓練を実施しており、自分で自分の命を守るための方法と、危機管理の大切さを学んでおります。また、各小学校、中学校においては、様々な災害に対しての避難マニュアルなどを作成し、児童・生徒の安全確保に努めているところでございます。今年度は先の大震災を受け、数校が津波に対する避難訓練を既に実施をいたしております。または、計画をしており、残りの学校についても検討中であると同っております。保育所におきましても、防災対策マニュアルを想定し、月ごとに火災や台風、地震等を想定した訓練を実施しており、今回の東日本大震災を受けまして、本年度からは津波を想定した訓練も実施することといたしております。ただ、幼稚園に関しましては、実施している避難訓練の想定が、火災や地震を想定しており、他の災害におきましてもマニュアルを作成するなど、同様の訓練や防災教育を実施することが重要であると認識をいたしております。今後とも防災教育の充実とともに学校や施設と連携を図ってまいりたいと、このように思っております。

25番(与 勝広君) このような震災が発生した時に、一番被害に遭うのは、やはり災害弱者といわれ

ている高齢者含め、このような小学校、中学校、幼稚園、保育所、こういう施設等にいる児童生徒等にも大変な被害が受けるのは明確でありますけれども、この議会でも防災教育をしっかりやっていく等々の話もありますので、しっかりと防災教育などを常日ごろから行いながら教育をしていただきたいと思います。

それでは、2番目の自主防災組織の構築は喫緊の課題ではないのかという質問であります。この質問につきましても、先だって同僚議員から同様の質問がありました。先ほど、ちょうど1か月前に行われた防災訓練では、29自治体、1,658人の協力参加があったということで、自治体の参加ももっとも行政としても推し進めていきたいという答弁等もありましたが、この自主防災組織の喫緊の課題でももちろんありますけれども、先だって同僚議員から質問を受けた答弁と重複しないものがありましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

総務部長（松元龍作君） 答弁としてはもうほとんど変わらないとは思いますが、ただ私どものほうから直接相手方のほうに出向いて行きまして、その防災の大切さなどをよく十分お話をしながら、やはり日参とまでいきませんが、足しげく防災、自主防災組織を作っていただくように、これはもう願ひするしかないのかなと、このように思っております。

係のほうでも今、鋭意やっておりますが、その後、住用のほうでも4か所ですか、それから笠利のほうはもう全部、もう既に出来上がっておりますので、後は名瀬地区のほうでございますので、今のようなことで是非、自主防災組織率を上げていきたいと、このように思っております。

25番（与 勝広君） 自主防災組織の構築については、昨年の10・20の奄美豪雨、そして3・11の東日本大震災を目の当たりにして、それぞれの自治体等においては防災組織をしっかり構築をしていかなければならないという機運が高まっているのも事実であります。このことは、逆に言うと最大のチャンスであります。しっかりと鋭意行政としても取組をしていただきたいと思います。

この自主防災組織のなかなか構築できない理由も、特に名瀬の市街地においては、理由もいろいろあると思いますが、私はその自主防災組織が構築できない地域なりに、その地域住民に対しては、これは先ほどから言っているように、地域の防災組織の防災をしていこうという意識を高めていくことにもつながると思いますけれども、自助・共助・公助という観点から、今後どのように行政が指導をしていこうとしているのかをお尋ねしたいと思います。

総務部長（松元龍作君） 先ほども申し上げましたとおり、奄美市では自主防災組織の組織率が低く、特に名瀬地区が最も低くなっております。その要因の一つといたしましては、自主防災組織の基盤となる自治会が市街地を中心とした地域で設立されていない現状でございます。また、地域内での活動において、役員の方々以外の協力を得ることが非常に難しい現状もございます。ただ、実際の大規模災害における自助・共助・公助の観点を、統計により被災者が助かった割合を表しますと、自分の命は自分で守るこの自助が7割、自分たちの命を自分たちで守る共助が2割、残りの1割が公助となっております。更に4人に1人が65歳以上の高齢者である奄美市の現状から考えますと、地域内での助け合いが住民の生命を守るために必要不可欠であると認識をいたしております。

そのためにも自主防災組織の設立による地域防災力の向上と、自分の地域から犠牲者を一人も出さないという共助の精神を培っていかなければならないと考えております。幸いにも昨年の豪雨災害や先日の防災訓練を受けまして、自主防災組織を立ち上げたいとの話も伺っております。市といたしましては、定期的な防災訓練を実施をいたしまして、防災意識を高めるとともに、積極的に自治会での集まりに向向き、防災組織の必要性を説いてまいりたいと、このように考えております。

25番（与 勝広君） 先ほど来から、この地域防災意識を向上するためにうんぬんと、質問もしておりますけれども、まず、この地域の防災意識を向上をする施策をしっかりやっていこうと、もしするんであ

れば、市民が防災意識を今のような市民が状況であるかと、状況というか、どのような市民に防災意識があるかということをしっかりまず把握をしないといけないと思います。そのために、市民に対する防災意識調査、こういったものなども、それをしっかりして、その上に立ってそれを把握した上で、しっかりとした施策が実行できるんじゃないかと思えますけども、今後、近い将来でもいいですが、市民に対するこの防災意識調査等については行う予定があるのかなのか、お尋ねいたします。

総務部長（松元龍作君） 現時点ではそのような計画はございませんが、貴重な御提言でございますので、是非前向きに検討してまいりたいと、このように思っております。

25番（与 勝広君） しっかり前向きに検討して、まず実情を知ることがしっかりとした施策を打ち出して、実行の伴うものだと思いますので、そこら辺をよろしく検討をいただきたいと思えます。

それでは、3番目のBCP、事業継続計画の策定をという質問をさせていただきます。地震のような大規模な災害やテロといった不測の事態が生じて、行政機関や企業等において重要事業を継続できるように事前に立てておけるようにすることをBCPと言いますが、本市でも1日でも早くBCPの策定を検討できないかお尋ねいたします。

総務部長（松元龍作君） 御指摘のように、行政機関や企業などの組織は災害や事故で被害を受けましても、重要業務が中断しないことや中断しても可能な限り短い期間で業務を再開することが求められております。行政の場合、事業継続計画、企業の場合は、失礼しました、行政の場合は業務継続計画、企業の場合は事業継続計画とも呼ばれておりますが、このような業務継続のためにはBCPを策定して、電算のバックアップシステムやオフィスの確保、対応する職員の確保など、何を、いつでも、どこで、どのように継続再開させるのかといった具体的な対応を事前に計画しておくことが重要であると指摘をされております。ただし、総務省が2008年7月に実施した全国の都道府県、地区町村を対象としたBCPの策定状況に関する調査では、業務継続計画を策定していると回答した自治体は、都道府県で6.4パーセント、市区町村では2.3パーセント程度にとどまっているようでございます。

しかしながら、不測の事態に備えた業務の継続は、昨年の中豪雨や今回に東北震災の東北大震災での発生でも御案内のとおりですが、行政の危機管理の観点から大変重要になってきておりますので、この策定ができるか十分に検討させていただきたいと思えます。

25番（与 勝広君） 今、総務部長が答弁したパーセンテージというのは、これはもう3.11以前ですので、この3.11の東日本大震災以降は、全国の自治体においても、そういった事業継続をしっかりとできるようなBCPの策定をということで、今、そういう気運が高まっておりますし、実際取組をしている自治体もあると聞いております。このことは、行政だけではなく、今、やっぱり奄美市にも中小企業を含めて、いろんな企業がありますが、企業においてもこれも喫緊の課題であると思えます。行政がこのBCPをやっていないのに、どうして企業にね、進めることができるかという問題もありますが、それを含めて企業等に対しては、どのようにお考えですか。

産業振興部長（川口智範君） 中小企業者等が突然発生する自然災害、大火災、テロ攻撃など、予期せぬ事態に遭遇した場合に、事業資産の損害を最小限にとどめ、中核となる事業の継続、あるいは早期復旧を可能にするため、平常時に企業自らが事前に策定する事業継続計画につきましては、大変意義あるものだと認識いたしております。

緊急時に有効な手を持つことができなければ、廃業に追い込まれたり、事業を縮小し、従業員を解雇しなければならぬ状況も考えられます。このような事態を避けるためには、平常時からBCPを周到に準備しておき、緊急時の事業の継続、早期復旧を図ることが重要でございます。このことにより、顧客の信用を維持し、市場や金融関係者から高い評価を受けることもできるかと思っております。このよ

うなことから、事業継続計画の重要性については、関係機関や商工会議所等とも情報交換をしながら、認識を更に深めていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと存じます。

25番(与 勝広君) BCP以前に、これも本当、大事なことだと思います。しかし、やはりきちっと地域の企業や住民の生命や財産を守るという観点からも、まず基本的な部分からしっかり取り組んで、最終的な手段としてこのBCPまでたどり着ければいいかと思っております。

今度は広域的な防災という観点から質問させていただきますが、平成16年に市町村間の災害時相互協定が結ばれましたけれども、今回この近隣町村間における防災協定や防災連絡会議、これは仮称ですけども、の設置等も今後大変重要ではないかと思っております。奄美市が是非しっかりと音頭を取って、常日ごろからこの近隣間の防災連絡会議、何かが起こる前にしっかりと事前に近隣町村で協議するという、そういったことなどもできないものかお尋ねいたします。

総務部長(松元龍作君) 今回の住用等における、奄美市における豪雨災害におきましても、奄美市だけではなく近くの大和村、それから龍郷町、宇検村、瀬戸内、広域にわたって被害が出ております。議員の御指摘のとおり、昨年の豪雨災害と同様の災害が発生した場合は、奄美大島全体での防災対策が必要になってくると思っております。特に本土から遠く離れた奄美では、自衛隊や他の協力機関からの援助に時間を要する地域でございます。その中で広域的に連携を図ることが重要であると認識をいたしております。

現在、昨年の豪雨災害を受けまして、大島支庁では不定期ではございますが、大島本島防災連絡会議を開催しております。これは本島各市町村の防災担当者と消防や警察をはじめとする各防災関係機関により行われるもので、豪雨災害の復旧に向けての課題や取組を協議し、そして今後の災害発生時に的確な対応を図ることを目的といたしております。また、平成19年に鹿児島県内の全市町村間での災害応援協定も締結をしており、大規模災害発生に備えているところでございます。本市といたしましては、今後とも大島支庁との連携の下で、大島本島内の広域防災にも積極的に携わってまいりたいと考えております。

25番(与 勝広君) 広域的な、広域行政的な防災連絡協議会、これもしっかりと災害が起こることの想定をして、何かあった時のために、しっかりとそういう広域行政における防災連絡協議会なるものも常日ごろからできるような体制づくりも大事じゃないかと思っております。

続きましては、4番目の質問に移りますが、奄振予算の影響は考えられるかと。今回の3.11の東日本大震災を受けて、これまで国もいろんな施策を打ち出しておりますけども、この復興に20兆円、30兆円かかるともいわれており、10年先、20年先と、何せこの復興基本法ができたのが3か月、震災後3か月経ってからですので、取組も遅いような状況でありますけども、しかし、この10年、20年はこの復興のために大きく財源が使われるんじゃないかと、こう思います。

例えば、私たちは奄振の予算も毎年予算を確保するために、大変な努力をしておりますけれども、奄振の2009年は287億7,000万円ありました。民主党が政権を取る時に、奄振は絶対予算は減らしませんと言って政権を取って、205億2,500万円になりました。前年度比の71パーセント、そして約83億円減額されて、今は200億円台がこの奄振のベースという形になりましたけれども、もうこれ以上また減らされると、大変な状況になるんじゃないかと思っておりますけれども、今、何せ、国のほうがどういう方向を打ち出しているか、そこら辺もはっきり分かりませんが、今後の奄振予算はどういう影響を受けられるのか、考えられるのか御答弁をお願いします。

総務部長(松元龍作君) 東日本大震災復旧予算につきましては、議員も御承知のとおり、先月の5月2日に約4兆円規模の一次補正が成立をいたしており、現在は二次補正に向けた協議が進められているようでございます。この成立した一次補正の財源を見ますと、経済危機対応、地域活性化予備費や基礎年

金の国庫負担分からの振り替え、更には子ども手当上積み分の見送りなどからねん出されており、公債の追加発行は回避されたようでございます。その中で、御質問の奄振予算への影響でございますが、今年度予算の当初配分におきまして、公共事業費全般にて5パーセントの留保措置が取られております。このことは、奄振予算に限らず、全国の国の直轄事業や地方向けの補助事業すべてにおいて取られている措置でございます。今後、この留保措置された予算が震災復旧予算に振り分けられるのか、二次補正予算がどの程度の規模になるのか、また、本格的な復旧、復興予算の規模や財源がどうなるのかなどの今後の動向を見ないと、現時点では奄振予算への直接的な影響は不透明な部分がございますので、御理解をいただきたいと思っております。

25番（与 勝広君） 奄振の事業、この5パーセントの留保財源措置があるということではありますが、今回10.20の奄美豪雨も激甚指定になって、最後まで国の財政措置があるのか、できるのか、あるいは当初、23年予算の当初予算で歳入で交付税127億円余りの予算総額出していますけれども、この交付税などについても影響等は考えられないのかお尋ねいたします。

総務部長（松元龍作君） 今回の東日本大震災によりまして、奄美豪雨災害に係る国の財政措置に影響はないかということでございますが、現在まで災害に係る国の補助率や起債の交付税算入率が下がるなどの情報はございませんので、特段影響はないものだと考えております。また、平成23年度当初予算の歳入全般につきましても、先ほど申し上げました公共事業に係る国庫補助金5パーセント留保取組以外、特に影響を受けるような国からの連絡通知等はありません。ただ、特別交付税につきましては、他の自治体も同様かと思いますが、一定の影響を受けるものと危ぐをいたしております。なお、どの程度の影響か等につきましては、特別交付税の性格上、その内容が明らかにされておられませんので、この場では申し上げられないことを御理解をいただきたいとこのように思っております。

25番（与 勝広君） 特別交付税については、被災地へ手厚く交付される特別交付税ですので、被災地の交付が増えることが予想されるので、これは何らかの形で影響があるのかなと思いますけれども、全般的には今のところは大きな動きはないと、こういうふうに解釈していいんですね。はい、分かりました。

それでは、大分この項目で時間を取りましたので、2番目の福岡 - 奄美直行便の就航についてお尋ねをいたします。1番、2番、続けて質問させていただきます。

搭乗率を上げるための戦略はあるのかと。35年ぶりに福岡 - 奄美の直行便が就航いたしました。これを今後継続していくために搭乗率を確保しなければなりません、現況とその戦略はあるのかと。

2番目の福岡との観光交流及び外貨を稼ぐ方策は、でありますけれども、観光交流や外貨を稼ぐための方策があるのか。大幅な短縮が図られることによって、乗り換えの煩わしさがなくなり、福岡の地と直で観光交流や経済的な恩恵を受ける可能性が高まる中での外貨を稼ぐためにどのようなことを考えているのかお尋ねをいたします。

産業振興部長（川口智範君） まず1点目の搭乗率を上げるための戦略はあるかとの御質問でございます。

平成23年3月27日に35年ぶりに福岡 - 奄美の直行便が就航いたしました。まず、路線の現況についてでございますが、3月の搭乗率は初便関連行事や3月の移動時期によりかろうじて51.8パーセントの搭乗率となっております。しかしながら4月においては東日本大震災による旅行の自粛ムード、また、十分な路線開設PRや観光キャンペーンを張ることができず38.6パーセントと低調でした。5月についてもゴールデンウィークなどでやや持ち直したものの、厳しい状況が予測されております。また、路線の廃止となった東亜国内航空時代の最終年であります35年前の平均搭乗率は50.7パーセントであり、非常に厳しい状況だと認識いたしております。

つぎに、搭乗率の確保に向けた取組についてでございますが、今年の2月に奄美大島観光協会とともに観光がごしま大キャンペーン推進協議会主催の福岡地区旅行エージェント・メディア向け観光プロモ-

ションに職員を参加させました。その際、福岡 - 奄美路線の開設を知らない旅行エージェント・マスコミも多数おり、奄美の魅力も十分に浸透していない状況から、まずは福岡の地で奄美の魅力を発信する観光キャンペーンの必要性があるのではとの声が、観光関係団体からありました。

東日本大震災の影響もあり、6月3日から4日に福岡で観光キャンペーンを展開いたしました。35年ぶりに就航した福岡路線が、安定継続した路線となるためには、単発のイベントで終了するのでは不十分ですので、今後も継続して何らかの形でキャンペーンなどを計画してまいりたいと考えております。併せて、鹿児島県観光連盟の資金援助を受けて1ページの新聞広告を7月ごろに予定いたしております。また、実際のツアー造成のつなげるために、本年度は奄美満喫ツアー事業で各種助成事業を導入しており、福岡地区の旅行エージェントに対しまして商品の造成を関係団体と連携して働きかけているところでございます。

2点目の福岡との観光交流及び外貨を稼ぐ方法とはということでございますが、議員御指摘のとおり、福岡 - 奄美航空路線の就航により、直行便の所要時間は1時間20分程度で、これまでの鹿児島経由便の最短2時間50分に比べ、所要時間は1時間半の短縮となり、半分以下となります。このことにより新たな観光交流や物産の販路拡大のチャンスが生まれると認識いたしております。直行便就航による時間的短縮、それ以上に大きなのが心理的な短縮が大きいと考えております。今回の福岡のイベントを通じて、大きな成果の一つとして福岡県奄美会、福岡・佐賀安陵会とのつながりが一気に強まったと感じております。会員の皆さんの中には、長年にわたり福岡の地で経済活動を行ってきた方々もいらっしゃり、観光面はもちろんのこと、物産の販売についても強力なサポーターとなっていただけるものだと確信しております。今後これらの郷土組織の協力を得ながら、観光と物産、ビジネスの両輪で外貨を稼げたらと考えております。

25番（与 勝広君） 今の答弁で大変長い説明で、中身もよく分かりましたけれども、実際それがしっかり実効力を伴って、やはりきちっとした形で見えなければならないと思うんですね。これは今、緒に就いたばかりといえどももうそうですけども、今、奄美市のホームページにも奄美へ旅行支援事業を始めますということで、奄美満喫ツアー実行委員会ということで、こういうホームページなども載っておりね、いろいろ、いろいろな人がそれを見て、その奄美満喫ツアーをしっかりと利用していただけるんじゃないかと思えます。

少し視点を変えてなんですが、今、福岡市というのはアジアの玄関口といっても過言ではないと思っています。その今急成長している韓国や中国に対して、お隣の韓国や中国に対してツアー、あるいは観光交流を含めた対策等があるのかお尋ねをいたします。

産業振興部長（川口智範君） 今現在特にというのは、私も持ち合わせておりませんが、ただ、いろいろ考えられますのは、福岡と韓国が近いです。福岡を拠点にして、福岡から韓国、中国からのお客さんを運ぶという手だても一部そういうお話も伺っておりますので、航空会社と連携して、その辺りの部分についても取り組んでまいりたいと考えております。

25番（与 勝広君） そちら辺の議論もしたいんですけども、しっかりまた福岡、そこだけじゃなくて、やっぱり韓国や中国等にもしっかりと目を向けて、奄美へ呼び込むような戦略も、しっかりとお願いしたいと思えます。

3番目の福岡へ常駐する職員の配置は考えているのかという質問ですけれども、福岡に向けてのキャンペーンや観光物産展など、奄美からの情報を発信していくということも大事なことでありと思えますが、ある意味職員を常駐させることも、奄美 - 福岡間の戦略にもつながってくると思っております。これは福岡のみならず、また九州新幹線の開通などともリンクして、しっかりとした職員を配置できないものか。また大阪なども職員配置できたら、また違った形で観光戦略にもなるんじゃないかと思えますが、これについてはいかがでしょうか。

総務部長（松元龍作君） 現在、本市では東京事務所や沖縄県庁に職員を派遣いたしまして、中央官庁との調整、企業誘致、先進地の事例取得などの業務に従事させております。職員が常駐することにより、迅速できめ細やかな対応、情報収集が図られているところでございます。議員御指摘のとおり、職員が福岡や大阪に常駐することにより、奄美のPRやキャンペーン活動、または観光客や企業の誘致活動などが計画的、恒常的に行われ、その効果は大きく期待できるものだと考えております。このことにつきましては、正規職員の派遣のみではなく、誘致活動などの委託による方法や、鹿児島県福岡・大阪両事務所との更なる連携による取組など、総合的に勘案をいたしまして、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

25番（与 勝広君） しっかり検討して、やはり福岡 - 奄美直行便ができたのを機に、やはりこれもこういう部分も戦略的に大事だと思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

それでは、3番目の平成23年度の奄美市の人事について質問させていただきます。部長、課長級ほか、一般職員262人の人事異動がなされました。職員の配置について何を基準に人事を行ったのか、お尋ねいたします。

総務部長（松元龍作君） 今回の人事異動に際しましては、次の4点を基本として配置を行っております。まず一点目は職員申告書に基づく希望や、部課長の意見などを総合的に判断し、意欲の向上、職場の活性化が図られるよう適材適所の配置に努めております。それから、長期にわたり同一部署に在職する職員については、原則として移動の対象といたしました。

二つ目は、若手職員については、市民との接触の多い職場や行政の基本的な知識、技能などを習得できる部所に配置を行い、中堅職員につきましては、一定部署に固定することなく、異なる部署への配置を行い、幅広い行政知識、技量が習得できるように努めたところでございます。三つ目は、更なる新市としての一体感の推進のため、支所間の職員交流を進めるとともに、支所間で移動し、一定の年数を経過した職員については元の支所へ移動に努めました。

4点目は、市民福祉の向上や市民サービスを効率的かつ効果的に提供できる人事体制や総合計画の実現、また本市が直面する各種の行政課題に的確に対応できる人事体制の構築に努めました。以上の4点を基本といたしまして今回の人事異動を行ったところでございます。

25番（与 勝広君） 人事のたびに適材適所の人事が行われましたといつも言われます。適材適所というのが、私はよく理解できないんですね。当然、職員も人事については希望をしたいと思います。しかし、その職員の希望はほとんどかなうことはないと思いますね。最終的にはその部所の部長や課長が職員の力量を見て、また、その仕事のできるできない等を判断して、職員の人事もあると思いますけれども、私は市の職員は20代、30代の中には、大変、本当に優秀な人材が埋もれていると思っております。実際、いろいろ話してみると、しっかりまた勉強もしておりますし、その20代、30代の職員の力が十分に、また能力が十分に発揮できたら、ある意味では市役所改革に大きな職員改革ができるんじゃないかと思っております。この20代、30代の若いこの職員たちの力量だとか、そういったものはどのように判断されるのかお尋ねいたします。

総務部長（松元龍作君） 先ほども答弁させていただきましたが、職員の配置に際しては、できる限り職員の希望を尊重して配置するように努めております。しかし、希望先部署の定数などから希望に添えない場合もございます。そうした場合は所属長の意見やこれまでの配属先、取得している資格、免許、選考された科目等を総合的に判断して、職員の能力や意欲の向上が図られるように努めているところでございます。人事はなかなか100パーセントというわけにはいきませんが、基本的にはなるべくその職員の希望がかなえるところという考えでやっております。

25番(与 勝広君) やはり現場でしっかり、その働いている職員の力を引き出して、やはり今、これだけの厳しい世の中ですので、職員に対する目線も、市民の目線もやっぱり違ってまいりますので、この接遇についてもいろいろありましたけれども、そういったのも含めて、しっかりと教育をしていただきたい。そしてまた、そういう職員の力を存分に発揮できるような役所であっていただきたいと、このように思っております。

続いて、2、3、4はまとめて質問いたします。本場大島紬協同組合の職員配置の最終目的は何か。3番目、庁舎対策準備室へ配置された職員の職務内容は。4番墓地対策室における職員の役割と奄美市墓地の将来構想は。この3点を質問させていただきます。

市長(朝山 毅君) おはようございます。それでは私のほうから本場奄美大島協同組合の職員の派遣のことについてでございます。

まず、御承知のとおり、紬業界は平成22年度8、464反、初の1万単割れとなった大変厳しい状況下にあります。昭和53年に始まりました販路開拓資金制度は、紬産地価格の形成という目的をもって作られましたが、近年は紬担保による紬再生のための当座資金として、また、組合の経営運転資金として活用が図られてまいりました。この制度は旧名瀬市及び現奄美市の議会において紬組合に対し6,000万円の預託金及び5億7,500万円の損失補償の議決を毎年度いただき執行してまいりました。このことは、債務に対して奄美市が共同して責任を負う旨の契約でございます。奄美市は理事長並びに理事の皆さんと同等の責任を負わなければいけない立場にあります。したがって、紬組合に関して共同責任があると言えるかと理解をしております。

こうしたことから、紬組合と連携を図り、経営や財務体質改善に真正面から取り組むために、組合からの要請も受けまして、職員を派遣いたしました。ということで、御理解いただきたいと思っております。なお、最終的な目的は、紬業界の再生でございます。紬組合の再建については、その過程であると思っております。したがって、紬業界が再生していくためには、紬組合組織そのものが万全な体制でなければいけないという観点から、職員を派遣しているわけでございます。御理解をいただきたいと存じます。

総務部長(松元龍作君) 庁舎検討委員会の提言書の中におきまして、庁舎整備は大規模なプロジェクトであるため、計画を進めるに当たっては庁内に庁舎建設準備室を設置し、万全な体制で取り組んでいただきたいとの提言がございました。庁舎建設計画が効率的に円滑に遂行されるよう、企画調整課内に庁舎建設準備室を設置し、現在2名の職員を配置をいたしているところでございます。職務につきましては、庁舎検討委員会からありました提言を尊重いたし、市民の安全の確保、利便性向上や行政事務機能の効率性が図られることを念頭に、地域住民の意見や3支所間の調整を図り、財政状況を考慮しながら、平成27年度までに3市庁の庁舎建替えを計画どおりに遂行するため、建設に係る基本方針の立案や基本設計及び実施設計の発注、仮庁舎又は本庁舎などの発注、併せてその間に発生するいろいろな問題に関する各部、各課との連絡調整など、多岐にわたる事務事業を想定をいたしているところでございます。

市民部長(田丸友三郎君) 次に、墓地対策室における職員の役割と奄美市墓地の将来構想についてお答えいたします。

まず、職員の役割についてであります。墓地対策室は現在職員2人、臨時職員1人の3名体制で墓地の使用者、縁故者の在籍調査に基づきまして墓地台帳の整備を進めております。その後、無縁墓地の法的な改葬と改葬に伴う空き墓地の有効活用、無縁遺骨保管等のため納骨堂の整備を目指しております。

25番(与 勝広君) 3番、4番の庁舎、また、墓地対策については、一定の理解はいたしました。本場大島紬協同組合の職員の配置について、ちょっと再質問させていただきますけれども、このことは先月

の3月議会でも質問等もありましたが、職員を派遣したのは細組合の要請であるとはいえ、やはり派遣をしたからには、しっかりとした細組合の解体的出直し、もう本当にそれをやらなきゃいけないと、今までは、すりガラスで見えなかったと、しかし、職員がそこに配置されたことによって、つぶさにその情報が入ってくると。しかし情報が入ってきても、当の組合の職員含め役員の人たちが本当に改革をしようという意思がないとできないと。私はここに通常総会のここに議案がありませんけども、ちょっとこの中身を見てみますと、決算、22年の決算関係、23年の予算関係、見てみると、商工中金の県産業振興借入れ、販路開拓資金の借入れ、長期借入れ、あと開発資金の借入れと合わせますと7億円余り、貸借対照表などを見てみますと、これは資産の部で計上されている、例えば細組合を担保融資2億1,300万円、これは組合員に融資されているけども、回収不能もけっこういっぱい、もう中にあると思うんで、入っていると、中、調べてないから分かりませんが、不渡手形も4,400万円と、これもほとんど回収できないものじゃないかなと。この細販売の売掛金942万7,000円、これに対しても売掛けしているけども、恐らくこれも回収できないじゃないかなと。

この間、先だって新聞でも報道されておりましたけれども、細組合は今、11件の物件を持っております。このうちの幸町の建物と土地と、1億500万円の間、売買が成立しました。しかし、これをやってもまだまだ、まだまだこの借金は残っているという状況で、だからしっかり、その中に入ってやるわけですから、例えば今、この細組合11件の不動産があったそのうちの一つは売れましたけれども、残りの10件に対しては、この試算表にも土地の固定資産の土地の評価額が4,100万円となっているんですね。しかしながら、この4,100万円というのは、これは登記時の価格だと思うんですね。だから、実際の実勢価格というのは、もう何億も10件のその不動産を全部あれすると、実勢価格はまだあると思うんです。そういった部分に対してもしっかりとメスを入れて、どういう状況になっているのか、そこら辺もやはりしっかりやりながら、細組合の改革もやる必要があると、このように思っております。

そこでですけども、この23年から奄美市の職員もキャリア採用というのが、キャリア枠というのがありますけども、やはりこういうのも、今職員が配置されていますけれども、こういう財政のプロ、例えば経理の専門家、あるいはコンサルティングの専門、あと金融の携わっていた者とかね、そういった人たちもこのキャリア採用に入れて、この細組合の改革をしっかりしていただきたい。やっぱりこの、今までほった商工中金も、バックに奄美市があるから大丈夫だという、そういう感覚だったと思うんですよ。それを市長がしっかりね、商工中金と話して、しっかりまた組合もそれだったら職員を派遣して、私たちもしっかり改革しますという、こういう流れになったと思いますので、しっかりそういったものを無駄にしない。そしてまたしっかり改革をしていくという、決意のほどを、もう一回市長、お願いします。

市長（朝山 毅君） 細組合の業務内容、体質については、概略今、与議員がお話になったとおり、私も考えを一にいたしております。そういう環境の中で、やはり1300年の細産業というものを、私どもはどういうふうにすればいいのか。そういう公的な立場にある者として、やはり産業は先人の作り上げてきたかけがえのないものである、これは伝統として残していく責めを負わなければいけないということ、細組合の理事長はじめ、商工中金の責任者にも、やはり金融機関としても公的金融機関という使命の上において、やはり長年のお付き合いのある細組合ですから、その金融のモラルの上においてもしっかりやっていただきたいということで、今、できる範囲はやはり自助努力によって不良資産の解消、そして遊休資産の処分、ひいては増資に向けてしっかり財務体質を変えていくというふうなことで、まず先般の遊休資産の処分を行って、それを市が背負う債務に充当していただきました。

そのようなことで、私どもも5億7,500万円、6億円近い債務補償をいたしております。その業界がもし精算、もしくは倒産ということになりますと、私どもは金融機関との契約上、即その負債を背負わなければいけないというふうなことであります。したがって、その支払った場合は、債券は我々が取得して代用いたしますけれども、そうあってはいけないという使命感の下から、やはり市としては産

業界を活性化できるように、そのためには細業界の体質を変えなければいけない。その中において、やはり事務的なことも含めて、今一度再生を図る手立てをしていくということをしつと組合並びに商工中金と私は話をしてきたつもりです。そういう中から要請も受けまして、それではという責任ある立場を持って出向させていただきたいという旨を申し上げ、その地位をいただいて、今経営に対し、また事業に対しての具申権、また発言権も持ちながら、細組合と共同して財政再建、もしくは業務内容の健全化に向けて鋭意努めているところでございますので、どうか御理解をいただきたいと存じます。

25番(与 勝広君) もうしっかりと取り組んでいただきたいと、今、細観光課という課がありますけれども、観光課だけにして、細は細対策室をしっかりと設けてね、細対策室として細協同組合対策室、細をどうするかというその対策室をしっかりと設けるような形にね、していただければ、切り離してしっかりとやっていただきたいなと思います。

昨日、崎田議員の奄美和光園の将来構想について、3分間でどういう質問ができるよと、皆さん思っているかもしれませんが、もうあとはですね、昨日、私も市民部長の答弁等も聞いて、本当に少しね、もうちょっと奄美市が真剣になって取り組んでね、いかなきゃいけないんじゃないかと。最初ね、答弁とね、ちょっと覆して、これは国が責任をね、国が主体であると、こういうふうには訂正をされたけれども、確かに主体は国です、確かに。国も言ったように、最後の一人まで面倒見ますとは言いました。しかし、その一人は面倒見るけども、あとそこに、施設とか組織機構については、しっかりと担当、自治体がしっかりとそれを本気でやっていこうという意思がなければ、それはできない話です。

もう時間もありませんけど、市長、市長は昨年10.20の奄美豪雨を受けて、天皇陛下にお目どおりました。その時、天皇陛下から和光園の心配をさせていただいたと。そしてその環境づくりもしっかりとやっていきたいと新聞に報道されておりました。天皇陛下にね、決意するような思いで、この和光園、どうするかということをして2分ありますけども、しっかりとよろしく願いいたします。市民部長でも。しっかりとこの現況を踏まえて。

市民部長(田丸友三郎君) 議員がただいま御指摘をされましたように、昨日少々思い込みの点がありまして、市が主体になる、国が主体になると、いろいろありましたけれども、和光園の将来構想をどのように考えているかということでありますけれども、入所者が社会とのつながりを持ちながら、安心して生活できる地域社会の実現を目指すために、この将来構想は策定されているものと理解をしております。そのため、昨日の崎田議員にもお答えしたとおりでございますが、将来構想には入所者や退所者、また地域の方々の意見が反映されておまして、医療・看護・福祉、社会とのつながり、啓発の三つのテーマを別に具体的に取組を掲げております。その実現には、先ほど来お話が出ておましており、国・県・民間など、多くの関係団体の連携も重要で。

議長(世門 光君) 以上で公明党 与 勝広君の一般質問を終結いたします。  
暫時休憩いたします。(午前10時30分)

議長(世門 光君) 再開します。(午前10時45分)  
引き続き一般質問を行います。  
次に、新奄美 多田義一君の発言を許可いたします。

2番(多田義一君) 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。新奄美の多田義一でございます。最初に、大変恐縮ではございますが、次第の入替えをお願いいたします。1と2を入れ替えていただきたいと思っております。

まず、今回の東日本大震災により被災に遭われた皆様、そしてお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、1日も早い復旧を日本国民の一人として願うとともに、できる限りの支援を今後

とも続けていただきたいと思います。

自然災害の前では、人の力は無力に等しく、ただただ現実を受け入れなければならない。そういう中で、地域の在り方、行政の在り方を見つめ直してみました。奄美市においても、昨年集中豪雨により多くの被害が出た中、比較はできませんが、多くの分野において影響がまだ残っていると思います。日本全体の経済先行きが不透明の中、本市の現状も非常に厳しく、来年度はもっと厳しくなると予想されます。公共工事により一部持ち直しが期待されますが、島内建設業の倒産による影響、観光業の低迷、消費力の低下は避けられない現状であると思います。この現状に歯止めをかけるのは、本年度の取組が最も重要であると思います。そのような中、奄美市総合計画が打ち出されました。私たち議会も、検討委員会をつくり、提言も行ってまいりましたが、まだまだ多くの課題修正が必要なのではないかと感じています。今回は総合計画を少し引用しながら質問に入りたいと思います。

まず、中心市街地についてであります。昨年、活性化協議会が立ち上がり、話し合いが持たれてきたと思いますが、この末広・港土地区画整理事業と中心市街地活性化について、取組状況はどのようになっているのかお伺いいたします。次の質問からは発言席にて行います。

建設部長（田中晃晶君） 末広・港土地区画整理事業に対し、いただいた意見といたしましては、スムーズな事業の執行が図られるよう望む。そのため、市民や地域、地権者との調整など、事業目的にある中心商店街活性化を図るため、十分な話し合いをもって進められたいという意見を受けております。事業において、事業計画策定時から、行政だけではなく、市民、地元商業者、関係団体など、多くの参画のもとに数多くの議論を経て、関係権利者の合意形成の上、事業が進めてきたものだというふうに考えております。また、年度ごとの事業執行に当たりまして、事業の進めごとに関係権利者への全体説明会やブロックごとの説明会、出前講座や個別面談も行ってまいりましたが、今後ともスムーズな事業が執行できるよう関係権利者並びに市民とともに、十分な話し合いをもって進めてまいりたいというふうに考えております。

もう一つ併せて、具体的な意見としまして、環境に配慮したまちづくりにおいて、電線地中化を含め、景観に配慮したまちづくりを望むというのがございました。景観に配慮したまちづくりの一つといたしまして、電線等の裏配線や軒下配線などの手法を用いることができないかを含めまして、関係機関との協議を行っているところでございます。

産業振興部長（川口智範君） 中心市街地活性化に向けた取組の現状といたしましては、これまでまちづくり交付金事業を活用し、空き店舗対策事業として子育て支援施設や交流プラザなどへの支援、チャレンジショップなどの新規出店者への開業支援、人材育成に向けた商人塾の開催などに取り組んでおります。また、商店街関係者や商工会議所、行政等によるカンモレプロジェクト実行委員会を組織し、各種活性化イベントの開催を行っているところです。単独の事業といたしまして、プレミアム商品券の発行や通り会連合会が主催する歳末大売り出しへの支援など、市民の消費を刺激する対策等にも取り組んでおります。

中心市街地の活性化を総合的に推進するためには、中心市街地活性化基本計画の認定が必要との判断から、国の認定に向け、現在作業を進めております。中心市街地活性化協議会からいろいろ意見もいただいております。その内容でございますが、総合的な意見として12項目、具体的な意見として13項目いただいております。中・長期で取り組むべき事項や、民間が主体となって取り組む必要がある事業、予算措置が必要な事業等ございますので、どのような形で実現可能か、今後検討を行ってまいりたいと存じます。

2番（多田義一君） はい、ありがとうございます。まずやはり地域の商業者の皆さんにとっては、そのスムーズな進行というのは必要不可欠ではないのかなと思いますが、それと同時に、中心市街地の活性化に向けた取組を同時に行っていく、やはり必要性も大変強く感じておりますので、今後ですね、協議

を重ねた上で、どのようなまちづくりが効果的に人が集まり、そしてまた商業者の利益向上を図っていくかというのが、大きな課題になっていくと思います。これほど大きな予算をかけての大プロジェクトなので、やはりここは慎重にですね、やはり話し合いの場を何度も何度も重ねた上で、広く多くの市民の意見も取り入れながら、是非、進めていっていただきたいと思います。

それでは、先ほど部長のほうから、商品券など、商工会議所などとの連携をし、活性化に向けた取組、話し合いが行われているというふうなお話がありましたが、この次の各事業の成果はということですが、活性化を目的とした事業が数多く行われてきたと思います。まず永田橋、末広市場の再生事業や、空き店舗を活用した活性化事業、そして集客を高めるための各種イベント、先ほども少しありましたが商品券の発行など、多くの事業を行ってきていると思います。その事業の成果をどのようにとらえているのか、お伺いいたします。

産業振興部長（川口智範君） 議員御指摘のとおり、いろいろな事業を私ども実施いたしております。私ども行政が実施というよりは、あくまでも商店街の皆さん、こういった皆さんとの御意見、協議を踏まえながら実施してきていることをまず御理解いただきたいと存じます。しかしながら、通行量、あるいは販売額の減少など、数値の上ではこれなどの事業を通じて、なかなか効果が出てきていないというような御指摘もございます。この原因につきましては、商圈人口の減少や消費者のライフスタイルの変化、あるいは販売チャンネルの多様化など、商店街を取り巻く経営環境が年々厳しさを増す中において、これまでの取組により、私どもとしては一定の顧客を確保するとともに、一定の賑わいを作り上げてきたことに役立つものだと考えているところでございます。これからも商店街を取り巻く環境はますます厳しくなるものだと考えられますので、今後とも先ほど申し上げました中心市街地活性化基本計画に基づき、多種多様な施策の展開が必要になってくるものだと認識しております。

最後に事業の検証というお話でございました。これらの事業はまちづくり交付金事業を主に活用して実施しております。まちづくり交付金事業の最終年度である平成23年度に評価を行い、国に報告を行う必要がございます。具体的には国に示したまちづくり交付金自己評価実施要領に基づきまちづくり交付金評価委員会を設置して評価を行う予定としております。本年度中に評価を行い、国へ報告いたしたいと存じます。

2番（多田義一君） 今、部長のほうからあくまでも行政は手助けであり、まちのほうから主体的な話をもって事業を展開しているというお話がありましたが、実際に事業が始まった当初の意見と、今の商店街から出ている意見というのは、部長のほうから話がありましたけれども、多種多様にどんどん変わってきていると思うんですね。変わってきていると。その中で、支援体制、そして成果をどのようにしていくかと、僕はこれは毎年でもいいので、やはり検証していくべきだと思うんですね。というのが、この基本計画の中にも入っていますけれども、この事業というのは、ほぼほとんどが継続性の事業で、ここからの展開というのは、いろいろできますけども、極端に言うと成果が上がらなければ、方向転換をする必要性は十分あると思うんですね。

この成果が上がらない事業を5年続けても、10年続けても、結局はやっぱりそこにかかった労力、また費用という部分からいくと、もっと人のパワーと職員のやはりパワーと、そこに伴う予算と、もっと効果的に展開していくことができれば、一人でも多くの人に来場していただき、そのイベントであれば来場、そしてまた中心商店街のほうに買い物、行っていただくと、こういう形が取れば、役所としても手助けをした方がいいがあったと、この予算はこういう部分に使われて、実際にこれだけの人が年間増えましたと言える成果報告に僕は初めてつながると思うんですね。

恐らく今、成果をしっかりと数字で出してくれと言われたら、出せるものはそんなはないと思うんですね、恐らくですね。通行量も減っています、間違いなく。それは今言うと、区画整理事業が始まっていますので、店舗数も減少していますし、それは下がって当然な状況であります。ですが、これから先上げていくための、いわば施策の展開というのは、大変重要になってきますので、そこを念頭に置いて、

まずは一度事業の再検証をしていただきたいと思います。各事業のですね。僕はどうも、もうこれはやっているからいいだろうと、周りから見た対面でこういう事業をやっていると、商店街の方に聞かれても、皆さんの意向でこういうことをやってきましたと、成果が上がらないのはそれはうちのせいじゃありませんというような形にしか、僕、今ちょっと見えないんですよ。それは出だしの事業は別としても、今、ちょうどやっぱり動きがない時期に入ってきていると思うんです。

ここをやはり役所のほうから話を振って、もっともっと地元の人を熱くして動かして、それでそこを支援してようやく成果が出て行くと思う。最終的にはやっぱり人が作っていくと思うんですよ。いかに予算を付けようか。そういう部分で言うと、やはりその部分が少し欠けてきているような気がしますので、事業の再検証ともう一度原点に戻って、その活性化に向けた動きというのをまたやっていただきたいと思います。部長、どうですか。

産業振興部長（川口智範君） おっしゃるとおり、私ども商店街の皆さん、こういった方々の御意見は十分に承って変えることについては躊躇しないつもりで私はおりますし、変えていきたいとも思っております。ただ考えなければならぬのは、商いは飽きないに通じる。飽きないようにイベントがあるよと、こういったものもまた大事でございます。こういった意味において、確かに金曜日、もう何年も続けております。これを楽しみにして来てくださるお客さんもいらっしゃいます。こういったものを大事にしながら、その上で現に商店街の皆さんが自発的に何をしたいか、この辺りを私どもも御意見ほしいですし、そういった御意見には耳を傾けて、商店街の活性化に努めてまいりたいと思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

併せましてもう1点説明させていただきたいんですが、通行量は減少傾向でございます。これは、対15年比、平成15年比で申し上げますと、56.1パーセント、約半減しています。半減、それ以上に減る傾向であったやつを、商店街の皆さんと行政が一緒になっているんことをやってきたことが、56.1パーセントという部分で済んだというふうにもまた逆の立場から、面からは言えるかと思っておりますので、先ほど来申し上げておりますように、商店街の皆さんの声を大事にして、これからいろんなイベント等を取り組んでまいりたいと思いますので、御理解をよろしくお願いいたします。

2番（多田義一君） はい、確かにピークからすると大分減っていますね。そして、減っていく中で、やはり当然ながら並行して売り上げも減少していっていると。これが自然な流れであって、例えばその成果の中で、交通量の半減は、減少はここで止まりましたと、がしかし、売り上げの減少はここで止まっていますよというふうな、そこまでやっぱり見ていくのかなと、早い話、数字的には、言った時にですね。当然、その背景には経済状況など、いろんな要因があるので、一概に難しいことではありますけども、下支えにはなっていると、確かにですね。これをどうプラスに今後転換するか。これで止まってしまうと、もうこれは一定の成果ですよと踏まえてしまうと、この後の進歩というのはないんですよ。ないので、私がお願いしたかったのは、今の事業で止まるわけじゃなくて、ここから一人でも二人でも増やすような形でどういうふうにもやはり地元の商店街の皆さんに火を付けていくかということですよ。

やっぱりやる気を起こさすというのは、一番だと思えますよ。それは役所の皆さんが行って物を売るわけじゃないので、やはりそこで、経営を営んでいる皆さんの努力が一番なんですよ。それは私もやっぱりやっているから分かるんですけども、そこにやはり協力とまた火付け役が絶対必要なんですよ。誰か一人二人は、やる気を起こさせる人間というのは絶対必要なんで、そういうけん引役にやはり行政としてやっていただきたいなと思いますので、是非また今後ともですね、その事業の展開と、また今まで以上の努力と言ったら怒られるかもしれませんが、今までもやっていただいているのは十分分かった上で、また今後更に厳しくなると思われる、こういう時代を乗り切るために、もっと努力を、また僕たちもしていきたいと思えますので、よろしくお願いしたいと思います。

それで1点ですね、ちょっと部長の金曜日という話がありましたが、さっき金曜市場、ちょっと疑問なんで、聞かせてください、ついでで僕分かりませんので、何で金曜日なんですか、その辺、分か

りますか。分かれば説明いただきたいと思います。分からなかったらもういいですけど。

商水情報課長（則 敏光君） 3年前にたまたま金曜日に一応スタートをしたという、まちづくり交付金事業によってそれを実施した。それまでそういった特別なイベントがなかったというようなこともございまして、特に金曜日であれば、いろいろと午後以降、また所要の方もいらっしゃると思いますので、まず金曜日に市場に行っていていただいて、いろいろなものを地場産を見ていただいて、その夜は屋仁川で活性化に貢献していただくと。その中間に金曜市場でライブというようなものを設定しました。そこからが金曜日という、ごろがいいかなと。同時に主催である実行委員会も金曜日が都合がよかったというようなことなども総合してそういうふうになったと思っております。

2番（多田義一君） はい、分かりました。実はこの金曜日というお話を先週ぐらいですかね、市民のあるお方に尋ねられました。なぜ金曜日なのかと。いや、僕もちょっとそのいきさつは分かりませんということで、今ちょうど部長のお話で金曜市の開催ということなので、ちまたでは、ちまたではですよ、ちまたでは役所は金曜日で終わりだから、金曜日のほうが都合がいいんじゃないかというお話も耳にするのは事実であります。そういうふうないきさつがあって、当時の実行委員会の皆さんも、金曜日のほうが都合が良かったということですね。理解しました。ちょっと質問を、疑問に感じたので質問させていただきます。

それでは、次の質問に移りたいと思います。次に庁舎建替えについてであります。今回、多くの同僚議員のほうからこの庁舎問題に対して質問が多くありましたので、私は本庁舎にちょっとついて、質問したいと思います。今回、本庁舎についてもいろいろちょっとお話がありました。現在、本庁舎の建替えに対する検討など、状況はどのようになっているのか、再度お伺いしたいと思います。

市長（朝山 毅君） 多田議員にお答えいたします。

庁舎建設については、一昨日来いろんな角度でお話をさせていただきました。また、笠利総合、住用については先日来お話ししておりますので割愛させていただきますが、今、議員の御質問どおり本庁舎について申し上げますと、平成27年度の完成予定で諸準備を進めているところでございます。着工までには庁舎の建設位置や庁舎の機能について、地域の皆さん方の意見を集約し、基本設計の策定を行うなど、多くの作業がございます。本市にとっても大規模なプロジェクト事業でありますので、地域住民の皆さんの意見を聴取、集約する方法などを、庁舎建設準備委員会において、十分に検討した上で計画を推進してまいりたいと考えております。また、庁舎建設位置については、鹿児島県庁が例えば移転したことで地域経済へ与えた影響は多大であったことなどを考えますと、市民生活にとっては大変重要なことですので、庁舎検討委員会の提言等を踏まえた上で、地域活性化や経済効果などを考慮しながら、庁舎建設の位置については十分に議論を重ね、慎重に選定作業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

2番（多田義一君） 正しく市長がおっしゃるとおりで、この庁舎の場所によっては、その地域経済の構造自体が変わっていくぐらいの、やはり影響があるんですね。ましてや、やはりこのように名瀬地区においていうと、人口も3万人台と、比較的小さなまちと、全国的に見たらですね、小さなまちの中での、やはり庁舎というのは、他の自治体に比べても、より効果が表れるのではないのかなと思いますので、この場所とかですね、その機能性というのは十分やはり検討していく必要があると思います。まだ、具体的な話し合いとか、どういう団体等、市民等と話をしていくかという部分だと思うんですけども、その方向性というのは全くですか、総務部長、どういう市民を対象に意見聴取をしようとしているのか。

総務部長（松元龍作君） この件については、以前にもお答えをいたしておりますが、今、市長が申し上

げましたように、市にとっても非常の大きなプロジェクトでもございますし、また、地域の経済にも非常に大きい影響を与えることから、庁舎の位置、それから機能等については、やはり十分に検討をしなければならぬと認識をいたしております。その上で、じゃ、どのような方向でというふうになってまいります、住用・笠利につきましては、申し上げましたとおり、それぞれ地域協議会、嘱託員会、駐在員会がございますので、ある程度そこで集約ができますけれども、市街地においてはなかなかそういうものがございませんので、今のところどういう方向性がということにははっきりいたしていませんが、なるべくあらゆる階層の方々に参加をしていただいて、いろんな方法でその庁舎がどのようなものであるのか、位置はどこでいいのか、そういったものも今後検討してまいりたいと、このように思っております。

2番(多田義一君) 私から少しお願いなんですけども、やはり毎回ですね、ここにも実はその委員会のあった委員名が載っています。個別には出しませんが、こうざっと見た時にですね、どうもやっぱり年代の偏りというのがあるのかなというのが事実ですよ。いろんな各種委員会ですね、その意見聴取の中で。本当に幅広い年代層から、やはりこの庁舎に対しては、やはり多くの意見を持っている方もいらっしゃると思うんですよ。それは例えば、例えばですよ、例えばやはり学生から見た目線もあるし、観光業者から見た目線もある。商店街の皆さんから見た目線もある。そしてまた障害者の皆さんの利用しやすいようなという観点からの目線もあると。多くの方々がやはり利用するわけですから、そこはやはりまんべんなく意見聴取できるような形を、まずは取っていただきたい、このように思います。そしてやはり、今の本庁舎の横においては、末広・港土地区画整理事業、この大型事業が実際今動いているわけですから、ここの関連性も実際、切れないんですよ。どうしても切れないという観点から、やはりこの庁舎に対しては、すごい影響を与えますから、是非、検討して最善の方向で建替えを行っていただきたいと思います。

そして、参考までに1点ですが、最近よく言われることは、駐車場です、駐車場。なぜ市の車は1階なのかと、逆じゃないかとおっしゃる意見がかなり聞きます。ということは、やはりその来場者に対する思いやりじゃなく、自分たちなんですよ。自分たちの活動、行動がしやすいような環境をつくって、来場者が本当に来やすい環境なのかということ、そこはあまり重視されていないような気がするんですよ、今ですね、今の庁舎の体質もありますけれども、それは駐車場の確保の問題だったり、やはり公用車の管理という部分からも、今までの流れになっていると思いますけれども、確かに言われてみるとそうなのかなと思ったりしますね。高齢者の皆さんが2階に車を止めて、足が悪い人もいらっしゃると思います。そしてあのスロープ、もしくは階段で下りてくると。雨が降ったらもっと大変ですよ。この状況下で市の車はどんどん下に入っていくと。これは最近多くの方にやはり指摘をされることなので、この辺も含めて今後の庁舎の在り方に対しては、あらゆる角度からまた検討していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは次に移りたいと思っております。次に、企業誘致についてであります、奄美市においては、人口流出は大きな問題であり、その要因の一つ、理由であります雇用の場の確保は大変重要であり、農業、漁業、商工業、観光業、様々な分野で各種施策が取られてはいますが、なかなか伸びないのが実情であります。定住者の確保、所得の向上、税収の確保等、大きな成果が期待できるのが企業誘致であると思っております。私は今後力を入れていかなければいけない分野だと思っておりますが、現在の状況と今後の計画があればお示しください。

産業振興部長(川口智範君) 企業誘致の現状についてでございますが、議員も御承知のとおり、先日6月10日に埼玉県からモバイルコンテンツ開発会社 空想科学株式会社との立地協定を締結いたしております。奄美への移転の理由につきましては、3月の東日本大震災後、安心・安全な場所を調べ、奄美に来たとのコメントをいただいております。また、移転を考えてから異例な速さで話がまとまり、新規雇用の増加はもとより、モバイルコンテンツという新分野が奄美経済の活性化へつながらることと喜んで

いるところですよ。

次に、企業誘致で協議中のところはないかということですが、現時点では具体的な企業立地の計画はございませんが、今年度奄振非公共で整備します情報通信産業拠点施設、インキュベーション施設は、企業誘致の受け皿にもなり得る施設であり、施設の設計が完了次第、市の助成制度も含めたパンフレットを作成し、周知に努めることといたしております。

2番（多田義一君） 今の大島の経済状況で、民間で例えば5名の雇用を増やすと、10人の雇用を増やすというのは、かなり厳しい状況であり、ここにやっぱり効果的に成果が表れるのは間違いなく企業誘致なんですよ。本土からのやはり企業を引っ張ってくるというのは、大変重要だと思いますが、そのモバイルコンテンツの会社で、今、いろいろ細かいお話し合いもされていると思いますが、どれぐらいの雇用規模を予定しているのかというお話はまだ伺っていませんか。どうでしょうか。

産業振興部長（川口智範君） 具体的な数字はまだ伺っておりません。ただ、技術力が高い職員を求めているようでございまして、並大抵の技術力じゃなくて、それ相当の技術を持った職員であれば多く採用したいというのがこの会社の意向のようでございました。

2番（多田義一君） これは技術がすごく問われる会社であるということで、具体的な採用人数はまだ決まっていないと。一つですね、企業誘致の条件とかあると思うんですよ。例えばその中で、地元を置くのかどうか、僕はそこまでちょっと細かくは知りませんが、例えばそういう要件が入ってきたり、何名の雇用が見込まれるとかですね、例えば企業誘致といっても3名とかですね、その2、3名で十分成り立つ仕事で、それで誘致で、そこに助成金を出すのかということ、またそれも違った話になりますよね。そこら辺の条件等もいろいろあるかと思いますが、その市の出している要綱等、それをこうPRできるようなものというのはあるんですか、部長。

産業振興部長（川口智範君） 私どもが平成22年度策定しましたのが、パンフレットをこういう形で作っております。この中には、実際の助成のお話とか、こういったものを載せてあります。これをできるだけ多く、東京等、大都市周辺に配布できるように努力しているところでございます。

2番（多田義一君） これは市長も是非、ちょっと本腰を入れて取り組んでいただきたいと思いますが、ここは多分、最終的的政治的判断はすごく大きくなっていく分野だと思いますので、雇用人数、そして地元と与える経済効果、などなど考えた時にも、やはりこの企業誘致というのは、離島である奄美にとっては、本当にすごく効果が絶大だと思うんですよ。そして今、部長のほうからパンフレット等の紹介がありましたけれども、まだまだ情報発信不足なのかなと思ったりするんですよ。例えば奄振の中での減免という部分で、観光分野から情報分野も入ってきますよね。入ってきていますよね。この周知はされているかということ、ほぼされてないんですよ。分からないんですよ。これはもう見た人が、やはり行政に携わる人間でしか分からない。観光に対しては、今までホテルさんとかの、そういう減免があったので、実際受けている方がいらっしゃるから、多少なり、その観光分野の方は分かるかもしれませんが、それでもやはり一般の方はまだまだ分からないです。ひいては、島外の皆さんがそれを、そういうものを分かるかということ、全く皆無ですよ、情報は。まずこれをリンクさせていながら、いかにPRしていくかというのがすごく大事になってくると思います。

そして、実はこれは提案なんです、市長、この企業誘致だけを扱う課が、僕は必要だと思うんですよ。例えば、2年の一つでもですよ、100人規模の雇用が生まれる、その企業を引っ張ってこれると、実に4年間で500人は確実に雇用の場が確保できる。今の鹿児島県の基金からの雇用対策事業だったり、国の事業もありますよね。これもやはり短期的なもので、1年間は確かに雇用は生まれますけれども、継続性がないんですよ。継続性がないと、やはりこの継続性をもって雇用者をどう増やしてい

くかという、やはりこれはもう民間企業でしかあり得ないわけですから、民間企業をいかに引っ張るかというのが、大きな課題だと思います。なので、その課を創設して、常時職員を、やはりその引っ張るために時間を割いていただいて、例えば、これは質問なんですけど、もし東京でもどこでもいいです、の企業が、奄美市さんと、自分たちはこう考えているんですけども、ちょっと説明をしに来てくれという話があったら、出向くこともできるんですか。

産業振興部長（川口智範君） 後段のほうから申し上げますと、そういった要請があればいつでも私どもとしては飛んでまいりたいというふうに考えております。そういった情報がありましたら、私どもほしいくらいですので、よろしく願いたいと思っております。

2番（多田義一君） 今の答弁を聞いて安心しました。というのはやはり、受けてるだけじゃだめなんですよね。どんどん攻めていくという姿勢は、相手に誠意が伝わりますから、早い話、企業からすると絶対奄美大島でないといけないという理由はどこにもないんです。なくて、候補地はいっぱいあるわけですよね。その候補地の中から、どこを選ぶかという部分で、結局最終的には人が動かすと思うんですよ。それが例えば待っているだけの行政なのか、それともやはり遠くまでわざわざ足を運んで来てもらって、丁寧に説明を受けた、担当からはしょっちゅう電話があって、こういうことができますよと、こういうお手伝いもできますよと、という対応を見ながら、やはり企業というのは最終的な場所を判断すると思うんですよ。

最終的にはやはり人であり、助成であったり、今から必要になってくるのは、やはり法体系の整備も恐らく必要になるだろうと思うし、条例の変更等も場合によっては必要が出てくるだろうと思うんですよ。そこら辺も含めて、やはり今後の市の柔軟な対応というのは、かなり必要になってくると思いますので、例えばお宅の企業は、うちの条例に合致しないから駄目ですよと言ってしまうと、それまでなんですよね。それでその企業はもう奄美には二度と多分出ようとは思わないでしょうし、やはり含みを持たせながら、柔軟に対応していくことによって、ひょっとすると変えられるかもしれないと、条例も変えられるかもしれません。それは議会のやっぱり協力もなければいけないことだと思いますけども、今、本当に必要なのは、地元の経済をどう立て直すかと、定住人口をどう増やしていくかと、消費力をどう上げるかと、ここに尽きると思うんですよ。なので、この辺をもう少しちょっと力を入れていくような形で課の創設という部分が、僕は大きいと思いますけども、そこに対して部長、見解があれば。

産業振興部長（川口智範君） 今現在、東京事務所に企業誘致のための、企業誘致だけじゃなくて、物産も含めてなんですけど、この二つの目的を持って産業活性化推進委員というのを置いております。これを十分活用を図っていきたいというのがまず一つ目です。

二つ目の部分で、先ほど来申し上げているように、いろいろな進出企業の情報がほしいという部分とリンクするわけなんですけども、その情報を得る手段として市長が掲げた百人応援団の活用を私ども考えております。いろいろな、おっしゃるとおり、いろいろな情報が私どもとしては必要ですし、そういった情報があれば、市長を先頭にして、その方へのアプローチをいろいろ考えてまいりたいと思っておりますので、百人応援団を今後更に充実させていきたいというふうに考えております。それと併せまして、議員がおっしゃる企業誘致の専門担当者の配置等については、関係部局と、これからまた詰めてまいりたいと思っておりますので、御理解をよろしく願いたいと思います。

2番（多田義一君） ちょっと時間がありませんので、百人応援団のお話もありました。即僕は動いていただけなのは、実は観光大使かなと思ったりもするんですよ。観光大使、かなり多くの分野、多岐にわたって、分野で活躍されている方々が多くいらっしゃいます。そういう皆さんの力も得ながら情報を集めていくと。そうした時に、やはり必要になるのは窓口の一本化なんですよ、担当者の。じゃないと、この間はこの担当でした、この間はこの担当でした、回されていっても、話がなかなか煮詰まって

前に進まないんですよ。という状況も十分考えられますので、まず課ができなければ、担当窓口は確実に絞り込んでいただいて、できれば終始その方に1社張り付いていただくというような形が一番望ましいのかなと思ったりしますので、今もそういう状況だと思えますけれども、今後、また多くの情報がきたときには、そのように対応していただけたら、大変有り難いし、またこれは奄美にとっては重要な部分なので、是非お願いしたいと思います。

すみません、次の質問に移ります。次、観光についてであります。現在の観光客の入込み数は減少傾向にあり、奄振の柱の一つでもある観光事業は、長きにわたり各種事業が行われてきていますが、成果がなかなか上がってこないのが実情であり、平成6年44万1,783名をピークに、确实の下がっています。平成21年度は37万2,486名となり、15.7パーセントの減少であり、また、飛行機の利用者は、平成18年度から29万9,737名利用と30万人を下回り、平成21年度は27万1,383名となっており、年間9,000名ほどの利用が減少している状況です。このような状況から現在の課題と、どのようにお考え、市としての見解をですね、観光の分野に対してのお考えを持っているのかお伺いいたします。

産業振興部長（川口智範君） おっしゃるとおり、入込み客数、わたしどもの総合計画の中では45万人を目標にしますと言いながら、その当時できたのが38万人を基礎にしております。その後も減っているという状況に、大変私のほうとしても危機感を感じているところでございます。その上で、昨年10月の集中豪雨災害で、本当にキャンセルが相次いだというのが実感でございます。このような状況を打開するために、市長が先頭に立って1月にはフジドリームエアライン、ここのほうへ訪問し、航空路線の就航していない地域からのチャーター便、チャーター機を活用した奄美ツアーの商品造成の要望活動をいたしました。その結果、7月にはFDAが名古屋からチャーター便11本を就航することが予定されております。現在の予約状況では、日にちによってはもう既に満席状態になっているというようなことで、好評を博しているようでございます。

こういった誘致活動、現状打開に向けての誘致活動をするとともに、新年度、本年度は新規事業として奄美を知り、来て、感じてもらうための各種助成制度を設けた奄美満喫ツアー事業を導入し、奄美市、奄美群島事務組合、観光関連団体、大島支庁など、官民連携型の組織を結成し、誘致活動に現在努めております。併せまして、商品造成支援事業において、1,890人の集客目標申請を既に受け付けております。観光関連団体によれば、各種キャンペーンやこれらの助成制度により、回復の兆しがあるというふうにお伺いしているところでございます。

2番（多田義一君） 確かに、この奄美の豪雨災害後、やはりその、元気になっているという奄美大島のイメージがなかなか湧かない中での今回の東日本の震災ということもありまして、少しやはり奄美大島というイメージが薄れていっているのかなという気は、確かにします。そしてやはり、昨年10月20日以降は、キャンセルが多く続き、大変観光業の皆様も苦慮しているのは実情であります。ここで、先ほど市長がFDAでしたね、そこでのチャーター便のお話などしていただいて、チャーター便が就航するということなのですが、現在、奄美-鹿児島など、福岡路線、先ほどもお話がありましたが、福岡路線も就航し、少しずつ回復の方向には向かいつつあるのかなと思いますけれども、現在の分かればいいですが、スカイマークさんも飛んでいますよね。JACさんも飛んでますね。この搭乗率というのは把握されていますかね。されてない。搭乗率は把握されていない。分かりました。じゃ、オッケーです。

これは本当、数日前、やはり福岡からですね、実は奄美大島、奄美観光ホテルさんのほうで、音楽イベントがありました。そこのイベントで来たメンバーは、実は福岡から来ているんです。福岡から15名ぐらい来ていましたが、少し面白い話を聞きました。もうちょっと腰を折るようで大変申し訳ないんですけども、この皆さんは、直行便を使っていないということです。なぜですかと聞いたら、ちょっと料金が高いと。少しですね。安い路線の選択がいろいろできるという部分で、時間的な猶予、ものもあつたんでしょけれども、僕、その話を聞いた時に、少し、ちょっと残念ですね。せっかく皆さんが、今

までやっぱり頑張っ、つなげてきた。まだまだちょっとやっぱりその福岡周辺の皆さんに周知と、やっぱり利便性の向上という部分で、PR活動、この間福岡のほうでされたお話も伺っておりますが、もっと定着するまでには、もう少しの時間が必要なのかなと思ったりしているところです。

先ほど部長のほうからも搭乗率のお話がありましたが、4月が36.8パーセント、出だしは51.8パーセントでした。今後どういう形で維持していくのか、推移していくのかというのは、今後ちょっと見守っていかないといけない部分だと思いますが、やはりどこに飛ばしても、この奄美の発信と、時間帯というのは、大変大きな課題だと思います。以前、市長と私と東京に行かれた時に、まともにそのお話がありましたけども、やはり観光の中で、飛ばす方がいいという部分じゃなく、その入ってくる人たちの時間帯という部分が、かなり大きいと思うんですね。1本しかないのであれば、その1本の時間帯が何時なのかと、何時に着いて、1日また次の日にどういう形で帰れるのかという部分が非常に大きいと思います。

一つ紹介させていただいたら、東京直行便ですが、時間帯の変更になりました。奄美から出る時というのは、確か3時前後でしたよね、3時前後。以前は7時でした。東京からは朝早かったですよね。確かに奄美から出る人は、夜着きましたので、向こうに。で朝が早いと、夜の時間帯の利用しかできませんでしたが、逆に本土からの皆さんからすると、朝移動ができて、その日一日有効に使えて、また次の日も朝から活動して、7時に帰れたと。ですがもう今はそれがかなわなくなりました。なので、私たちは今、沖縄に行っています。これは間違いなく言われた話ですよ。これは本当に聞いているので、実際そういうお方がいて、言われた時に、ああ、なるほど。僕たちは、島内からの部分しか、考えてなかったんですよ。なくて、島外から入って来る方たちにどういうふうな、やはり航空体系も島に利便性、また影響、経済性、効果があるのかという部分を再度ちょっと検証していきながら、その時間帯についても考えていく必要があるのかなと。すべて重なった時に、初めて観光は伸びていくものだと思いますので、当然、いろんなイベント施策は重要です。でもやっぱり、運ぶ体系にいろんなやはり時間的なものであったり、料金体系であったり、また、飛んでいること自体を知らない方も中にはいらっやると思いますので、その辺のPR活動、広報活動も、また今後とも続けていかなければいけないのかなと思いますので、是非、その辺はまた部長をはじめとして、頑張っていたきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後ですが、奄美まつりについてであります。奄美まつりは昔各地区から多くの皆さんが訪れ、活気がありました。間違いなく奄美群島一番の祭りであると思います。しかし近年、人口の減少や高齢化の影響、また子ども会の減少、企業の経済状況等など、様々な理由から参加者の減少、また観客の減少が進んでいるのが実情であると思います。その中でも、唯一年々参加が増えている祭りのイベントがあり、舟こぎであります。各地区で3か月ほど前から練習をし、仲間同士やまた職場、子ども会、小・中・高の部活動、多くの市民が楽しみにしているイベントの一つです。先般、参加募集があり、部長もご存じだと思います。ここはもう僕は多く言いませんけども、多くのクレームがあったのも事実です。せっかく楽しい祭りが、少しつまずいた感がしょっぱなあったのかなと思って、その点は是非来年度から改善していただきたいと思います。これはもう要望で結構なので、祭りは人を熱くさせ、暗い話題を忘れさせてくれる力があります。小さな子どもたちから、おじいちゃん、おばあちゃんまで楽しむことができ、観光客の集客にもつながると思います。奄美まつりの今後の展望と課題をお伺ひしたいと思います。

産業振興部長（川口智範君） 奄美まつりの現状をということからまず、参加人数ということから申し上げたいと思います。平成20年度が8,533人、21年度8,242人、22年度7,180人と減少しております。大変私どもも心配しているところです。祭りにつきましては、議員おっしゃったとおり、伝統やら、熱くなる、こういったイベント、あるいは体験型としての舟こぎ、そして島民、観光客の皆さんから大変好評を受けているものだと私どもも認識しております。それと併せまして、交流人口の拡大、いわゆるこの祭りが奄美まつりを皮切りに、本島内で8月の末の日曜日までずっと日曜日ごとに祭

りが各市町村で開かれますので、これがまた帰省、出身者の帰省を促す一つの要因にもなっているんじゃないかと思っております。

こうした状況を踏まえた時、全市民を巻き込んでの部分の話を何とか私どもとしてもしていきたいというふうに思っているところでございますが、具体的な部分につきまして、今、具体的なアイデアがないところでございます。ただ、私ども一番思っておりますのは、8月の第1日曜日に奄美まつりがあると、これを定着させたいと。これを100年、200年と続けていければというのが思いでございます。マンネリ化したのが祭りだと、例えば京都の400年続く祭りですと、400年も同じことを、400年、これを続けてきたのがいわゆる伝統的な祭りということになりますので、8月の第1日曜日に必ず奄美では祭りがある。これを100年、200年続けることが伝統を築いていくことだということで認識しております。ただ、先ほど来あるように、変えるべきところは時代に合わせて、時代の要請の応じて変えていく必要もあろうかと考えておりますので、今後とも御指導よろしくお願いいたします。

2番(多田義一君) 確かにやっぱり続けていくことに、すごく大きな意義があると思います。そして、減少傾向にある中で、今、具体的な策がないと。でも部長、一つ、舟こぎは増えていっています。がしかし、参加を止めているのは200という規定をつくってしまっているんですよ。実際それ以上に出たいチームもいっぱいあるんですよ。2年前ですね、2年前、ちょうど市長が就任された時に、旧港のほうで最後の舟こぎだったです。あの時が240チームちょっと出ているんですよ。もう最後ということで、旧港で最後ということで、規制をしなかったんですよ。規制をしなくて、そうした時に時間の延長や、いろんな部分で少し締め付けを行って、ようやく1日で消化したと。

しかし、また去年から200に絞り込んだと。片方では減っていると言って、大変問題視していると。もう片方では増えようとしているところに規制をつけて、増やさないようにしていると、これが今の祭りの現状なんですよ。現状であって、なぜそうなっているかという、やはり僕から見れば、皆さんの都合です。祭りは、参加者と観客がやっぱり主役じゃないといけないんですよ。裏方は主役じゃないんですよ。僕たちも支えていく側であって、参加する方をいかにやっぱり気持ちよく帰すかという部分だと思っんですよ。それは結局、なぜ200で切るかという理由もご存じだと思いますけども、その後には八月踊りがあるんですよ。日程を変更されたんで、以前ですね、何年か前にあって、それは時間的な猶予から200チームで切らないと、時間を超えてしまうと、という部分もお伺いしています。であれば、動かせばいいだけの話だと僕は思っんですよ、元に戻せばですね。戻して、そこに戻せない理由が何かあるかもしれませんけれども、そこら辺、ちょっと部長、どうですか。

産業振興部長(川口智範君) 議員がおっしゃったように、祭りの日程を変えるという話もございました。市長が会長をやっております奄美まつり協賛会の中で、日程のメニューの変更というんですか、これの協議もなされました。ただ、従前のおりいかなかった理由の大きな一つとして、従前は土曜日の日に舟こぎをやって、それで終わり、日曜日の日にパレード、八月踊りという日程でございました。その日程に戻らない理由として、大きな一つの要因としては、宇検村での花火というのが、また皆さん、そこも見に行きたいよというような意識もあってのものだったんじゃないかと思いますが、これからも変更については協議してまいりたいと思います。

議長(世門 光君) 以上で新奄美 多田義一君の一般質問を終結いたします。  
暫時休憩いたします。(午前11時45分)

議長(世門 光君) 再開いたします。(午後1時30分)  
午前に引き続き一般質問を行います。  
社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

14番(関 誠之君) 市民の皆さん、議場の皆さん、こんにちは。私は社会民主党、社民党の関 誠之でございます。本定例会の一般質問も私で最後となります。重複する点もあるかとは思いますが、当局の大きな気持ちで考え方や視点等を少し変えていただき、端的に要領よく、分かりやすく答弁をお願い申し上げます。

質問の前に若干の所見を述べさせていただきます。

2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9.0という日本観測史上最大の地震となりました。地震と津波により死者、行方不明は約2万5,000人、建築物の全・半壊は10万棟以上に及び、地震から3か月を経てなお約12万人余りの人々が避難生活を余儀なくされているというみぞうの巨大災害であるます。被災をされましたすべての人々に哀悼の誠をささげるとともに、1日も早い復旧復興をお祈り申し上げます。東日本大震災の最大の特徴は、福島第一原子力発電所が被災し、コントロールを失ったことによって、複合的な原発震災となっていることだといわれております。原発震災とは、被災した原発から大量の放射能放流が続き、通常地震被害と放射能の被害が複合、増幅し合い、震災地の救援、復旧が放射能のために妨げられるとともに、原発の事故の処理や住民の避難も地震被害のため困難を極めていることであります。地震による建築物の倒壊、地滑り、液状化現象、地盤沈下などの直接的な被害や、津波や火災による被害に加えて、福島第一原発事故に伴う放射能漏れや大規模停電など、二次的被害が事態を深刻化させているのが今の現状であります。

我が社民党は結党以来、党の方針として一貫して脱原発の立場からエネルギー政策に取り組んでいます。昨年10月には社民党脱原発自然エネルギー推進プロジェクトが発足しており、今回の事故を受け、去る5月5日に2020年までに原発ゼロ、2050年には自然エネルギー100パーセントとする社民党脱原発アクションプログラムを取りまとめました。ここでは時間の関係上、趣旨だけを御紹介をさせていただきます。一つ、福島第一原発事故の終息と検証を行う。二つ、新規建設は中止し、危険で老朽化した炉を順次廃炉にする。三つ目、核燃料サイクル計画の停止と放射性廃棄物の取り扱いに関する国民的議論を巻き起こす。四つ目、耐震、耐津波をはじめ、安全指針の全面見直し、原子力行政規制体制の全面見直し、六つ目、安全が確保され、住民の理解が得られるまでは運転は行わない。七つ目、当面の電力供給は既存設備のフル稼働等で賄うことが可能である。八つ目、2020年には脱原子力、2050年には自然エネルギー100パーセントの日本にする。九つ目、当面のつなぎとして効率のよい天然ガスコンバインドサイクルを活用する。十、東北地方は復興プロセスにあわせて前倒しをし、原子被爆原子炉は運転せず、2020年に自然エネルギー100、以上の10項目であります。詳しくはインターネット上の社民党ウェブサイトを参考にいただければと思います。

また、私は県民連合に所属する県会議員と自治体出身議員とともに去る6月2日、薩摩川内市にあります川内原子力発電所を視察してまいりました。敷地面積は145万平方メートル、東京ドームで直しますと31個分、電気出力89万キロワット、2基の178万キロワットで、奄美営業所管内が約15万8,000キロワットだそうであります。その11倍がこの川内の原発だということであります。建設費は1号機が2,800億円、2号機が2,300億円ということで、1号機は現在点検に入っており、その点検料が2か月から3か月で200億円かかるとのことでありました。原発での電力が本当に安く供給できるかということに疑問を感じてまいりました。そこで、原発に関する市長の基本的考え方について質問をいたします。

原子力発電については、安全確保を大前提に、今後とも基幹電源と位置付け、推進するという国のエネルギー基本計画、これを菅首相が白紙に戻して議論すると表明したことについて、市長の見解をお示しく下さい。併せて、原子力エネルギー政策を転換し、脱原発、再生可能エネルギーと省エネの推進について市長の考え方があればお示しく下さい。また、奄美市における省エネルギーの具体的取組があればお示しく下さい。次の質問からは発言席にて行います。

議長(世門 光君) 答弁を求めます。

産業振興部長（川口智範君） 御承知のとおり、現在のエネルギー基本計画につきましては、化石燃料への依存度の軽減、供給安定性の確保、地球温暖化問題への対応と、水力などに加え、原子力を含むゼロエミッション電源比率を2020年度までに50パーセント以上、2030年度までに70パーセントとすることを目指しております。菅首相の発言は、先般の大震災による原発事故もまだ終息せず、原子力発電に対する国民の不安も大きい中で、原子力エネルギーに頼った今までのエネルギー基本計画を見直す必要性を感じてのことと推察しているところでございます。本市としても、新たなエネルギー政策の具体的な議論が、本市にどのような影響を及ぼすか、注視していかなければならないと考えております。

2点目の新エネルギーの関係でございます。本市におきましても太陽光、風力、バイオマスエネルギーなどの再生可能な自然エネルギーは必要と感じております。先日も答弁したとおり、新エネ、省エネビジョンの策定や、バイオスタウン構想の策定などの自然エネルギー利活用計画も取り組んできているところです。その中であって、自然エネルギーの安定利用に向けた技術革新等の課題も少なくないと感じております。本市におきましては、公共施設や民間への太陽光発電の導入や、風力発電施設の稼働など、徐々にですが自然エネルギーへの普及も進みつつあります。今後は、東日本大震災に伴う福島第一原発事故の早期終息と徹底的な検証による安全性の確立を望むとともに、改めて将来のエネルギー需給について、市民一人一人、考えていくことが重要であると考えております。

14番（関 誠之君） この脱原発に際して、今、答えがあったわけですが、既にですね、御承知だとは思いますが、平成13年度に名瀬市地域新エネルギービジョン策定事業ということで、策定をされたわけですね。今度の次の質問ともかぶりますけれども、総合計画の中でもこれを推進をしていくということでありませうけれども、この策定事業と今答弁した具体的に何をどうするのかですね、その辺があれば答弁くださいませんか。

産業振興部長（川口智範君） 議員がおっしゃいます新エネルギービジョン策定事業報告書の中で、導入の目標というのがございます。ご存じのとおり、この中には風力発電の建設推進、あるいは教育関係への太陽光発電、太陽熱利用の推進といった六つの短期的な部分、中・長期的な導入目標として、名瀬運動公園周辺への風力発電、2点目に市庁舎等公共施設への太陽光発電等、5項目合わせて11の導入目標を掲げております。その中で、風力発電につきましては、御承知のとおり既に1基稼働をしております。また教育環境施設への太陽光発電につきましては、昨年のグリーンニューディール基金事業によりまして、振興会館への設置が済みしております。徐々にではございますが、この報告書に沿った形で事業を今後も進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

14番（関 誠之君） この事業に沿って進めていくということですから、是非、事業に沿ってですね、それぞれ財政的なことがかかりますので、そういうことも勘案しながらやっていただきたいというふうに思いますが、今、具体的には風力と振興会館への太陽光ということですが、学校等辺りにですね、今から学校の整備を順次していく段階ですので、その辺に対する新エネルギーと言いますか、そういった事業的に取り入れることが考えられているのでしょうか。その辺、具体的にあればお願いしたいと思えます。

教育事務局長（日高達明君） 確かに、子どもたちの教育の観点からも、自然エネルギー、必要だと認識をしております。果たしてそれが補助の対象になっているのかどうか、まだちょっと私のほうで勉強不足ですが、その辺も含めて勉強していきたいと思えます。よろしく申し上げます。

14番（関 誠之君） 是非、勉強をするんじゃなくて、勉強をしてできておりますので、是非、これに沿ってですね、ここに学校にどういったエネルギーをですね、太陽光を入れる、何を入れるということ

を書いてございますから、こういう具体的なものがあるわけですから、これから先、学校の建築の中で、順次整備をしていくと、それぞれの学校ですね、ですからそういう時に、きちっと入れていただかないと、例えば金久の問題ですけれども、私の調べたところによると、向こうに太陽光発電をすとか、また風力によるちょっとした発電をすとか、そういったのがあるとは聞いておりませんので、やはり建築の設計の段階ですね、そういったことをどうするのかということをやらないといけないのではないかとこのように思いますので、是非、計画の段階で、もう勉強じゃなくて、これに沿って計画の段階でやっていただきたいということをお願いを申し上げておきたいと思えます。

(1)の原発に関する市長の考え、基本的考え方の中で、後一つ、川内原発3号機の計画が、今ありますけれども、これに対する市長の見解をお聞かせいただけますか。

市長(朝山 毅君) 閣議員にお答えいたします。

川内原発の3号機増設につきましては、去る4月の県下市長会定例会において、原子力発電所の安全対策を高めるための緊急決議がなされました。これを受けまして、5月11日には九州電力に対し緊急決議の実現に向けての要請を行ったところであります。この緊急決議の中で、3号機増設については、1・2号機の安全対策の見直し及び抜本的な防災対策が講じられることを前提に対応することとしております。本市は、昨年11月に閣議員の御提言等もございまして、平和市長会議に加盟いたしております。平和市長会議は被爆都市である広島・長崎市の呼び掛けにより、世界の都市が国境を越えて連帯をし、ともに核兵器廃絶への道を切り開くべく設立されたものでございます。本市がこの会に加盟したことと、核の平和利用、すなわち原子力発電所については別の問題でもあるかもしれませんが、今回の事故を考えますと、慎重にならざるを得ないものと考えております。このことから、私といたしましても、1・2号機の防災上の抜本的な安全対策が確認されるまでは、3号機増設については慎重であってほしいと願っているところでございます。

14番(関 誠之君) 確かに5月の11日にですね、鹿児島市の市長、市長会の会長でありますけれども、森鹿児島市長と九州電力鹿児島支店の吉迫支店長に申入れをしたということで、そのとおり、今おっしゃったとおりのことが新聞に載っているわけですが、これはこの間、視察に行った時にですね、ほとんど津波に対する対策を安全基準として国が出しておいたものですから、やっておられるわけですね。いろいろ新聞紙上を見ますと、どうも津波で原子炉のメルトダウンが起こった、それだけではないんじゃないかと、かえって地震で破損をしていたんじゃないかということが5月25日の朝日新聞に報道されておりましたが、今、市長の言われた市長会の申入れはですね、ほとんど津波対策を中心とした申入れでありますから、是非この地震、直接地震による、これからきちとした検証が出てくるとは思いますが、そういうものまでですね、踏まえて、安全の対策を是非要望なり要請をしていただきたいと、これは要望しておきたいと思えます。

それに、それで、原発に関する最後なんですけれども、先ほど平和市長会議に入っていたということがありますから、それについてはお礼を申し上げたいと思えます。それで、もう一つお願いを申し上げるわけですが、放射性廃棄物の持込み拒否に関する条例というのをですね、宇検村のほうで平成19年6月に作っております、その前にですね、今、世界遺産の登録をしております屋久町、それから西之表、中種子、上屋久町、十島村、笠沙町ということが拒否条例を作っておりますが、これについて、やはり世界遺産を目指すまちとして、何とかこういった条例を制定ができないのか、産廃が来てからでは、いわゆる使用済燃料の放射能が高いものを地下深く埋めてということがありますけれども、そういうものが来てからでは住民が反対だ、賛成だというふうになりますが、是非、この世界遺産を目指すということであれば、こういったものができるかどうかということ、少し検討していただきたいと思えますが、その件について当局の答弁があればお願いをいたしたいと思えます。

総務部長(松元龍作君) 私どもも核に関する都市宣言を行ったり、先ほどの平和会議なども参加をさせ

ていただいておりますし、原子力、核に関しては非常に関心が高いところがございますので、その観点からも条例制定ができるかどうか、検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

14番(関 誠之君) 是非、検討をしていただきたいと思っております。原発の件ですね、原発、川内原発建設反対連絡協議会というところがありまして、その方々が作ったチラシがあるんですよ。これに桜の花びら5枚なんだけど、3枚の花びらが多いと。いわゆる川内原発ゲート前の花びら調査を行ったところ、2,095枚中273枚が花びらの異常が見つかりましたと。そして鹿屋の小塚公園というんですかね、そこで2,339枚中36枚、いわゆる川内原発ゲート前では13.03パーセント、いわゆる異常が見つかったと、鹿屋のほうでは0.15パーセントであったというのが、見ればですね、やはり放射能というものの恐ろしさと言いますが、遺伝子に対する異常を起こすというのは、もう確実にこれで分かるのではないかなというふうに思っておりますので、是非、そういった放射性の高炉の廃棄物ですね、そういった持ち込みをさせないように条例の検討をよろしくお願いいたしますと思っております。

次に、奄振の奄美市総合計画についてお伺いをいたします。本総合計画の特徴と言いますか、数値目標を掲げて、それに向かって努力をしていこうというようなことがなされているようですが、非常に良いことではないかと、私も提言を申し上げてきましたので、そのことについては、職員の努力を本当に有り難いというふうに思っております。そこでですね、せっかく選挙公約、九つの何とかというのがありますが、行政の最高計画であります総合計画ができて、これスタートしているわけですから、これを徹底して実行していくという意味からすれば、職員にやはりしっかりこのことが伝わっていかねばいけないんじゃないかというふうに思いますが、その職員にどのような方法で周知徹底をさせていくのか。そして、この基本計画の分野別基本方向における計画数値目標や主な取組等、重点プロジェクトの主な事業の進ちょく状況等について、結果を毎年公表していくことができるのか、してほしいと思うんですけども、について2点お伺いをしたいと思います。

総務部長(松元龍作君) 奄美市の総合計画の策定が今回外部に委託をすることなく、本市独自で策定をいたしておりますことから、分野ごとに組織をされましたワーキンググループ、ワーキング幹事会などにおいて、主体的な議論が重ねられました。このことで自然と職員が奄美市総合計画の策定にかかわっているとの認識を持っているのではないかと思うところがございます。このようなことを踏まえまして、総合計画における将来目標の達成に向けて、その着実な推進を図っていくことが重要でありますので、まずは毎年度ローリングしていく実施計画の作業において、職員への周知を徹底していきたいと思っております。また、今年度からこれまでの総合計画から一歩踏み込んで、職員が市全体及び各分野の施策に対する共通認識を持つことが必要であるとのことから、各部局単位における総合計画の推進に向けた目標を設定する作業を進めております。このことで職員の達成意欲や責任感の向上が図られ、必然的に総合計画に対する周知も図られていくものだと考えております。これは、作業に当たる職員だけではなくて、それにかかわる職員もすべて、こういう総合計画にすべてかかわるようにしていきたいと、このように思っております。

それから、進ちょく状況の公表でございます。今回の奄美総合計画は、大きく平成23年度から平成32年度までの10年間に基本構想、平成23年度から平成27年度までの5年間の前期基本計画で構成されております。前期基本計画におきましては、基本構想における五つの施策の大綱に基づいた分野ごとの施策体系を示す分野別基本方向と前期基本計画を期間内において、特に重点的に取り組んでいく重点プロジェクトに分かれております。分野別基本方向におきましては、保健、医療、福祉をはじめとして、本市のまちづくりに関係するあらゆる分野ごとに本市が認識している現状と課題、進めていく施策の方向性を表す施策の方向、施策の方向に基づき具体的な取組を表す主な取組をお示した上で、平成27年度に目標とする事項を計画目標として掲げております。

また、重点プロジェクトにおきましては、総合計画の将来目標の10年後の達成に向けまして、前期

基本計画期間内において、特に重点的に取り組んでいる八つのプロジェクトを推進してまいります。当然ながら、それぞれの計画目標、重点プロジェクトの主な作業につきましては、毎年度の進ちょく状況に留意しながら、各施策を進めてまいります。公表につきましては、中期的な視点に立った前期基本計画を一定の期間と考えていることから、原則といたしましては平成27年度を一つの区切りとして検証を行っていくという予定にいたしておりますが、先ほど申し上げました部局ごとの目標数値を今それぞれ求めております。その中で、この中で、ここに達成率というのをそれぞれ各部局に求めておりますので、これを集約して年度ごとに公表できるのかどうか、今年度内で検討させていただきたいと思っております。

14番(関 誠之君) 職員になぜ周知徹底をとということをお願いしたかと言いますと、やはりそれぞれのプロジェクトで出た職員、部課長なりは、そのことに対して自分たちが作ったものだという愛着感もあり、やはりそれを実行しなければいけないという義務感もあるわけですが、やはり日々自分の事務分掌内で仕事をしている職員にとってはですね、市全体の自分の立ち位置がどこにあるのか、やっぱりそれを考えるいいチャンスになるのではないかと、自分の仕事をこういうことをやったら、総合計画の、いった重点プロジェクトなりどのどこがどういうふうに進んでいくかと。また、そのプロジェクトに自分の仕事の中で、先ほど言った見直しの時期に、ずっとやっておれば、そういったまたその転換等が出てくるんじゃないかというような思いがありまして、是非、ネットの中に入っているのどうか分かりませんが、職員の少なくとも部単位ぐらいでは、読み合わせなり、課長、課なりで読み合わせなりをしてですね、自分の部署だけでもいいですから、やっていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

この数値目標について申し上げたのは、平成22年9月第3回の定例会に、市長が数値目標を掲げて努力していく、そのプロセス、過程こそが我が職員、行政にとって大切なことであるという発言をしておりますから、是非、そういった中で、目標をきちっと職員がそれぞれ分かってですね、やっていただく、その過程でプロセス、これが大事だと市長も申し上げておるわけですから、是非、そのような方向で取り組んでいただきたいと思っております。

次の質問ですが、1年後とは非常に難しいというようなニュアンスですが、であれば、前期計画終了前年度、奄振もそうなんですけども、5年終了、来年、再来年ぐらいですかね、そうすると来年ぐらいには前期計画の報告書なるものが出てくるわけですが、そういった総合計画調査の報告書はできないのか。その辺について御見解をお願いします。

総務部長(松元龍作君) 先ほどの件につきまして、原則的には5年で評価をしていきたいということをお願いしましたが、その中で、今、先ほど申し上げましたが、部局ごとの今、それぞれの目標数値を設定をする作業と、それから達成率を求めている作業を、今現在やっておりますので、これが毎年公表できるのかどうか、その辺は検討させていただきたいということですので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、その報告書でございますが、前期基本計画における施策の総括が後期基本計画によってどのように反映されていくかということにつきましては、毎年度ローリングしていく実施計画において、施策事業の見直しを行い、定期的な評価に努めてまいりながら、併せて今年度から作業を進めております各部局単位で設定する目標においても、同様に評価に努めていきたいと考えております。

平成27年度に策定を予定いたしております後期基本計画につきましては、これらで得られた評価を生かしてまいりたいと考えているところです。また、調査報告書の策定につきましても、盛り込む内容など、内部で更に議論を深めながら、更に検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく御見聞いたします。

14番(関 誠之君) 大変前向きな取組がなされているように感じましたので、是非その方向でですね、

職員，市長，一丸となってこの総合計画の達成をしていくようお願いを申し上げたいと思います。

それで，この総合計画について，少し外れるかもしれませんが，私が平成20年第2回の定例会で総合計画のことについて話したんですけども，自治体基本条例の制定の議論は，その総合計画の策定の中でしていくというようなことでありますが，この自治体基本条例の今の現状なり，この総合計画の中でどのような議論がなされて，今どうなっているかをお答えいただけますか。

企画調整課長（東 美佐夫君） ただいまの自治体基本条例のほうですが，先ほど部長のほうで話がありましたが，内部で今，部局の目標設定等，作業しておりますので，それと併せて，今，内部で議論しているところですので，御理解をいただきたいと思います。

14番（関 誠之君） 総合計画，最後になりますけども，この総合計画の中に，前の計画ではありましたが，主な取組から削除されておる。この理由は何でしょうか。総合計画の中には奄美空港へのアクセス改善及び周辺町村や各集落を結ぶ広域的な交通ネットワークの強化を図るためうんぬんという記述がありますが，そういったものに当たらないと判断したのかどうか，そこまで含めて答弁いただけますか。

建設部長（田中晃晶君） 太平洋パイパスは，旧名瀬市の総合計画の中で，21世紀の道標や都市計画マスタープランで掲載されていた道路でありました。奄美市崎原側の道路整備は，崎原漁港までは一応完了しておりますが，龍郷町戸口側は字図混乱地区がございまして，用地買収等が困難であるということから，途中で道路整備が中断しているのが現状でございます。そのほか，急しゅんな地形における道路整備については，工事費等のこともあり，それと更に利用交通量などによる費用対効果の問題，それから市町村の財政状況を考えますと，現時点では今後5か年間では着手困難と思われ，困難という判断の下に削除されたものであります。

14番（関 誠之君） 困難だということで削除したということですが，その困難なものをやり遂げるという行政も必要だというふうに思っておりますが，いわゆる奄美の縦貫というか，一周して回るという道路ですね。そういったところが崎原 - 戸口間で切れておりますので，是非このことは，もう一度お考え直しをいただきたいということを申し上げておきます。

それと，奄美市将来構想特別委員会が報告書を総合計画に対して出したんですけども，それぞれの会派から9人の代表が出て，提言をしたつもりであります。どのように盛り込まれておるかまでお聞きをしたいと思います。

総務部長（松元龍作君） 特別委員会からの意見ということでございます。これは，実は私どものほうですべての項目，特別委員会からいただきましたすべての項目につきまして，それぞれ素案に反映されているもの，一部素案を修正したものの，前期計画には反映できなかったが，後期計画に向けて議論するものと，項目ごとに分類させていただいております。それを踏まえまして一般パブコメと併せて，最終的に幹部会にかけて，現在の総合計画を作っているということでございます。

関議員御指摘のこのような資料がございまして，それぞれの特別委員会からいただいた報告書については，それぞれ全部網羅して，これはどうなったか，結果を出しておりますので，もし必要であれば後ほどお渡ししたいと思います。

14番（関 誠之君） ありがとうございます。後で資料をいただきたいと思っております。

次に，庁舎問題についてであります。同僚議員がいろいろ質問をしておりますので，少し角度を変えて質問させていただきたいと思っております。庁舎の建設について，名瀬の意見集約が非常に難しいというふうに，私のほうは受けましたけれども，是非ですね，名瀬のほうは市長が選挙公約で九つの宣言を出

している中で、私はもう100点近い進ちょくを含めてということで申し上げましたが、出来てないの  
が一つあるんですね。市政懇談会の開催、市民意見制度の導入というのがありまして、是非、この機  
会にですね、やっていただきたいというふうに思いますが、それについていかがですか。

総務部長（松元龍作君） 市政懇談会については、昨年実施をする予定で部内で調整をいたしておりました。  
ところが災害とか、いろんなものが重なりまして、どうもできておりませんでした。今年度は是非  
市政懇談会を実現させていきたいと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

14番（関 誠之君） とりあえず名瀬地区のほうからですね、庁舎問題、控えておりますから、是非頑  
張っていただきたいと思えます。

それと、昨日、水道庁舎を保健所跡にということで、出ていましたけども、私は非常に唐突に思え  
たんですね。昨日初めて聞いたなど。庁舎の検討委員会で多機能なということで、水道庁舎等も併せて  
造ったらどうかというような意見も出ておるわけですから、そういったことがまだ十分に煮えな  
いところで出てきておりますが、私が考えるには、水道のいわゆる建設改良積立金ですか、財源的な問題があ  
ってかなというふうに勝手に推測をしておりましたが、もし水道の財源で買ったとして、その使い方が水  
道の用以外には使えなくなるのか。その辺までちょっと分かれば教えていただけますか。

総務部長（松元龍作君） 昨日申し上げましたのは、埋立ての関係でどうしても水道庁舎が移転をしなければ  
ならない関係上、仮に保健所跡地に水道庁舎を置きますと。ただし、これについては本庁舎が建設  
をする際に、水道庁舎をその本庁舎の中に、もし仮に入れ込むとなると、その保健所跡地は空きます  
ので、その利用計画については、その後、検討させていただきたいということでございます。

それと、財源的に水道の費用で買うかということでございますが、現在のところ一般財源で購入をす  
る予定でございます。と言いますのは、まだそこが水道局舎というふうに決定はしておりませんので、  
とりあえずは一般財源で取得させていただきたいということでございます。

14番（関 誠之君） よく分かりました。それでは、名瀬の庁舎の建替えをすると、市民のいろんな思  
いがあるようでありますけれども、基本設計を24年、実施設計を25年、庁舎の着工をして2年かか  
るとして、少なくとも24年には基本設計をしなければいかんというふうに思うわけですが、今、埋め  
立てておる旧港ですか、その埋立て完了に至る日程的なものがあればお示しいただけますか。

建設部長（田中晃晶君） 現時点での完成予定を25、26だというふうに記憶しております。

14番（関 誠之君） 25か26と、どっちか分らないですか。もう大体、工程表が出ていると思うん  
ですが。

建設部長（田中晃晶君） すみません、今、頭の中がどの事業の数字だったから、今混乱してのことでご  
ざいまして、後でまた御報告申し上げます。

14番（関 誠之君） なぜ聞いたかと言いますと、26年に着工しないと本庁舎はできないんですよ、  
27年まで。1年でできるしろものじゃないというふうに思っておりますから、そうしますと、埋立て  
が少なくとも26年に完成をして、売買できるような状況にならないと、海のほうの埋立てには庁舎が  
できないんじゃないかというふうに私は推測をしておりますので、後、いろいろありますが、時間があ  
りませんので、一つ財源の問題が有効に使えるような形でですね、仮庁舎をすればそれだけ財源がいる  
わけですから、そういったものを含めて是非お願いをしたいと思えます。

そして、総事業費ですね、60億円とか、62億円が独り歩きをしておるようですけども、その辺の

財源の見通しについてお知らせください。

総務部長（松元龍作君） 現在、まだ庁舎建設費の詳細設計が上がっておりませんので、確定はしていませんが、現庁舎規模の建物を想定した場合に、約60億円程度かかるだろうと想定をいたしております。その資金の計画につきましては、60億円と想定した場合には、合併特例債で90パーセントの57億円を借入れをいたしますが、3年据置き20年の償還の利息を含めた返済額は、約70億円になります。その元利償還金の70パーセント、約49億円が交付税に算入されますので、借入額の一般財源は残り30パーセントの21億円となります。したがって、建設時の一般財源3億円と借入金に対する一般財源21億円の計24億円が市の負担となるところです。この24億円につきましては、平成26年度までに庁舎整備基金として積み立てる予定でありまして、昨年基金を設け、現在8億円を積み立てたところでございます。なお、基金積立金の財源は臨時財政対策債を充てる計画でありますが、御承知のとおり利息を含めた返済額の全額が後年度の普通交付税に算入されますので、有利な財源であることを御理解いただきたいと思います。

14番（関 誠之君） 時間がありませんので、大島地域消防広域化検討協議会について質問させていただきます。大島地域消防広域化検討協議会から、徳之島地区消防組合が離脱を表明をしているということを知っておりますけれども、大島地区消防組合の管理者として今後の判断はどうかお聞かせをいただけますか。

市長（朝山 毅君） お尋ねの件につきましては、事務局であります広域事務組合において徳之島地区消防組合消防長に照会いたしましたところ、去る3月19日開催の徳之島地区消防組合議会の全員協議会において、議員から大島地域消防広域化検討協議会から離脱をしたいということで提案があり、承諾をされたということを知っております。現在のところ、事務局である広域事務組合への正式な報告ではございません。そのように伺ったということでございまして、もし、そういうことでありますれば、3地域の広域消防組合で、そして12市町村長の会合の中で、設立協議会を設置されておりますので、そこで正式に議論がなされていくものと思っております。

14番（関 誠之君） 5月16日の文書で、大島地域消防広域化検討協議会の離脱要請についてということで、徳之島消防組合からそれぞれの管理者に出しておりますので、恐らく正式に上がってくると思います。また、その時に議論をさせていただきたいというふうに思います。

次に、学校給食に関することで、昨日もありましたが、奄美小学校、私の調べでは奄美小学校、今、574名おりまして、義務標準法の配置基準というのがありますけれども、そこには550人以上に一人学校栄養士を置くというふうになっておりますが、これが配置されなかった理由と今後の対応をどうするのかお伺いしたいと思います。

教育長（坂元洋三君） 栄養職員の配置基準等についてお答えいたします。初めに、次の2点について御理解をいただきたいと、こう思います。まず、栄養教諭は県費負担教職員であり、その配置については県教育委員会の責任で行われるものです。次に、栄養教諭の配置のあたっては、公立義務教育小学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律により市全体の定数が定められた上で配置されるということになっておりますので御了解いただきたいと、こう思います。

それでは、1点目の奄美小学校に栄養教諭が配置されなかった理由についてお答えいたします。奄美市の栄養教諭の配置につきましては、平成22年度が8名の配置で、平成23年度は6名の配置となっております。昨年度は奄美市全体の配置基準6名に対し、2名過員であったこと、また、奄美小学校の栄養教諭が異動対象者であったなど、やむを得ない事情によるものと判断しております。

14番(関 誠之君) 少し理解できないのは、配置基準は550名のところに1名と書いてあるんですよね。それが全体が決まらないと決まらないというのは、もう一度説明できますか。

教育長(坂元洋三君) 奄美小学校は4月6日段階で575名おります。これは550名以上の単独実施校に1名という義務標準の中に達しているわけでございます。先ほども御説明しましたように、栄養教諭等の配置にあたっては、いわゆる義務標準法第8条の2に基づいて、市全体の定数が定められ、その定数が6名でありました。ですから奄美小学校に配置できなかったということになります。

14番(関 誠之君) その辺のところは、言っていることは理解をできるんですけども、ここに書いてある義務標準法第8条の2の規定に基づく配置基準というのは、単独実施校550人以上の学校1人と書いてあるんですよ。であれば、奄美小に配置するべきであって、その辺のところは、調べたところによりますと、1月6日に奄小のほうからやりましたと。その時542名でありましたという話なんですよ。ところがこの542名というのが、卒業する人の人数を引いて、入る人は加えないでくださいというふうに学校に言ってきたと、これ、教頭から聞いておりますから事実でありますよ。そういうようなところで542名、これが事実じゃないんですか。542名を県教委に上げて、県教委はこの数字を見て、じゃ、奄小は配置をしないでいいんじゃないかと、教育長どうですか。

教育長(坂元洋三君) 本市の定数の算定について、端的に御説明しますと、次の3項によって得られた数の合計になります。第1点目、児童又は生徒数が550人以上の単独実施校に1を乗じた数、それから第2点目、545人以下の単独実施校の数に4分の1を乗じて得た数、それから3点目は1、500人以下の共同調理場の数に1を乗じて得た数、以上になっておりまして、定数6名であり、現在その定数上の6名が配置されておりますので、いわゆる義務標準法に違反には当たらないということでございますので、御理解いただきたい。

14番(関 誠之君) 押し問答になりますから、それ以上はやりませんが、なぜ私がこだわっているかと言いますと、伊津部小学校、奄小、名中、栄養士、いないんですよ。食育ということを、教育長ね、言っておられます。そしてあなたはですね、教育は地域振興の基本であり、大きな柱、現場を重視して取り組みたいというふうに言っておられるんですよ。今言ったこと、分かりますか。義務教育の9年間、奄小から名中、伊津部から名中に行くかも分かりません。栄養士が一人もいないということであれば、食育どころじゃないじゃないですか。そういう全体の配置、全体の配置と言うのであれば、当然、そういうところに一人配置をして、全体6名でオッケーだと言うのであれば、納得しますけども、この栄養士がいないために、どんなに学校が苦勞しているか、教育長お分かりですか。栄養調理員は、自分の事務分掌でもないことを一生懸命やっているんですよ。そういうことを知らないで、知っているかも分かりませんが、現場重視と言葉だけで言わないでください。非常に私は憤慨をいたしております。そういう現場のことを知って、そういった現場の声を反映させるのが教育長の、私は責務だと思っておりますから、大変言葉はきつくなりましたけども、思いは現場を重視、同じですから、よろしく願いをしたいと思います。

次に、住用地区の給食、トイレ、シャワーの改善、東城のほうに390万円経済対策のほうで付けていただいたことに対しては熱く御礼を申し上げたいと思いますが、今だに着工されておりませんが、その辺も含めて今後、住用の学校のトイレ、シャワーはどうなりますか。

教育事務局長(日高達明君) 答弁いたします。住用地区給食室のトイレ・シャワーの改善についてお答えいたします。住用地区には3校区三つの給食室がございます。それぞれの取組につきまして順次御説明いたします。まず東城小中学校であります。現在、給食室の建物内にトイレ・シャワーを設置する方向で工事発注に向けた諸準備を進めているところであります。7月、夏休みに発注予定でございます。

次に、住用小学校と住用中学校につきましては、両校の中間位置に給食室があり、2校分の給食業務を行っております。トイレは調理員専用として、中学校寄りに設けてありますが、校舎と近づき過ぎるということもあり、昨年度目隠し用の壁を設置いたしました。また、シャワーにつきましては、小学校の体育館に設置されているシャワー施設を使用しております。市小中学校であります。隣接するトイレ棟の女子トイレを学校側と協議しまして、調理員専用として使用しております。シャワー施設につきましては、昨年度、場所の検討を行っております。給食調理員用のトイレ・シャワーの設置につきましては、衛生面を考慮して給食室のスペースにもよりますが、給食室内に設置されるのが望ましいと考えております。今後、両校の給食室のトイレ・シャワーの設置につきまして、実施計画の中で協議をしていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

14番(関 誠之君) 是非ですね、これは学校給食衛生管理基準というのがあります、その中では専用便所ということで、給食室は位置付けられておりますので、今のほうで是非、実施計画に早く乗せて、実現を図っていただきたいというふうに思います。

次に、住用地区の生活基盤整備の推進について、端的に申し上げます。公営住宅等が水洗化されていない。いわゆる汲み取り式の便所が多いわけですけども、この辺の計画がどのようになっているのか。また、生活排水が役勝なんですけども、直接川に流れている。こういったことについて改善のものがあれば、時間がございませんが、お願いをしたいと思います。

建設部長(田中晃晶君) 市営住宅等の環境整備につきましては、今現在策定中の奄美市住生活基本計画、つまりマスタープランで整備計画が策定できるように、関係機関と調整を図りながら、進めてまいりたいというふうに考えております。

14番(関 誠之君) 是非ですね、マスタープランの中でということですから、しかし、計画、マスタープランが今年度できて、それを実施するにはかなりの時間がかかると思いますので、耐用年数等も含めてできることから、一つお願いをしたいと、市長、非常にですね、調べてみると住用地区の生活環境基盤整備が遅れておるんですよ。こういったところにこそ、この合併特例債等を使ってですね、やはり一体化というのであれば、少なくとも住用の生活基盤を名瀬市、笠利のほうに引き上げていってほしいと思います、その辺についてコメントがあればお願いをしたいと思います。

市長(朝山 毅君) 今、建設部長が答弁いたしました、住宅マスタープランについては、合併前の笠利町、旧名瀬市においては、マスタープランを作成し、その事業年度が平成22年度で確か終わったはずであります。その間に住用地区においては、マスタープランが作成されておりませんでした。そういう関係で住宅の建設が遅れ、そういう生活環境の遅れがあったということですので、今後は、23年度に始まるマスタープランの中で位置付けをしていきたいと、そういうふうに考えているところであります。御理解いただきたいと思います。

14番(関 誠之君) はい、ありがとうございました。是非、そういう方向で頑張っていたきたいと思います。

最後に一言だけお聞きをいたします。ごみ有料化と焼却炉の整備について、コンポストへの助成について、額が増額することはできないかどうか、30秒ぐらいでお答えください。イエスかノーか。

市民部長(田丸友三郎君) 30秒でできるかどうか分かりませんが、生ごみ処理機につきましては、平成22年度の実績で13件、3万2,900円の助成を行っています。内容は4,500円を限度に購入額の半額の助成となっております。今後、この助成額の増減につきましては、今回ごみ有料化で衛生組合の歳入増に伴うことも予想されますので、本市負担金の減額等。

議長（世門 光君） 以上で社会民主党 関 誠之君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

議案等審査のため、明日24日から26日まで休会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、明日24日から26日まで休会いたします。

6月27日午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後2時30分）

出席議員は、次のとおりである。

1番	師 玉 敏 代 君	2番	多 田 義 一 君
3番	橋 口 和 仁 君	4番	奈 良 博 光 君
5番	戸 内 恭 次 君	6番	平 田 勝 三 君
7番	向 井 俊 夫 君	8番	蘇 嘉 瑞 人 君
9番	竹 田 光 一 君	10番	竹 山 耕 平 君
11番	伊 東 隆 吉 君	12番	泉 伸 之 君
13番	世 門 光 君	14番	関 誠 之 君
15番	三 島 照 君	16番	崎 田 信 正 君
17番	里 秀 和 君	18番	平 敬 司 君
19番	渡 京 一 郎 君	20番	朝 木 一 昭 君
21番	奥 輝 人 君	22番	平 川 久 嘉 君
23番	栄 勝 正 君	24番	大 迫 勝 史 君
25番	与 勝 広 君	26番	叶 幸 与 君

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	福 山 敏 裕 君
教 育 長	坂 元 洋 三 君	住 用 總 合 支 所 長	高 野 匡 雄 君
笠 利 總 合 支 所 長	川 畑 克 久 君	總 務 部 長	松 元 龍 作 君
總 務 課 長	前 里 佐 喜 二 郎 君	企 画 調 整 課 長	東 美 佐 夫 君
財 政 課 長	安 田 義 文 君	市 民 部 長	田 丸 友 三 郎 君
環 境 対 策 課 長	高 崎 義 也 君	福 祉 部 長	小 倉 政 浩 君
福 祉 政 策 課 長	重 山 納 君	産 業 振 興 部 長	川 口 智 範 君
商 水 情 報 課 長	則 敏 光 君	農 政 局 長	東 正 英 君
農 林 振 興 課 長	山 下 修 君	建 設 部 長	田 中 晃 晶 君
土 木 課 長	砂 守 久 義 君	教 委 事 務 局 長	日 高 達 明 君
学 校 教 育 課 長	福 永 朗 君	笠 利 地 域 教 育 課 長	重 井 浩 一 郎 君

選挙管理委員会 局長 圓 和之君  
議事事務局

職務のために会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	有川清貴君	次長兼 調査係長事務取扱	橋本明和君
主幹兼議事係長	前田美佐男君	議事係主査	麻井庄二君

議長（世門 光君） ただいまの出席議員は26人であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

議長（世門 光君） 日程に入ります。日程第1，議案第40号から議案47号までの8件を一括して議題といたします。

ただいま議題といたしました議案8件に対する質疑を行います。

通告のありました順に発言を許可いたします。

初めに、日本共産党 三島 照君の発言を許可いたします。

15番（三島 照君） おはようございます。日本共産党の三島 照です。私は委員会審議に参加できない部分もありまして、その関係についてちょっと質疑をしていきたいと思っております。

まず、第1点目について、議案第40号、平成23年奄美市一般会計補正予算（第1号）についてです。この13ページの2款1項6目13節委託料3,066万1,000円が計上されています。議案書によりますと、設計業務委託と地質調査業務というふうになっております。今の状況の中でどこのどういうこの設計業務なのか、それについて御答弁をお願いします。

もう1点は、すぐ下の17節公有財産購入費2,390万円が計上されていますけど、これについても、どういう購入財産をどういう目的で購入されるのか、どこの用地を購入する予定なのかといったことが一切分かりませんので、これについてもよろしくをお願いします。

続いて、議案第44号については、奄美市の飼い猫の条例になっております。この条例については、3月議会においても、案として提案されておりました。しかし、この案の中には、餌やり条項がきちっと付けられておりましたし、これならということで私どもも町内の役員会やそういったところでも、こういうのができますよと、皆さん気付かせてくださいということで、早とちりやと言えば早とちりかも分かりませんが、そういう議論をしてきたところですが、しかし、今回提案されたこの条例には、餌やり条項が削除されています。なぜこれが消えたのか、その理由を市民に分かりやすく説明をしていただきたいと思っております。

続いて、議案第45号では、企業立地促進条例の適用の特例に関する条例ということで提案されています。これがなぜ特例になったのか、なぜ情報サービス業を特定した理由はどこにあるのか、今までの企業立地条例でなぜ駄目になったのか、そこら辺について理由を説明していただきたいと思っております。

あと座席から質問します。

議長（世門 光君） 答弁を求めます。

企画調整課長（東 美佐夫君） 2款の総務費の13節委託料と17節公有財産購入費の関係、お答えいたします。

まず、1点目の委託料の内訳ですが、設計業務の1,866万1,000円、これについては、住用、笠利の庁舎建設の基本設計業務委託料ということでございます。内訳については、住用庁舎が655万1,000円、笠利庁舎が1,211万円ということでございます。2点目の、失礼、地質調査のほうですが、地質調査のほうは、住用、笠利の庁舎建設に合わせての地質調査業務委託料ということでございます。

それと2点目のほうですが、公有財産の購入費のほう2,390万円につきましては、厚生労働省社会保険事務所の職員宿舎を定住促進住宅として購入するための予算でございます。その物件については、名瀬朝仁町3番2の朝仁海岸近くに位置しております土地の面積が98.3坪、建物については2階建て73坪の共同住宅の物件ということでございます。

環境対策課長（高崎義也君） 奄美市飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例についての御質問でござ

いますが、議員御指摘のとおり、今年の2月7日に開催させていただきました全員協議会において、皆様に御説明をさせていただいた際にはですね、確かに11条で餌やり禁止の条項を盛り込んでおりました。

その後2月にパブリックコメントを実施させていただきました、奄美市民18名から56件の貴重な御意見を頂戴いたしました。その中で子どもにですね、命の大切さをどうやって教えるのかといったような御意見がございまして、餌やり条項について削除していただきたいというような御意見がございました。このことを踏まえまして、本年4月24日にですね、第8回目となります条例等の検討会を開催し、大島本島内5市町村の担当課長、担当者及び環境省、保健所の職員で協議を行った結果、削除することで合意をいたしております。今後この条例制定を契機に、猫の適正飼養について広報紙などを活用し、市民の意識向上に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

商水情報課長（則 敏光君） 情報サービス産業に特定する理由はということでございますが、まず、情報通信産業は、島しょ地域の不利性を克服する産業として期待されております。奄振の計画におきましても、農業、観光・交流、情報の3分野を戦略的重点分野と位置付けております。また、今回の総合計画における主要目標であります定住人口、総生産額の拡大に向けた雇用拡大対策の一環として提案したいということもございます。さらに、平成17年に商法の大改正がございました。これは昭和57年以来の大小区分立法、株式会社1,000万円、有限会社300万円という最低資本金制度を全廃いたしました。同時に、有限会社の廃止をいたしております。こういった20数年ぶりの大改正は、主に情報産業を念頭に置いた改正と言われております。資本金が有限会社も300万円、株式会社は1,000万円という撤廃したのも、情報産業においては、なかなか設備投資が不要であるというような観点もございまして、資本金がさほど重要視されない、そういった事情もあるかとは思われます。

現在の本市の企業立地条例につきましては、設備投資額が2,000万円以上というような条件もございまして。それに対応するため、適用するために、今回特例を設けた次第でございます。同時に、また、市長マニフェストの中におきましても、産業活性化都市宣言の中で、情報通信産業の進出支援策の拡充というようなこともございます。そういった諸々の点から、まずは情報産業に特化した特例をまず設けたいというような形で、今回提案いたしましたものでございます。

15番（三島 照君） 今のところから順番にいきたいと思います。今農業、観光、情報、奄振の3分野の重点政策に基づいてということがありましたし、また、会社法の改正などがあってということがありました。それは分かります。ですから、こういうIT産業や情報産業は、例えば1人、2人ででも企業として十分設立して、経済やいろんなところに寄与していったる部分はありますから、それを否定するわけではありません。しかしですね、ここでこの情報サービスと規定されたら、例えばあの観光や農業でも、2、3人で受託組合やそういうのを作ってやっていこうとして、新しくできて、ここがそういった方々が、このせっきゃく奄美市にあるこの企業立地条例を活用したいと思っても、条例で決められてしまったら、もうこれ以外はこの規定には合わないということになっていくと思うんですね。ですから、この条例のいわゆる8人はとあるのを3人にするとか、4分の1とあるのは10分の1にするとか、非常に緩和されたこの施策、私はそのままこの部分の訂正だけでも十分活用できる、そのほうがむしろ多くの人に活用できたんちゃうかなと思いますので、そこでこの先ほどこの情報サービス業をという意味は分かりますけど、なぜそういったことまで検討できなかったのか。今後そういったところはどうかということだけ示してください。

もう1点は、猫条例の場合ですね、パブリックコメントで命の大切さが強調されたということです。何かそこら辺がちょっと分からんな、俺。その命を大切にいうことは、餌やりを禁止することが猫の命を阻害することになるんかなと。逆に、昨日か一昨日もある女性に会ったら、いっくら隣近所で話し合っても、とにかく餌やるもんですから、そこに10匹、15、6匹猫が集まって来て、そのほこりと臭いとでもう何回となく相談話し合ったけど、解決できなかったということで、わざわざ家を引っ越してる

んですよね、借家をよそへ。いう問題、これは、これかて下手すれば人間の命の問題にもかかわっていく問題で、ですから、そこら辺の議論も私は本来もうちょっと各自治会や、せっかくあるんですから、そういうところにも下ろして、議論して決めるべきではなかったのかなと思いますので、これをやったからいうて、餌やりが続いてる以上は、野良猫は私は減らない思ってるんですよ、これは。それでは減らないと思ってるんです。だから、その猫は餌が届かなくなれば、自ずから山やあっちこっち野良野良と野良猫になっていくということを考えたときにね、別に罰金とかそういうのは外したとしても、その条例の中にやっぱり餌やり禁止条例はあるべきでは、訂正すべきではないと思いますので、この議会の中でそこら辺は訂正できるのかどうかも含めて、質問いたします。

もう1点は、先ほどのこの委託料については、住用、笠利の庁舎建設について、そのための委託調査ということなんですけど、これは建設するというはどこで決まったんですか。私ら議会では一度も議論したことないし、にもかかわらず、もう既に委託調査料まで付いて、あと次は設計費用が付いてくると。今まで皆さんの議会での討論というのは、末広・港も一緒です。すべてが審議会で決まったからといって、そのまま進めば、議会は承認していっただけなんですよ、これ。

今度の問題はね、相当な費用かかると思いますし、私は各協議会答弁では、例えばこの間の答弁ではですね、皆さんは栄 勝正議員の答弁に対して、庁舎建設準備室も設置されるということであったと思うんですよ。庁舎建設ありきでないかということで、住民の声を十分聞くべきやという質問をされていますし、それに対しては、囑託員や駐在員や地域協議会などでよく反映されてると、住民の声は、いう答弁でした。次に戸内議員の答弁に対しては、議員は予算の中で審議してくれたらそれでええと。これね、いつものことなんですけど、皆さんが予算に計上したやつで、議会の議論で変わったことはありますか、こんなもん。一度たりともないですよ、ほとんど。少なくとも、私がこの議場に来て8年間、一度もその予算を切り替えて訂正されたことはありませんよ。ほとんどが皆賛成してのやから、予算でいうことは、もう決まると。議員は何も言わなくてもええと、黙っとけと。市民に聞かれたら、もう決まってるんですよとだけ言うたらええと言わんばかりの答弁ですよ、これは。

そして、その次はですね、関議員の答弁に対しては、市政懇談会等で意見を聞きたいと。初めて意見を聞きたいって言ったんです、市政懇談会で。けど、私はこの市政懇談会をやるんでしたら、その中であえて言うてんのは、総事業費が約60億円、合併特例債を活用するので、市の負担は24億円ぐらいで済みますというのが答弁です。合併特例債も借金ですよ、債と付く以上は。いうことで、答弁がありました。しかしですね、私はこれからこの60億円もの金をかけてやるべきこの事業を議員が議論もできないままに片方ではもうどんどん進んでいく、私はこれはあってはならないことだと思いますので、それとさっきの答弁で、笠利、住用の庁舎建設のもう地質調査が委託されていくわけやんか。なぜこんなに急がなければならない理由も含めて、さっきの3点、聞かしてください。

商水情報課長（則 敏光君） 企業立地条例につきましてですが、先ほどまずは情報産業ということで、答弁申し上げました。その当然奄振3分野、農業、観光・交流、情報、これらにつきまして、現在の企業立地条例の要件を緩和する方向で考えたわけですが、なかなか農業、他の事業との兼ね合い、補助事業と兼ね合い、あるいは、観光産業があまりにも広範にわたるものですから、その辺りで多額の一般財源を要する助成事業につきまして、その数とか、そういったものでちょっと収拾がつかなくなりまして、まずは情報産業の特例を念頭に置いての特例法を制定させていただいたわけでございます。その辺りは、奄振3分野を中心にして、雇用拡大を図る、その上で産業の振興の行き着くところは、雇用の確保という念頭の下に、今後も他の分野についての企業立地につきましては、検討させていただきたいというふうに思いますので、よろしく御理解をお願いいたします。

環境対策課長（高崎義也君） 先ほどの三島議員の御指摘、御意見につきまして、私も全く同感でございます。無責任な餌やりをやっている方についてはですね、大変御迷惑いたしておるのはもう承知のことでございます。その中でですね、先ほど申し上げましたように、パブリックコメントを実施いたしまして、

奄美市民から18名の御意見をいただきました。それ以外にもですね、今回ホームページにおいて募集を行いましたので、市民以外の方からもたくさん参考意見としていただきました。ある大阪の弁護士さんからもお手紙を頂戴いたしまして、いわゆる議員も御承知のことと思いますが、現在この野良猫に対する餌やり問題というのは、全国でトラブルを発生していると。昨年ですね、東京の三鷹のほうで、元加藤名人という方が裁判を訴えられまして、裁判で負けております。この加藤名人はですね、いわゆる不服として控訴するというような話も伺っております。今後ですね、またこのような裁判問題が発生するかもしれないというような御助言などもいただきまして、こういう時にですね、あえてそういう条例で明記することはいかがなものかというような助言をいただきました。

そのようなことを踏まえて、先ほど行いましたように、本島内5市町村議員検討会で協議して、こう削除した結果でございます。いずれにいたしましてもですね、この条例はまず飼い猫の不適正飼養、いわゆる登録をしていただき、原則放し飼いはしないようにというようなことで、野良猫の抑制、発生を抑制していきたいというふうに考えておりますので、どうぞ御理解をください。

企画調整課長（東 美佐夫君） 庁舎建設の決定どこでされたということの御質問でございました。昨年度設置された庁舎検討委員会については、予算措置に伴う委員会でございますが、この委員会の提言に基づいて、今年の3月から5月にかけて、まずは地域住民の意見集約という作業を早急に進めたところです。併せて、庁内の議論の中で平成27年までのタイムスケジュール等考慮して議論を重ねたところでございます。今回こうした経緯を踏まえて予算計上に合わせて審議をお願いするというところでございます。この点については御理解をいただきたいと思っております。

全員協議会等で説明がなかったということは、反省をちょっとしておりますが、そういうことを今後全体の概要が今後プロポーザル等で決まってくるので、その時点でまた皆さんのほうにしっかりと説明をさせていただきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

15番（三島 照君） もう3回目ですと終わりますので、さっきの企業立地促進条例やらね、やっぱり条例を作る時は、私は基本的には、もっといろんなことを判断して設定していただきたい。今一般財源が伴うことだと言われましたけど、今正にね、この数年間、奄美の経済をどう浮上させていくか、大きな試金石やと思ってるんですよ、私は。その時に一般財源税金の使い方は、そういう立場から考えて議論されたら、私はこの問題についてはもう一度検討していただきたいということがあります。そして、早急に今回これで提案されてますけど、早急に各分野も同じような対応ができるように、是非当局のほうで議論していただきたいので、そこんところをどうされるか、1点聞かしてください。

猫条例の問題については、いろんなその理由はあったかと思っております。しかし、私は基本的には、やっぱりこれが削除されるということで、どのくらいこの条例の効果が上がるのか、非常に不安です。あとは委員会でしっかり議論していただきたいと思っております。委員長答弁を待ってます。

もう1点は、今言われましたけど、私は全員協議会でね、全員協議会というのは、今言われたから私言いますけど、皆さんの決定を承認するだけの協議会なんかと思うんです。本来全員協議会って、そこ出た意見が反映されるのやったらいいんですけど、このままいけば、これは反映される見込みはもうないと思いがたいんですよ、これ。だから、私は今回こういう予算が計上されてくるということは、これ黙ってたら、そのまま通って、議事を審議していただきましたと。各委員会でも何ら意見はありませんでしたと。これは別の委員会ですから、そこでまた議論してもらえと思っておりますけど、いうことで、これが通って、そのままもうすぐにこの3庁舎の建設、私ら自身が本当に今もう1回私は常々言うてますよ、この本庁舎についてはね、非常に危険性も指摘されてます。耐震補強でもたんのかと思っておりますけど、いろんなこの間一貫して言うてます中心市街地の活性化、まちづくり事業の中で位置付けられて本来庁舎をどうするか検討すべき課題だと思ってるんですよ。そのことを考えたら、住用、笠利の各庁舎も、本気であれでいいのかと、今の場所で。地質がしっかりしてるって建設始まってね、あの地形的問題は、そう簡単に解決する問題ではないと思ってるんですよ。皆さんは検討委員会で十分検討し

てもらったと言いますけど、皆さんが提案した意見に対して、検討委員会からどんな議案が出たか、私知りたいので、ここで一つはこの間の検討委員会の議事録を提出してください。求めます。そして、この今回の今言われたそういう状況ではですね、私は議会は結局庁舎設計が終わって予算が計上されるまで何も具体的に分からない。しかし、予算を計上されるということは、修正も見直しもさっき言いましたように、今まで当局の皆さんは認めた、受け入れたことはほとんどないと思ってます。そういう状態の中で、今の状況の中で、本当に3庁舎の建て替えが必要なのか。住用、笠利も今の場所で本当に良いのかどうかいったことも含めて議論すべきであって、さっさと予算を付けて、もう地質調査から設計まで入っていこうとしてる流れというのは、私はこの案には承諾できません。

結局、当局は、市民や議会へもっともっと情報を提供して議論してください。ね、先日も笠利のある集落の区長が、自分は2年間区長をやってるけど、その囑託員や地域協議会の方々から、こういうふうに決まりますと、庁舎建設にしてこういうふうになりましたという提案は一度も聞いたことないと言ってるんですよ。議会は認めたんかと言われたんですよ、その区長さんに。今はもう代わったらしいけど、元区長です。そういう点で、私はそのことを踏まえてもう1回、これも恐らく総務建設委員会にかかると思いますので、そこで是非議論して、委員長の良識ある答弁を求めていきたいということもありますけど、一つは、そういう情報提供もっともってして、市民の意見を聞くべきやし、そういう点では、それこそ自治会や集落へ出向いて行ってやるべきだというのが1点、議員が総務検討委員会のせめて議論だけでも知りたい。この検討委員会の議事録を提出して、求めたいと思いますので、どうですか。

商水情報課長（則 敏光君） 御指摘いただきましたとおり、一般財源投入額と雇用対策、あるいはその経済効果、投資と効果との兼ね合いでございますので、今回リーディングケースとして情報産業を先に提案させていただいておりますので、その効果を検証しながら、企画財政とも議論しながら、検討させていただきたいと思います。

環境対策課長（高崎義也君） 先ほどから申し上げましているとおり、今回の条例制定の目的の一つの大きなものとして、いわゆる野良猫が野生化して野山に行くとノネコになって、いわゆる奄美の貴重な固有種に対する脅威となっていると。それを防ぐこともですね、大きな目的でございます。

今回、奄美大島本島の5市町村で一斉に同じ条例を制定する手はずになっております。先ほどの野良猫よりも生活環境の破壊と言いますか、大変な問題ではございますが、もう一つの目的にですね、この世界自然遺産、先だって小笠原が遺産決定ということでニュースになっておりましたが、小笠原のほうにもこういう条例が制定されておまして、参考にさせていただいたということもございますので、よろしく願いいたします。

企画調整課長（東 美佐夫君） 今回住用と笠利の設計業務委託料を計上させていただいておりますが、これについては御案内のとおりですけど、住用の災害、これをやっぱり早急に、災害を想定した場合、これを早急に防災に強い庁舎建設が必要という判断の下で、先に住用と笠利ということになったというふうに理解しております。それと、本庁舎については、これから検討を始めていきますので、これについては市民の意見の集約の在り方、こういったものをまた皆さんとともに協議をさせていただきたいというふうに思います。それと、議事録の関係については、議会から正式な要望があれば、また対応させていただきたいと思いますので、その点御理解いただきます。

企画調整課長（東 美佐夫君） 議長のほうからの正式な要望があれば、それに応えていきたいということでございます。

議長（世門 光君） はい、じゃ、そのような方向で要望したいと思います。

次に、自由民主党 平 敬司君の発言を許可いたします。

18番(平 敬司君) 自由民主党の平 敬司であります。

議案第40号、企画費の委託料に関連した質疑をさせていただきます。今三島議員がする説明がありましたが、この庁舎建設に関する説明において議会に対しては、予算時に説明するというその真意を聞かせていただきたいと思います。本意と言うか、その皆さんの心の中の奥深く持っているものは何か。その説明を予算時にするという狙いはこう何なのか。予算が決まるということは、既に歩き始めて、議会は物を言ってもなかなか修正に応じてくれません。それでこの説明をするというその真意の裏に、議会は馬鹿にしてるのか、あるいは軽視してるのか、無視されているのか、今怒り心頭に私はきております。そのことをしっかりとお答え願いたいと思います。

それと議会はなかなかこう求めてもなかなか聞きませんが、この3庁舎が一人歩きをしているような気がしております。この3庁舎の予算と規模、一人歩きというのは、住用の支所は6億円とか、笠利は26億円とか、本庁舎については60億円とか、こういろいろ一人歩きをしておりますので、この予算とその庁舎をどのように造る規模を持っているのか、お示しを願いたいと思います。そして、この膨大な庁舎の、庁舎と言うのかな、の建設に予算がかかるとは思いますけども、この合併時の目的に本当に沿った計画であるのかですね、合併時の中にこの庁舎建設については、大きな問題にはなりませんでしたが。庁舎の位置はどうするかということは、いろいろ議論はなりましたが、この建設に関しては大きな問題にはなりませんでしたが。なったのは均衡に発展をすること、一番議論されたのが、3市町村の予算の規模、財政をどうするかということが、合併の中で大きく取りざたされたものだと思いますので、この本庁舎、支所、この建設が合併の目的に沿っているのかどうかということ、この3点をお願いいたします。

議長(世門 光君) 答弁を求めます。

総務部長(松元龍作君) 先日の私の答弁に対しての疑義でございますので、私のほうからお答えをさせていただきますと思います。確か戸内議員の御質問の時に、予算のお話はいたしました。現在議員も御承知のとおり、庁舎建設につきましては、以前よりいろんな議員の方々から御質問を受けております。それで、現在私どもが持ち得る情報については、その議員の御質問のところですべて申し上げるところでございます。その中で確か戸内議員の質問の中で、私もうっかりしておりましたが、今後の議会がどういうふうに関与するかということだったと思います。それで、私が先ほど申し上げましたのは、すべての情報につきましては、一応答弁でお答えをいたしておりますので、今回の予算については、予算審議の中でお答えをさせていただきたいということでございまして、今後の議会のかかわり方につきましても、すべてそこでということではございませんでした。説明不足であったことは、大変申し訳なく思っております。

それから、今後のことでございますけども、現在全く庁舎建設に関しては、形というものは見えておりません。今回予算を議決をもし仮にさせていただけたら、プロポーザルを通しまして、庁舎の形が若干見えてまいります。その中で庁舎の形と、それから機能等、そういったものにつきましては、すべて議会の皆さんにお示しをしまして、御意見などを更に伺いたいと思っております。

それから、特に名瀬地区につきましては、今庁舎の建設についてどのようにするかという審議会と申しましょうか、委員会と申しましょうか、そういうのは全くできておりません。今後の問題でございます。このことにつきましても、議会の皆様にはどのような構成で、どのようなことを論議をしていく、そういう議会を作るのかということも、十分御相談を申し上げていきたいと思っております。

それから、今後も節目節目ごとには、議会の皆さんにいろいろ御相談や御報告をしていくことでございますので、またよろしくお願いたしたいと思っております。丁寧な答弁に心がけているつもりではございましたが、今回のことにつきましては、説明不足でありましたので、大変申し訳なく思っておりますので、よろしくお願いたします。

企画調整課長（東 美佐夫君） 2点目の予算の規模と3点目の合併時の目的に沿うかという点にお答えをさせていただきます。2点目の予算と規模はということでございますが、庁舎建設の規模のほうについては、これから基本設計、実施設計を経ておおよその額が確定するというものではございますが、仮に現地庁舎の規模の建物を想定した場合の試算でございますが、名瀬庁舎のほうは、これ見込み設計が約1万ヘーバーでございますので、約42億円、住用庁舎のほうは、これは複合施設ということで今想定しておりますので、若干額が動きますが、5億から8億円、笠利庁舎が約10億円、で合計で60億円ということでございます。3点目の合併時の目的に沿うかということでございますが、ちょっと繰り返しのようになりますが、庁舎建設につきましては、合併協定を踏まえて庁舎検討委員会を設置しております。その中で庁舎建設の是非、建設の場所、時期等について協議を重ねてきたということでございます。その結果、その市の財政状況、あるいは経済見通しなどを考慮した上で、3庁舎は建て替えるべきであるという提言があったわけでございます。で、議員の御提案の庁舎をリフォームして再利用したらということでございますが、失礼しました。以上でございます。

18番（平 敬司君） その説明、よく分かりますが、心の底の奥にやっぱり議会に対しての説明をおろそかにしてるんじゃないかなあという思いはいつもしております。何か決まってから全員協議会の中で説明をしたよなあとか、今までは難しい問題が出るたびにごとに議会との調整の中でいろいろ詰ってきたと私は思っております。しかし、近年においては、議会の軽視が甚だしいという議員間の間でも話が出ております。そういう思いが、心の中に思いがあるからこそ、そういうぼろっとした言葉が出るんじゃないかなあと思っております。言う度ごとに議会とは当局は車の両輪だという割には、皆さんの車の輪が大きくて、こちらは小さな三輪車の小さな輪みたいなもん、いつもそう考え、そういう思いがないように、本当にしっかりと議会と当局が議論をかみ合わせて、しっかりしたものにしていかなければ、いいものはできないと思っておりますのでね、その辺のところを十分勘案をして、議会軽視にならないように、平 敬司はいいです。本当に議会だけは軽視しないように、しっかりしたものをさせていただければと思っております。

そして、この庁舎の予算の規模とかいうのは、まことしやかに市長も説明をされました。60億円かかります。合併特例債を使います。残りの24億円何とかいう臨時財政特例債を使います。そして、積立金がありますので、全く財政的には負担はないというふうに我々には聞こえてきますが、三島議員もおっしゃったように、債と付くんですから、これ債務ですから、借金は必ずかかってきます。しかも、それには利息も付いてくるんじゃないですか。しかし、庁舎だけを造るのじゃなくて、それに関連した付帯の設備もいろいろ出てくると思うんですよ。そういう安易なことじゃなくて、しっかりした議論の中で議会も当局も納得のいくこの庁舎建設にさせていただければと思っております。

合併はそうかという、皆さんも一生懸命この合併の中で庁舎建設にも話をしましたけれども、本当に合併をした時に議論になったのは、この財政をしっかりと立て直さなければいけないという話が主だったじゃないですか。笠利も、旧笠利も、住用村も、名瀬も、財政が本当に厳しいという指摘を受けて、この合併の前の段階で一生懸命私は説明したと思うんですね。名瀬市の持てる財産はこれだけあるよと。しかし、借金というものは500億円を超えていくと。そういう中で本当にこの庁舎建設にこれだけの費用をかけて、市民の納得が得られるかどうかということは、私は疑問をしておりますので、しっかりと議会との議論をお願いしたいと思います。

これ以上言うとまた失礼に当たりますので終わりますが、もし何かありましたら、よろしく願いますね。

総務部長（松元龍作君） 議員のおっしゃるとおり、今後とも議会の皆さんにはその都度十分説明をさせていただき、御理解の上で行政を進めてまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしく御指導のほどをお願い申し上げます。

18番(平 敬司君) その中でこれからの問題は、人口がますます減っていくと。そして、皆さんの計画の中にも、職員数もどんどん減らして、スリムな役所にしたい、そういう思いを十分検討して、この庁舎建設の規模というものを考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長(世門 光君) 次に、社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

14番(関 誠之君) 議場の皆さん、市民の皆さん、おはようございます。社会民主党、社民党の関 誠之でございます。私は総務建設委員会に属しておりますので、文教委員会場で細かい討論ができませんので、文教の部分について若干の質疑をさせていただきます。

議案第40号、平成23年度奄美市一般会計補正予算(第1号)について、歳入の14款国庫支出金 3項国庫委託金 3目教育費国庫委託金 2節教育総務費国庫委託金に140万円の予算が計上されておりますが、この対応する歳出が非常に不明確で分かりませんので、歳出の具体的なものを示していただきたいということが1点。二つ目は、奄美市の栄養教諭を中核とした食育推進事業ということで出ておりますが、その概要について御説明をお願いいたします。三つ目は、奄美市では教育課程の中で食育指導をどう位置付けているかの3点について御説明を願いたいと思います。

大きな二つ目は、歳出の10款教育費保健体育費 2目体育施設管理費 13節60万円の設計業務委託費は、何の設計なのか。二つ目は、15節工事請負費の1、300万円太陽が丘公園給水改修事業というのが出ておりますが、私は事業実施計画とは思っておりませんが、平成22年12月8日議案127号で、辺地に係る公共的施設総合計画の変更が出ておりましたが、そこにも載っていなかったと記憶しております。当初予算でも計上されていない状況を考えますと、事業実施計画に載っていないのではと推測できます。そこで事業実施計画に搭載されていない事業の実施についての在り方をどう考えているのか、お示しをいただきたいと思います。

三つ目は、議案47号、へき地に係る公共的施設の総合整備計画の変更を、この事業のためだけに提出、起債の変更を可能なものとしておりますが、このことで他の事業に影響はないのか。また、起債発行管理上問題はないのかについてお答えいただきたいと思います。

議長(世門 光君) 答弁を求めます。

学校教育課長(福永 朗君) 栄養教諭を中核とした食育推進事業の歳出の概要について説明いたします。補正予算書の16ページから17ページにお示してありますが、10款教育費 1項教育総務費 2目学校教育振興費の中の8節報償費において、講師等への謝金を4万4,000円、同9節旅費について、各担当者及び委員の旅費等について77万1,000円、それから同11節需用費において消耗品、それからレシピ集等の作成のために56万7,000円、それから役務費のほうで2万2,000円を計上しております。

次に、本市における栄養教諭を中核とした食育推進事業の概要です、についてお答えいたします。本市においては、これまでも学級担任や養護教諭、それから栄養教諭等が連携して、各学校において食に関する指導、あるいは、栄養教諭の巡回指導、あるいは、チームティーチングなどが行われておりました。以上のような取組を踏まえて、本事業においては、次の三つの視点で取り組みたいというふうに考えております。

1点目が、奄美の伝統料理の良さに気付かせるための郷土素材を活用した給食献立の工夫、2点目が、栄養教諭の積極的な活用による各学校における食に関する指導の充実、3点目が、関係機関、地域と連携をした食に関する指導の充実です。具体的な推進に当たっては、年3回の検討委員会、それから年10回の担当者会を通して、計画的に推進したいというふうに考えております。加えて、優れた研究や実践をされている講師を招へいした食育講演会、あるいは、先進地に栄養教諭の先進地視察、それから、

文科省で行われます担当者会への栄養教諭の派遣等を考えております。

3点目の教育課程上の位置付けですけれども、本市のすべての学校において、教育課程に全体計画、それから各教科、領域、それから特別活動、道徳等における指導計画等が作成され、各学校の実態に応じて実践されてるところです。

笠利地域教育課長（重井浩一郎君） 御質問の設計業務委託費の60万円についてでございますが、これは太陽が丘運動公園給水タンク改修工事に係る設計業務委託費でございます。

次に、議員御質問の実施計画に搭載されていない事業の在り方をどのように考えているかということでございますが、本来であれば、議員御指摘のとおり、実施計画に載せて事業を進めるべきでございます。今回の事業につきましては、同年に設置されました同型の受水槽の経年劣化による破損によって、緊急に調査を行った結果、改修の必要性が極めて高いことが判明し、予算計上となったわけでございます。

企画調整課長（東 美佐夫君） 実施計画の詳細については、今御答弁ありましたが、全体としての考え方になるかと思えます。事業実施計画についての考え方ですが、次年度以降の予算計上を基本構想基本計画に基づいて体系化していく中で、その財政計画と整合性を図って策定していくものということでございます。今答弁ありましたが、当該年度の突発的な事業については、年度内の財政措置が可能かどうかと併せて、実施計画を策定する時の基準になります。緊急性、政策性、事業効果、財源、実現性、そして公益性の6項目に照らして、その判断の上で実施するというところでございます。今回の太陽が丘はそういうことでの判断の上での計上ということに御理解をいただきたいと思えます。

2点目の辺地計画の関係ですが、今回の笠利辺地の変更につきましては、一つ目が飲用水供給施設の新たな公共的施設の追加と、二つ目が、各施設における実績額の増加に伴い変更するという2点でございます。このことで関係法に基づいて議会の議決を要するというところでございますので、今回の議案提案ということにございます。事業に影響はないかという御質問ですが、この変更に伴って他の事業には影響はないものというふうに考えております。

財政課長（安田義文君） おはようございます。それでは、財政課のほうからは、議員御質問の後段の起債発行管理、この件についてお答えいたします。御質問の辺地債を含みます起債見込額、これは今回の補正（第1号）での起債額を加算いたしましても、一般会計、特別会計、水道事業会計のすべての会計合計で37億6,600万円と38億円の枠内に収まっておりますので、支障はないものと判断しております。

14番（関 誠之君） 食育のことで今予算書を見ましたらですね、普通旅費199万5,000円というふうなことで、内容については私たちはほとんど聞かなければ分からないという掲載の在り方になっておるわけですね。そこで今出てまいりましたので、少し疑問に思いましたのは、77万円旅費、この事業というのはほとんど旅費を取るための事業のように聞こえるんだけど、そこで一つずつちょっと細かくなりますが、質問させていただきます。

一つ目は、栄養教諭や調理員に対するこの事業の説明、コンセンサスは取れているのかということが1点。二つ目は、検討委員会という今言葉を使われましたが、メンバーの構成はどのように考えているのか。三つ目は、講師招へいということで旅費を組んだということにありますから、この講師とはどこからどういう基準で選考して考えておられるのか。四つ目は、指導担当招へいということにありますが、具体的にはどのような方なのか。五つ目は、学校栄養教諭や調理員との連携、また、給食現場に求める協力はあるのか、あるとすれば、それは何なのか。六つ目は、全国担当者会出会旅費ということで今言いましたけども、対象者はだれが出会をして、どこでこれはあるのかということが、食育事業の概要についての説明をいただきたいというふうに思います。

それで、この教育課程の中での、今、学校教育課長が言われましたけども、これは継続してやる事業なのか、もし、継続なら、教育委員会に栄養教諭を雇用して、この事業等一般質問でも議論をいたしましたが、550名以上の奄美小学校に栄養教諭が配置されていないわけですから、そういうところのものの雇用をしてですね、大規模校の栄養教諭の仕事を兼任させるというようなことが可能なのか、可能でないのかということが、位置付けの問題で質問させていただきます。それと、この事業、委託金となっておりますが、委託金ということは、国が、国が分かりませんが、県が指定をして事業をしてくださいということで、自発的にこの事業を採用をお願いした事業なのか、そのことについても伺いをしておきたいと思います。

それから、体育施設の関係については、先ほど本来ならばもう施設の点検をして、当初予算できちっと出てくるようなこの1,300万円ですから、事業ではないかというふうに思います。それで、指定管理者になって、施設の管理の在り方、大きな事業は市がやるんだけど、指定管理者にすべて任せて、市側の施設に対する管理が行き届いていないのではないかというふうに私は思いますが、このような市としての施設管理は、どのようなふうになされておられるのか。また、これを機会にですね、一斉に点検に入って、次年度以降の計画を事業計画、実施計画にきちっと載せるというような努力が可能なのか、可能でないのか、伺いをしたいと思います。

それから、起債の問題でありますけども、事業に影響がないとは言えないと思います。それは辺地債を使って130億円の起債を起こすわけですから、この23年度に起債事業というのは、ある意味固定されて決まっておるわけですね。そこに130億円が入るということは、それだけ次年度や次々年度に事業がずれる可能性はあると思うんですけども、そういう影響というのが本当はないのか、このことについて伺いをしたいと思います。

学校教育課長（福永 朗君） 第1点目のコンセンサスについては、本事業を導入するに当たりましては、昨年度末から栄養教諭等研修会で説明をいたしまして、理解を得るところです。2点目の検討委員会の構成については、文科省の示してある委託要綱の中に示されたものを踏まえて、栄養教諭、栄養教諭の配置校の校長、それから、給食センター所長、それから、生産者の代表、それからPTAの代表、そして県、市の教育委員会の担当指導主事等を考えております。講師についての選定は、県教育委員会にも照会をしながら、あるいは、その栄養士会等で活躍されていらっしゃる適切な人物を県本土から講師として招へいしたいというふうに考えております。4点目の指導担当者とは何かということですが、これは栄養教諭を指しております。5点目の給食調理員との連携については、まだ研究が具体的に進んでおりませんので、具体的にどのような連携が必要なのかは、今後の課題だというふうに考えております。全国担当者会については、栄養教諭3名を派遣する予定です。

それから、本事業については、基本的に単年度の事業というふうになっておりますので、事業の継続の有無については、本事業の研究と成果を踏まえながら、検討していきたいというふうに考えております。したがって、現時点で市単独で栄養教諭等を採用して配置ということは、検討の段階ではないというふうに考えております。最後に、自発的に希望したのかということですが、これは県教育委員会から照会がありまして、奄美市のほうで是非やりたいということで希望したものです。

笠利地域教育課長（重井浩一郎君） 施設の管理の在り方が、指定管理者任せになってないかということですが、指定管理者との協定書の中には、施設設備の適正な維持管理も明記してございます。今後は指定管理者との連携を密にし、大規模改修が予測される設備等につきましては、事前の調査協議を行い、改修事業の計画的な計上を図り、適正な施設の維持管理に努めてまいりたいと考えております。それから、これを機会に一斉点検をしたらどうかという御意見でございますが、このことにつきましては、技術担当課の協力も得ながら、今後検討してまいりたいと考えておりますので、どうぞ御理解のほどをよろしくお願いいたします。

企画調整課長（東 美佐夫君） 指定管理者に任せているということと、一斉に点検して実施計画に載せるようにということがありましたので、今年24年以降の実施計画の策定のヒヤリングが7月以降ございますので、その際に各課全課ですが、その指定管理者の施設併せてチェックをできるような点検作業をしていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

財政課長（安田義文君） 私のほうから、辺地債の後年度への影響ということでございます。確かにその金額の分後ろにきます。それで影響はあると思っております。ただ、議員御承知のとおり、今、辺地対策事業計画については、総枠が設けられておりません。毎年度毎年度申請をしていく分をですね、県が判断をして認めているというやり方になっております。ただし、おっしゃいますように、大きゅうございますので、今後におきましても、実施計画の中でとか、財政計画の中で、起債枠の中で財政的チェックを掛けまして、起債をしてまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

14番（関 誠之君） 細かく答えていただきましたけれども、どうもですね、この食育に関して、やることは大変良いことだと。いわゆる朝寝、早寝早起き朝ごはん、そして地産地消、そういったものを含めてですね、ただ、学校教育の中だけでいいのかどうかというような検討も含めて、この食育推進事業と。先ほどの生産者とかPTAとかというのが検討委員会に入るといふのであれば、そういう意図があるのかなと思っております。しかしながら、再度申し上げますが、550名を超す奄美小学校に学校栄養士がいないわけですね。衛生管理は本当にどのようになったのか。もし、事故が起こってからでは誰も責任を取れないわけですよ。そういうことについてね、この食育推進事業を先ほど担当者会10回、これから先ですよ、10回。今でさえ現場というは大変な思いをして仕事を、栄養士を含め調理員も、もちろん教頭先生もその任を担っておるわけですが、そういう中で、わざわざ手を挙げて、この県にただ1校だけだというふうに聞いておりますけれども、仕事をですね、栄養教諭や調理員や、また教頭、教頭先生も栄養教諭から献立を送ってきてもらって、それを発注するように細かく仕分けをして、通常の仕事がやっておるんですけども、この仕事は夕方以降、夜に頑張っておられるという現状も見ておりますが、この事業をすることで、栄養教諭や調理員に更に仕事を過剰にさせることに私はなると考えますが、そういうことについて教育長の見解があれば、お聞かせをいただきたいと思います。

それと、2点目の簡単に言えば、管理が目が行き届かないで、ある日突然気づいて、さあ、大変だからこれは直しておかないと、そこからこう給食センターもできておりますから、その水がなくなったら大変だということで、緊急性を認めはします。しかしながら、例えば住用の給食調理室、学校栄養基準に専用便所を作ると書いてあるんですよ。そういうものは緊急性がないのですか。行政の考え方として、人の命を預かり、学校給食センターがありますから水は大事でしょう。しかし、その以前住用の給食室の、今度事業実施計画に載せていただくということでもありますから、それは一步も二歩も前進だというふうに考えておりますけれども、今までの対応、少し勘ぐれば、笠利のことだからすぐできた、市長が笠利の出身だからというふうに言う方も中にはいらっしゃるわけで、そういうふうに言われぬように、やはり先ほど庁舎の問題でのいわゆる一体化、合併しての一体化というのは何なんだろうと。いまだに公営住宅も汲み取りですから、そういう意味では、はい、趣旨はわきまえておるつもりです。

議長（世門 光君） 関議員、先ほど住用が出ましたけど、今住用は。

14番（関 誠之君） はい、趣旨はわきまえております。考え方の問題ですから、緊急性といえいいのか、先ほど言ったようなことが緊急性にならないのか、そういうものの考え方のことですから、大事なことだと思って発言をさせていただいております。そういうことについてお答えをいただきたいと思います。

学校教育課長（福永 朗君） 御質問の新たな事業を実施することで、現場に多忙感、あるいは、新たな

負担が生じるのではないかとということでございますけれども、本事業を進める中では、栄養教諭の未配置校の指導を充実するという意味でも、食に関する指導について深めていきたいというふうに考えております。その食に関する指導の中にはですね、例えば個別の指導、アレルギーとかですね、あるいは、その肥満とか、あるいは、そう身とか、そういうものに対する具体的な指導資料を共有化していくことで、各学校の指導が充実するというふうに考えておりますので、是非御理解いただきたいというふうに考えております。

議長（世門 光君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第42号、議案第43号、議案第46号、議案47号及び議案40号、平成23年度奄美市一般会計補正予算（第1号）中の関係事項についての5件をこれを総務建設委員会に、議案第41号、議案第44号及び議案第40号、平成23年度奄美市一般会計補正予算（第1号）中の関係事項についての3件をこれを厚生委員会に、議案第45号及び議案第40号、平成23年度奄美市一般会計補正予算（第1号）中の関係事項についての2件をこれを産業経済委員会に、議案第40号、平成23年度奄美市一般会計補正予算（第1号）中の関係事項についての1件をこれを文教委員会へそれぞれ付託いたします。

本定例会において受理いたしました請願、陳情は、お手元に配付してあります文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので、御報告いたします。

各常任委員会審査及び報告書整理のため、明日28日から7月10日まで休会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、明日28日から7月10日まで休会することに決定いたしました。

7月11日午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午前10時44分）

出席議員は、次のとおりである。

1番	師 玉 敏 代 君	2番	多 田 義 一 君
3番	橋 口 和 仁 君	4番	奈 良 博 光 君
5番	戸 内 恭 次 君	6番	平 田 勝 三 君
7番	向 井 俊 夫 君	8番	蘇 嘉 瑞 人 君
9番	竹 田 光 一 君	10番	竹 山 耕 平 君
11番	伊 東 隆 吉 君	12番	泉 伸 之 君
13番	世 門 光 君	14番	関 誠 之 君
15番	三 島 照 君	16番	崎 田 信 正 君
17番	里 秀 和 君	18番	平 敬 司 君
19番	渡 京 一 郎 君	20番	朝 木 一 昭 君
21番	奥 輝 人 君	22番	平 川 久 嘉 君
23番	栄 勝 正 君	24番	大 迫 勝 史 君
25番	与 勝 広 君	26番	叶 幸 与 君

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	福 山 敏 裕 君
教 育 長	坂 元 洋 三 君	住 用 総 合 支 所 長	高 野 匡 雄 君
笠 利 総 合 支 所 長	川 畑 克 久 君	総 務 部 長	松 元 龍 作 君
総 務 課 長	前 里 佐 喜 二 郎 君	企 画 調 整 課 長	東 美 佐 夫 君
財 政 課 長	安 田 義 文 君	市 民 部 長	田 丸 友 三 郎 君
環 境 対 策 課 長	高 崎 義 也 君	市 民 課 長	元 優 君
住 用 市 民 課 長	師 玉 敏 司 君	福 祉 部 長	小 倉 政 浩 君
自 立 支 援 課 参 事 兼 係 長 事 務 取 扱	永 井 健 二 君	産 業 振 興 部 長	川 口 智 範 君
農 政 局 長	東 正 英 君	土 地 対 策 課 長	奥 正 幸 君
土 地 対 策 課 参 事 兼 係 長 課 長 補 佐 兼 係 長	池 畑 修 三 君	建 設 部 長	田 中 晃 晶 君
都 市 整 備 課 長	上 島 宏 夫 君	教 委 事 務 局 長	日 高 達 明 君



議長（世門 光君） ただいまの出席議員は26人であります。会議は成立いたしました。  
これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

議長（世門 光君） 本日の会議は、お手元に配付してあります日程第2号のとおりであります。  
日程に入ります。日程第1，議案第40号から議案47号までの8件についてを一括して議題といたします。  
本案に関する各委員長の報告を求めます。  
最初に、厚生委員長の審査報告を求めます。

厚生委員長（竹田光一君） おはようございます。御報告申し上げます。

厚生委員会は、6月28日午前9時30分に開会いたしました。7名の委員の出席の下、慎重にかつ活発な審査が行われました。

それでは、本定例会において厚生委員会に付託されました議案第40号、平成23年度奄美市一般会計補正予算（第1号）について関係事項並びに議案第41号、平成23年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第44号、奄美市飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の制定について審査の結果を御報告いたします。

これらの3件の議案につきましては、お手元に配付してあります厚生委員会審査報告書のとおり、すべて可決すべきものと決しました。なお、議案第44号、奄美市飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の制定について、お手元に配付してありますとおり、委員からの餌やり禁止条項を盛り込むべきであるとする修正に応じ、当局から追加訂正の申し出がありました。本委員会において許可しておりますので、後刻議長におかれまして、よろしくお取り計らいください。以下、その審査の経過について御報告いたします。

議案第40号 平成23年度奄美市一般会計補正予算（第1号）中、関係事項についてであります。本案について当局から3款民生費1項社会福祉費8目基礎年金費に133万8,000円を計上。内訳は一般事務補助員賃金131万7,000円、その雇用保険料2万1,000円、平成21年度、22年度に機構改革があり、国保給付係と市民課にある年金係が、国保年金係として統合されていましたが、平成22年度から国保年金課として市民課から移行し、年金係の年金業務を担当する係の窓口業務が、年間を通じて多忙で、異動処理届のチェックや、異動処理結果報告等の処理作業が、非常に量が多いため、平成22年度から臨時職員を雇用し処理しているが、平成23年度についても同様に雇用したいということで計上。また、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費に、国民健康保険事業特別会計繰入金として572万円を計上。3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費の120万9,000円は、産休代替の臨時職員賃金119万7,000円と、その雇用保険料1万2,000円であります。4款衛生費1項保健衛生費6目健康増進事業費7節賃金の140万4,000円と、4節の共済費の雇用保険料2万3,000円については、看護師の臨時雇用に要する費用。業務は平成20年度から実施している特定健康診査の受診率向上対策で、4款衛生費1項保健衛生費8目環境衛生費のうち需用費100万円については、猫の登録のための首輪並びに鑑札の費用で、2,000匹を予定しております。委託料の126万8,000円については、猫の管理システム台帳作成業務委託です。12目墓地費の賃金は、墓地対策室に配置し、臨時職員1名の賃金などの補足説明がありました。本案に関しては、委員からは特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第41号 平成23年度奄美市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について報告いたします。本案について当局から、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費に国保事務電算共同処理業務委託料として572万円を計上。これについては、鹿児島県国民健康保険団体連合会と委託契約して、各種帳票や申請書を作成している経費であるが、平成23年度予算にかかる単価が、平成22年度末の国保連合会総会で議決され、市町村に通知があったので、今回補正計上したものであり、歳入については、事務費繰入金として一般会計からの繰入金を計上。関連して、4款衛生費1項保健衛生

費 1目保健衛生総務費として572万円一般会計から国保会計へ繰出金を計上しているとの補足説明がありました。委員からの質疑で、572万円の増額と、算出の根拠は、に対し、増額ではなく、国保連合会の単価決定が遅れたため、当初予算にこの分を計上できなかったため、今回の補正予算に計上したとのことであります。ほかにも国保会計の健全化を図るという観点から、国保税の徴収、滞納繰越分、滞納整理、一般会計からの繰入金などの多くの質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

次に、議案第44号 奄美市飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の制定について報告いたします。本議案について当局から、本条例の目的は、飼い猫の野生化及び放し飼いによるアマミノクロウサギ等の稀少野生生物への被害を防止し、自然環境及び生態系の保全を図ることなどであります。奄美大島5市町村が共同して議案を提案するものです、との補足説明がありました。

委員から、地域の生活環境を良くすることが大事であり、飼い猫以外の猫に餌をやることで野良猫が増え、生活環境の悪化を招いている。餌やり禁止条項は絶対必要ではないかとの質疑があり、これを受けて当局から、動物愛護の観点や、餌やりによるトラブルの発生、それに伴う裁判問題の懸念等から、餌やり禁止条項を削除した旨の説明がありました。多くの委員から、野良猫に餌をやるから繁殖し、野良猫が増える。それが市民生活の中入り込んでくる。これを止めないことには、いつまで経っても生活を守ることができない。餌やりは禁止すべきだとの提言がありました。これを受けて当局から、みだりに餌を与えてはならないという条項を追加した条例に差し替えたいとの申し出がありました。当厚生委員会では、全会一致でこれを了承しました。なお、委員から、野良猫の受け皿となる動物愛護センター誘致について提案があり、県へ積極的に働きかけることを申し合わせました。そのほかにも委員から質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

以上をもちまして、厚生委員会に付託されました議案の審査報告を終わります。なお、御質疑がございましたら、他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（世門 光君） ただいま厚生委員長から申し出のありました議案第44号 奄美市飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の訂正につきましては、お手元に配付してありますとおりであります。

お諮りします。

ただいまの議案第44号の訂正について、これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なきものと認めます。

よって、議案第44号の訂正については、これを許可することに決定しました。

次に、産業経済委員長の審査報告を求めます。

産業経済委員長（三島 照君） おはようございます。産業経済委員会より報告いたします。

産業経済委員会は、6月の28日の1日間開会し、本会議において当委員会に付託されました議案第40号 平成23年度奄美市一般会計補正予算（第1号）中、関係事項について、議案第45号 奄美市企業立地等促進条例の適用の特例に関する条例の制定について、以上の2件を審査いたしました。その結果を報告いたします。

本議案につきましては、お手元に配付いたしました産業経済委員会審査報告書のとおり、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以下主な質疑について報告いたします。

最初に、議案第40号 平成23年度奄美市一般会計補正予算（第1号）中、関係事項につきましては、まず当局より、各款項目節ごとに補足説明があり、委員より、農業振興費の中で、システム使用料が33万9,000円減額で、水土里情報システムについても、少し詳しく説明してほしいとの質疑があり、当局から、水土里情報システムを利用して、遊休地や農地利用に関するもので、どこに未利用地があるのか、所有者がいるのか、だれが所有しているのか、後継者はいるのかなどデータとして入力できること。これによって、遊休地解消が効果的に図っていけないのではないか。また、農業委員会と一緒に遊休地対策にも利用されるものと考えているとのことでした。ほかにも質疑ありましたが、この際省

略いたします。また、委員より、個別補償が減額になっているがという質疑に対して、当局は、借りた農地で経営規模を大きくする農家に対して加算される制度で、農業委員会を通じて土地を借りた農家の方々には、1反当たり2万円の助成がされる制度となっているとのことでした。そのほかにも質疑ありましたが、この際省略させていただきます。また、機械器具費で460万円は、万能加工代となっているが、どのようなものかという質疑に対して、木工センターは、現在は直営となっており、そこで使うもので、ひねったような材木を平らにする機械とのことでした。また、委員より、15ページ9目の奄美農業創出支援事業費で奨励金助成金が削られている、なぜかについて、当局からは、笠利地区で研修生の先進地研修の助成金であり、年2回を計画しているもので、当初は県への承認申請に沿って予算を計上していたが、県のヒヤリングで指導を受けて、旅費に組み替えるもの。半額は自己負担で、半額は事業費から支出する。予算の組み替えということでした。農政関係ではほかにも質疑ありましたが、この際省略させていただきます。

次に、議案第45号 奄美市企業立地等促進条例の適用の特例に関する条例の制定についてですが、当局から説明があり、質疑をいたしました。まず、委員から、新規雇用を8人から3人以上とすることになった経過を詳しく説明してほしいという質疑があり、当局からは、情報関係産業は、設備投資が要らないことや、いきなり大人数での事業開始という業種でもない。その中で本市の条例の中で、企業の高度化で3名以上という定義があったため、これと同レベルでいかがという判断をしました。委員より、出身者が奄美のために帰省をして事業をとるという時に対応できる制度かという質問に対しては、当局からは、市内の企業が新たな分野に進出したり、企業拡大という時には、企業の高度化ということで対応することになる。設備投資は1,500万円以上で、新たに3人以上の雇用が対象となるということでした。

また、委員より、企業誘致は待ちの姿勢ではなく、自ら出向くなりしてほしいという質問に対しては、当局は、市内でも近年では情報産業で11社あり、正規、非正規社員を合わせて170名から440名と増えている現状でもある。情報産業については、着実に雇用も増えつつある。今回の条例改正をホームページでPRしたり、企業へのパンフレット送付も行っていきたいと思っている。また、委員より、企業誘致の際には、用地のあっせんということも市がするのかとの質問に対しては、相談には随時答えて、起業家の環境づくりに努めていきたいと思っているとの答弁でした。そのほかにも質疑ありましたが、この際省略させていただきます。

以上で、産業経済委員会の審議報告を終わりますが、御質問ございましたら、他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（世門 光君） 次に、文教委員長の審査報告を求めます。

文教委員長（渡 京一郎君） おはようございます。文教委員会は、去る6月29日午前9時30分から開会され、付託された1件の議案を慎重に審査いたしました。

それでは、文教委員会に付託されました議案第40号 平成23年度奄美市一般会計補正予算（第1号）中、関係事項についての審査報告をいたします。これら1件の議案につきましては、お手元に配付してあります文教委員会審査報告書のとおり、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以下、その審査の経過について御報告いたします。

議案第40号 平成23年度奄美市一般会計補正予算（第1号）中、関係事項分につきましては、当局より補足説明の後、委員より、奄美博物館の館長は置いてなかったのか。いつから置く予定をしているかとの質疑に対し、3月までは文化財室長が兼務をしておりましたが、今年度から館長不在のため、7月以降予算成立次第委嘱を考えているとの答弁がございました。

次に、太陽が丘運動公園の給水槽に関して質疑があり1,300万円の入札等について、どのように考えているかとの質疑に対し、入札業務と工事の施工管理業務につきましては、笠利支所の水環境課のほうで入札から工事管理までをするという答弁がございました。

次に、三儀山運動公園のジョギングコースが、現在使用禁止になっているが、いつからいつまで使用禁止なのかという質疑に対しまして、6月から半年間を見込んでおり、芝等の養生のため、使用中止期間であるとの答弁がございました。委員より、半年は長くないのか。プロ野球選手のためだけの施設になり替わっているのではないのかという質疑等がございました。また、他にも、スクールソーシャルワーカーの成果と見通しについて、笠利地区の学校給食等についても質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

以上をもちまして、文教委員会における議案審査の報告を終わります。なお、御質疑がございましたら、他の委員の御協力を得てお答えしたいと思います。

議長（世門 光君） 次に、総務建設委員長の審査報告を求めます。

総務建設委員長（朝木一昭君） 皆さん、おはようございます。それでは、総務建設委員会は、去る6月29日と7月1日の2日間開催され、活発にかつ慎重に審査が行われました。それでは、総務建設委員会に付託されました議案第40号 平成23年度奄美市一般会計補正予算（第1号）中、総務建設委員会関係事項について並びに議案第42号、議案第43号、議案第46号、議案第47号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、その審査の結果を御報告いたします。これらの議案につきましては、お手元に配付してあります総務建設委員会審査報告書のとおり、原案どおり可決すべきものと決しました。以下、その審査の経過について御報告いたします。

議案第40号 平成23年度奄美市一般会計補正予算（第1号）中、関係事項についてであります。当局より、1款議会費 2款総務費 5款労働費について、地方議会議員年金制度が6月1日をもって廃止され、その経過措置に要する費用を、各地方公共団体が公費負担分7,230万7,000円計上したこと。13ページ6目8節報償費36万1,000円、9節旅費については、住用、笠利地区の庁舎整備に係るプロポーザル選定委員の謝金と旅費であること。13節委託料は、住用庁舎基本設計委託料655万1,000円、笠利庁舎基本設計委託料1,211万円であること。17節公有財産購入費は、定住促進住宅として、名瀬朝仁町の旧社会保険庁職員宿舍4戸の土地建物購入費であること。収入の10ページ、14款6目総務費国庫補助金2,000万円は、基本設計の財源として計上し、12ページ3目合併特例事業債は、庁舎建設定住促進住宅購入に係る財源であること。14ページ、5款1項3目緊急雇用創出臨時特例基金事業費13節委託料115万円は、市道赤木名～大刈線の伐採委託料であること等の補足説明がありました。

委員より、衛星電話FM放送受信設備についての質疑があり、当局より、昨年の災害後各支所に固定式衛星電話1基、持ち出し用1基の2基ずつを設備したが、受信機能を高めるための外部設置するアンテナ3基分を計上し、また、市内の避難所87か所にFM受信機を設置するためとの答弁がありました。委員より、住用、笠利新庁舎整備について、なぜ建て替えなのか、どうして同じ場所か、基本設計とプロポーザルについての質疑があり、当局より、庁舎検討委員会で改修する場合、多額の費用を要し、耐震性や耐用年数のことを考慮すると、延命策にはならないので、建て替えを決定した。地域協議会との地元の要望は現在地である。住用については、2地点をプロポーザルにかける。ほかの地域もいろいろ検討した結果だとの答弁がありました。

ここで庁舎問題につきましては、多くの委員も質疑を予定していましたので、一旦庁舎問題の質疑を留保し、他の案件を先に審査することにしました。委員より、一般管理費の旅費、東日本大震災被災地の支援について、行き先と期間はどうなってるのかとの質疑があり、当局より、被災地から全国市長会や県から要請があったもので、高齢者福祉課保健師1名を4月26日から5月2日まで、宮城県の女川町に派遣した。心のケアに当たさせたものであるとの答弁がありました。委員より、定住促進住宅購入をなぜ急ぐのか。公共施設整備事業基金についての労働費の115万円について等の質疑がございましたが、この際省略させていただきます。ここで2款の審査を留保し、6款、8款、9款を先に審査することにいたしました。当局より、小宿土地区画整理事業費の委託料460万円は、これまで住民説明会

を5回開催し、施工区域を7.1ヘクタールと決定した分の地区界測量の委託料であること。農業集落排水事業への繰出金150万4,000円につきましては、生活保護世帯に対する水洗便所設置補助金3軒分と、マンホールポンプのオーバーホール修繕料の財源であること。消防費の補正予算150万円につきましては、城地区消火栓新規設置2基分100万円と、西中間地区消火栓設置1基分50万円の計150万円であるとの補足説明がございました。委員より、小宿土地区画整理事業の進捗についての質疑があり、当局より、順調に推移している旨の答弁がございました。

ここで議案40号の採決を留保して、議案42号、43号の審査を行いました。議案42号 平成23年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、議案第43号 平成23年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、当局より、名瀬終末処理場については、平成13年度から改築を進めている。今回事業施行について検討した結果、機械設備及び電気設備につきましては、機器製作と設備を一体とした発注する必要があることから、来年度以降の事業費にも変更を生じ、債務負担行為も変更した。また、農業集落排水事業費150万4,000円の増額補正の補足説明がなされました。委員より、地元業者との協力はできないか。農業集落排水の加入率、原因、目標値はとの質疑があり、当局より、終末処理場改築業務の委託先は、日本下水道事業団を予定している。地元でできるものは地元にと要請をしている。大笠利の下水道の加入率は53.2パーセントである。70パーセントを目指しているが、加入率低迷の原因は、接続工事費負などの担額約50万円が大きく家計にのしかかっているものと思う。今後の赤木名地区については、説明会を開き、概ね了解を得ているとの答弁がございました。

次に、議案第46号 辺地に係る広域的施設の総合整備計画の策定について、議案第47号 辺地に係る広域的施設の総合整備計画の変更について、当局より、議案第46号は、今回の名瀬、住用の辺地が22年度をもって終了したため、新たに23年度から27年度までの5か年の総合整備計画を策定し、議案第47号は、笠利の辺地計画で10ページの3、公共的施設の整備計画表中、新規に飲料水供給施設と事業費を変更する旨補足説明がございました。委員より、各地区の人口減について対策は検討しているか。笠利の飲料水供給施設1,390万円の財源と、起債枠はどうかとの質疑があり、当局より、総合計画は人口5万人の指標を立て計画を策定している。財源は辺地債を充て、起債枠の中で調整していく。その他の質疑もございましたが、この際省略させていただきます。

午後より議案第40号について質疑が再開されました。委員より、庁舎の位置は幅広く検討したか。民有地の検討はどうか。総合支所方式と支所方式の検討はどうか。予算がアバウトで見えづらい。笠利地区はほかの案はなかったのか。地域の意見の集約はどうなったのか。議会になぜ早く情報提供、説明がなされなかったのかなどの質疑があり、当局より、住用についても、マンガローブパーク、石原の民有地、サン奄美の隣接地などの案が出ました。水害、地番などを検討し、今の現在地マンガローブパークの2案に収まった。合併協議会において、10年間は総合支所方式を取るとの決定事項で取り組んでいる。その後のことについては、検討委員会では話がなかった。予算については、現庁舎の規模で試算をした。笠利地区につきましては、現位置太陽が丘、いきいき健康課の候補があり、地域から現在地の要望が強かった。地域の意見として、各駐在員会、嘱託員会の意見を反映した地域協議会の意見を地区民の意見として解釈している。議会に情報提供が遅れたり、説明がなされなかったことについては、改めておわびをする等の答弁がございました。

また、委員より、本予算になぜしっかり盛り込めなかったのか。庁舎選定委員会の構成と旅費、今後の予定は。仮に修正、削除があるとしたら、スケジュールにどう影響するのかとの質疑に、当局より、2月10日に本庁舎検討委員会より提言があったので、本予算に間に合わなかった。庁舎選定委員会の構成は13名で、識見を有する防災、建築の専門家、2名の大学教授、地域協議会から各1名、嘱託員、駐在員から各1名、住用、笠利地区庁舎検討委員会から各1名、行政職員5名を予定している。旅費は住用、笠利代表5万7,660円、大学教授旅費80万4,800円である。一次選考は、書類選考で5社、二次選考で最優秀、優秀を選定する。大学教授2名は、実績のある鹿大教授、琉大教授を考えている。九大教授も検討したい。修正案等で、9月議会にずれ込むと、10月にプロポーザルとなる。合

併補助金は、繰越しができないので、丸1年遅れることが予想される等の答弁がございました。住用出身の委員外議員2人から、いろいろ検討した上での案ですので、早く進めてほしい。安全性や規模等は、今後のプロポーザルを踏まえ検討されるべきことで、延びないようにしてほしいとの意見がありました。4時20分採決に至らず、7月1日改めて審査することにいたしました。

7月1日9時30分再開、当局より、プロポーザル資料の配付があり、説明がなされました。合併特例債の期限につきましては、合併特例法に基づくものであるので、合併後10年の特例期間である平成27年度末までの事業完了が原則とのこととの説明がございました。委員より、基本設計と実施設計について、委託料の設計1,866万1,000円、地質調査1,200万円の内訳について、今後の場所についてのアンケート調査考えてないか等の質疑があり、当局より、基本設計料は、建物の配置計画が決まり、実施設計でより具体的な構造や、基礎がどうなのかが反映される。基本設計に4から5か月かかり、実施設計はその後になる。委託料は、概算で住用665万1,000円、笠利1,211万円、地質調査のボーリングは、1か所につき4点を考えており、3か所の計12点である。今後の場所につきましては、地域協議会、嘱託員の意見が地域の意見として把握しているので、アンケートは考えていない。最初から西中間ありきで臨んだことは一切ないとの答弁がございました。委員外委員笠利出身お二人から、役場中心のまちづくりが適しているので、スタートを早く切してほしい等の意見が出ました。

以上をもちまして、総務建設委員会に付託されました議案の審査報告を終わります。なお、御質問がございましたら、ほかの委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（世門 光君） これから各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

議案第40号から議案第47号の8件を一括して採決いたします。

（「1件1件やらんば」と呼ぶ者あり）

これから採決、分割して行います。

議案第40号に対する採決を行います。

議案第40号に対する委員長報告は採決であります。

これに賛成の方の起立を求めます。

各委員長長の報告に対する質疑はございませんか。

異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

これから採決を行います。

議案第40号に対する委員長報告は採択であります。いずれも可決すべきものであります。

議案第40号に対する賛成の諸君の起立を求めます。

御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

はいはい、御異議ありますので、議案第40号に対する御異議がありますので、議案第40号に対する賛成の諸君の起立を求めます。

（「休憩にして調整してください」と呼ぶ者あり）

分りました。じゃあ、暫時休憩いたします。（午前10時10分）

---

議長（世門 光君） 再開いたします。（午前10時26分）

一括しての採決には異議がありますので、これを分割して行います。

議案第40号に対する委員長報告は可決すべきものであります。

委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

御異議がありますので、採決を起立して行います。

議案第40号は、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第40号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第41号に対する委員長報告は可決すべきものであります。

委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

よって、議案第41号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第42号に対する委員長報告は可決すべきものであります。

委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ありませんので、よって、議案第42号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第43号から議案第47号までを一括して採決を行いますが、これによろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

この議案5件に対する委員長報告は、いずれも可決すべきものであります。

議案5件に対して委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議案第43号から議案第47号までの5件については、委員長報告のとおり、いずれも原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

議長（世門 光君） 日程第2，陳情第2号 腎臓機能障害者旅費助成金交付に対する陳情を議題といたします。

本案に対する厚生委員長の報告を求めます。

厚生委員長（竹田光一君） それでは、本定例会において厚生委員会に付託されました陳情第2号 腎臓機能障害者旅費助成金交付に関する陳情につきまして、審査の結果について御報告いたします。陳情第2号の提出者は、奄美腎友会会長 奄美市名瀬和光町2番地5に在住の若林武市朗氏ほか1団体からであります。委員会で審査の結果、この陳情につきましては、人工透析から移殖に移行することによって、患者の生活が著しく改善され、社会復帰も容易となり、地域活性化の一助ともなります。手術後は免疫抑制剤の服用だけとなるため、国保会計の医療費抑制にもつながると考えられます。手術費用は保険適用となっているため、患者負担は少ないが、生体腎移殖の場合は、レシピエント移殖を受けるほうとドナー提供者の2人分の交通費が、滞在交通費や滞在費が必要となり、収入の大半を障害年金に頼っている患者にとって大きな負担となっていることから、旅費助成の必要性を認め、お手元に配付してあります審査報告書のとおり、全会一致で採択すべきものと決しました。なお、ただいま御報告いたしました陳情第2号につきましては、採択と決した場合は、会議規則第134条第2項の規定により、これを市長に送付することを適当と認め、その処理の経過及び結果の報告を求めたいと思います。

以上をもちまして、厚生委員会に付託されました陳情第2号の審査報告を終わります。なお、御質疑がございましたら、他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（世門 光君） これから委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

陳情第2号に対する委員長報告は、採択すべきものであります。

本案は、委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

ただいま採択されました陳情第2号の取扱いについては、これを市長に送付し、会議規則第135条及び第136条の規定により、その処理の経過及び結果の報告を求めることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、陳情第2号の取扱いについては、これを市長に送付し、その処理の経過及び結果の報告を求めることに決しました。

---

議長（世門 光君） 日程第3，請願第1号 30人以下学級実現，義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択要請に関する請願を議題といたします。

本案に対する文教委員長の審査報告を求めます。

文教委員長（渡 京一郎君） それでは、文教委員会に付託されました請願第1号 30人以下学級実現，義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択要請に関する請願について御報告いたします。請願第1号の請願者の住所氏名は、奄美市名瀬矢之脇町2番7号 堀 一郎さんからであります。この請願につきましては、お手元に配付してあります文教委員会審査報告書のとおり、全会一致で採択すべきものと決しました。以下、その審査の経過について御報告いたします。

請願第1号 30人以下学級実現，義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択要請に関する請願につきましては、特段の質疑はありませんでした。なお、この請願第1号につきましては、採択と決した場合、後刻文教委員長名で意見書の提出を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、文教委員会における審査の報告を終わります。なお、御質疑がございましたら、他の委員の御協力を得てお答えしたいと思います。

議長（世門 光君） これから委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決に入ります。

請願第1号に対する委員長報告は、採択すべきものであります。

本案は、委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、請願第1号は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

---

議長(世門 光君) 日程第4, 議案第48号から議案第50号までの奄美市人権擁護委員の候補者の推薦についての3件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長(朝山 毅君) おはようございます。それでは、ただいま上程されました議案第48号から議案第50号までにつきまして、提案理由の御説明をいたします。

議案第48号, 議案第49号及び議案第50号 奄美市人権擁護委員候補者の推薦につきましては、中山芳一氏, 川畑安秀氏及び基井孝信氏の任期満了に伴い、中山芳一氏, 川畑安秀氏及び中島秀一氏を人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。何とぞよろしく御承認くださいますよう、お願いを申し上げます。

議長(世門 光君) これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これから採決を行います。

採決は、一括して行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第48号から議案第50号までの3件は、いずれもこれを承認することに決定いたしました。

---

議長(世門 光君) 日程第5, 議案第51号 30人以下学級実現, 義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案に対する提案理由の説明を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案に対する提案理由の説明は、省略することに決定いたしました。

これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これから採決いたします。

議案第51号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

議案第51号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ただいま可決されました意見書の提出先につきましては、議長に一任願います。

---

議長(世門 光君) 日程第6, 議案第52号 薩南諸島における米軍機離発着訓練移転案及び米軍射爆撃場移設案に反対する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

10番(竹山耕平君) 皆様、こんにちは。それでは、薩南諸島における米軍機離発着訓練移転案及び米軍射爆撃場移設案に反対する意見書についての提案理由を説明いたします。

平成22年1月に明らかとなった徳之島への米軍普天間移設案は、郡民一体となった断固反対の意思表示により、政府は調査費の予算計上を見送りましたが、それから1年を経過した昨今、在日米軍再編に伴い、米軍空母艦載機の陸上空母離発着訓練、略してFCLP、その予定地を鹿児島県馬毛島とすることで、防衛省が最終調整に入ったことに加え、徳之島及び沖永良部島の西方に位置する硫黄島に米軍射爆撃場を移設する案が検討されていることも明らかとなりました。これまでも地元自治体、種子島、屋久島の1市3町は、再三にわたり明確な断固反対の意思表示を行ってきたところではありますが、防衛省と米軍との協議だけを一方的に進め、6月21日の日米共同発表で、馬毛島を明記したことは、正に住民、国民への背信行為と言わざるを得ません。

また、射爆撃場として挙げられた硫黄島から一番近い有人島は、距離65キロメートルの徳之島、沖永良部島であり、緊急時に両島を利用する可能性も否定できません。この件について久米島町議会は、防衛省あての抗議、決議を全会一致で可決をいたしました。さらに、奄美群島水産振興協議会は、硫黄島島周辺海域は、奄美の漁業者にとって重要な漁場であるとして、断固反対する決議を採択。また、鹿児島県水産4団体の通常総会においても、県全体の問題として断固反対の決議を採択いたしております。訓練や訓練中の事故への懸念から、離島の交通運輸や漁業、観光等の産業にも大きな影響を与え、その危険性からも、住民生活に大きな脅威を与えるものであります。世界自然遺産である屋久島と併せ、国立公園化、世界自然遺産登録を目指す奄美群島は、世界にも類のない特筆すべきかつ後世に伝え残すべき自然環境であります。

よって、本市議会は、奄美群島を含む薩南諸島における軍事施設、訓練移転の検討について、ここに強く抗議いたします。

以上、提案理由といたしますが、議員皆様の御理解の上、御採択いただきますようお願い申し上げます。

す。

議長（世門 光君） これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います、いたします。

議案第52号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第52号 薩南諸島における米軍機離発着訓練移転案及び米軍射爆撃場移設案に対する意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ただいま可決されました意見書の提出先につきましては、議長に一任願います。

お諮りいたします。

お手元に配付してあります文書表のとおり、議会運営委員長及び総務建設委員長から、申出がありました議会運営に関する事項、議長の諮問に関する事項の調査等及び陳情第3号については、これを閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議会運営に関する事項、議長の諮問に関する事項の調査等及び陳情第3号については、これを閉会中の継続審査とすることに決しました。

お諮りいたします。

本市における施政全般の諸問題についての実態調査のため、別紙所管事務計画表のとおり、それぞれの諸君を各土地に派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、別紙所管事務調査計画表に基づき、それぞれの諸君を各都市に派遣することに決定いたしました。

以上で本定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成23年第2回奄美市議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れ様でした。（午前10時47分）

---

以上、本会議の次第を記載し、相違なかったことを認め、ここに署名する。

奄美市議会議長	世 門	光
奄美市議会議員	伊 東	隆 吉
奄美市議会議員	泉	伸 之
奄美市議会議員	関	誠 之

### 30人以下学級実現，義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

平成23年度の政府予算が成立し，小学校1年生の35人以下学級を実現するために必要な義務標準法の改正法も国会において成立しました。これは，30年ぶりの学級編制標準の引下げであり，小人数学級の推進に向け，ようやくスタートを切ることができました。今回の義務標準法改正条文の附則には，小学校の2年生から中学校3年生までの学級編制標準を順次改定する検討と法制上を含めた措置を講ずることと，措置を講じる際の必要な安定した財源の確保も明記されました。今後，35人以下学級の着実な実行が重要です。

日本は，OECD諸国に比べて，1学級当たりの児童生徒数や教員一人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには，一クラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では，約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として，26人から30人を挙げています。このように，保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかであります。

また，小規模校を抱える本地区においては，複式学級編制基準の引下げも重要です。本地区の保護者はもちろん，小規模校に子どもを通わせている保護者は強くその引下げを望んでいます。

新しい学習指導要領が本格的に始まり，授業時数や指導内容が増加します。また，暴力行為や不登校，いじめ等生徒指導面の課題が深刻化し，障害のある児童生徒や，日本語指導など特別な支援を必要とする子どもが顕著に増えています。このような中で，地方が独自に実施する小人数学級は高く評価されています。

子どもたちが全国どこに住んでいても，機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし，教育予算について，GDPに占める教育費の割合は，OECD加盟国（28か国）の中で日本は最下位となっています。また，三位一体改革により，義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ，自治体財政を圧迫しています。

将来を担い，社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として，子どもや若者の学びを切れ目なく支援し，人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。

こうした観点から，平成24年度政府の予算編成において下記事項の実現について，地方自治法第99条の規定に基づき，意見書を提出いたします。

#### 記

- 1 小人数学級を推進すること。具体的学級規模は，OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため，30人以下学級とすること。
- 2 複式学級編制基準の引下げを行うこと。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため，義務教育費国庫負担制度の堅持とともに

国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年7月11日

奄美市議会

【 提出先 】

内閣総理大臣，財務大臣，文部科学大臣

## 薩南諸島における米軍機離発着訓練移転案及び米軍射爆撃場移設案に 反対する意見書

平成22年1月に明らかとなった徳之島への米軍普天間基地移設案は、郡民一体となった断固反対の意思表示により、政府は調査費の予算計上を見送ったが、それから一年を経過した昨今、米軍厚木基地から岩国基地に移転する空母艦載機の陸上空母離着陸訓練（FCLP）予定地を鹿児島県・馬毛島とすることで防衛省が最終調整に入ったとの報道に加え、徳之島及び沖永良部島の西方にある硫黄島に米軍射爆撃場を移設する案も検討されていることも明らかとなった。

馬毛島は種子島からわずか12キロメートルの距離であり、FCLPを実施する場合の訓練空域は最大で半径45キロメートルとの試算もあり、種子島全域に加え、屋久島と大隈半島の一部にも及ぶものである。

また、射爆撃場として挙げられた硫黄島は、行政区域としては沖縄県久米島町に属しているものの、一番近い有人島は距離65キロメートルの徳之島・沖永良部島であり、緊急時又は中継のための飛行場として両島を利用する可能性も否定できない。

政府は、徳之島三町の反対の意思表示にもかかわらず、平成22年5月の日米共同声明に徳之島を明記し、更には今回の馬毛島へのFCLP移転案についても、種子島・屋久島の1市3町の明確な反対の意思表示に関係なく、6月21日の日米共同発表において、移転候補地として馬毛島を明記した。

このことは、移転先とされる自治体との合意形成を公言しているにもかかわらず、実際には、当該自治体・住民の声に一切傾聴せず、防衛省と米軍との協議だけで一方的に進めようとするものであり、住民・国民への背信行為と言わざるを得ない。

世界自然遺産である屋久島と併せ、国立公園化・世界自然遺産登録を目指す奄美群島は世界にも類のない特筆すべき、かつ、後世に伝え残すべき自然環境である。

離島の交通運輸や漁業・観光業等の産業にも大きな影響を与えかねない米軍訓練移転・射爆撃場移設案は、決して甘受できないものであり、その危険性からも、基地移設と何ら変わらない状況を生むことが懸念され、住民生活にも大きな脅威を与えるものとなる。本市議会は、奄美群島を含む薩南諸島への軍事施設・訓練移転の検討について、ここに強く抗議するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年7月11日

奄美市議会

### 【提出先】

内閣総理大臣，防衛大臣，外務大臣